平取町地域防災計画

【 本　　編 】

令和８年９月修正

平 取 町 防 災 会 議

【本　編】

目　次

第1章　総　則 1
　第1節　計画の方針 1
　　第1　計画の目的 1
　　第2　計画の位置づけ 2
　　第3　用　語 3
　　第4　計画の修正要領 4
　第2節　防災関係機関等の処理すべき事務又は業務 5
　　第1　事務と業務の大綱 5
　　第2　町民及び事業所の基本的責務 9
　第3節　平取町の地勢と災害の概況 10
　　第1　位置および面積 10
　　第2　地形の概要 11
　　第3　気候の概要 12
　　第4　災害の概要 13
第2章　防災組織 29
　第1節　組織計画 29
　　第1　防災会議の組織 29
　　第2　災害対策本部の組織 32
　　第3　職員の動員配備 34
　　第4　町長の職務の代理 37
　　第5　公共的団体及び民間団体等の協力 38
　第2節　気象業務に関する計画 43
　　第1　気象業務組織 43
　　第2　特別警報・警報・注意報、指定河川洪水予報及び火災気象通報 45
　　第3　異常気象を発見した者の措置等 54
第3章　風水害等対策 55
　第1節　災害予防計画 55
　　第1　風水害の予防 55
　　第2　土砂災害の予防 57
　　第3　雪害の予防 59
　　第4　融雪災害の予防 62
　　第5　組織・人づくり 64
　　第6　避難のための環境整備 70

第7　消防・救急体制の整備……73
第8　情報通信の整備……75
第9　応急対策のための環境整備……78
第１０　避難行動要支援者対策……82
第2節　災害応急対策計画……86
第1　災害応急体制……86
第2　情報等の収集・伝達……88
第3　被害情報の収集・伝達・報告……90
第4　災害広報……103
第5　応急・派遣要請と受入れ……107
第6　消防活動……115
第7　救助・捜索……117
第8　応急医療救護……120
第9　警戒区域の設定・避難活動・避難所運営……125
第１０　遺体の処理・埋葬……134
第１１　交通対策・緊急輸送……136
第１２　災害時の警備対策……140
第１３　生活救援対策……141
第１４　建物対策……147
第１５　清掃・防疫……150
第１６　災害ボランティアの活用……153
第１７　義援金の保管及び配分……155
第１８　災害時要援護者への対応……156
第１９　公共機関・施設の応急対策……158
第２０　文教対策……162
第２１　農林業対策……166
第２２　災害救助法の適用……167
第２３　水防対策……170
第２４　障害物除去計画……171
第3節　**災害復旧計画**……172
第1　町民生活安定のための緊急措置……172
第2　災害復旧事業……179
第3　災害復興事業……183
第4章　震災対策……184
第1節　災害予防計画……184
第1　地震に強いまちづくり……184
第2節　**災害応急対策計画**……188
第1　**災害応急体制**……188
第2　地震情報の収集・伝達……189
第3　被害情報の収集・伝達・報告……196

第4　**災害広報**……199
第5　応援・派遣要請と受入れ……200
第6　**消防活動**……201
第7　**救出・捜索**……202
第8　応急医療救護……203
第9　警戒区域の設定・避難活動・避難所運営……204
第１０　遺体の処理・埋葬……205
第１１　交通対策・緊急輸送……206
第１２　災害時の警備対策……207
第１３　**生活救援対策**……208
第１４　**建物対策**……209
第１５　**清掃・防疫**……212
第１６　災害ボランティアの活用……213
第１７　義援金の保管及び配分……214
第１８　災害時要援護者への対応……215
第１９　公共機関・施設の応急対策……216
第２０　**文教対策**……217
第２１　**農林業対策**……218
第２２　災害救助法の適用……219
第3節　**災害復旧計画**……220
第1　町民生活安定のための緊急措置……220
第2　災害復旧事業……221
第3　**災害復興事業**……222
第5章　事故災害対策……223
第1節　**災害予防計画**……223
第1　道路災害の予防……223
第2　危険物等災害の予防……225
第3　大規模な火事災害の予防……227
第4　林野火災の予防……229
第2節　災害応急対策計画……231
第1　**道路災害対策**……231
第2　危険物等災害対策……235
第3　大規模な火事災害対策……238
第4　**林野火災対策**……241
第3節　**災害復旧計画**……245
第1　事故災害の復旧……245

第１章　総　則

第１節　計画の方針
第２節　防災関係機関等の処理すべき事務又は業務
第３節　平取町の地勢と災害の概況

第１章　　総　則

本章は、平取町地域防災計画の目的、防災業務に関する各防災関係機関とその役割、平取町の地域の災害に関する環境、災害概要、計画の前提条件等を明確にするものである。

第１節　　計画の方針

第１　計画の目的

平取町地域防災計画（以下、「この計画」という。）は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、平取町防災会議が作成する計画であり、平取町（以下、「本町」という。）の地域に係る災害に関し、予防、応急及び復旧等の対策を実施するにあたり、防災関係各機関が、その機能のすべてを用いて町民の生命、身体及び財産を自然災害や事故災害から保護するため、次の事項を定め、本町防災の万全を期することを目的とする。

１．平取町の区域を管轄し、又は、区域内に所在する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき防災上の事務又は業務の大綱。

２．災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）に必要な防災の組織に関すること。

３．災害の未然防止と被害の軽減を図るための施設の新設及び改善等災害予防に関すること。

４．災害が発生した場合の給水、食料供給、防疫等災害応急対策に関すること。

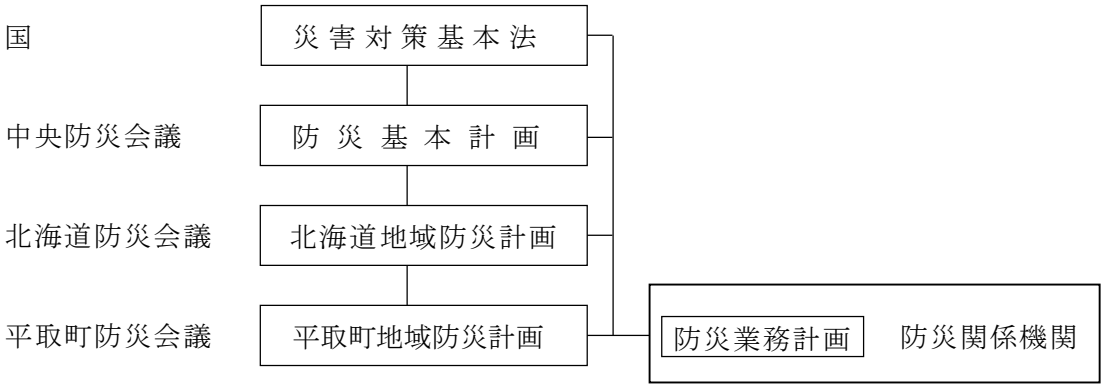
５．災害復旧に関すること。

６．防災訓練に関すること。

７．防災思想の普及に関すること。

第２　計画の位置づけ

この計画は、本町の災害対策に関する総合的かつ基本的な性格を有するもので、国の防災基本計画、北海道地域防災計画と相互に連携する。



第３　用　語

この計画において各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

基　本　法	災害対策基本法（昭和 36 年 11 月 15 日法律第 223 号）
水　防　法	水防法（昭和 24 年法律第 193 号）
救　助　法	災害救助法（昭和 22 年 10 月 18 日法律第 118 号）
町防災会議	平取町防災会議
本部（長）	平取町災害対策本部（長）
道防災計画	北海道地域防災計画
町防災計画	平取町地域防災計画
防災関係機関	平取町防災会議条例（昭和 38 年条例第 6 号）第３条に定める委員の属する機関
災　　害	災害対策基本法第２条第１号に定める災害
防　　災	災害対策基本法第２条第２号に定める防災

第４　計画の修正要領

町防災会議は、基本法第 42 条に定めるところにより町防災計画に随時検討を加え、おおむね次に掲げるような事項について必要があると認めるときは、修正の基本方針を定めこれを修正するものとする。

１．社会、経済の発展に伴い計画が社会生活の実態と著しく乖離したとき

２．防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更（削除）を必要とするとき

３．新たな計画を必要とするとき

４．防災基本計画の修正が行われたとき

５．北海道地域防災計画の修正が行われたとき

６．その他平取町防災会議会長が必要と認めたとき

前各号に掲げる事項については、計画の部分的な修正についても同様とする。

第２節　防災関係機関等の処理すべき事務又は業務

第１　事務と業務の大綱

平取町防災会議の構成機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者の防災上処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

1.指定地方行政機関

機関名	事務又は業務
室蘭開発建設部 ・日高道路事務所 ・鵡川沙流川河川事務所	(1)一般国道の新設・改築及び維持補修、災害復旧及びその他の管理に関すること。 (2)管轄河川の改修、災害復旧及びその他の管理に関すること。 (3)ダムの運営、管理及び情報の伝達に関すること。
北海道森林管理局 ・日高北部森林管理署	(1)管轄国有林につき保安林の配置の適正化と施策の合理化を図ること。 (2)管轄国有林の復旧治山及び予防治山を実施すること。 (3)林野火災の予防対策を行うこと。 (4)災害時に地方公共団体等の要請があった場合、可能な範囲において緊急復旧用資材の供給、人材派遣を行うこと。
北海道農政事務所	(1)農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等に関すること。
室蘭地方気象台	(1)気象、地象、水象等の観測及びその成果の収集、発表に関すること。 (2)気象、地象（地震にあっては、断層運動により発生した地震動に限る)、水象の予報及び特別警報・警報・注意報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること。 (3)気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 (4)町が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 (5)防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。
北海道総合通信局	(1)災害時における通信の確保に関すること。 (2)非常通信訓練、運用、管理を行うこと。
北海道管区行政評価局	(1)被災者への生活支援情報の提供、被災者からの相談に対応する特別行政相談所の開設及び専用電話を備えた相談窓口の開設といった特別行政相談活動に関すること。

2.自衛隊

機関名	事務又は業務
陸上自衛隊 第７師団第７特科連隊	(1)災害予防責任者の行う防災訓練に必要に応じ、部隊等の一部を協力させること。 (2)災害に関する情報の伝達、収集に関すること。 (3)災害が発生又はまさに発生しようとしている場合において、災害派遣の要請権者の要請又は独自の判断に基づき災害派遣部隊による救助活動及び広報活動を行うこと。

3．北海道

機関名	事務又は業務
日高振興局	(1)日高振興局地域災害対策連絡協議会の事務に関すること。 (2)防災に関する組織の整備及び災害予防措置に関すること。 (3)災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。 (4)各町及び指定地方公共機関の処理する防災事務又は事務の実施を助け、総合調整を図ること。 (5)自衛隊の災害派遣要請に関すること。 (6)気象警報等の各町への伝達及び災害発生状況、被害状況の取りまとめに関すること。
日高振興局保健環境部 静内地域保健室 （静内保健所）	(1)災害時における給水の実施指導に関すること。 (2)災害時における応急医療の実施に関すること。 (3)災害時における防疫及び伝染病予防の実施指導に関すること。 (4)災害時における清掃指導に関すること。 (5)災害時における環境衛生及び食品衛生の保持に関すること。 (6)災害時における被災者の保健衛生に関すること。
室蘭建設管理部 ・苫小牧出張所 ・門別出張所 ・静内総合治水事務所	(1)道道の新設・改築及び維持補修、災害復旧並びにその他の管理に関すること。 (2)道管理河川の改修、災害復旧及びその他の管理に関すること。 (3)急傾斜地崩壊危険地域の安全管理及び施設工事に関すること。 (4)水防技術の指導に関すること。

4．北海道警察

機関名	事務又は業務
門別警察署	(1)災害時における住民の避難誘導及び救助、犯罪の防止、交通規制等に関すること。 (2)災害情報の収集に関すること。

5．平取町

機関名	事務又は業務
平取町	(1)災害対策基本法に基づく地域防災計画の作成に関すること。 (2)平取町災害対策本部の設置及び組織の運営に関すること。 (3)平取町防災会議事務に関すること。 (4)気象警報等の住民への伝達に関すること。 (5)防災に関する組織の整備を図り、資材の備蓄、及び地域内の災害予防応急対策の総合調整を実施すること。 (6)防災思想の普及及び防災訓練の実施に関すること。
平取町教育委員会	(1)災害時における被災児童及び生徒の救護に関すること。 (2)児童及び生徒に対する防災教育に関すること。 (3)文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること。

6．日高西部消防組合

機　関　名	事　務　又　は　業　務
平　取　消　防　署 平　取　消　防　団	(1) 気象警報等の住民への伝達に関すること。 (2) 災害時における住民の避難、誘導及び救助に関すること。 (3) 災害時における危険地域の警戒に関すること。

7．指定公共機関

機　関　名	事　務　又　は　業　務
日本赤十字社 ・北海道支部日高地区 平取分区	(1) 救助法が適用された場合、北海道知事との委託協定に基づく避難所の設置、医療、助産、死体処置等の救助業務を実施すること。 (2) 民間団体及び個人の行う救助活動の連絡調整に関すること。 (3) 災害義援金品募集に関すること。
NTT 東日本株式会社 北海道南支店　苫小牧営業支店	(1) 気象官署からの警報の伝達に関すること。 (2) 重要通信の確保のための一般電話の利用制限に関すること。
北海道電力株式会社 ・日高水力センター 北海道電力ネットワーク株式会社 ・富川ネットワークセンター	(1) 災害時における配電施設の情報収集及び施設被害の復旧に関すること。 (2) 電力供給施設の防災対策に関すること。 (3) ダムの放流等について関係機関との連絡調整に関すること。
日本郵便株式会社 ・町内各郵便局	(1) 災害時における日本郵政グループ内の非常時対応に関すること。 (2) 被災者情報の提供に関すること。 (3) 郵便局窓口掲示板等の利用やネットワークを活用した広報活動に関すること。

8．指定地方公共機関

機　関　名	事　務　又　は　業　務
沙 流 土 地 改 良 区	(1) 土地改良施設の防災対策及び防災上の管理に関すること。 (2) 農業水利施設の災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。 (3) 災害時における組合員使用共同施設等の被害状況調査及び報告に関すること。
日　高　医　師　会	(1) 災害時における救急医療を行うこと。
日 高 歯 科 医 師 会	(1) 災害時における歯科医療を行うこと。

9．公共的団体等

機　関　名	事　務　又　は　業　務
びらとり農業協同組合	(1) 組合員に対する情報伝達に関すること。 (2) 組合員の被害状況調査及び報告に関すること。 (3) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。 (4) 被災組合員に対する融資の斡旋に関すること。 (5) 農業生産資材の確保及び斡旋に関すること。 (6) 農畜産資源作物の災害応急対策の指導に関すること。
沙流川森林組合	(1) 被災組合員に対する災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。 (2) 組合員の被害状況及び報告に関すること。 (3) 被災組合員に対する融資の斡旋に関すること。
平取町商工会	(1) 災害時における物価の安定、救援物資の確保に関すること。 (2) 会員の被害状況調査及び報告に関すること。 (3) 被災会員に対する融資の斡旋に関すること。
平取町建設協会	(1) 災害時における公共施設等をはじめとする、河川・道路の復旧施工に関すること。
沙流川地区トラック事業協同組合 室蘭地区トラック協会沙流川支部	(1) 災害時における緊急輸送等につき関係機関の支援を行うこと。
平取町自治振興会	(1) 災害時における住民の連携・連絡に関すること。 (2) 災害時における住民相互の奉仕、協力に関すること。 (3) 災害時における各種応急対策、援助、援護の協力に関すること。
平取町社会福祉協議会	(1) 災害時におけるボランティアの活動に関すること。
道南バス株式会社・平取営業所	(1) 災害時における陸上輸送の確保に関すること。
平取町危険物安全協会	(1) 災害時における危険物の保安措置に関すること。
町内各ガソリンスタンド	(1) 災害時におけるガソリン等の供給に関すること。

第２　町民及び事業所の基本的責務

「自らの身の安全は自らが守る」ことが防災の基本である。

町民及び事業所は、その自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身を守るよう行動することが重要である。

１．町民の責務

地域における被害の拡大防止や軽減を図るため、平常時から災害への備えを行うとともに、災害時には自主的な防災活動に努めるものとする。

(1) 平常時の備え

ア．避難の方法(避難路、避難場所等)及び家族との連絡方法の確認

イ．「最低３日間、推奨１週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、女性用品、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油及び自宅等の暖房・給湯用燃料の確保

ウ．隣近所との相互協力関係のかん養

エ．災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握

オ．防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得

カ．災害時要援護者への配慮

キ．自主防災組織の結成

(2) 災害時の対策

ア．地域における被災状況の把握

イ．近隣の負傷者･災害時要援護者の救助

ウ．初期消火活動等の応急対策の実施

エ．避難場所での自主的活動

オ．防災関係機関の活動への協力

カ．自主防災組織の活動

２．事業所の責務

従業員や施設利用者の安全確保、経済活動の維持、地域住民への貢献等、事業所が災害時に果たすべき役割を十分に認識し、防災活動の推進に努めるものとする。

(1) 平常時の備え

ア．災害時行動マニュアルの作成

イ．防災体制の整備

ウ．防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施

(2) 災害時の対策

ア．事業所の被災状況の把握

イ．従業員及び施設利用者への災害情報の提供

ウ．施設利用者の避難誘導

エ．従業員及び施設利用者の救助

オ．初期消火活動等の応急対策の実施

カ．ボランティア活動への支援等、地域への貢献

第３節　　平取町の地勢と災害の概況

第１　　位置および面積

本町は、道央日高の西端に位置し､沙流川のほぼ中央を占め、東経 142 度 3 分から 142 度 42 分と北緯 42 度 31 分から 42 度 53 分の間にあり、やや三角形の地域で東西 52.8 キロメートル、南北 41.1 キロメートルで、総面積 743.09 平方キロメートルを有する。

東部は新冠町に接し、西部は胆振のむかわ町に、北部及び南部は日高町にそれぞれ隣接している。

第２　地形の概要

本町の地形は、北東に広がった三角形を形成して、丘陵が多く、日高山脈の支脈が展開している。これを源として沙流川及びその支流である額平川、貫気別川、ニセウ川が町内を南北に貫流しており、この河川流域に部落市街地を形成している。

第３　気候の概要

夏期は南東、冬期は北西の風が吹くが、四季を通じて比較的温暖である。最高気温と最低気温は、近隣観測所（気象庁）における観測史上１位の気温でみると、最高気温が南西側で 2021 年７月 27 日の 32.2℃、北東側で 2021 年７月 31 日の 35.8℃、最低気温が南西側で 1977 年２月２日の零下 23.4℃で、北東側で 2010 年２月４日の零下 27.8℃である。（南西側の観測所：日高門別、北東側の観測所：日高）

降水量は、７～９月が比較的多く、2006 年８月 18 日には仁世宇で日降水量が 361mm と観測史上１位を記録しており、７～９月における平年の月降水量（統計期間 1991 年～2020 年）の平均は 185.3mm である。（気象庁 ＨＰより）また、積雪は少なく、交通上大きな支障はない。

第４　災害の概要

本町の気象災害の発生については、暴風雨（台風低気圧）による河川氾濫等の被害が主となっているが、河川改修・整備等によりその被害の発生は減少しつつあるといえる。しかし、更なる減少を期するため、治山工事、河川改修等のなお一層の強化が必要である。

本町において発生した主な災害状況の記録は、次のとおりである。

発生年月日	種別	災害の概要
明治 9.	水害	沙流川洪水、耕地を流失
明治 31.9.17 9.10～9.16 （長雨）	水害	沙流川氾濫　溺死者　29 名 流失家屋　68 戸 失われた畜類　93 頭
大正 2.9.24	霜害	結氷状の霜害があり農作物皆無
大正 11.8.20～24	大水害	沙流川氾濫、田畑被害多大 降雨量　約 350 ㎜
昭和 6.	低温・長雨	冷水害による凶作 田 4 分作、畑 6 分作
昭和 7.6.～8.	低温・長雨	冷水害による凶作 田・畑 5 分作未満
昭和 9.9.21	火災	平取村役場庁舎焼失
昭和 9.	低温	異常低温による凶作 田 7 分作（一部は皆無作）、大小豆 3 分作
昭和 10.	低温	異常低温、風水害による凶作
昭和 17.2	大火	平取に大火発生

発生年月日	種別	災害の概要
昭和 18.4.24	大火	平取に大火発生、中心市街全焼 被災者多数、被害戸数 124 戸
昭和 29.	大雨 (台風第 15 号)	平年作の半分以下
昭和 30.7. 4	水害	大水害があり 死者 1 名 被害総額 390,000 千円
昭和 31.	低温・長雨	低温と長雨による凶作 50%以上の被害を受けた農家が 全体の 70%を占めた 被害総額 211,860 千円
昭和 36.4. 5	豪雨・雪崩	降雨量 60 ㎜以上 午前 5 時頃、平取町糠平 北電電源開発工事現場 宿舎 3 棟倒壊 死者 12 名 重傷 2 名 軽傷 4 名
昭和 36.7.24～26	大雨	○建物被害 19,310 千円 住家全壊 1 戸 住家半壊 5 戸 住家流失 20 戸 床上浸水 63 戸 床下浸水 224 戸 非住家被害 97 戸 ○農業被害 農地 143.3 ha 32,148 千円 農作物・田 289 ha 45,651 千円 農作物・畑 440 ha 32,159 千円 農業用施設 9 箇所 13,500 千円 家畜 180 千円 ○土木被害 河川 25 箇所 96,400 千円 道路 36 箇所 14,343 千円 橋梁 20 箇所 23,410 千円 ○林業被害 治山 2 箇所 13,000 千円 林道 3 箇所 3,320 千円 林業物・その他 3 箇所 3,817 千円 ●被害総額 297,238 千円
昭和 37.8. 3～ 4	大雨 (台風第 9 号)	降雨量 108㎜ 氾濫面積 590 ha ○人的被害 死者 2 名 負傷者 2 名 ○建物被害 住家全壊 1 戸 住家半壊 1 戸 住家流失 4 戸 床上浸水 60 戸 床下浸水 21 戸 ●被害総額 959,150 千円

発生年月日	種別	災害の概要		
昭和 39.	低温	低温による凶作 農作物の 30%以上の減収		
昭和 41.8.17～19	大雨	降雨量 137mm ○建物被害 床上浸水 床下浸水 ●被害総額	 4 戸 53 戸 	 128,680 千円
昭和 43.5.16	地震 (十勝沖地震)	○人的被害 重傷 ●被害総額	 1 名 	 21,793 千円
昭和 48.8.17	大雨 (台風第 9 号)	○建物被害 床下浸水 ○土木被害 河川 道路 橋梁 ○林業被害 治山 その他 ●被害総額	 4 棟 4 戸 8 箇所 3 箇所 3 箇所 2 箇所 3 箇所 	 40 千円 62,000 千円 5,300 千円 10,900 千円 109,000 千円 20 千円 187,460 千円
昭和 50.5.17	大雨	○農業被害 農業用施設 ○土木被害 河川 道路 ●被害総額	 14 箇所 2 箇所 4 箇所 	 620,000 千円 5,150 千円 800 千円 625,950 千円
昭和 50.8.22～24	大雨 (台風第 6 号)	○建物被害 住家全壊 住家半壊 床下浸水 ○農業被害 農地・田 農作物・田 農作物・畑 農業用施設 ○土木被害 河川 道路 橋梁 ○林業被害 治山 林道 ○その他 ●被害総額	 1 棟 1 戸 1 棟 1 戸 5 棟 5 戸 17 ha 95 ha 104 ha 13 箇所 29 箇所 29 箇所 1 箇所 17 箇所 8 箇所 	 2,050 千円 3,270 千円 60 千円 4,034 千円 14,964 千円 6,482 千円 54,100 千円 83,080 千円 83,380 千円 2,000 千円 493,000 千円 13,900 千円 43,470 千円 803,790 千円

発生年月日	種別	災害の概要		
昭和 54.4. 8～ 9	大雨・融雪	○農業被害		
		農業用施設	6 箇所	148,000 千円
		○土木被害		
		河川	7 箇所	10,950 千円
		道路	27 箇所	3,670 千円
		○林業被害		
		林業施設	2 箇所	6,900 千円
		○衛生被害		
		水道施設	5 箇所	610 千円
		●被害総額		170,130 千円
昭和 56.7. 5～ 7	大雨	降雨量 135mm		
		○農業被害		
		農地流出	10 ha	29 千円
		農作物冠水	861 ha	10,000 千円
		農業用施設	11 箇所	655,000 千円
		○土木被害		
		河川	5 箇所	11,800 千円
		道路	16 箇所	67,550 千円
		○林業被害		
		治山	1 箇所	5,000 千円
		○その他	1 箇所	200 千円
		●被害総額		749,579 千円
昭和 56.8. 4～ 6	大雨・洪水	降雨量 328mm 本町の沙流川水位観測所の警戒水位を 15cm 超え 24m25cm に達した。		
		○建物被害		
		床上浸水	3 棟 3 戸	600 千円
		床下浸水	31 棟 31 戸	
		○農業被害		
		農地流失	24.8 ha	46,150 千円
		農作物冠水	833 ha	230,962 千円
		農業用施設	108 箇所	658,999 千円
		○土木被害		
		河川	31 箇所	159,000 千円
		道路	99 箇所	233,350 千円
		橋梁	9 箇所	14,500 千円
		○林業被害		
		林道	29 箇所	21,090 千円
		その他		8,845 千円
		●被害総額		1,373,496 千円

発生年月日	種別	災害の概要		
昭和 56.8.22～23	暴風雨 (台風第 15 号)	門別町富川 8 月 23 日 14 時 平均風速 18m/秒 瞬間風力 30m/秒		
		○建物被害		
		住家		
		一部破壊	9 棟 13 戸	1,511 千円
		非住家		
		全壊	2 棟 2 戸	280 千円
		○農業被害		
		農作物	1,059 ha	116,471 千円
		営農施設	117 箇所	32,242 千円
		○土木被害		
		河川	4 箇所	16,200 千円
		道路	3 箇所	5,680 千円
		橋梁	1 箇所	5,000 千円
		○林業被害		
		林業施設	969 ha	541,801 千円
		○商工被害	29 箇所	10,373 千円
		○その他		5,354 千円
		●被害総額		734,912 千円
昭和 59.7.16～17	大雨	○農業被害		
		農作物	27 ha	2,826 千円
		農業用施設	6 箇所	312,000 千円
		○土木被害		
		河川	1 箇所	4,000 千円
		道路	3 箇所	25,100 千円
		橋梁	1 箇所	200 千円
		○林業被害		
		林業施設	969 ha	
		林道	3 箇所	130 千円
		●被害総額		344,256 千円
昭和 60.7.11～12	大雨	○農業被害		
		農地流失	20 ha	100 千円
		農作物冠水	2 ha	315 千円
		農業用施設	6 箇所	113,100 千円
		○土木被害		
		河川	4 箇所	5,700 千円
		道路	13 箇所	2,935 千円
		その他	1 箇所	20 千円
		●被害総額		122,170 千円
昭和 60.9.1	大雨 (台風第 13 号)	○農業被害		
		農作物	94 ha	32,000 千円
		○土木被害		
		道路	3 箇所	750 千円
		●被害総額		32,750 千円

発生年月日	種別	災害の概要		
昭和 62.3.24～25	大雨	○農業被害		
		農地	2,115 ha	7,600 千円
		農業用施設	13 箇所	250,000 千円
		○土木被害		
		河川	8 箇所	56,100 千円
		道路	16 箇所	64,760 千円
		●被害総額		378,460 千円
昭和 62.8.31～9.1	暴風雨 (台風第 12 号)	○建物被害		
		住家		
		一部破損	1 棟 1 戸	250 千円
		非住家		
		全壊	1 箇所	300 千円
		半壊	1 箇所	50 千円
		○農業被害		
		農作物	16 ha	2,144 千円
		営農施設	17 箇所	2,437 千円
		●被害総額		5,181 千円
平成元.8.28	暴風雨 (台風第 17 号)	○農業被害		
		農業用施設	2 箇所	30,000 千円
		○土木被害		
		河川	1 箇所	8,200 千円
		●被害総額		38,200 千円
平成元.9.4	暴風雨	○農業被害		
		農作物	平取町全域	6,500 千円
		●被害総額		6,500 千円
平成 2.4.8～9	強風	○農業被害		
		営農施設	10 箇所	2,200 千円
		●被害総額		2,200 千円
平成 2.4.22～23	大雨	○農業被害		
		農業用施設	24 箇所	375,578 千円
		営農施設	2 箇所	200 千円
		○土木被害		
		河川	21 箇所	38,616 千円
		道路	22 箇所	66,300 千円
		○衛生被害		
		水道	2 箇所	500 千円
		●被害総額		481,194 千円
平成 2.8.15	大雨	○農業被害		
		農地	1 箇所	30 千円
		農作物	1 箇所	20 千円
		○土木被害		
		河川	6 箇所	8,220 千円
		道路	7 箇所	860 千円
		●被害総額		9,130 千円

発生年月日	種別	災害の概要		
平成 2.11.10	暴風	○農業被害		
		営農施設	58 箇所	5,000 千円
		●被害総額		5,000 千円
平成 3.8.21	大雨	○農業被害		
		農業用施設	9 箇所	400,000 千円
		○土木被害		
		道路	2 箇所	80,000 千円
		●被害総額		480,000 千円
平成 3.9.28	暴風雨 (台風第 19 号)	○農業被害		
		営農施設	3 箇所	1,800 千円
		●被害総額		1,800 千円
平成 4.8.9	暴風雨 (台風第 10 号 及び 温帯低気圧)	○農業被害		
		農地	71.4ha	264,600 千円
		農作物	923 ha	434,624 千円
		農業用施設	250 箇所	2,166,490 千円
		その他(機械他)		9,980 千円
		○土木被害		
		河川	77 箇所	627,000 千円
		道路	143 箇所	968,090 千円
		橋梁	7 箇所	95,500 千円
		その他		
		(水道 7,衛生 4,文教 4,他 16)		22,038 千円
		○林業被害		
		林地	16 箇所	809,000 千円
		林道	43 箇所	171,000 千円
		その他(作業路)		42,500 千円
		○商工その他		40,000 千円
		●被害総額		5,659,222 千円
平成 4.9.25～26	大雨 (台風第 19 号)	○土木被害		
		河川	31 箇所	165,309 千円
		道路	15 箇所	69,200 千円
		●被害総額		234,509 千円
平成 5.1.15	釧路沖地震	○農業被害		
		農業用施設	4 箇所	170,000 千円
		○土木被害		
		橋梁	1 箇所	70,000 千円
		○文教被害		
		水道設備他		120 千円
		●被害総額		240,120 千円
平成 5.8.12	大雨 (台風第 7 号)	○土木被害		
		河川	1 箇所	23,000 千円
		●被害総額		23,000 千円

発生年月日	種別	災害の概要		
平成 6.5.27	低気圧による大雨	○農業被害		
		共同利用施設（育苗）	10 棟	6,000 千円
		農業用施設	9 箇所	421,800 千円
		○土木被害		
		河川	4 箇所	13,100 千円
		道路	11 箇所	40,200 千円
		○林業被害		
		林道	3 箇所	1,300 千円
		治山施設	1 箇所	900 千円
		○衛生被害		
		水道	1 箇所	400 千円
		○都市施設		
		公園遊歩道	2 箇所	350 千円
		●被害総額		844,050 千円
平成 9.8.9～13	大雨	○農業被害		
		農地	6.6 ha	3,264 千円
		農作物	237.9 ha	42,721 千円
		農業用施設	2 箇所	1,000 千円
		営農施設	19 箇所	1,116,000 千円
		○土木被害		
		河川	23 箇所	27,900 千円
		道路	45 箇所	327,900 千円
		○林業被害		
		林地	0.3 ha	40,000 千円
		●被害総額		1,558,785 千円
平成 10.8.28～29	大雨	○農業被害		
		農地	18 ha	180 千円
		農作物	261 ha	665 千円
		農業用施設	22 箇所	30,700 千円
		○土木被害		
		河川	26 箇所	78,000 千円
		道路	13 箇所	154,900 千円
		○林業被害		
		林道	5 箇所	2,650 千円
		●被害総額		267,095 千円
平成 11.5.5	大雨	○農業被害		
		農業用施設	45 箇所	59,650 千円
		○土木被害		
		河川	29 箇所	55,314 千円
		道路	22 箇所	175,387 千円
		○林業被害		
		林道	14 箇所	26,850 千円
		●被害総額		317,201 千円

発生年月日	種別	災害の概要		
平成 12.5.12～14	大雨	○農業被害		
		農地	6 ha	3,800 千円
		農業用施設	25 箇所	204,000 千円
		その他	1 箇所	100 千円
		○土木被害		
		河川	8 箇所	2,900 千円
		道路	28 箇所	36,900 千円
		○林業被害		
		林地	1 箇所	400,000 千円
		林道	13 箇所	52,600 千円
		●被害総額		700,300 千円
平成 13.8.22～23	大雨 (台風第 11 号)	○農業被害		
		農業用施設	4 箇所	2,500 千円
		○土木被害		
		河川	6 箇所	1,300 千円
		道路	7 箇所	3,600 千円
		●被害総額		7,400 千円
平成 13.9.11～12	大雨 (台風第 15 号)	○農業被害		
		農地	43 ha	55,300 千円
		農作物	102.2 ha	10,177 千円
		農業用施設	130 箇所	467,600 千円
		営農施設	4 箇所	7,250 千円
		親水公園	1 箇所	2,000 千円
		○土木被害		
		河川	55 箇所	85,640 千円
		道路	146 箇所	495,970 千円
		その他	3 箇所	1,000 千円
		水道施設	10 箇所	6,100 千円
		○林業被害		
		治山施設	2 箇所	18,000 千円
		林道	19 箇所	87,400 千円
		その他	9 箇所	4,020 千円
		○文教被害		
		小学校	1 箇所	300 千円
		中学校	1 箇所	400 千円
		●被害総額		1,241,157 千円

発生年月日	種別	災害の概要		
平成 15.8.9～10	大雨 (台風第 10 号)	○建物被害		
		住家		
		全壊	3 棟(3 世帯)	9,570 千円
		床上浸水	45 棟(45 世帯)	74,655 千円
		床下浸水	25 棟(25 世帯)	375 千円
		非住家		
		空き家	14 箇所	630 千円
		家財被害	25 箇所	17,500 千円
		○農業被害		
		農地	468 ha	2,570,000 千円
		農作物	1,387 ha	812,277 千円
		農業用施設	188 箇所	3,214,100 千円
		営農施設		79,800 千円
		その他	114 箇所	5,832 千円
		○土木被害		
		河川	77 箇所	197,380 千円
		道路	205 箇所	813,470 千円
		橋梁	10 箇所	346,000 千円
		その他	26 箇所	31,680 千円
		○林業被害		
		林道	28 箇所	257,200 千円
		その他	2 箇所	3,000 千円
		○衛生被害		
		水道	16 箇所	11,650 千円
		一般廃棄物処理施設	2 箇所	28,500 千円
		○商工被害		
		商業	6 箇所	19,280 千円
		○その他被害		
		養魚場	1 箇所	30,000 千円
		テレビ共同受信施設	1 箇所	800 千円
		●被害総額		8,523,699 千円
平成 16.9.8	暴風雨 (台風第 18 号)	○農業被害		
		農業用施設	1 箇所	3,100 千円
		○林業被害		
		その他	4 箇所	1,000 千円
		●被害総額		4,100 千円
平成 17.8.21～22	大雨 (台風第 10 号)	○土木被害		
		道路	1 箇所	100,000 千円
		●被害総額		100,000 千円
平成 17.9.7～8	大雨 (台風第 14 号)	○農業被害		
		農業用施設	11 箇所	7,000 千円
		○土木被害		
		河川	18 箇所	2,834 千円
		道路	6 箇所	21,630 千円
		橋梁	1 箇所	600 千円
		●被害総額		32,064 千円

発生年月日	種別	災害の概要		
平成 18.2.26	暴風	○文教被害		
		中学校	1 箇所	2,100 千円
		●被害総額		2,100 千円
平成 18.8.18～19	大雨	○建物被害		
		住家		
		床上浸水	2 棟(2 世帯)	
		床下浸水	25 棟(25 世帯)	
		○農業被害		
		農地	82 ha	248,800 千円
		農作物	260 ha	94,800 千円
		農業用施設	160 箇所	856,400 千円
		営農施設	1 箇所	500 千円
		○土木被害		
		河川	80 箇所	195,010 千円
		道路	145 箇所	673,260 千円
		橋梁	4 箇所	18,800 千円
		○林業被害		
		林道	49 箇所	68,250 千円
		その他	9 箇所	4,050 千円
		○衛生被害		
		水道	6 箇所	23,400 千円
		一般廃棄物処理施設	1 箇所	800 千円
		雑排水処理施設	7 箇所	1,550 千円
		○文教被害		
		中学校	5 箇所	10,000 千円
		○その他被害		
		公園	3 箇所	19,200 千円
		生活館	3 箇所	3,650 千円
		●被害総額		2,218,470 千円
平成 19.1.7	強風	○農業被害		
		農業用施設	31 棟	10.350 千円
		●被害総額		10.350 千円
平成 20.7.23	大雨	○農業被害		
		農地	0.79 ha	13,400 千円
		農作物	12.74 ha	5,766 千円
		農業用施設	35 箇所	17,500 千円
		○土木被害		
		河川	17 箇所	10,350 千円
		道路	46 箇所	19,100 千円
		○林業被害		
		林道	14 箇所	6,000 千円
		その他	14 箇所	3,400 千円
		○文教被害		
		その他	1 箇所	540 千円
		○その他被害		
		公園	2 箇所	1,000 千円
		●被害総額		77,056 千円

発生年月日	種別	災害の概要		
平成 22.8.11～12	大雨 （台風第４号）	○農業被害		
		農地	2.3ha	4.900 千円
		農作物	13.1ha	2.056 千円
		農業用施設	69 箇所	182.900 千円
		○土木被害		
		河川	34 箇所	23.050 千円
		道路	64 箇所	45.550 千円
		○衛生被害		
		水道	1 箇所	400 千円
		○林業被害		
		林道	12 箇所	11.949 千円
		治山施設	3 箇所	900 千円
		その他	1 箇所	100 千円
		○その他被害		
		文教施設	1 箇所	1.000 千円
		●被害総額		272.805 千円
平成 22.8.23～24	大雨	○土木被害		
		河川	5 箇所	2.700 千円
		道路	5 箇所	1.900 千円
		○林業被害		
		林道	2 箇所	1.800 千円
		その他	1 箇所	300 千円
		●被害総額		6.700 千円
平成 22.12.4	強風	○建物被害		
		住家	1 棟	200 千円
平成 24.4.23~24	降雨被害	○林業被害		
		林道	1 箇所	24.696 千円
		●被害総額		24.696 千円
平成 24.11.27	強風被害	○農業被害		
		農業用施設	59 箇所	8.500 千円
		●被害総額		8.500 千円

発生年月日	種別	災害の概要		
平成 28.8.23	大雨 （台風第９号）	○建物被害		
		住家		
		床下浸水	10 棟(10 世帯)	0 千円
		○農業被害		
		農地	4.85ha	7,100 千円
		農作物	36.77ha	0 千円
		農業用施設	93 箇所	218,700 千円
		○土木被害		
		河川	65 箇所	69,500 千円
		道路	86 箇所	228,900 千円
		橋梁	5 箇所	9,500 千円
		○林業被害		
		林道	30 箇所	49,750 千円
		その他	10 箇所	8,800 千円
		○衛生被害		
		水道	8 箇所	16,500 千円
		○商工被害		
		商業	3 箇所	1,900 千円
		○その他被害		
		公衆便所	1 箇所	200 千円
		生活館駐車場	1 箇所	500 千円
		情報通信施設	3 箇所	1,200 千円
		墓地	2 箇所	1,000 千円
		公園	1 箇所	200 千円
		宅内排水路	1 箇所	100 千円
		イオルの森作業路	3 箇所	2,500 千円
		●被害総額		616,350 千円
平成 30.3.8~9	融雪等被害	○建物被害		
		住家		
		床下浸水	1 棟(1 世帯)	0 千円
		床上浸水	1 棟(1 世帯)	0 千円
		○農業被害		
		農地	4.1ha	39,631 千円
		農業用施設	18 箇所	23,102 千円
		○土木被害		
		河川	17 箇所	13,479 千円
		道路	16 箇所	8,738 千円
		橋梁	1 箇所	1,145 千円
		○林業被害		
		林道	3 箇所	1,413 千円
		その他	4 箇所	2,199 千円
		●被害総額		89,707 千円

発生年月日	種別	災害の概要		
平成 30.9.6	地震 （北海道胆振東部地震）	○建物被害		
		住家（罹災証明発行）		
		半壊	4 棟	
		一部損壊	130 棟	0 千円
		○農業被害		
		農業用施設	3 箇所	4,883 千円
		農作物		43,398 千円
		○土木被害		
		河川	17 箇所	13,479 千円
		道路	16 箇所	19,915 千円
		橋梁	1 箇所	1,242 千円
		○林業被害		
		林道	8 箇所	310,268 千円
		その他	1 箇所	206 千円
		○衛生被害		
		廃棄物処理施設	1 箇所	1,145 千円
		排水処理	2 箇所	1,456 千円
		生活排水		3,664 千円
		水道	32 箇所	16,227 千円
		水道施設	6 箇所	3,068 千円
		生活排水		
		○商工被害		
		店舗・機材	25 件	17,972 千円
		商品廃業	25 件	16,134 千円
		休業損失	23 件	15,540 千円
		○その他被害		
		生活館	5 件	16,234 千円
		文教施設	9 件	6,005 千円
		公共施設	29 件	37,540 千円
		通信施設	2 件	998 千円
		斎場	6 件	1,817 千円
		墓地	1 件	530 千円
		その他	31 件	16,675 千円
		●被害総額		548,396 千円
令和元 5.20	降雨・強風	○農業被害		
		農地		1,000 千円
		農業用施設	3 箇所	1,500 千円
		営農施設	4 箇所	1,600 千円
		●被害額総額		4,100 千円
令和元 8.17	降雨	○農業被害		
		農業用施設	5 箇所	3,500 千円
		●被害額総額		3,500 千円
令和 2.3.10	降雨、融雪	○農業被害		
		農業用施設	4 箇所	4,900 千円
		●被害額総額		4,900 千円

発生年月日	種別	災害の概要
令和４.1.11	大雪	○農業被害 農業用施設 8箇所 4,268千円 ●被害総額 4,268千円
令和４.8.16	降雨	○農業被害 農業用施設 11箇所 15,000千円 ○土木被害 河川 19箇所 12,200千円 道路 35箇所 57,200千円 ●被害総額 84,400千円
令和5.9.14	降雨	○農業被害 農業用施設 3箇所 1,400千円 ●被害総額 1,400千円
令和5.11.6～7	降雨	○農業被害 農業用施設 1箇所 4,000千円 ●被害総額 4,000千円
令和6.8.22～23	降雨	○農業被害 農業用施設 1箇所 1,300千円 ●被害総額 1,300千円 （24時間雨量：旭88mm、仁世宇84mm）
令和6.8.27～28	降雨	○農業被害 農業用施設 3箇所 2,800千円 ●被害総額 2,800千円 （24時間雨量：旭54mm、仁世宇88mm）
令和6.8.31	降雨	○農業被害 農業用施設 43箇所 58,700千円 ○土木被害 河川 40箇所 29,900千円 道路 44箇所 26,700千円 その他 3箇所 2,700千円 ○林業被害 治山施設 1箇所 350千円 林道 18箇所 12,200千円 その他 7箇所 2,784千円 ○商工被害 その他 1箇所 136千円 ○文教施設被害 小学校 1箇所 132千円 ●被害総額 133,602千円 （1時間雨量：旭26mm、仁世宇63.5mm）
令和6.10.23	降雨	○土木被害 河川 5箇所 3,500千円 道路 7箇所 1,600千円 ●被害総額 5,100千円 （24時間雨量：旭81.5mm、仁世宇121.5mm）

発生年月日	種別	災害の概要
令和７.９.１	降雨	○土木被害 河川　4箇所　1,700千円 道路　33箇所　44,500千円 ○林業被害 林道　5箇所　6,100千円 ○農業被害 農業用施設　8箇所　5,270千円 ●被害総額　57,570千円 （24時間雨量：平取 100mm、旭 69mm）
令和 7.9.20～21	降雨	○農業被害 農業用施設　1箇所　1,100千円 ●被害総額　1,100千円 （24時間雨量:平取 91mm、二風谷ダム 89mm）

第２章　　防災組織

本章は、災害の予防、応急及び復旧対策等の防災活動に即応する体制を確立し災害対策の総合的運営を図るため、防災に関する組織及びその運営、災害に関する情報及び気象予警報の伝達等に関する事項を定め、災害対策の確立を図るものである。

第１節　　組織計画

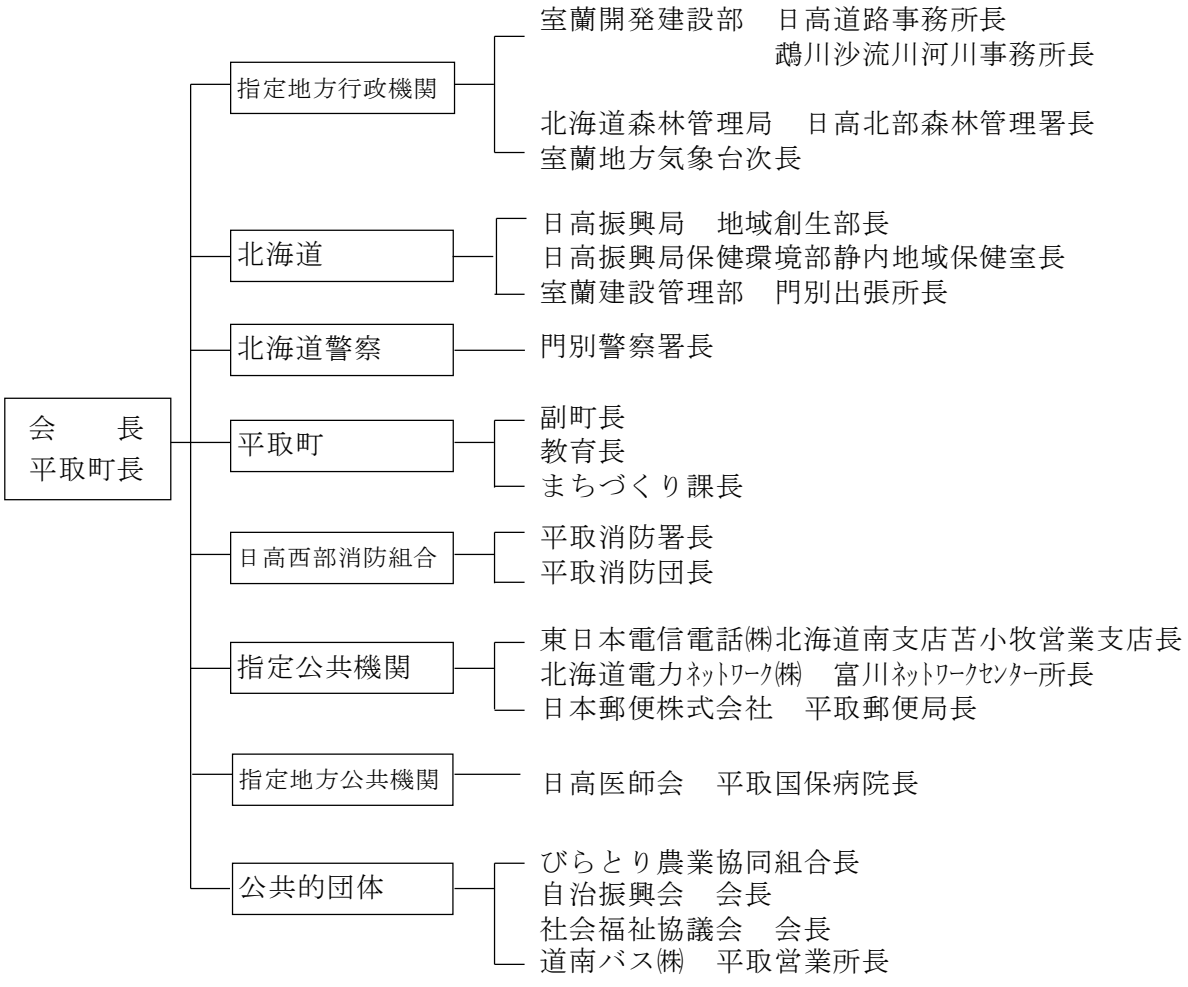
本町における防災会議の組織、運営、災害時における体制は、本節の定めるところによる。

第１　　防災会議の組織

町防災会議は、町長を会長とし、基本法第 16 条第 6 項に基づき制定された平取町防災会議条例（昭和 38 年条例第 6 号）により定められた委員をもって組織するものであり、その所掌 1 事務は、本町における防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、災害情報の収集、機関相互間の連絡調整を行うことである。

1. 防災会議の開催
防災会議は毎年開催し、地域防災計画の修正等、災害対策についての検討を加える。

2. 防災会議組織図



3. 防災会議委員名簿

役職名	機関名	役職名	住所	電話番号	適用
会長	平取町	町長	平取町本町28	01457-2-2221	
委員	室蘭開発建設部	日高道路事務所長	日高町字松風町2丁目251-4	01457-6-3154	
〃	〃	鵡川沙流川河川事務所長	平取町字二風谷24-4	01457-2-4221	
〃	北海道森林管理局	日高北部森林管理署長	日高町栄町東2丁目258-3	01457-6-3151	
〃	室蘭地方気象台	次長	室蘭市山手町2丁目6-8	0143-22-4249	
〃	陸上自衛隊第7師団第7特科連隊	連隊長	千歳市祝梅1016	0123-23-5131	
〃	日高振興局	地域創生部長	浦河町栄丘東通56	0146-22-9075	
〃	日高振興局保健環境部静内地域保健室	静内地域保健室長	新ひだか町静内こうせい町2丁目8-1	0146-42-0251	
〃	室蘭建設管理部	門別出張所長	日高町字緑町41-64	01456-2-5231	
〃	北海道警察	門別警察署長	日高町富川東1丁目4-1	01456-2-0110	
〃	社会福祉協議会	会長	平取町本町88-1	01457-4-2267	
〃	日高西部消防組合	平取消防署長	平取町本町37-1	01457-2-2361	
〃	〃	平取消防団長	平取町本町37-1	01457-2-2361	
〃	東日本電信電話㈱北海道南支店苫小牧営業支店	支店長	苫小牧市旭町3丁目6番13号	0144-35-4330	
〃	北海道電力ネットワーク㈱	富川ﾈｯﾄﾜｰｸｾﾝﾀｰ所長	日高町富川西2丁目7-7	01456-2-3119	
〃	日本郵便株式会社	平取郵便局長	平取町本町32-12	01457-2-2450	
〃	自治振興会	会長	平取町本町28	01457-2-2221	
〃	日高医師会	平取国保病院長	平取町本町67-1	01457-2-2201	
〃	びらとり農業協同組合	組合長	平取町本町40-1	01457-2-2211	
〃	道南バス㈱	平取営業所長	平取町字荷菜15-12	01457-2-2311	
〃	平取町役場	副町長	平取町本町28	01457-2-2221	
〃	〃	教育長	平取町本町88-1	01457-2-2619	
〃	〃	まちづくり課長	平取町本町28	01457-2-2221	

4. 防災会議専門委員

防災会議は、平取町防災会議条例第４条第２項に基づき、専門委員を置き、次の事項の調査を行わせ報告を受けることが出来る。

(1) 防災会議の問題点、課題の整理に関すること。
(2) 現行計画の点検に関すること。
(3) 地域防災計画の見直しの素案に関すること。
(4) 防災訓練に関すること。

5. 防災会議専門委員名簿

機関名	役職名	住所	電話番号	適用
室蘭開発建設部 日高道路事務所	副所長	日高町字松風町2丁目251-4	01457-6-3154	
室蘭開発建設部 鵡川沙流川河川事務所	計画課長	平取町字二風谷24-4	01457-2-4221	
室蘭建設管理部 門別出張所	次長	日高町字緑町41-64	01456-2-5231	
日高振興局 地域創生部危機対策室	主査	浦河町栄丘東通56	0146-22-9075	
北海道警察 門別警察署平取駐在所	所長	平取町本町25	01457-2-2444	
日高西部消防組合 平取消防署	署長	平取町本町37-1	01457-2-2361	
平取町自治振興会	会長	平取町本町28	01457-2-2221	
びらとり農業協同組合	専務	平取町本町40-1	01457-2-2211	
北海道電力㈱ 日高水力センター	所長	日高町宮下町1丁目850-3	01457-6-2076	
平取町 社会福祉協議会	事務局長	平取町本町35-1	01457-4-2267	
平取町	副町長	平取町本町28	01457-2-2221	
〃	教育長	平取町本町88-1	01457-2-2619	
〃	まちづくり課長	平取町本町28	01457-2-2222	
〃	防災係長	〃	〃	

第２　災害対策本部の組織

町長は、災害時、次の基準の一に該当し必要と認めるとき、又は緊急を要する事態が生じた場合には、災害対策本部(以下「本部」という。)を設置し、災害応急対策を実施する。

災害対策本部設置基準	
風水害	・レベル 3 大雨警報又はレベル 3 土砂災害警報の発表が予告され、避難所が開設されるとき。 ・住家の床上浸水又は全半壊等の被害若しくは人的被害が発生し、又は発生するおそれがあり、被害の拡大が予想されるとき。 ・孤立集落、避難者の発生等により応急対策が必要なとき。 ・交通機関の障害、生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。
雪害	・被害が大規模で、広域にわたるとき。
地震	・震度４以上の地震が発生したとき。 ・地震による大規模な被害が発生、または発生するおそれがあるとき。
その他大事故等	・被害が大規模なとき。 ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。
冷温害	・各地で冷温害被害が発生したとき。

1. 本部の設置・運営

災害対策本部の運営は、平取町災害対策本部条例(昭和 38 年条例第 7 号)によるものとする。

(1) 災害対策本部は、原則として本庁舎内に設置する。

(2) 本庁舎が災害等で損壊し、本部機能が全うできない場合は、ふれあいセンターびらとり内に災害対策本部を移転・設置する。

(3) 本部を設置したときは、庁舎正面玄関に「平取町○○災害対策本部」、本部室前に「平取町○○災害対策本部室」等の標識をそれぞれ掲示する。

2. 本部の組織系統

別表-1（災害対策本部の組織系統図）のとおりとする。

3. 各部の分担業務

別表-2（各部の業務分担）のとおりとする。

4. 本部の設置及び廃止の通知

本部設置後、本部長は次のとおり本部設置の通知・公表を行う。廃止の時の通知・公表は、設置の時に準ずる。

通知及び公表先	通知及び公表の方法
各部	庁内放送又は電話・防災情報メール
防災関係機関	電話及び文書等・防災情報メール
地域住民	広報及び電話・防災情報メール等
報道機関	電話及び口頭又は文書

5. 本部の廃止

本部長は、予測された災害の危険が解消したと認められるとき、又は災害発生後における応急対策がおおむね完了したときは、本部を廃止する。

6. 本部員会議

本部長は、必要と認める場合に本部員会議を召集する。

〈 本部員会議について 〉

本部員会議の役割	災害対策を推進するための基本方針の決定と各課の連絡･調整
本部員会議の招集時期	・本部設置後、直ちに招集する。 ・その他本部長が必要と認めた場合に招集する。
本部員会議の構成	・本部長　（町長） ・副本部長（副町長・教育長） ・本部員　（各課長職・平取消防署長）
協議事項	・災害応急対策の決定　・応援の要請 ・配備の切替　・本部の廃止　・その他

7. 災害対策支部（防災活動拠点）の設置

災害対策支部は、災害が発生したときには、地域の情報収集や連絡の防災活動拠点として、避難所等に必要に応じて設置することができるものとし、本部へ直行することが困難な職員について応急的な参集場所とすることができる。又、地域別の避難所（資料編　地域別避難所一覧）を地域防災拠点とし、避難地及び救援物資集積場所とする。

〈 平取町防災活動拠点 〉

施設名	所在地	備考
平取町役場振内支所	平取町振内町 28-11	指定緊急避難場所隣接 指定避難所隣接
平取町役場貫気別支所	平取町字貫気別 129-6	指定緊急避難場所隣接 指定避難場隣接
ふれあいセンターびらとり	平取町本町 35-1	指定緊急避難場所　福祉避難所 災害対策本部代替施設
平取町中央公民館	平取町本町 88-1	指定避難所
平取町国民健康保険病院	平取町本町 67-1	災害時要援護者施設

8. 現地災害対策本部の設置

(1) 設　置

本部長は、迅速･的確な災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、被災現地に現地災害対策本部（以下、「現地本部」という。）を設置することができる。

(2) 組織等

ア．現地本部は、災害対策本部の職員及びその他の職員のうちから、本部長が指名する者をもって組織する。

イ．現地本部は、被災現地において、本部長の指示により、その所掌事務の一部を代行する。

(3) 通　知

本部長は、現地本部を設置、又は廃止したときは、直ちに本部員及び各関係機関に通知する。

(4) 廃　止

本部長は、被災現地における災害応急対策がおおむね完了したときは、現地本部を廃止する。

第３　職員の動員配備

1. 非常配備体制

(1)災害時、応急対策を迅速かつ確実に実施するため本部に非常配備体制をとるものとする。

ただし、本部が設置されていない場合にあっても、その都度状況に応じて非常配備に関する基準に準じて町長は必要な体制を整えるものとする。

(2)非常配備体制の種別、配備内容、配備時期の基準は次のとおりとする。

〈 非常配備に関する基準 〉

区　分	配備の時期	配備の内容	任務	担当部署
警戒レベル１	１　早期注意情報が発表されたとき	準備体制とし、情報収集及び情報共有	１ 情報収集 ２ 関係機関との連絡	まちづくり課長 防災係 ※職員自宅待機
警戒レベル２	１.レベル２大雨注意報又は レベル２土砂災害注意報発表後、時系列情報（明日までの警報等の見通し）において警戒（赤）が表示されたとき。 ２．レベル２氾濫注意報又は レベル２氾濫注意情報の発表	準備体制とし、次の配備体制に移行し得る体制をとる。 避難所開設する際は災害対策本部設置。	１ 情報収集 ２ 関係機関との連絡	総務課長 産業課長 税務課長 観光商工課長 農委事務局長 建設水道課長 議会事務局長 保健福祉課長 ふれあいｾﾝﾀｰ長 ｱｲﾇ施策推進課長 生涯学習課長 学校教育課長 文化財課長 国保病院事務長 平取消防署長 ※状況に応じて職員招集
警戒レベル３	１．レベル３大雨警報 レベル３土砂災害警報 レベル３氾濫警報 レベル３氾濫警戒情報 震度４の地震が発生 ２.その他町長が必要と認めたとき。	災害対策本部設置。 非常警戒体制とし、各対策部は直ちに次の配備体制に移行できるよう体制を確立する。	１　高齢者等避難 ２　応急措置の実施	
警戒レベル４	１.レベル４大雨危険警報 レベル４土砂災害危険警報 レベル４氾濫危険警報 レベル４氾濫危険情報 が発表されたとき。 ２．震度５弱の地震が発生 ３.その他町長が必要と認めたとき。	各対策部は直ちに災害応急活動ができる体制をとる。	１　避難指示 ２　災害業務全般の実施	各係長職以上の職員
警戒レベル５	１.レベル５大雨特別警報 レベル５土砂災害特別警報 レベル５氾濫特別警報 レベル５氾濫発生情報 が発表されたとき。 ２．予想されない重大な災害が発生したとき。 ３．震度５強以上の地震が発生	命を守るための最善の行動をとる。	１　緊急安全確を可能な範囲で発令	全職員

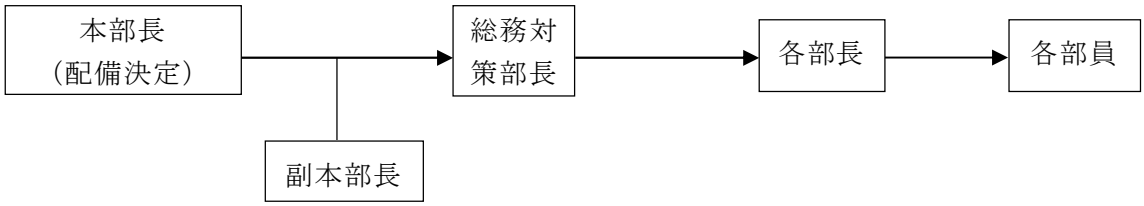
2. 動員計画

災害時、応急措置を迅速かつ的確に実施するために必要な要員の動員は、次のとおりとする。

(1) 平常執務時の伝達方法

執務時における配備体制の連絡系統は次のおりとする。

伝達系統



(2) 休日又は退庁後の伝達方法

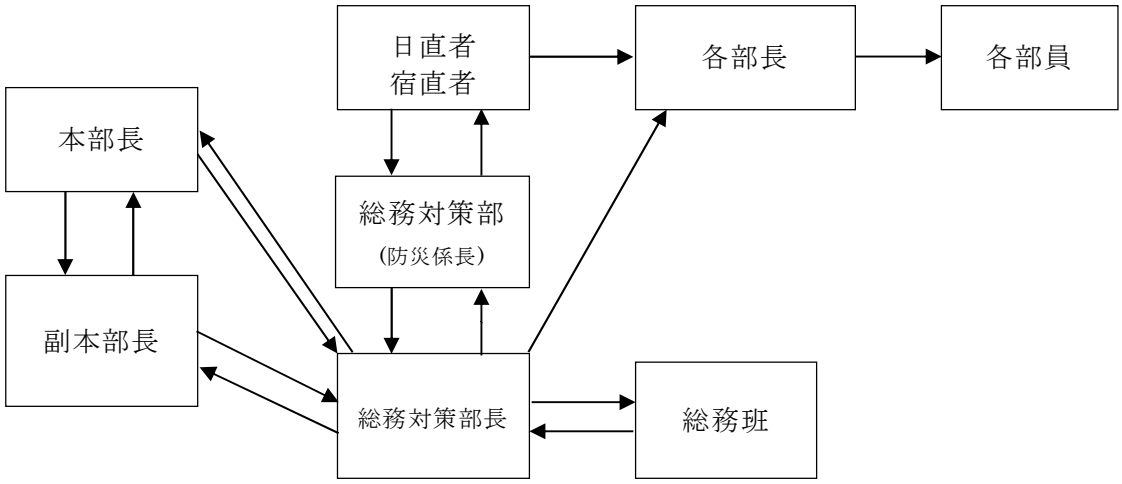
日直者又は宿直者は次の情報を察知したときは、総務対策部（総務課地域防災係長）に連絡して指示を仰ぎ、必要に応じて関係部長、職員に連絡するものとする。

ア 気象情報等が関係機関から通報されたとき。

イ 災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき。

ウ 異常現象の通報があったとき。

伝達系統



⑶ 緊急参集場所

勤務時間外、休日等における緊急参集場所は、所属事務所とするが、災害等により直行することが困難な場合は、居住地に近い災害対策支部とする。

⑷ 各部の本部連絡員及び体制確立報告

各部長は、本部長との連絡及び他の部との相互応援を行うため各部に本部連絡員を置くものとする。

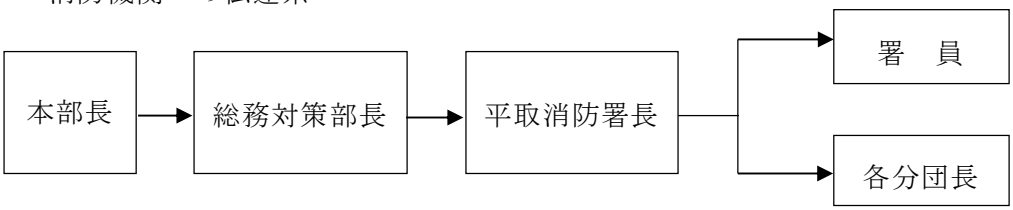
ア．本部連絡員は、所属の部と本部長（総務対策部）との連絡にあたり、本部長の指示事項の伝達等連絡活動を行うものとする。

イ．本部長の配備体制の指示に基づき各部が体制の確立を完了したときは、直ちに本部連絡員を通じ本部長に連絡するものとする。

⑸　消防機関に対する伝達

本部が設置された場合、その配備体制についての消防機関への伝達は次により行うものとする。

消防機関への伝達系



⑹　各部別の動員要請

災害応急対策を総合的に、迅速・的確に実施すため、各部長は、被災状況及び応急措置の状況により応援職員の要請又は応援可能な職員の数について、総務対策部に報告するものとする。

⑺　感染症対策等の徹底

災害対応にあたる職員等の過剰勤務抑制、健康管理、感染症対策の徹底や、スフィア基準を踏まえた避難者のプライバシー確保や過密抑制など避難所における避難生活の質の向上の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。

第４　町長の職務の代理

災害対策本部の設置をはじめ、災害応急対策に係る町長の職務に関して、町長に事故のあるときは、平取町災害対策本部条例（昭和 38 年条例第 7 号）により、次のとおり職務を代理する。

- 第１順位　副町長
- 第２順位　まちづくり課長

第５　公共的団体及び民間団体等の協力

災害時において、防災会議構成機関のみでは、十分な災害対策が困難であると判断される場合、本計画第１章第２節の公共的団体及び民間団体組織の協力を得て、災害対策の万全を期するものとする。

１．基本的な考え方

災害予防責任者は、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、企業、ＮＰＯ等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく､輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等の活用に努めるものとする。加えて、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとし、災害対応の堅守を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うこととする。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受け入れて情報共有や各種調整を行うことができるよう、受援体制の整備に努め、特に、庁内全体及び各業務相当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うとともに、訓練等を通じて応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について確認を行うなど、必要な準備を整えるよう努めるものとする。併せて、大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、応援や受援に関する計画や、災害の種類、被災地域に応じた対応マニュアルを策定し、それぞれ地域防災計画等に位置付けるよう努めるとともに、防災総合訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、更なる連携の強化を図るものとする。

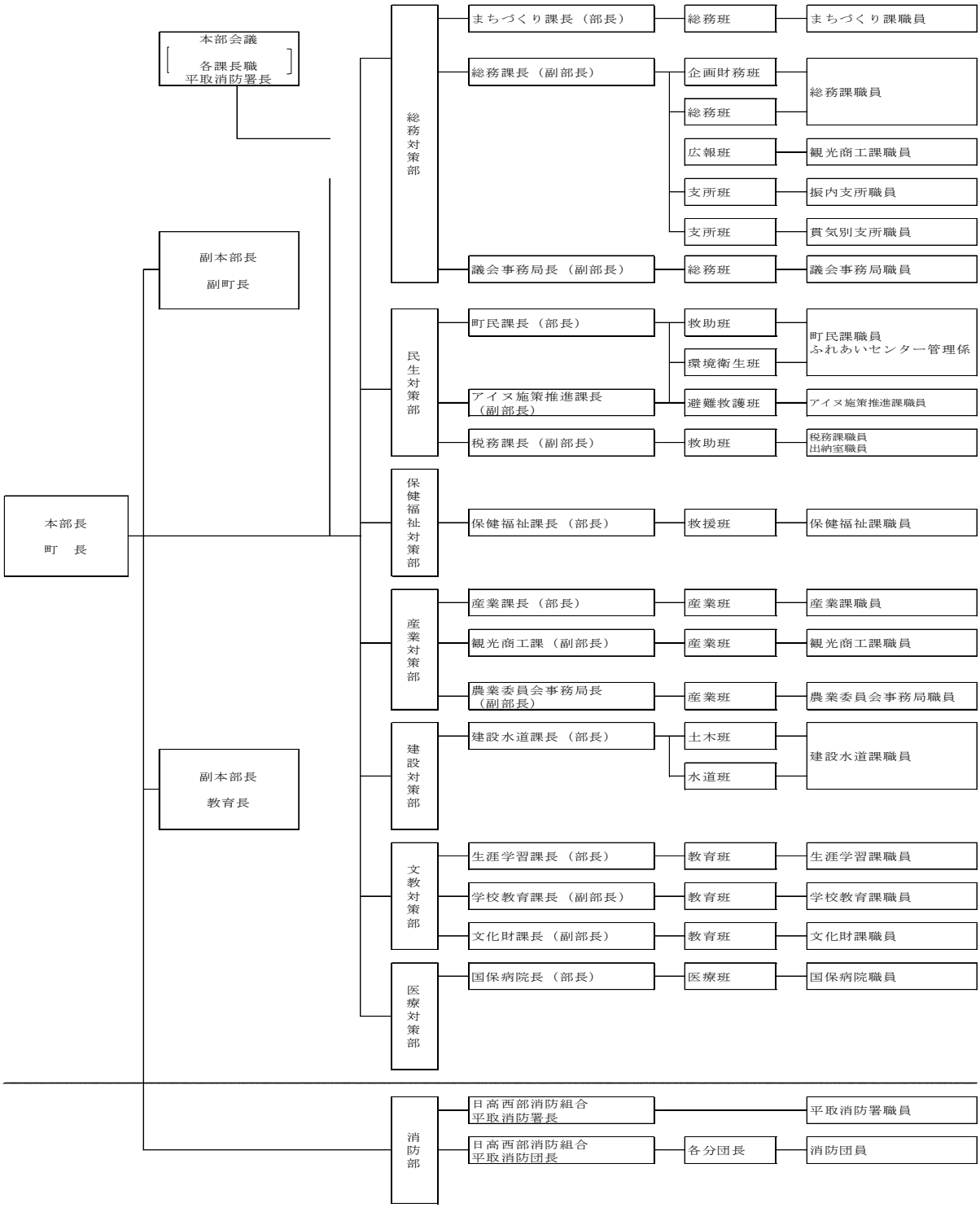
２．相互応援（受援）体制の整備

(1)　道や他の市町村への応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、応援職員等の宿泊場所として活用可能な施設や空き地のリストなど、日頃から道や他の市町村と災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。

(2)　必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。

(3)　相互応援協定の締結に当たっては，近隣の市町村に加えて、大規模災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮するものとする。

別表-1 災害対策本部の組織系統図



※町内における被害の実態を把握し、町民の生命、身体及び財産を守ることを優先とする活動を行うものとする。

各対策部長は被災状況等を勘案するとともに所属部員の動静を把握し、応急対策に繁忙な対策部への協力を行うものとする。

また、必要に応じて町の関係職員（土地改良区、社会福祉協議会等）に出動を依頼する。

別表-2 各部の業務分担

部　　名	班　名	業　　務　　内　　容	
総務対策部	総務班	1	災害対策本部の設置及び廃止に関すること。
		2	防災会議に関すること。
		3	災害対策本部の総括に関すること。
		4	気予警報の収集及び伝達に関すること。
		5	関係機関との連絡調整に関すること。
		6	各部との連絡調整及び受援体制に関すること。
		7	災害の情報の報告に関すること。
		8	災害救助法に関すること。
		9	自衛隊の派遣要請に関すること。
		10	消防組合の出動に関すること。
		11	町民に対する避難の指示に関すること。
		12	出動状況の記録に関すること。
		13	庁舎の警備に関すること。
		14	公用車に関すること。
		15	災害状況の調査に関すること。
		16	行方不明者の捜索に関すること。
		17	町民に対する気象情報及び災害情報の伝達に関すること。
		18	災害時における労務の供給計画及び実施に関すること。
		19	町議会との連絡調整に関すること。
		20	義援金品の受付及び配分に関すること。
		21	被災者に対する見舞金に関すること。
		22	その他、各部に属さない事項。
	広報班	1	災害情報の収集に関すること
		2	報道機関との連絡調整に関すること。
		3	災害時の写真記録に関すること。
		4	災害資料の取りまとめに関すること。
		5	その他、災害広報に関すること。
	企画財務班	1	動員職員に対する食糧等の調達に関すること。
		2	災害対策の予算措置に関すること。
		3	災害時における支払資金の調達に関すること。
		4	災害時における応急食糧等の供給計画及び実施に関すること。
	支所班	1	災害情報の収集、本部に対する報告に関すること。
		2	庁内の非常体制に関すること。
		3	支所管内の住家被害、人的被害の調査及び応急対策に関すること。
		4	気象情報の伝達に関すること。
		5	その他、本部長指示のあった事項に関すること。

別表-2　各部の業務分担

部　　名	班　名	業　　務　　内　　容	
民生対策部	救助班	1	被災者の救出・救助及び応急的救助施設に関すること。
		2	災害地の被害施設の応急作業に関すること。
		3	救助日誌の記録に関すること。
		4	被災者の応急炊き出しに関すること。
		5	自衛隊及び協力団体等の作業に関すること。
		6	被災町民に対する町税の減免及び猶予に関すること。
	環境衛生班	1	災害地の防疫及び清掃計画並びに実施に関すること。
		2	災害時における廃棄物処理に関すること。
		3	死体の処理及び埋葬に関すること。
		4	浄化槽施設の被害調査に関すること。
	避難救護班	1	被災者の避難誘導及び避難状況の記録並びに報告に関すること。
		2	避難所の設置に関すること。
保健福祉対策部	救援班	1	一般住家被害、人的被害の調査及び救急対策に関すること。
		2	日赤その他民間団体、個人に対する協力要請及び連絡調整に関すること。
		3	被災者に対する生活支援に関すること。
		4	社会福祉施設の被害調査及び報告に関すること。
		5	被災者相談所の設置及び運営に関すること。
		6	要援護者の援助対策に関すること。
		7	静内地域保健室等との連絡調整に関すること。
産業対策部	産業班	1	農地及び農業用施設並びに農作物等の被害調査に関すること。
		2	被災農家の調査及び援護対策に関すること。
		3	農作物の病害虫の防疫に関すること。
		4	治山・治水対策に関すること。
		5	林野火災予防対策に関すること。
		6	被災林野の調査及び援護対策に関すること。
		7	林野の病害虫の防疫に関すること。
		8	林業関係施設の被害状況調査及び復旧対策に関すること。
		9	災害復旧用木材の払い下げに関すること。
		10	家畜の防疫伝染病予防対策に関すること。
		11	災害地の家畜飼料の確保に関すること。
		12	死亡獣畜処理に関すること。
		13	災害時における商工業者等の被害調査に関すること。
		14	被災商工業者に対する金融措置及び復旧対策に関すること。
		15	観光・公園施設の被害状況調査及び復旧対策に関すること。
		16	観光業者の被害調査及び援護対策に関すること。

別表-2 各部の業務分担

部　　名	班　名	業　　務　　内　　容	
建設対策部	土木班	1	道路、橋梁、河川等の被害調査及び災害地の交通不能箇所の調査に関すると。
		2	災害に対する土木施設の防備計画及びその施行に関すること。
		3	土木関係被害のとりまとめに関すること。
		4	応急作業に必要な資材の確保に関すること。
		5	応急作業従事者の応援要請に関すること。
		6	災害地の交通不能箇所の調査および通行路線の決定に関すること。
		7	障害物の除去に関すること。
		8	被災者の公営住宅の入居に関すること。
		9	その他、土木被害の復旧に関すること。
	水道班	1	災害時における飲料水供給及び資材の確保に関すること。
		2	災害時における飲料水供給施設の確保に関すること。
		3	水道施設の応急対策及び復旧対策に関すること。
		4	雑排水施設の応急対策及び復旧対策に関すること。
文教対策部	教育班	1	学校施設の被害状況の調査及び応急復旧対策に関すること。
		2	各学校間の連絡調整に関すること。
		3	児童及び生徒の応急教育に関すること。
		4	児童及び生徒の心のケアに関すること。
		5	被災児童及び生徒に対する学用品の給与に関すること。
		6	被災児童及び生徒に対する防疫及び給食に関すること。
		7	児童及び生徒の保護計画並びにその実施に関すること。
		8	児童及び生徒の収容並びに施設の判定に関すること。
		9	児童及び生徒の避難誘導並びに救助に関すること。
		10	社会教育施設及び関連施設の被害状況の調査及び応急復旧対策に関すること。
		11	文化財の保護に関すること。
		12	図書管理に関すること。
医療対策部	医療班	1	被災者に対する医療及び助産に関すること。
		2	災害時における入院患者の避難及び誘導に関すること。
		3	災害地での仮設医療施設確保に関すること。
		4	災害時における医療品等の確保及び配分に関すること。

第２節　　気象業務に関する計画

暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水等による災害を未然に防止し、また、その被害を軽減するため、気象、地象（地震及び火山噴火を除く）及び水象（地震に密接に関連するものを除く）等の特別警報・危険警報・警報・注意報並びに気象情報等の伝達方法及びこれらの異常現象発見者の通報義務等に関する組織、業務等は次に定めるところによる。

なお、避難情報の発令基準に活用する風水害に関する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、５段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。

【資料編】「避難情報の発令判断・伝達マニュアル」参照

第１　気象業務組織

1. 予報区

(1) 予報区は、予報及び警報・注意報の対象とする区域であり、わが国全域を対象とする全国予報区（気象庁本庁担当）と 11 の地方予報区に分かれている。北海道においては全域を対象とする北海道地方予報区(札幌管区気象台担当)と７つの府県予報区に分かれている。

本町が該当する府県予報区は次のとおりである。

府県予報区名称	区　　域	担当官署
胆振・日高地方	胆振総合振興局及び日高振興局管内	室蘭地方気象台

(2) 府県天気予報及び特別警報・危険警報・警報･注意報に用いる細分区域名は次のとおりである。

ア．一次細分区域

府県天気予報を定常的に細分して行う区域で、気象特性、災害特性及び地理的特性により府県予報区を分割している。

イ．二次細分区域

特別警報・危険警報・警報・注意報の発表に用いる区域で、市町村単位を原則としている。

府県予報区 (担当気象官署)	一次細分 区域名	市町村を まとめた 区　域	二次細分区域名
胆振・日高地方 (室蘭地方気象台)	胆振地方	胆振西部	伊達市伊達、伊達市大滝、豊浦町、壮瞥町、洞爺湖町
		胆振中部	室蘭市、苫小牧市、登別市、白老町
		胆振東部	安平町、厚真町、むかわ町
	日高地方	日高西部	日高町日高、日高町門別、平取町
		日高中部	新冠町、新ひだか町
		日高東部	浦河町、様似町、えりも町

注)　一次細分区域及び二次細分区域はそれぞれの海岸線からおおむね 20 海里(37km)以内の海域を含むものとする。なお、注意報及び警報において自己の担当予報区の海域を一括して表現する必要があるときは、「沿岸の海域」の名称を用いる。

2. 予報区担当官署の業務内容

気象官署は、前述のように気象等に関する特別警報・危険警報・警報・注意報並びに気象情報等を発表する担当区域を異にしており、またその業務内容も官署によって異な

っている。

気象等に関する特別警報・危険警報・警報・注意報並びに気象情報等は府県予報区担当気象官署及び分担気象官署が担当する。

気象官署別の気象等に関する特別警報・危険警報・警報・注意報並びに気象情報等の種類は、次のとおりである気象官署別の予警報等の種類は、 次のとおりである。

担　当　官　署	予警報等の種類	回　　数
札幌管区気象台 （地方予報区担当官署）	地方天気予報 （地方天気分布予報） 地方季節予報 　早期天候情報 　１ヶ月予報 　３ヶ月予報 　暖候期予報 　寒候期予報 地方気象解説情報	毎日３回（5、11、17 時） 原則毎週２回（月・木） 毎週１回（木） 毎月１回（25 日頃） 毎年１回（2 月） 毎年１回（9 月） 随時
室蘭地方気象台 （府県予報区担当官署）	府県天気予報 地域時系列予報 府県週間天気予報 早期注意情報（警報級の可能性） 時系列情報(明日までの警報級の見通し） 気象等に関する注意報・警報・危険警報・特別警報 府県気象解説情報	毎日３回（5、11、17 時） 毎日３回（5、11、17 時） 毎日２回（11、17 時） 毎日３回（5、11、17 時） 毎日４回（5、11、17、23 時） 随時 随時

第２　特別警報・危険警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報及び火災気象通報

気象等に関する特別警報・危険警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報並びに火災気象通報の発表､伝達等は､気象業務法(昭和 27 年 6 月 2 日法律第 165 号)、水防法(昭和 24 年 6 月 4 日法律第 193 号)、消防法(昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号)、及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）の規定に基づき行うもので、特別警報・危険警報・警報・注意報等の種類、発表基準、発表方法、伝達方法等は次によるものとする。

1. 気象等に関する特別警報・危険警報・警報・注意報の種類、発表基準及び伝達

(1)一般向けのもの

ア．種類及び発表基準

○府　県　予　報　区 ･･･ 胆振・日高地方

○一　次　細　分　区　域 ･･･ 日高地方

○市町村等をまとめた地域 ･･･ 日高西部

（ア）特別警報

特別警報の種類	特　別　警　報　の　説　明
レベル５ 大雨特別警報	大雨による、重大な浸水害等が切迫または既に発生しているおそれが大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表される。
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
レベル５ 土砂災害特別警報	大雨による、重大な土砂災害が切迫または既に発生しているおそれが大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表される（60 分雨量と土壌雨量指数の組み合わせがレベル５土砂災害特別警報の基準値に実況で到達したメッシュがある程度 の広がりをもって出現し､さらに激しい雨が降り続く予想であるときに発表される。）
レベル５ 氾濫特別警報	氾濫が発生または氾濫による著しい危険が切迫したとき、氾濫が継続しているときに発表される。

（イ）　危険警報

種類	説　明
レベル４ 大雨危険警報	洪水予報河川以外の河川が増水することにより、重大な災害が起こるおそれが大きい危険な状況のときに発表（流域雨量指数がレベル４大雨危険警報基準に実況又は 3 時間先までの予測で到達する区間が複数ある時に発表）される。また、短時間の集中豪雨等で水路や下水道等が氾濫し、重大な災害が起こるおそれが高いときに発表（表面雨量指数がレベル４大雨危険警報基準に実況または１時間先までの予測で到達するときに発表）される。
レベル４ 土砂災害危険警報	大雨により、重大な土砂災害が起こるおそれが大きい危険な状況のときに発表される。(60 分雨量と土壌雨量指数 の組み合わせの実況値又は 2 時間先までの予測値がレベル４土砂災害危険警報の基準到達する メッシュがあるときに発表される。)
レベル４ 氾濫危険警報	河川が増水することにより、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超えさらに水位の上昇が 見込まれるとき､氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状態が継続しているときに発表される。

（ウ） 警報

種類		説明
警報	レベル３ 大雨警報	洪水予報河川以外の河川が増水することにより、重大な災害が起こるおそれがあるときに発表（流域雨量指数がレベル３大雨警報基準に実況又は 3 時間先までの予測で到達する区間が一部でもあるときに発表）される。 また、短時間の集中豪雨等で水路や下水道等が氾濫し、重大な災害が起こるおそれがあるときに発表（表面雨量指数がレベル３大雨警報基準に実況または１時間先までの予測で到達するときに発表）される。
	レベル３ 土砂災害 警報	大雨により、重大な土砂災害が起こるおそれがあるときに発表される。(60 分雨量と土壌雨量指数の 組み合わせの3時間先の予測値がレベル４土砂災害危険警報の基準到達するメッシュがあるときに 発表される。(予測精度に応じて、4～6 時間先の予測値により発表する場合もある))
	レベル３ 氾濫警報	河川が増水することにより、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達しさら に水位の上昇が見込まれるとき、レベル 4 氾濫危険警報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断 水位を下回った場合を除く)、避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性 がなくなった場合を除く）に発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪 警　報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 「暴風による重大な災害」に加えて、「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

（エ）注意報

種類		説明
注意報	レベル２大雨注意報	洪水予報河川以外の河川が増水することにより、災害が起こるおそれがあるときに発表（流域雨量指数がレベル２大雨注 意報基準に実況又は 3 時間先までの予測で到達する区間があるときに発表）される。また、短時間の集中豪雨等で水路や下水道等が氾濫し、災害が起こるおそれがあるときに発表（表面雨量指数 がレベル２大雨注意報基準に実況または１時間先までの予測で到達するときに発表）される。警戒レベル２。
	レベル２土砂災害注意報	大雨により、土砂災害が起こるおそれがあるときに発表される。(60 分雨量と土壌雨量指数の組み合わせの６時間先までの予測値がレベル２土砂災害注意報の基準到達するメッシュがあるときに発表される。）警戒レベル２。
	レベル２氾濫注意報	河川が増水することにより、氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意 水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に到達したが、水位 の上昇が見込まれないときに発表される。警戒レベル２。
	強風注意報	強風によって災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風によって災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意をよびかける。
	大雪注意報	大雪によって災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	濃霧注意報	濃い霧によって災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。

土壌雨量指数：降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。

流域雨量指数：降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる流域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。

※「特別警報、危険警報、警報、注意報の発表基準一覧表の解説」、「避難情報ガイドライン」より

（別表）警報等の基準一覧表

平取町	府県予報区	胆振・日高地方	
	一次細分区域	日高地方	
	市町村等をまとめた地域	日高西部	
特別警報	レベル5大雨	表面雨量指数基準	別紙1－1のレベル5大雨特別警報の基準値以上となる1km格子がおおむね30個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合
		流域雨量指数基準	別紙1－2のレベル5大雨特別警報の基準値以上となる1km格子がおおむね20個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合
	レベル5土砂災害	60分雨量及び土壌雨量指数基準	別紙2－1の基準値以上となる1km格子がおおむね10個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合
	レベル5高潮	水位（高潮予報区間に限る）又は潮位	
	暴風	中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合	
	暴風雪	中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
	大雪	府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合	
	波浪		
危険警報	レベル4大雨	表面雨量指数基準	別紙1－3の対象格子において別紙1－1のレベル4大雨危険警報の基準値に到達することが予想される場合
		流域雨量指数基準	別紙1－4の対象河川の格子において別紙1－2のレベル4大雨危険警報の基準値に到達することが予想される場合
	レベル4土砂災害	60分雨量及び土壌雨量指数基準	別紙2－2のレベル4土砂災害危険警報の基準値に到達することが予想される場合（おおむね2時間先までに基準値に到達することが予想される場合に発表）
	レベル4高潮	水位（高潮予報区間に限る）又は潮位	
警報	レベル3大雨	表面雨量指数基準	別紙1－1のレベル3大雨警報の基準値に到達することが予想される場合
		流域雨量指数基準	別紙1－2のレベル3大雨警報の基準値に到達することが予想される場合
		複合基準*1	別紙1－2のレベル3大雨警報の基準値に到達することが予想される場合
	レベル3土砂災害	60分雨量及び土壌雨量指数基準	別紙2－2のレベル4土砂災害危険警報の基準値に到達することが予想される場合（おおむね3～6時間先に基準値に到達することが予想される場合に発表）
	レベル3高潮	水位（高潮予報区間に限る）又は潮位	
	暴風	平均風速	20m/s
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪による視程障害を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ40cm
	波浪	有義波高	
注意報	レベル2大雨	表面雨量指数基準	別紙1－1のレベル2大雨注意報の基準値に到達することが予想される場合
		流域雨量指数基準	別紙1－2のレベル2大雨注意報の基準値に到達することが予想される場合
		複合基準*1	別紙1－2のレベル2大雨注意報の基準値に到達することが予想される場合
	レベル2土砂災害	60分雨量及び土壌雨量指数基準	別紙2－3のレベル2土砂災害注意報の基準値に到達することが予想される場合
	レベル2高潮	水位（高潮予報区間に限る）又は潮位	
	強風	平均風速	12m/s
	風雪	平均風速	12m/s 雪による視程障害を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ25cm
	波浪	有義波高	
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪	60mm以上：24時間雨量と融雪量（相当水量）の合計	
	濃霧	視程	200m
	乾燥	最小湿度35% 実効湿度65%	
	なだれ	①24時間降雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さ40cm以上で、日平均気温5℃以上	
	低温	5月～10月：（平均気温）平年より4℃以上低い日が2日以上継続 11月～4月：（最低気温）平年より6℃以上低い	
	霜	最低気温3℃以下	
	着氷		
	着雪	気温0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続	
レベル5氾濫特別警報・レベル4氾濫危険警報・レベル3氾濫警報・レベル2氾濫注意報の発表対象となる河川予報区のうち、平取町に関係する河川予報区名及び基準観測所名		別紙3	

*1 表面雨量指数と流域雨量指数の組み合わせによる基準値を表しています。

※別紙 1-1、別紙 1-2、別紙 1-3 については気象庁 HP
（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun_new/muroran.html）を参照。

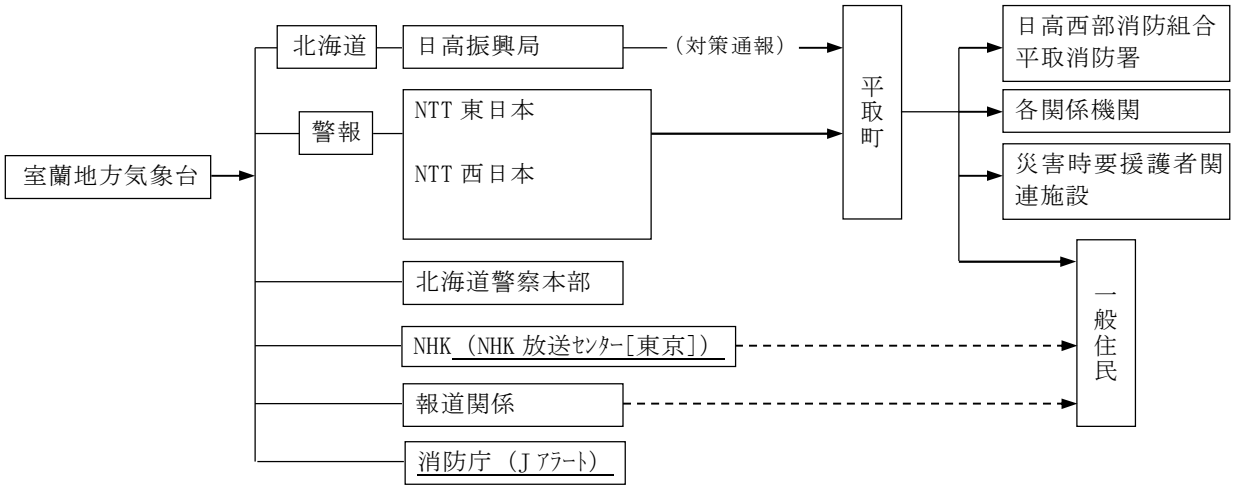
※特別警報、危険警報、警報、注意報の発表基準一覧表の解説

特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合、気象庁がその旨を警告して行う予報。
危険警報	大雨、土砂災害等によって、重大な災害の起こるおそれが大きい危険な状況である場合に気象庁がその旨を警告して行う予報。
警　　報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪によって、重大な災害の起こるおそれがある場合、気象庁がその旨を警告して行う予報。
注 意 報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪等によって、災害が起こるおそれがある場合に、気象庁がその旨を注意して行う予報。

イ．その他の情報

種　類	発表官署	概　　要
気象防災速報（記録的短時間大雨）	気象庁	レベル３大雨警報等を発表中かつ大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、当該地域にとって、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（１時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上雨量を組み合わせて分析）された場合に発表される。
気象防災速報（線状降水帯発生）	気象庁	大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する情報が発表される。
気象防災速報（線状降水帯直前予測）	気象庁	線状降水帯発生の可能性が高まった場合には、線状降水帯発生の２～３時間前を目標に、予測情報として発表される。
気象解説情報（線状降水帯半日前予測）	室蘭地方気象台	気象解説情報のうち、線状降水帯による大雨の可能性がある程度高いことが予想された場合に、大雨に対する心構えを一段高めてもらうことを目的として、半日程度前を目安に発表される
気象防災速報（竜巻注意竜巻目撃）	気象庁	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、気象庁から「胆振・日高地方気象防災速報（竜巻注意）」という表題の情報が発表される。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が「胆振・日高地方気象防災速報（竜巻目撃）」という表題で気象庁から発表される。 これらの情報の有効期間は、発表から概ね１時間である。
土砂災害警戒情報	気象庁 都道府県	市町村長のレベル４避難指示を発令する際の判断や住民の自主的避難の参考となるよう、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、胆振総合振興局と室蘭地方気象台から共同で発表される。令和８年５月から、気象業務法第13条第１項に基づく土砂災害に関する警報と一体として、「レベル４土砂災害危険警報」の名称を用いて通知等が行われる。

ウ．特別警報、警報、注意報の伝達系統図



(2)水防活動用気象注意報及び気象警報

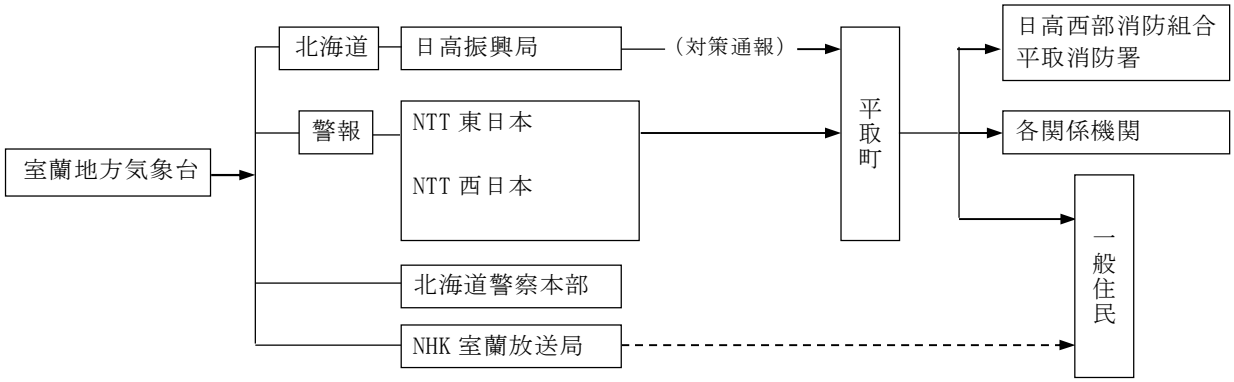
水防活動の利用に適合する注意報及び警報は、次の表の左欄に掲げる種類ごとに、同表の右欄に掲げる注意報及び警報、特別警報に含めて発表される。

その種類は次のとおりであり、伝達は、次の系統により行う。

ア．種　類

水防活動用気象注意報	レベル２大雨注意報
水防活動用気象警報	レベル３大雨警報、レベル４大雨危険警報、 レベル５大雨特別警報
水防活動用洪水注意報	レベル２氾濫注意報、レベル２大雨注意報
水防活動用洪水警報	レベル３氾濫警報、レベル３大雨警報、 レベル４氾濫危険警報、レベル４大雨危険警報 レベル５氾濫特別警報、レベル５大雨特別警報

イ．水防活動用気象注意報･気象警報の伝達系統図



(3)洪水予報

指定河川である沙流川の洪水予報は、室蘭地方気象台と北海道開発局室蘭開発建設部が共同で発表する。

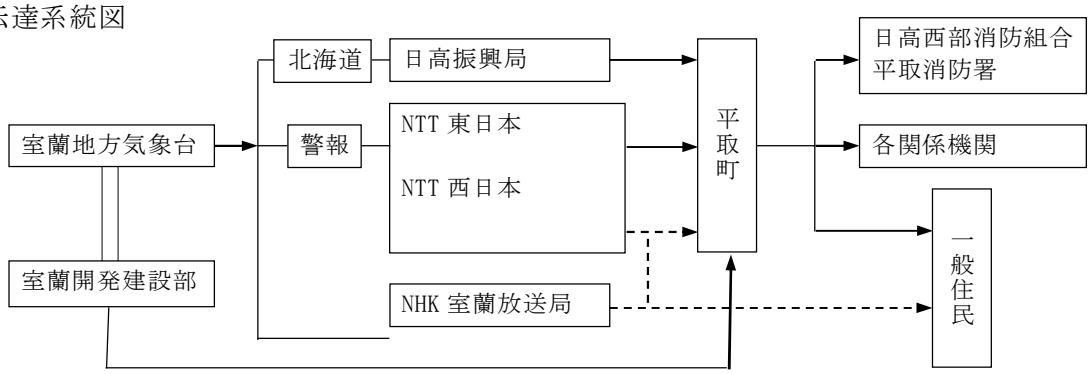
ア．指定河川及び担当

整 備 局	水 系 名	洪水予報河川名
北海道開発局	沙 流 川	沙 流 川

イ．洪水予報の種類及び発表基準

種　類	標　題	概　　要
レベル５ 氾濫特別警報	沙流川レベル５ 氾濫特別警報/氾濫発生情報 （警戒レベル５相当情報）	氾濫が発生又は氾濫による著しい危険が切迫しているとき（氾濫発生水位に到達するとき、堤防の損傷・水門などの施設の機能支障等により氾濫のおそれが高まったときなど)、したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当。
レベル４ 氾濫危険警報	沙流川レベル４ 氾濫危険情報 （警戒レベル４相当情報）	氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、急激な水位上昇 によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。
レベル３ 氾濫警報	沙流川レベル３ 氾濫警報 （警戒レベル３相当情報）	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、レベル4氾濫危険警報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
レベル２ 氾濫注意報	沙流川レベル２ 氾濫注意報 （警戒レベル２）	氾濫注意水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
氾濫危険水位：警戒レベル４避難指示の発令判断の目安、住民が避難判断の参考となる水位 避難判断水位：警戒レベル３高齢者等避難の発令判断の目安、住民への注意喚起となる水位 氾濫注意水位：水防団の出動の目安		

ウ．伝達系統図



(4)水防警報（水防法第１６条第１項）

北海道開発局室蘭開発建設部が発表する水防警報の種類、発表、基準及び伝達は次のとおりとする。

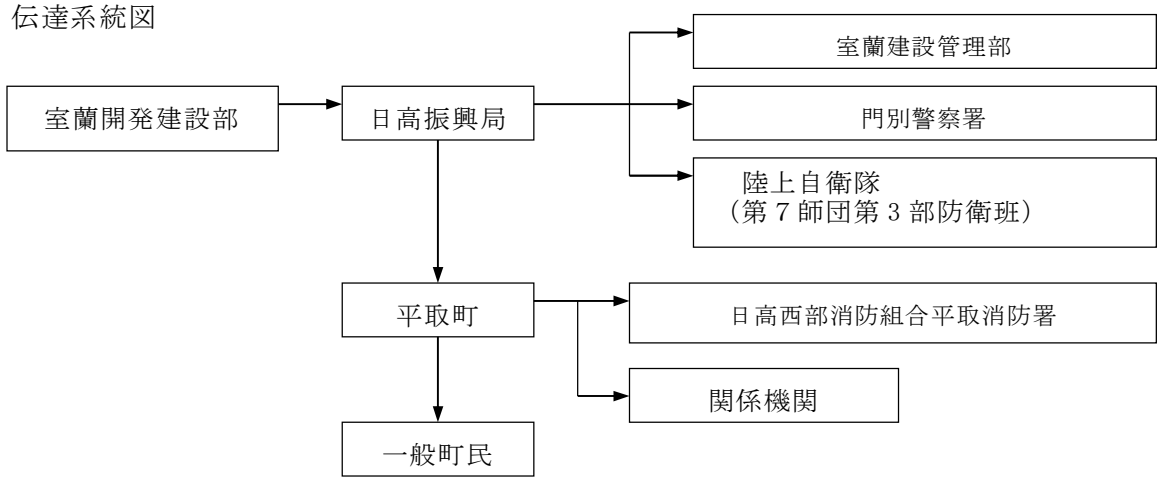
ア．指定河川及び担当

整 備 局	水 系 名	河 川 名
北海道開発局	沙 流 川	沙 流 川

イ．水防警報の種類及び発表基準

種類	内　　容	発表基準
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出勤できるように待機する必要がある旨を警告し、または、水防機関の出勤時間が長引くような場合に、出勤人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予警報等及び河川状況等により必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出勤の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他河川状況により必要と認めるとき。
出勤	水防機関が出勤する必要がある旨警告するもの。	氾濫注意情報等により、または、水位、流量その他河川状況により、警戒水位を超えるおそれがあるとき。
警戒	出水状況及びその他河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・法崩・亀裂等河川の状態を示しその対応策を指示するもの。	氾濫警戒情報等により、または、既に警戒水位を超え、災害の起こるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	警戒水位化に下降したとき、または水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。
※地震による堤防の漏水、沈下の場合、津波の場合は、上記に準じて水防警報を発表する		

ウ．伝達系統図



⑸　火災に関するもの

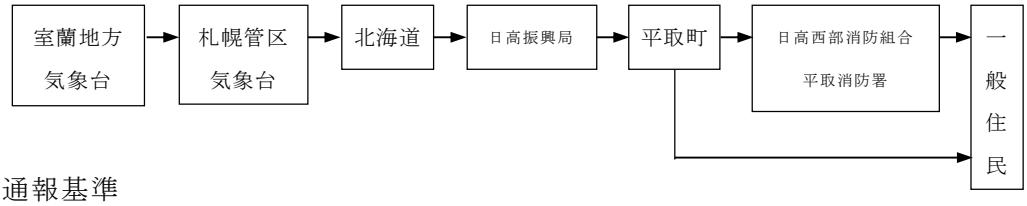
ア．火災気象通報

火災気象通報の発表及び終了の通報は、消防法第 22 条に基づき、室蘭地方気象台から北海道知事に通報するものとする。

通報を受けた北海道知事は、管内各町に通報するものとする。

(ｱ) 伝　達

火災気象通報の伝達系統は、次のとおりである。



(ｲ) 通報基準

火災気象通報を行う場合の通報基準は、実効湿度 65%以下で最小湿度 35%以下が予想されるとき、もしくは平均風速が陸上で 12m/s（浦河 14m/s、襟裳岬 20m/s）以上が予想されるときとする。

なお平均風速が基準以上であっても、降水及び降雪の状況によって、火災気象通報を行わない場合がある。

イ．火災警報の発令

気象の状況が火災の予防上危険である旨の通報を受けたとき又は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第 22 条に基づき日高西部消防組合管理者は、火災に関する警報を発令するものとする。

ウ．林野火災気象通報

林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として行い、伝達は第５章「事故災害対策」第１節第４「林野火災の予防」により実施する。

⑹　ダムの放流に関するもの

本町には、３つのダムがあり、放流については細心の注意が必要である。

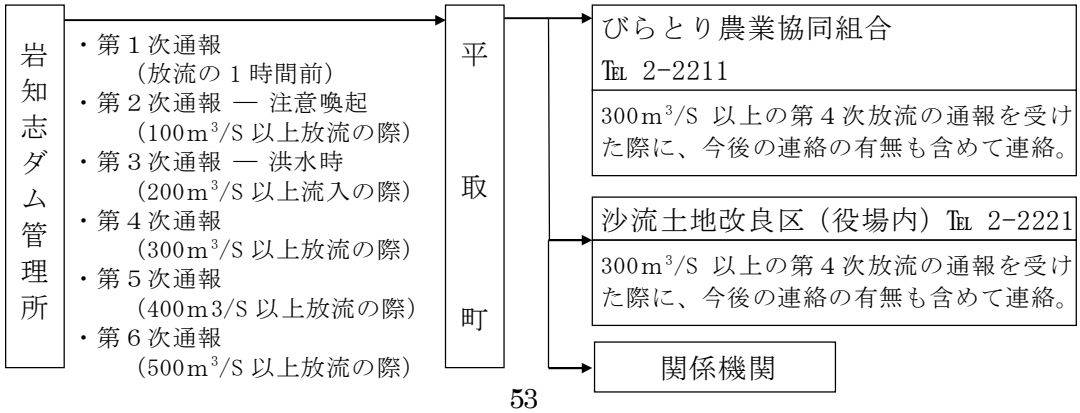
なお、放流通報を受けた際には、まちづくり課防災係に連絡するものとする。

ア．ダムの名称及び管理

ダム名	管　理　所	管　理
岩　知　志　ダ　ム	岩知志ダム管理所　TEL 6-3434	北海道電力
二　風　谷　ダ　ム	二風谷ダム管理支所　TEL 2-4262	北海道開発局
平　　取　　ダ　　ム	平取ダム管理支所　　TEL 5-5266	

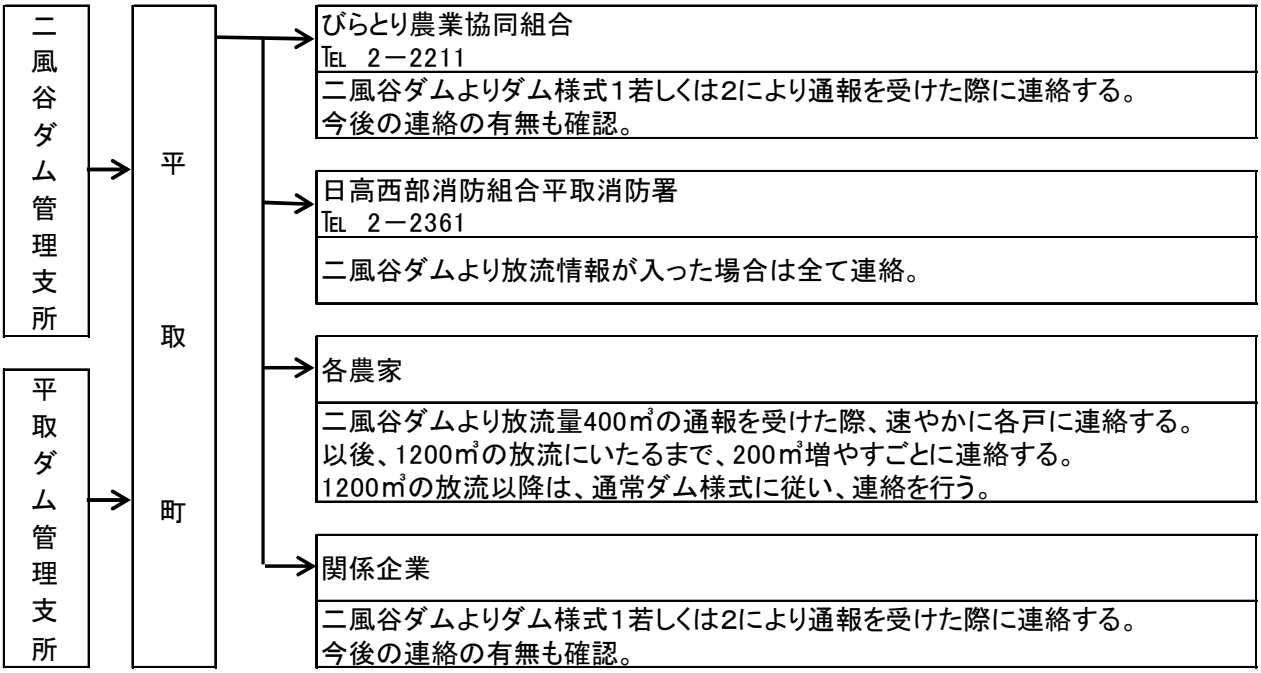
イ．放流の伝達系統及び伝達基準

(ｱ) 岩知志ダム ― 沙流川水系 ダム情報 自動通報システム



※岩知志ダム管理所は、第６次通報の連絡以降も、一定の放流を行う度に、本町にて連絡を受けることとする。

(ｲ) 二風谷ダム・平取ダム



※ 資料編　ダム放流時の連絡先

2. 各種情報

気象、水象、地象等により、災害がおこる恐れがある場合、気象官署は、担当予報区に対し注意を喚起するため、注意報や警報の補足説明、注意報発表前の状況説明又は事実を具体的に説明した気象情報、地震情報を発表する。

第３　異常気象を発見した者の措置等

１　通報義務（基本法第５４条第１項及び第２項）

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその状況を町長又は警察官に通報しなければならない。

２　警察官の通報（基本法第５４条第３項）

異常現象発見者から通報を受けた警察官は、その旨を速やかに町長に通報しなければならない。

３　町長の通報（基本法第５４条第４項）

宛先官署名	所在地・電話番号	指定地域
室蘭地方気象台	室蘭市山手町２丁目６－８ TEL０１４３－２２－４２４９	日高振興局

異常現象に関する通報を受けた町長は、次の気象官署に通報しなければならない。

第３章　　風水害等対策

本章は、風水害の対策に備えて、災害予防と発生時に備えた情報伝達、避難体制、応急対策等について定めたものである。

第１節　　災害予防計画

第１　　風水害の予防

風水害を予防するためには、浸水危険箇所を調査し、河川改修等の事業を推進する必要がある。また、被災後の農作物、家畜等に対しては、感染症や病害虫等の発生を防止する対策を図り、風水害により予想される被害の軽減を目的とする。

内　　容	担　　当
道路・河川等の整備	建設水道課、産業課
水防体制の強化	まちづくり課、建設水道課、産業課、日高西部消防組合平取消防署、平取消防団
風害の予防対策	建設水道課
農作物、家畜等の災害予防対策	産業課

1.　　道路・河川等の整備

浸水等の被害を防止するために、道路、河川・水路の改修や、流水を妨げる河畔林の整備事業を推進する。また、総合的な治水対策を確立するため、河川等の危険箇所の調査把握に努める。

(1) 河川の整備

開発による保水機能の低下に対応するため、河川改修として築堤や床固めを行う等、治水事業を推進する。

(2) 雨水管等の整備

市街地の排水不良を改善するために、雨水管等の整備を図る。特に、過去の降雨で浸水したことのある地域を優先的に整備するよう検討する。

2. 水防体制の強化

(1) 水防関係危険区域の現況

○ 水防区域　　（箇所：資料編）
○ 低地帯の浸水予想区域（　　〃　　）

※資料編　被害発生予想区域

(2) 水防体制を強化するために、平取町水防計画の定めるところにより、次のような対策を実施する。

○ 水防体制の確立
○ 水防資機材の充実
○ 河川情報の的確かつ迅速な収集と伝達体制の整備
○ 水防訓練を通じて、水防意識の向上、水防活動の指揮系統の徹底、水防作業能力の向上、水門等の操作の習熟を図る。

※平取町水防計画参照

3．風害の予防対策

風害を防ぐため、次のとおり対策を行う。

○ 建物からの落下防止の徹底

4．農作物、家畜等の災害予防対策

農作物、畜産等の風水害に備えた予防については、次に掲げる事項について農業協同組合等と連携して対策を促進し、災害の発生に備える。

○ 災害後の病害虫の防除対策
○ 感染症の対策
○ 農地の排水施設の整備

第２　土砂災害の予防

土石流、がけ崩れ、地すべり等の土砂災害の発生を未然に防止し、また被害の軽減を図るため、各種対策事業を推進するとともに、住民等に対して危険性の周知及び警戒避難に関する啓発等を行う。

１．土砂災害危険区域の把握と周知

土砂災害の発生が予想される箇所について、現地調査等を行い状況の把握に努めるとともに、警戒が必要な区域の指定を行う。

なお、北海道において土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、土砂災害防止法）という。）に基づく基礎調査を実施した箇所については、土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域（以下、「土砂災害警戒区域等」という。）が指定されている。

これらの区域については、防災マップ、パンフレット、広報誌等により周知を図るとともに、住民等による自主的な警戒避難行動の実施に向け必要な情報提供と啓発を行う。

○　地すべり危険区域（箇所：資料編）
○　急傾斜地崩壊危険区域（箇所：資料編）
○　土石流危険渓流（箇所：資料編）
○　土砂災害警戒区域等（箇所：資料編）
○　山地災害危険地区（箇所：資料編）

２．土砂災害予防対策の促進

国や道と連携し、土砂災害を防止するために次により計画的な整備を促進する。

○　急傾斜地の土地および家屋所有者等（以下、「所有者等」という。）に対して、危険箇所の周知徹底や危険区域の指定の必要性を啓発し、日頃から、がけ地の現況を把握するよう呼びかける。
○　急傾斜地崩壊危険区域内の自然がけに対し、所有者等が崩壊防止工事を行うことが困難な場合は、急傾斜地法により崩壊防止工事を施工する。
○　家屋が密集し危険度の高い箇所は、住民の協力を得たうえで危険区域を指定し、危険度の高い箇所から工事を実施していくよう北海道へ要請するとともに必要な場合は、町が実施することも検討する。

３．土砂災害警戒区域等における避難体制の整備

土砂災害警戒区域等については、土砂災害に関する情報の収集、予報または警報の発表及び伝達、避難、救助その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を区域ごとに定める。

○避難情報の発令基準
○情報の収集および伝達体制
○避難場所および避難経路
○災害時要援護者等への支援
○ハザードマップ等の整備
○避難訓練の実施

４．要配慮者利用施設の予防対策

土砂災害警戒区域等の区域内に社会福祉施設や学校医療施設等、主に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者（以下「災害時要援護者」という。）が利用する施設が所在する場合は、その施設に関する情報を平常時から把握し、施設ごとに具体的な避難支援計画を整備する。

５．急傾斜地危険区域の指定

ア．本町の急傾斜地危険区域指定箇所（外２２３箇所）

※ 資料編　被害発生予想区域（急傾斜地危険区域）

イ．予想される被害

連続的降雨又は集中豪雨等による傾斜地の崩壊に伴う家屋の倒壊、埋没及び人的被害。

６．地すべり危険区域の指定

ア．本町の地すべり危険指定箇所（外１箇所）

告示年月日	指定番号	危険区域	面積(ha)	世帯数
S58.	108	振内町　村上の沢	150	100

※ 資料編　被害発生予想区域（地すべり危険区域）

イ．予想される被害

連続的降雨又は集中豪雨等による地すべりに伴う家屋の倒壊、埋没及び人的被害。

７．災害時要援護者施設の予防対策

(1) 土砂災害等危険区域内の災害時要援護者施設

土砂災害等の対策として、気象警報等の情報連絡体制を改善するとともに、各施設の責任者は、地域住民・自主防災組織等との協力関係を確立し、自主的な情報収集体制を整備する。

〈 災害時要援護者施設名 〉

災害時要援護者施設名	住　　所	電話番号
障害者支援施設　すずらん	平取町振内町 97-1	01457-3-3676

第３　雪害の予防

異常降雪等により予想される豪雪、暴風雪及びなだれ等の雪害に関する対策は、防災関係機関がそれぞれ連携を図りながら、次のとおり行うものとする。

内　　容	担　　当
気象情報の収集	まちづくり課、振内支所、貫気別支所
交通、通信、送電の確保	建設水道課、まちづくり課、 室蘭建設管理部門別出張所、 室蘭建設管理部苫小牧出張所、 室蘭開発建設部日高道路事務所、 門別警察署、 東日本電信電話㈱北海道南支店苫小牧営業支店、 北海道電力ﾈｯﾄﾜｰｸ㈱富川ﾈｯﾄﾜｰｸｾﾝﾀｰ・北海道電力㈱日高水力センター
なだれ事故防止対策	まちづくり課、建設水道課、産業課、 室蘭建設管理部門別出張所、 室蘭建設管理部苫小牧出張所、 室蘭開発建設部日高道路事務所 門別警察署
除雪・排雪	建設水道課、 室蘭建設管理部門別出張所、 室蘭建設管理部苫小牧出張所、 室蘭開発建設部日高道路事務所

1. 気象情報の収集

室蘭地方気象台の予警報及び情報等を収集するとともに、必要な警戒体制を整えて、雪害に対処するものとする。

2. 交通、通信、送電の確保

(1) 室蘭開発建設部日高道路事務所

管理する道路で冬期間除雪を行い、交通の確保する除雪作業の基準は、下記のとおりである。

路　線　名	町内延長	種　別	除　雪　目　標
国道 237 号線	43.7 km	第１種	昼夜の別なく除雪を実施し、常時交通を確保する。

(2) 室蘭建設管理部門別出張所、室蘭建設管理部苫小牧出張所

管理する道路で冬期間除雪の行い、交通を確保する除雪作業の基準は、下記のとおりである。

路　線　名	町内延長	種 別	標　準交通量	除　雪　目　標
道道平取厚真線	1.6km	第１種	1000 台/日以上	昼夜の別なく除雪を実施し、常時交通を確保する。
道道夕張平取線	3.9 km	第２種	500～1000 台/日	２車線幅員確保を原則とするが、状況によっては、１車線幅員で待避所を設ける。 異常降雪時には約 10 日以内に２車線又は１車線の確保を図る
道道平取門別線	4.4 km	第２種		
道道平取静内線	22.4 km	第２種 荷負～貫気別		
		第３種 貫気別～旭	500 台/日以下	１車線幅員で必要な待避所を設けることを原則とする。
道道貫気別振内線	8.1 km	第３種		
道道芽生貫気別線	12.8 km	第３種		
道道宿主別振内停車場線	9.0 km	第３種		

(3) 町道の体制

町は、雪害による町道交通の混乱を防止するため、「町道除雪実施要領」に基づき除雪等を実施し、町民の交通の確保を図る。

※ 資料編　町道除雪実施要領

(4) 門別警察署

門別警察署は、雪害による交通の混乱を防ぐため、必要により通行禁止及び制限等の交通規制を行う等の措置を講ずる。

(5) 東日本電信電話㈱北海道南支店苫小牧営業支店

東日本電信電話㈱北海道南支店苫小牧営業支店は、雪害により通信に支障をきたさないよう必要な措置を講ずる。

(6) 北海道電力ネットワーク㈱富川ネットワークセンター・
北海道電力㈱日高水力センター

富川ネットワークセンター・日高水力センターは、着氷雪、風圧及び荷重を考慮した設備を建設する等の措置を講ずる。

3. なだれ事故防止対策

関係機関は、町民に被害を及ぼすおそれのあるなだれ発生予想個所を住民に周知するため、なだれ発生予想個所に標示板により標示を行う等の措置を講ずるとともに、警戒巡視を強化する。

4. 除雪・排雪

道路管理者は、該当する道路の除雪を早期に実施し、交通の円滑化を図るとともに、排雪に伴う雪捨場の設定に当たっては、次の事項に留意するものとする。

(1) 雪捨場は、交通に支障のない場所を設定する。やむを得ず道路側面等を利用する場合は、車両の待避場を設ける等交通の妨げにならないよう配慮する。

(2) 河川等を利用し、雪捨場を設定する場合は、河川の流下能力の確保に努め、災害等の発生防止に十分配慮する。

第４　融雪災害の予防

融雪による河川の出水等による災害の予防対策は、防災関係機関がそれぞれ連携し、次のとおり行うものとする。

内　　容	担　　当
気象情報及び積雪状況の把握	まちづくり課、建設水道課、産業課
融雪出水対策	建設水道課、産業課、 北海道電力㈱日高水力センター、室蘭建設管理部門別出張所、 室蘭建設管理部苫小牧出張所、室蘭開発建設部鵡川沙流川河川事務所
なだれ等予防対策	建設水道課、産業課、 室蘭開発建設部日高道路事務所、室蘭建設管理部門別出張所 室蘭建設管理部苫小牧出張所
交通の確保	建設水道課、産業課、 室蘭建設管理部門別出張所、室蘭建設管理部苫小牧出張所、 室蘭開発建設部日高道路事務所
通信及び送電の確保	東日本電信電話㈱北海道南支店苫小牧営業支店、 北海道電力ﾈｯﾄﾜｰｸ㈱富川ﾈｯﾄﾜｰｸｾﾝﾀｰ ・北海道電力㈱日高水力センター
広報活動	まちづくり課

1. 気象情報及び積雪状況の把握
   (1) 融雪災害に関する注意報、警報並びに情報等を収集し、関係機関に通報する。
   (2) 積雪状況及び融雪状況を把握するため、随時現地調査を実施する。

2. 融雪出水対策
   (1) 融雪出水期には、常に警戒に当たるものとし、水防用資機材及び通信機材の整備点検を行う。
   (2) 河川管理者は、河川が融雪、結氷、捨雪及びごみ等により河道が著しく狭められ、出水による災害が予想される場合は、融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、あわせて、河川管理施設の整備点検を十分行うとともに、堰、水門等の河川工作物の管理者に指導を行い、流下能力の確保を図る。
   (3) ダム、貯水池等水防上重要な施設の管理者は、融雪出水前に管理施設の整備点検を十分行うとともに、放流を行う場合は、操作規則等に基づき下流に急激な水位の変動を生じないよう留意し、関係機関及び地域住民への伝達が的確かつ迅速に行われるよう、通報体制の確立を図る。

3. なだれ等予防対策
   (1) 道路管理者は、なだれ発生予想箇所に標識を設置し、随時当該地区のパトロールを行うとともに、地域住民及びドライバーに対し、危険周知の対策を講ずる。
   (2) がけ等の管理者は、がけ崩れ及び地すべりの発生予想箇所のパトロールを強化する。

4. 交通の確保

道路管理者は、積雪、捨雪及びごみ等により道路側溝の機能が低下し、溢水災害が発生するのを防止するため融雪出水前に道路側溝内の障害物の除去に努め、排水能力の確保を図る。

5. 通信及び送電の確保

東日本電信電話㈱北海道南支店苫小牧営業支店及び北海道電力ネットワーク㈱富川ネットワークセンター・北海道電力㈱日高水力センターは、融雪出水やなだれにより通信及び送電に支障をきたさないよう十分配慮する。

6. 広報活動

町は、融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が十分得られるよう、あらゆる広報媒体を通じて、水防思想の普及徹底に努める。

第５　組織・人づくり

災害時に、町及び町民が的確かつ効果的に行動出来るよう、町民、事業所などでの組織づくりと知識の普及、訓練等の人づくりについて定める。

① 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関する教育を実施するものとる。

② 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、避難情報の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行うものとする。

③ 過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する検証結果や調査分析結果等の各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、 広く一般の人々が閲覧できるよう地理情報その他の方法により公開に努めるものとする。

④ 要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるように努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう、女性防災リーダーの育成や防災会議の委員に占める女性の割合を高めるなど、防災の取組への男女共同参画に努める。

内　　容	担　　当
自主防災組織について	まちづくり課、日高西部消防組合平取消防署
事業所等の組織	日高西部消防組合消防署平取消防署
災害ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ活動の環境整備	まちづくり課、保健福祉課、平取町社会福祉協議会
防災訓練の実施	まちづくり課、教育委員会、日高西部消防組合平取消防署
防災知識の普及	まちづくり課、教育委員会、日高西部消防組合平取消防署

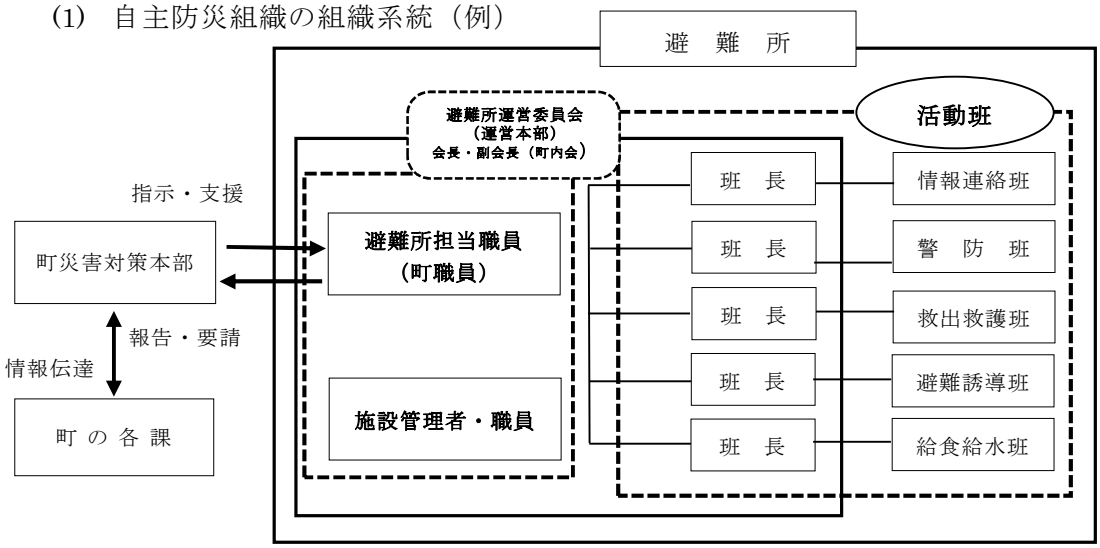
1. 自主防災組織について

基本法第５条第２項の規定に基づき、地域住民の助け合いの精神による自発的な防災活動の推進を図るため、自主防災組織の結成促進に努める。

また、自主防災組織は、地域住民が一致団結して、消防団や防災士、要配慮者に日ごろからかかわる福祉関係者等の多様な主体と連携し、初期消火活動や救出・救護活動をはじめ、要配慮者の避難の誘導等の防火活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。

なお、自主防災組織の結成にあたっては、自治会・町内会等を単位として行う。

(1)　自主防災組織の組織系統（例）



※　災害発生後に参集した地域住民の中で組織体制づくりをする。

(2)　自主防災組織の活動内容

平常時の活動	○　災害に関する知識の普及 ○　地域の危険度の理解 ○　家庭での防災の話合い ○　災害時の避難路、避難場所、避難所、医療救護施設の確認 ○　出火防止の徹底 ○　家具その他の落下・倒壊防止及び危険物対策 ○　飲料水、食料、生活必需品、医薬品の備蓄（３日間分程度） ○　障害者、高齢者、外国人等の災害時要援護者対策
災害発生時の活動	○　正確な情報の把握 ○　出火の防止及び初期消火 ○　負傷者の応急手当て、軽傷者の救護 ○　適切な避難及び避難生活 ○　炊出しや救助物資の配布に対する協力

2．事業所等の組織

事業所は、以下の規定に基づく計画を作成するほか、従業員、利用者の安全の確保と地域災害の拡大防止を図るため的確な防災活動を行う。

－「消防法第８条」の規定－

学校、病院、工場、事業所、百貨店（－中略－大規模な小売店舗を含む。）複合用途防火対象物、その他多数の者が出入りし、勤務し、または居住する防火対象物で政令が定めるものの管理について権限を有する者は、（中略）当該防火対象物について消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施（中略）、その他防火管理上必要な業務を行わせなければならない。

このために自主的な防災組織を編成し、事業所内における安全確保のほか地域の自主防災組織と連携し、地域の安全に積極的に努めるものとする。

具体的な活動内容については、概ね次のとおりとする。

○ 防災訓練
○ 従業員の防災教育及び広報
○ 情報の収集・伝達体制の確立
○ 火災その他の災害予防対策
○ 避難体制の確立及び従業員・施設利用者の避難方法の周知
○ 救出及び応急救護対策
○ 災害応急対策に必要な資機材の確保
○ 防災組織の整備、地域の防災活動への協力
○ 災害時における飲料水、食料、生活必需品の確保

3.　災害ボランティア活動の環境整備

(1) ボランティアの育成、確保

①　町及び関係機関は、平常時から地域団体、ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ＮＰＯ・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携についても検討するものとする。

②　町及び関係機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図るとともに、国が整備する登録団体データベースを活用するなどして、登録被災者援護協力団体等による災害時ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

③ 町は避難生活支援リーダー/サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努めるものとする。

平　取　町	○ 救援活動を行うボランティア登録の把握 ○ 災害救援ボランティアの活動拠点の確保 ○ ボランティア研修への協力
門別警察署	○ 被災地における犯罪・事故の防止 ○ ＰＴＡ組織やボランティア団体等と連携した街頭補導活動 ○ 交通安全協会と連携した交通安全の啓発活動
日本赤十字社 北海道支部 日高地区 平取分区	○ 医療救護活動 ○ 救援物資の搬入出・配分及び炊出し等被災者の自立支援活動 ○ 国際赤十字委員会、各国赤十字社の要請による在日外国人の安否調査 ○ 上記活動における災害ボランティアの要請、登録

(2) ボランティアの果たすべき役割

ボランティアが行う活動内容は、主として次のとおりとする。

○ 災害情報、安否情報、生活情報の収集・伝達
○ 災害時要援護者（高齢者、障害者、乳幼児等）の介護及び看護補助
○ 清掃
○ 炊出し
○ 救援物資の仕分け、配布
○ 消火・救助・救護活動
○ 保健医療活動
○ 通訳等の外国人支援活動

4.　防災訓練の実施

災害対策を円滑に実施するために、町及び防災関係機関は、町民の協力を得て各種の防災訓練を実施する。

(1) 総合防災訓練

大規模災害を想定し、町、消防機関、学校、警察、自衛隊、医師会その他の防災関係機関、各施設管理者、ボランティア及び地域住民（自主防災組織、自治会等）が一体となって、総合的な訓練を実施する。

○ 訓練項目

災害対策本部設置訓練	情報伝達訓練	初期消火訓練　応急救護訓練
救出救助訓練	広報訓練	避難誘導訓練(災害時要援護者等)
応急給水訓練	炊出し訓練	交通規制訓練
救護物資の配布訓練	災害偵察訓練	公共施設復旧訓練
ガス漏洩事故処理訓練	緊急輸送訓練	図上訓練等

(2) 自主防災訓練

自主防災組織・自治会等を単位とする訓練、複数の組織が連合した訓練を実施する。

(3) 町職員の訓練

職員の参集及び配備体制時における各防災機関との連携を図るため、職員参集訓練を実施する。

○ 訓練項目

本部運営訓練	図上訓練	非常参集訓練
指令伝達訓練	現地訓練	防災関連システム操作習熟訓練

(4) 学校、施設等における訓練

小・中学校、保育所、幼稚園、社会福祉施設等は、避難や救助等の定期的な訓練を実施する。

(5) 事業所等における訓練

事業所等は、避難や救助等の定期的な訓練を実施する。

(6) 消防訓練

大規模災害や救助救急等の災害規模に応じた災害防ぎょ活動に万全を期すため、消防訓練を実施する。

ア．消防署、消防団

基本的な訓練、総合訓練等を消防計画に基づき実施する。

※資料編　消防計画

イ．事業所及び住民

事業所等及び住民の訓練は、「防火の日」「防災週間」「防災とボランティアの日」「救急医療週間」及び「春・秋の火災予防運動期間」を中心に随時実施する。

○ 訓練項目

非常招集訓練	本部運営訓練	情報伝達訓練	現地訓練

5.　防災知識の普及

(1) 職員に対する教育

町及び防災関係機関は、防災知識・役割分担等の教育を新人研修などに合わせて実施する。研修は、災害対策本部組織の各部での具体的分掌を把握し、次の点に重点を置いて行う。

防　災　対　策	○ 災害対策活動の概要 ○ 防災関係職員としての心構え ○ 役割の分担 ○ 災害情報の収集、伝達の要領、報告書式の活用
災　害　知　識	○ 風水害、地震、津波の基礎知識 ○ 各災害に対する地域の危険性

(2) 幼児・児童・生徒に対する防災知識の普及

幼児・児童・生徒の避難、保護等における地震等の災害発生後の対応について、実践的な防災教育を計画的に進め、防災知識の普及を図る。

○ 学級活動、学校行事等教育活動を通じ、地震の基礎的な知識及び地震が発生したときの対応について指導する。
○ 地震防災のための資料を作成・配布し防災活動の徹底を図る。
○ 中学校、高等学校の生徒を対象に応急看護等の技能の修得を推進する。

(3) 町民に対する防災知識の普及

自主防災組織及び自治会を通じ、災害発生時の的確な判断・行動ができるよう、広報紙や防災資料、ビデオ、映画、防災情報メール等を利用して知識の普及を図る。

○ 各種災害の基礎的な知識
○ 地震に関する知識
○ 災害時に備えた生活必需品の備蓄
○ 避難経路、避難場所、避難所等避難対策に関する知識
○ 住宅の耐震診断と補強、家具の固定、火災予防等
○ 正確な災害情報の入手方法と防災行政無線に関する知識
○ 救助、救護、災害時要援護者への配慮に関する知識
○ 応急手当に関する知識

第６　避難のための環境整備

災害の規模や状況に応じて、適切な避難活動と被災者の生活の場となる避難所の運営が重要であり、本町の指定緊急避難場所・指定避難所（以下、総称し「避難所」という。）の指定及び整備、避難路等の確保について定める。

また、指定避難所の指定にあたっては、次の事項について努めるものとする。

① 指定避難所を指定する際に合わせて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設をあらかじめ決定しておく。

② 障害福祉施設や特別支援学校等の施設を活用し、指定避難所内の一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、指定避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。

③ 学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることを配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

④ 町は指定避難場所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電容量の拡大に努めるものとする。

⑤ 町は、災害の態様により、自主避難者が発生することを想定し、必要に応じて自主避難所の開設や公共施設等での一時収容等を行うことができるよう、体制の構築に努めるものとする。

【資料編】「地域別避難所一覧」参照

内　　容	担　　当
避難所の指定・整備	まちづくり課、アイヌ施策推進課、産業課、教育委員会
避難体制の整備	まちづくり課、アイヌ施策推進課、教育委員会

1. 避難所の指定・整備

(1) 指定緊急避難場所

災害対策基本法第４９条の４に基づき、災害時に住民等が円滑かつ迅速に避難のための立退きを行えるよう、おもに公共施設を対象として、政令で定める基準に従い災害の種類ごとに指定緊急避難場所を指定する。

○指定基準の概要

共　　通	○発災時にすみやかに開放し、避難者の受け入れができること ○避難者の受け入れの用に供する部分及びその経路上に、避難の支障になるものがないこと
地　　震	○当該場所及び周辺に危険な建築物、工作物等がないこと ○建物の場合は、地震に対して安全な構造を有していること
土砂災害	○土砂災害危険区域及び土砂災害警戒区域等の範囲外であること
大規模火災	○木造住宅密集地等から一定の距離があり、輻射熱等の影響が及ばないこと

(2)　避難所の機能

避難所の機能については、それぞれ次の機能と条件を有するものとする。

種　　別	機　能　及　び　条　件
指定緊急避難場所	○　一時的な安全性確保の機能 ○　避難所への中継地点としての機能
指　定　避　難　所	○　安全性確保の機能 ○　情報伝達場所としての機能 ○　収容施設としての機能 ○　救援救護活動の基地としての機能
福　祉　避　難　所	○　指定避難所の基準に加え、介護の必要な高齢者や障がい者など、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者を滞在させる施設であり、バリアフリー化され、また、相談や介助等の支援体制等を有する機能

※ 資料編　地域別避難所一覧

(3)指定条件

避難所は、主に生活館や教育施設を指定している。これらは、人口や避難所周辺の防災環境の変化に応じて、次の項目を目安として、指定又は指定の解除を実施する。

○　水害、土砂災害、建物倒壊、火災の危険がなく、安全な場所であること。
○　空間が十分確保されていること。
○　情報伝達に便利なこと。
○　避難に有効な出入口や安全な避難路が整備されていること。

(4)避難所の調査

避難所の調査としては、次の項目を調査し、災害時の安全性の向上を図る。

○　浸水、土砂災害の危険性
○　延焼遮断効果
○　建物の耐震性、入口の広さ・方向、面積
○　給水・給食施設
○　ブロック塀・重量塀等の危険性
○　避難所・避難場所周辺の危険性

(5)避難所の整備

避難所を開設する予定施設は､調査した項目の他にも､次のような整備を進める。

○　換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備
○　避難所における通信機器等施設・設備の整備
○　災害時要援護者の利用を配慮した施設・設備の整備

2. 避難体制の整備

(1)避難路の指定

避難路については、次のような条件が備わっていることが必要であり、条件を満たしてないものについては整備を行う。

○ 広い幅員があり、歩道が整備されている。
○ 沿道に重量塀等の倒壊、看板等の落下の危険が少ない。

(2)避難方法の検討

○ 風水害や火災、震災等災害種別に応じた避難対策
○ 自主防災組織等により地域内での避難誘導体制
○ 高齢者や乳幼児等の災害時要援護者に対する避難誘導体制

(3)避難所の周知

災害時に迅速かつ的確に避難できるよう、住民に次の方法で避難所の周知を行う。

○ 広報誌等に掲載して周知を図る。
○ 防災ガイドマップにおいて、避難所の周知を図る。
○ 防災訓練や自主防災組織の訓練等において周知を図る。
○ 指定緊急避難場所付近に名称、方向等を示した標識を設置する。

※ 資料編　防災ガイドマップ

第７　消防・救急体制の整備

災害時に発生する火災から、住民の生命、身体及び財産を保護するとともに、倒壊家屋の下敷きや落下物による負傷者等の救出活動に備え、消防署、自主防災組織、住民が一体となった火災・救急・救助対策の推進と体制整備を推進する。

内　　容	担　　当
初期消火について	日高西部消防組合平取消防署
応急処置について	日高西部消防組合平取消防署
消防力の強化	日高西部消防組合平取消防署
消防計画	日高西部消防組合平取消防署

1. 初期消火について

火災が発生した場合、被害を軽減するには初期消火が有効であり、次により町民による初期消火能力の向上を図る。

対　　策	内　　容
家庭や地域における初期消火体制の整備	○ 自主防災組織を育成し、初期消火の活動要領を定める。 ○ 保育園児、小・中学生を対象に研修等を実施し、知識の育成を図る。
職場における初期消火体制の整備	○ 事業所における自衛消防組織等の育成強化を図る。 ○ 従業員の初期消火マニュアルを作成する。
地域ぐるみの防災訓練等の実施	○ 住民参加による防災訓練を実施して、初期消火に関する知識、技術の普及を図る。

2. 応急手当について

地域、職場等を中心とした救急講習会、住民参加による防災訓練を通して、応急手当に関する知識、技術の普及を図る。

3. 消防力の強化

(1) 消防資機材の整備

震災対策に有効な救急車等の車両と、必要な救助救急用資機材の整備に努める。

(2) 消防団の強化

消防団の整備・強化を図るため、地震、水防等の教育訓練の充実と団員の確保に努める。

(3) 消防水利の整備

地震時には、水道施設の被害や水圧の低下により消火栓の使用が困難となることが予想されるため、その対策を図る。

○ 自然水利等（河川など）を把握し、活用を図る。 ○ 小型動力ポンプ付水槽車の広域的連携による利用を図り、水源を確保する。 ○ 家庭における風呂水の活用等について、啓発・指導する。

4. 消防計画

消防計画では、火災その他の災害を防除し、地域住民の生命・身体及び財産を保護するとともに、被害を最小限にとどめるために必要な事項を定めている。

その大綱として、以下の計画が示されている。

1　組織及び分掌	2　消防施設の状況
3　火災予防	4　警防
5　教育訓練	6　相互応援計画（北海道広域消防相互応援協定）
7　救急業務	8　その他の計画

※ 資料編　消防計画

第８　情報通信の整備

町及び防災関係機関は、有線電話による通信手段が途絶した場合等に備え、災害直後の被害状況の把握と情報連絡、対策の指示・伝達のため体制を確立する。

内　　容	担　　当
通信機器の整備	まちづくり課、総務課、日高西部消防組合平取消防署
非常無線通信及び携帯電話の活用	まちづくり課、総務課、日高西部消防組合平取消防署
電話による通信	
電報による通信	

1. 通信機器の整備

(1) 防災行政無線の現況

町に設置されている端末により、北海道庁、振興局、道の出先機関と通信を行う。

(2) 消防無線の現況

基地局	主制御装置	4	平取消防（平取・荷負・貫気別・振内町）
移動局	車載無線機（５W）	１６	平取１～３・平取水槽・平取救急１・２ 平取積載・平取指令・平取広報・振内１・２・振内水槽・振内広報・荷菜１・荷負１・貫気別１
	携帯無線機（２W）	１３	平取携帯１～５・平取水槽携帯・平取救急携帯１・２・振内携帯１～３・荷負携帯・貫気別携帯

(3) 緊急伝達システムの現況

緊急伝達システム	親局制御装置	1	平取消防署
	子局制御装置	9	平取消防（紫雲古津・去場・平取・二風谷・荷菜・荷負・長知内・貫気別・振内）

2. 非常無線通信及び携帯電話の活用

(1) 非常無線通信の活用

災害により、防災行政無線及び一般加入電話の使用が困難になった場合、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 52 条に基づく非常通信の活用を図るため、平常時から利用可能な無線局を把握する。

(2) 携帯電話通信の活用

災害地域の孤立を解消するため、携帯電話の未整備区域の整備を図る。

平取町防災情報メールの登録を促し、平常時から防災情報普及や、発災時の避難所の開設等伝達手段として活用する。

3. 電話による通信

電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するものとする。なお、災害時優先電話は、発信は優先扱いされるが、着信については通常電話と同じ扱いとなることに留意すること

4. 電報による通信

(1) 非常扱いの電報

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生する恐れがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な内容を事項とする電報。

(2) 緊急扱いの電報

非常扱いの電報を除くほか、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報。

なお、非常扱いの電報は緊急扱いの電報より優先する。

(3) 非常・緊急電報の利用方法

① 115番(局番無し)をダイヤルしNTTコミュニケータを呼び出す

② NTTコミュニケータがでたら

ア.「非常又は緊急扱いの電報の申込み」と告げる

イ. 予め指定した登録電話番号と通話責任者名等を告げる

ウ. 届け先、通信文等を申し出る

(4) 電気通信事業法及び契約約款に定める電報内容、機関等

① 非常扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

電　報　の　内　容	機　　関　　等
1 気象、水象、地象若しくは地動の観測 の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間
2 洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事 項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防・消防機関相互間
3 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防・災害救助機関相互間
4 鉄道その他の交通施設（道路、港湾等 を含む）の災害の予防又は復旧その他輸送の 確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
5 通信施設の災害の予防又は復旧その他 通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
6 電力設備の災害の予防又は復旧その他 電力の供給の確保に関し、緊急を要する事 項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相 互間
7 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 防衛機関相互間 警察・防衛機関相互間
8 災害の予防又は救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある事を知った者と前 各欄に掲げる機関との間

②　緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

電　報　の　内　容	機　　関　　等
1 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に関わる事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救助、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1)非常扱いの電報を取り扱う機関相互間　（①の８項に掲げるものを除く） (2)緊急事態が発生し、又は発生するおそれ のあることを知った者と(1)の機関との
2 治安の維持のため緊急を要する事項	(1)警察機関相互間 (2)犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と、警察機関との間
3 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間
4 船舶内の傷病者の医療について指示を受け又は指示を与えるために必要な事項	船舶と別に定めた病院相互間
5 水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1)水道、ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2)預貯金業務を行う金融機関相互間 (3)国又は地方公共団体（①の表、本表 1～5(2)に掲げるものを除く）相互間

第９　応急対策のための環境整備

災害時に、医療救護、飲料水・食料の供給、建物対策等の各種応急対策を迅速に行うためには、日頃からそれぞれの対策についての準備が必要である。災害発生時に応急対策を的確に、かつ、効果的に行うために準備すべき環境整備について定める。

内　　容	担　　当
医療救護活動	平取町国保病院、日高医師会
救命救助体制の整備	まちづくり課、日高西部消防組合平取消防署
緊急輸送の環境整備	まちづくり課、建設水道課
給水体制の整備	建設水道課
食料・必需品の備蓄	まちづくり課、総務課
協定締結の促進	まちづくり課、その他関係課
災害時要援護者対策	保健福祉課
住宅対策	建設水道課

1. 医療救護活動

(1) 初動医療体制の整備

災害時に傷病者に対する医療救護が迅速に実施できるよう、日高振興局、医師会その他関係機関に協力を求め、必要な体制の整備を促進する。

○ 医療救護体制及び医療救護班の編成計画を促進する。
○ 通信系統の拡充に努める

(2) 医薬品・医療用資機材の確保

医療活動に必要な医薬品及び医療用資機材等の確保については平取町国保病院で行い、必要に応じて保健所、医師会等の協力を求める。

(3) 救急医療情報の体制整備

医療機関の空きベッド数などの医療情報は、他の必要な機関が常時、把握できるように体制を整備する。

(4) 後方医療体制の整備

救護所で手当を受けた傷病者のうち、重傷者については医療機関による医療が必要となるので、収容医療機関を指定する。

※ 資料編　医療機関の状況

2. 救命救助体制の整備

日高西部消防組合平取消防署は、災害時に輻輳するおそれのある救命救助要請に対応するため、「多数傷病者発生時のマニュアル」に基づき、救命救助体制の整備を図る。

※資料編　多数傷病者発生時の救急活動マニュアル

(1) 町民の救護能力の向上

町民の自主救護能力を向上させるための教育指導を推進し、当該活動能力の向上に努める。

(2) 災害時要援護者に対する救命救助体制の整備

災害時要援護者の安全確保を検討し、避難計画の検討・必要な施設の整備とともに、自主防災組織等の協力により地域ぐるみの救命救助体制の充実を図る。

(3) 消防団の救命救助活動能力の向上

消防団は、救命救助活動を効率的に実施するための教育指導を受け、当該活動能力の向上に努める。

3. 緊急輸送の環境整備

(1) 緊急輸送路の整備

災害時の緊急輸送に備え、陸上・航空の緊急輸送路を整備する。

対　　策	内　　容
陸上輸送の環境整備	国道等と役場、避難所を結ぶ緊急輸送道路をあらかじめ把握しておく。
航空輸送の環境整備	「指定離着陸場」の他、災害時のヘリコプター離着陸場として「臨時離着陸場」を指定し、施設管理者の協力を得て必要な整備に努める。

(2) 緊急輸送のための措置

災害時に緊急輸送車両として使用する車両は、門別警察署を経由して北海道公安委員会に事前に届出を行い「緊急通行車両事前届出済証」の交付を受けるようにする。

4. 給水体制の整備

災害時における飲料水・生活用水・医療用水の供給は極めて重要であり、優先して確保するように給水体制を整備する。

(1) 給水基準

最小限必要な分量として、次の分量の給水に努める。

又、医療用水は必要に応じて給水する。

【飲料水】　１人１日　　３リットル	合計
【生活用水】１人１日　１７リットル	１人１日２０リットル

(2) 各家庭での飲料水等の確保

水道管の損壊によって給水が途絶した場合に備え、各家庭において次のように必要な飲料水、生活用水を備蓄するよう広報に努める。

○ 家族の人数にあわせて、最低１人１日３リットルの飲料水を、３日分以上備えておく。
○ 風呂の残り湯や洗濯機に水を溜めておき、断水時の生活用水に備える。

(3) 井戸水等の協力体制

井戸水等を飲料水や消防水利として利用できるよう協力体制を確立する。

又、水道工事店、事業所等と協力体制を確立し、対応にあたる。

(4) 給水施設

令和８年５月現在

名　称	電　話	所 在 地	能力/日(m^3)	自家発電設備
平取町簡易水道本町地区	2-4040	本　　町	1115	○
平取町簡易水道貫気別地区		貫　気　別	267	○
平取町道簡易水道振内地区	4-3005	岩　知　志	1391	○
合　　計			2773	

5. 食料・必需品の備蓄

災害時において住民の生活を確保するための食料その他の物資の確保、及び災害発生時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材等の整備に努めるとともに、地域内の備蓄物資や物資拠点について新物資システム（Ｂ－ＰＬｏ）にあらかじめ登録し、供給事業者の保有量と併せ、備蓄量等の把握に努めるほか、緊急に食料を調達できる体制の整備を図る。

※平取町防災備蓄計画参照

(1) 食料品備蓄について

あらかじめ､食料関係機関及び保有業者と食料調達に関する協定を締結するなど、調達体制を整備し、災害時における食料の確保に努める。

(2) その他資機材の備蓄

次の資機材等の備蓄についても推進する。

○ 飲料水	○ 毛布
○ 燃料等	○ 暖房器具
○ 救出用資機材・工具類	○ 簡易トイレ
○ 交通規制用資機材	○ 公共土木用施設等の復旧用資機材

(3) 流通備蓄の確保

災害時に全ての物資を備蓄品で供給するのは不可能である。そこで大型店などと災害時の応援協定を締結し、流通在庫の供給等、流通備蓄を確保する。

(4) 備蓄倉庫等の現況

町の備蓄品は、公共施設等を利用し、食料・生活必需品・救助活動用資機材等を備蓄する。なお、観光地や昼夜人口が大きく異なる地域は、滞在人口の多い時間帯の災害発生を考慮して備蓄するとともに、厳冬期の災害時には積雪等により域外からの物資が届きにくくなることを想定し、特に災害時孤立地区の備蓄の充実を図ること。

6. 協定締結の促進

(1) 物資等協定締結の促進

災害時の食料、医薬品、資機材等の調達について、関係団体との協力業務の内容や協力方法等を取り決めた協定の締結促進に努める。

(2) 災害時応援協定締結の促進

各種事業所や団体等と災害時の労務・技術・車両・資機材の提供・協力について、連絡体制や活動体制等を協議し、協定の締結促進に努める。

7　住宅対策

(1) 住宅の供給対策

災害時の応急仮設住宅の建設に備え、建設候補地を想定する。

また、仮設住宅の代わりとなる公営住宅や民間住宅の確保を検討する。

(2) 応急修理対策

災害時の被災住宅の応急修理に備え、関係団体・事業者等の協力体制を整備する。

第１０　　避難行動要支援者対策

災害時、災害時要支援者は避難に時間を必要とするため被害を受ける場合が多い。

このため、町および社会福祉施設等の管理者は、災害時要支援者の安全を確保するため、住民・自主防災組織等と連携を図るものとし、災害時要支援者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制について、次のとおりとする。

1　災害時要支援者の把握

(1) 対象者の把握

町は、平取町避難行動要支援者名簿の提供に関する条例（以下、「条例」という。）のとおり、社会福祉協議会、民生（児童）委員、自治会、町内会及び高齢者見守りネットワーク会議構成員、その他町長が認める機関（自衛隊）等防災関係機関との連携により、平常時から対象者情報等の把握に努めるとともに、災害時の速やかな安否確認および保護、避難誘導を行うための基礎となる避難行動要支援者名簿を作成し、定期的な点検に努めるものとする。なお、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても要配慮者の安全確保等に支障が生じないよう、電子媒体と紙媒体の両方で保管するほか、被災者支援業務の迅速化効率化のため、デジタル技術を用いた名簿情報等の適切な管理に努めるものとする。

(2) 対象者の範囲

①要介護認定者･･･介護保険の要介護認定で要介護１以上の者
②身体障がい者･･･身体障害者手帳１級または２級の交付を受けている者
③知的障がい者･･･療育手帳Ａの交付を受けている者
④精神障がい者･･･精神障害者保健福祉手帳１級または２級の交付を受けている者
⑤７５歳以上のみの世帯
⑥避難支援等関係者が支援の必要を認めた者
⑦①～⑥以外で、災害時の避難行動に特別な配慮や援護を必要とする者のうち、特に支援を要するとして申請した者（特定疾患、妊婦、乳幼児を抱えるかたなど）
⑧その他、町長が必要と認める者

(3) 対象者情報の主な入手方法

①住民基本台帳情報
②要介護認定情報
③障害者手帳
④乳幼児・妊産婦その他配慮を要する事由に関する情報

(4) 名簿の更新

災害時要支援者の状況については、条例のとおり、データの利用や訪問により定期的に把握調査を行い､新たな対象者の追加や既に名簿に登録されている者に死亡、転出、要介護度や障害等級変更等の異動が生じたときは、随時名簿情報の修正を行う。

更新前の名簿は回収し、適正に処分するものとする。

(5) 対象者名簿の情報提供・共有

町は、条例のとおり、平取消防署、警察機関、社会福祉協議会、民生（児童）委員、自主防災組織（自治会・町内会）及び高齢者見守りネットワーク会議構成員、その他町長が認める機関（自衛隊）等防災関係機関~~等~~に、平常時から避難支援等の実施に必要な範囲で対象者の名簿情報を提供し、災害時の避難支援等に備える。

なお、対象者名簿情報については、避難支援等の目的で使用することとし、使用するうえで、知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。

2　災害時要支援者に関する予防対策

障がいを有する者あるいは要医療者、または認知症を有する高齢者等については、移動や行動面で防災上の困難が認められ、また、常時単身で日常生活を営む高齢者についても、生活環境の面から防災上の特段の配慮を必要とすることから、これらの対象者をはじめ、家族、地域住民に対する防災についての相談や助言指導に努める。

(1) 対象者および家族に対する指導

①日常生活において常に防災に対する理解を深め、また、日頃から対策を講じておくこと
②災害発生時には近隣の協力が得られるよう、日常的に努力すること
③地域において防災訓練等が実施される場合は積極的に参加すること

(2) 地域住民に対する指導

①地域住民による防災組織等において、地域居住の災害時要支援者の情報共有に努め、その支援体制について平素から協力を依頼すること
②災害発生時には対象者の安全確保に協力すること
③地域における防災訓練等に対象者及び家族が参加するよう働きかけること

【資料編】「災害時要援護者（避難行動要支援者）防災マニュアル」参照

(3) 寝たきりの高齢者、ひとり暮らし等宅に対する指導

①ホームヘルパー等の家族訪問により防災上の相談を行い、火気設備等の安全確保や防災寝具の普及のほか、災害時の避難誘導等の指導助言をすること。
②春・秋の防災診断の徹底や地震時における家具の転倒、器具等の落下防止対策等を日頃から指導・助言すること
③テレビ・ラジオ等による災害情報の把握や救護等を依頼できる近隣関係の確保を日常的に働きかけること

(4) 要医療者に対する指導

①常用している薬等を持参できるよう日頃から対策を講じておくこと
②かかりつけ医療機関の連絡先がわかるよう対策を講じておくこと

3　災害時要支援者支援体制の確立

安心して生活を営むことができる地域社会を築くために、災害時要支援者が日ごろからその地域の人々と相互理解を確立することが不可欠であり、相互に協力し合える体制づくりに向けて、近隣住民等を中心とした地域の支援体制を確立する。

①災害時要支援者避難支援について、基本的な勧め方を定め「自助・共助・公助」の連携により、避難体制を構築していくための対策マニュアルの作成に努める。
②「個別の避難支援プラン」を作成するなど避難支援に努めるとともに、災害時要支援者が災害時速やかに避難することができる支援体制の確立に努める。

4　医療施設の予防対策

①災害発生時における要医療者の安全を確保するため、医療機関の発生時の機能確保に努めるものとする。
②電気・ガス・水道の確保については、診療機能の維持に欠かせないものであることから、関係機関と密接な連携を図る。
③入院患者に対する給食用食料等の日常的な備蓄にも努める。

5　社会福祉施設等における対策

施設の管理者は、入所者の安全確保するために、災害発生時の職員の任務分担、動員体制、保護者への緊急連絡、地域の自治会・自主防災組織等との連携について検討する。

①応急対策マニュアルの作成
災害発生時に遅滞なく対応するため、職員の任務分担、動員体制等防災組織の確立、保護者への緊急連絡、地域との連携等を網羅した具体的な応急対策マニュアルを作成する。
②防災訓練の実施
策定された応急対策マニュアルが災害発生時に有効に機能し、円滑に避難が行えるよう定期的に防災訓練を実施する。
③施設、設備等の安全点検
災害発生時に施設自体が損傷しないように、施設や付属危険物を常時点検する。特に火気については日頃から安全点検を行う。
④避難体制等の整備、確認
緊急に避難を要する場合における避難方法、避難先、避難路等について事前に定めておくとともに、関係者に対する周知徹底を図る。また、避難時における救援救護体制についても、混乱を招くことがないよう事前に確認をとる。
⑤地域社会との連携
福祉施設の入所（通所）者は、自力での避難が困難である者が多く、どうしても他の人の介助が必要となる。実際の災害発生時の避難にあたっては施設職員だけでは不十分である場合は、常に施設と地域社会との連携を密にし、災害発生時には、地域住民の協力が得られる体制づくりをする。
⑥緊急連絡先の整備
災害発生時には、保護者又は家族と確実に連絡がとれるよう緊急連絡先の整備を行う。

6　災害時要支援者の条件を考慮した避難所・避難経路等の対策

①災害時の要支援者等支援体制の確保
　災害時要支援者については、避難後の生活が肉体的、精神的な面で困難が多いので、日常的なケアと精神面での援助を行うために必要に応じて介護者の確保を図るほか、災害時要支援者の支援体制の協力者や救援に参集するボランティアや団体等へ依頼する。
②避難所・避難路の対策
　避難所・避難路の整備にあたっては、災害時要支援者を考慮の上、車椅子でも通行できるよう段差解消などに努めるほか、避難所内での行動に支障のないよう配慮する。

7　災害時要支援者対策の普及・啓発

　災害発生時においては、災害時要支援者自身が自らの身を守ることが必要であるが、災害時要支援者が一人で災害に対処することは、多くの困難を伴うものである。

　このため、災害時要支援者をはじめ、家族、地域住民に対する防災知識の普及活動は広報誌等を通じ行うほか、防災ガイドブックを作成し配布することにより、日頃から防災に対する高齢者等の意識の高揚を図る。

8　外国人及び町外からの来訪者への対策

　外国人、地理に不案内な平取町外からの来訪者等の安全を確保するため避難場所案内板等について分かりやすい表記とする。

　又、広報誌、ガイドブック等を通じて、災害時の行動等を外国語で解説するように検討する。

9　個別避難計画の作成

　町内の防災・福祉・保健・医療・地域づくりなどの関係する部署、これらの部署による横断的な組織のほか、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が内容、個別避難計画情報の積雪な管理に努めるものとする。

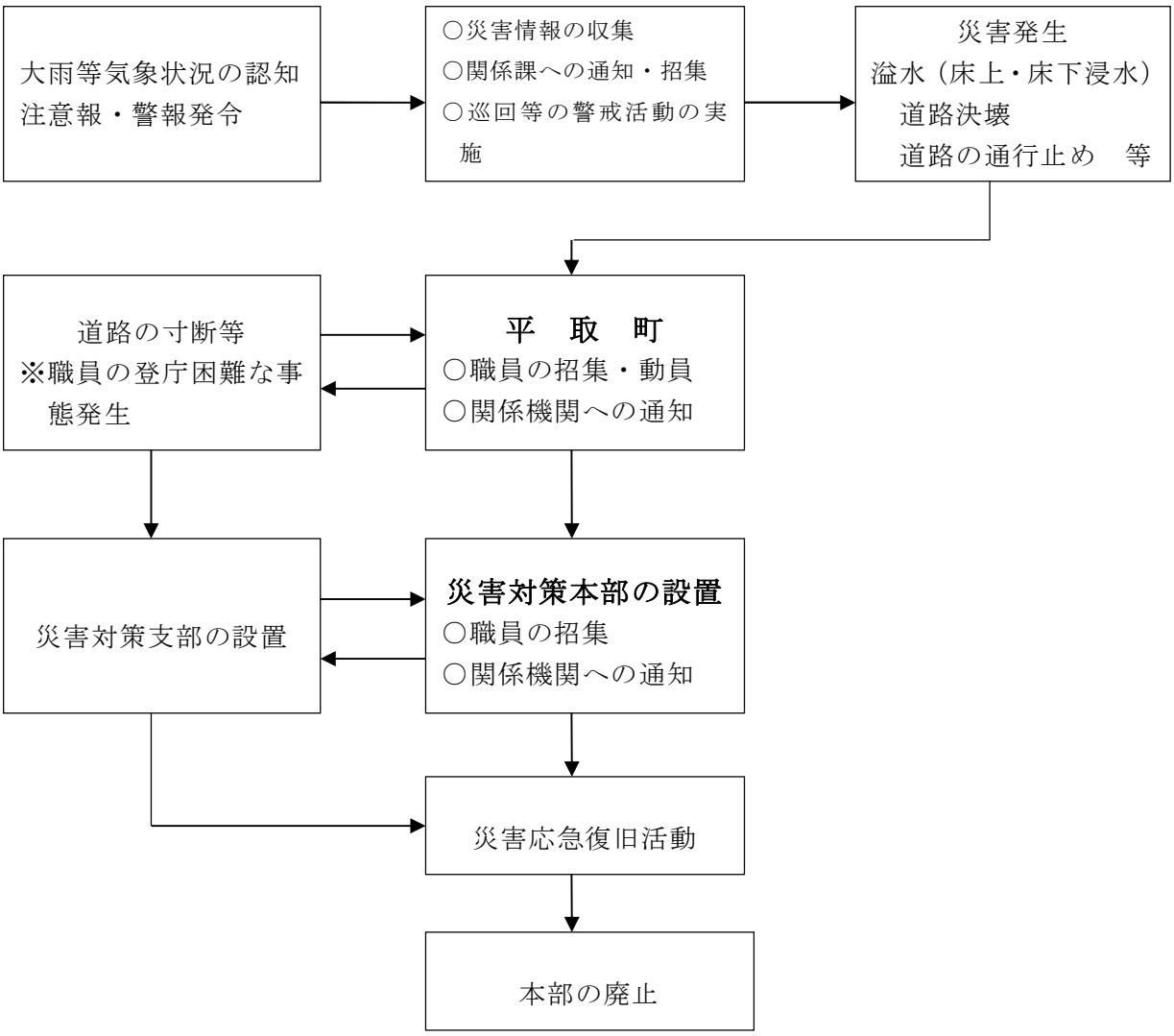
第２節　　災害応急対策計画

水害、土砂災害等が発生した場合、災害対策本部を設置し、職員の動員・配備を行い必要な応急活動を実施する。また、警報等が発令された場合には、災害への警戒活動を実施する。このための組織及び体制の確立については、第２章「防災組織」による。

第１　　災害応急体制

項　　目	内　　容
勤務時間内	災害対策本部の設置
	本部の運営
	災害対策本部事務分掌
勤務時間外	役場に参集
	災害対策本部の設置
（道路が寸断された場合）	本部に参集するか、電話等で指示を受け応急対策等に対応

〈 本部体制の流れ 〉



1. 災害対策本部の組織

第２章「防災組織」の第１節第２「災害対策本部の組織」による。

2. 初動警戒体制

(1) 勤務時間内、休日・夜間の初動体制については、次のとおり行うものとする。

注意報発表時 （休日・夜間）	降水量、降水時間等の状況により総務対策部は登庁し、警戒にあたる。
警報発表時 （休日・夜間）	総務対策部、産業対策部、建設対策部の部長は、 直ちに自主登庁する。
勤務時間内	警報が発表され、河川の氾濫、土砂崩れ等の発生のおそれがある場合には、災害対策本部の設置及びその対応について協議する。

(2) 活動内容

主な活動内容は、次のとおりとする。

○ 気象等の情報収集及び連絡
○ 浸水、がけ崩れ等の警戒
○ 住民等への気象情報の伝達
○ 道及び関係機関への状況の伝達
○ 土砂災害危険区域の災害時要援護者施設周辺の警戒

3. 動員・配備

第２章「防災組織」の第１節第３「職員の動員配備」による。

4. 災害時要援護者施設対策

(1) 施設長は、立地条件等の実状に応じた自主的な土砂災害対策を策定する。

(2) 施設長は、災害時に備えて、地域住民、自主防災組織等との協力関係・支援体制を確立する。

〈 災害時要援護者施設名 〉

災害時要援護者施設名	住　　所	電話番号
特別養護老人ホーム　かつら園	平取町本町 17-1	01457-2-3670
障害者支援施設　すずらん	平取町振内町 97-1	01457-3-3676
ケアハウス　しずか	平取町本町 50-12	01457-2-3002
貫気別老人福祉寮　やすらぎ	平取町字貫気別 135-14	01457-5-5825
平取町国民健康保険病院	平取町本町 67-1	01457-2-2201

第２　情報等の収集・伝達

風水害等による災害が発生したとき又は発生する恐れのある場合の町民や関係機関に対する情報の収集伝達については、次のとおりとする。

項　　目	内　　容	担　　当
情報等の収集伝達	河川・がけ地の警戒	建設対策部、産業対策部、総務対策部（支所班）、日高西部消防組合平取消防署、平取消防団、その他関係機関
	危険箇所の巡視及び通報	建設対策部、産業対策部、総務対策部（支所班）、日高西部消防組合平取消防署、平取消防団、その他関係機関
	急傾斜地等崩壊危険区域の情報収集・伝達及び警戒	総務対策部、平取町自治振興会、その他関係機関
	防災情報の収集	総務対策部

1. 河川・がけ地の警戒

建設対策部、産業対策部、総務対策部（支所班）、日高西部消防組合平取消防署、平取消防団及びその他関係機関は、河川、がけ地について、次の場合に警戒活動を実施する。

○ 河川等の水位が上昇し、非常事態が予想されるとき
○ 堤防、がけ地等に異常を発見したとき

2. 危険箇所の巡視及び通報

建設対策部、産業対策部、総務対策部（支所班）、日高西部消防組合平取消防署、平取消防団及びその他関係機関は、巡視員により河川、がけ地等を巡回し、危険があると認められる箇所については、当該管理者に通報する。

なお、情報等の伝達系統及び方法は、第２章第２節第３「気象予警報等の伝達」によるものとする。

3. 急傾斜地等崩壊危険区域の情報収集・伝達及び警戒

(1) 情報の収集及び伝達方法

災害対策本部における実施責任者は総務対策部長とし、警報の発表時の気象状況に応じ、危険区域内の警戒巡視、情報の収集、警告等の伝達広報を実施する。

(2) 区域内の連絡責任者

危険区域の連絡は、地域別連絡責任者があたり、区域内の情報の伝達を行う。

※資料編　地域別連絡責任者

(3) 警戒体制の基準

降雨時における警戒体制の基準は次のとおりとする。

区　　分	状　　況	配備体制	措置基準
警戒レベル１ ※ﾀｲﾑﾗｲﾝ ｽﾃｰｼﾞ 1	早期注意情報が発表されたとき。	関係機関から情報を収集し、共有する。	
警戒レベル２ ※ﾀｲﾑﾗｲﾝ ｽﾃｰｼﾞ 2	レベル２大雨注意報またはレベル２土砂災害注意報発表後、時系列情報（明日までの警報級の見通し）において警戒（赤）が表示されたとき。 レベル２氾濫注意報が発表されたとき。 ※平取観測所水位 23.90m	避難体制を整える。 夜間発表の可能性が高い場合は、事前に災害対策本部を立ち上げる。	危険区域の巡視及び警戒 ・町民への周知(基本法第 56 条) ・避難所準備(夜間発表の可能性が高い場合は開設)
警戒レベル３ ※ﾀｲﾑﾗｲﾝ ｽﾃｰｼﾞ 3	レベル３大雨警報またはレベル３土砂災害警報が発表されたとき。 レベル３氾濫警報が発表されたとき。 ※平取観測所水位 26.30m	災害対策本部を立ち上げる。 避難状況の収集伝達、安否確認、救助救出、リエゾン等の受け入れ体制をとる。	町民の避難準備を誘導 ・避難所開設 ・高齢者等避難
警戒レベル４ ※ﾀｲﾑﾗｲﾝ ｽﾃｰｼﾞ 4	レベル 4 土砂災害危険警報またはレベル 4 氾濫危険警報が発表されたとき。 避難判断水位を超過したとき。 内水氾濫が発生したとき。 ※平取観測所水位 26.90m	関係各部は直ちに災害応急活動ができる体制とする。	町民に避難指示を誘導 ・避難指示 (基本法第 60 条)
警戒レベル５ ※ﾀｲﾑﾗｲﾝ ｽﾃｰｼﾞ 5	レベル 5 大雨特別警報、レベル５土砂災害特別警報またはレベル５氾濫特別警報が発表されたとき。 ※平取観測所水位 27.42m	命を守るための最善の行動をとる。	緊急安全確保を可能な範囲で発令。

※各区分は、警戒レベル１～５の順番で発表するとは限りません。状況が急変することもあります。

4. 防災情報の収集

総務対策部は、関係機関による防災情報等による情報収集を行うものとする。

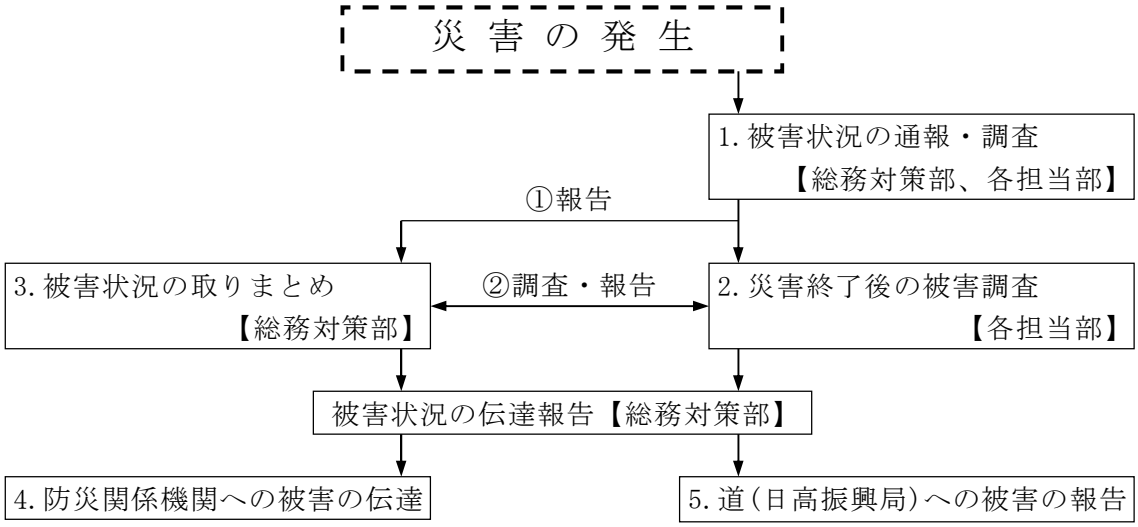
気象庁	⇒	https://www.jma.go.jp/jma/index.html
国土交通省	⇒	https://www.mlit.go.jp/
北海道	⇒	http://www.pref.hokkaido.lg.jp

第３　被害情報の収集・伝達・報告

災害発生直後から、効果的な応急対策を実施するため必要となる被害状況の収集、調査及び報告については、次のとおりとする。

項　　目	内　　容	担　　当
被害の調査	被害情報の通報・調査	総務対策部、各担当部
	災害終了後の被害調査	総務対策部、各担当部
	被害状況の取りまとめ	総務対策部
被害の伝達・報告	防災関係機関への被害の伝達	総務対策部
	道（日高振興局）への被害の報告	総務対策部

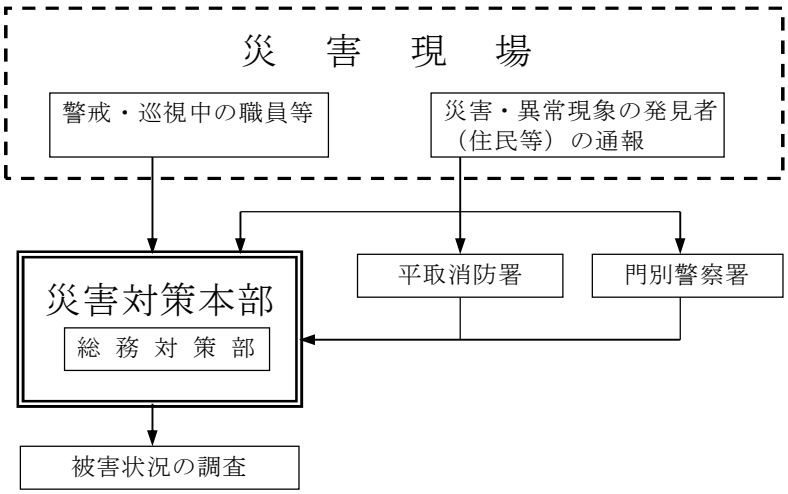
〈 本部体制の流れ 〉



1. 被害情報の通報・調査

災害時、異常な現象を発見した場合、以下の系統で被害の状況を把握する。

〈 連絡系統 〉



(1) 被害状況の調査

異常気象や被害の発生等の通報を受けた場合は、各担当部より調査員を派遣して、状況を調査する。

(2) 調査の報告

調査結果の報告は、急を要する場合は口頭、又は電話で総務対策部へ報告し、その後、文書により速やかに報告する。　※報告様式　別紙　被害調査表

2. 災害終了後の被害調査

災害後の被害調査は、各部の所管する事項について、「災害情報等報告取扱要領―別表４ 被害状況判定基準」により行い、調査結果は、総務対策部へ報告する。

3. 被害状況の取りまとめ

総務対策部は、各部が調査した情報を次の点に留意して取りまとめる。

区　　分	留　意　点
被害状況の調査	○災害の全体像の把握 ○現在の被害の状況 ○未確認情報の把握
災害終了後の調査	○町全体の被害の状況 ○各事項の詳細な内容の整理

4. 防災関係機関への被害の伝達

総務対策部は、被害報告をとりまとめ後、直ちに防災関係機関へ通報する。

〈 通報先 〉

○ 日高振興局地域創生部危機対策室
○ 日高西部消防組合平取消防署
○ 門別警察署
○ 陸上自衛隊第７特科連隊
○ その他の防災関係機関

5. 北海道（日高振興局）への被害の報告

総務対策部は、災害情報及び被害状況を北海道の定める「災害情報等報告取扱要領」に基づき、北海道（日高振興局）に報告する。

ただし、「消防庁即報基準」に該当する火災・災害のうち、「直接即報基準」に該当する火災・災害等を覚知した場合、第一報については、直接消防庁にも報告するものとする。

なお、北海道（日高振興局）に報告することができない場合は、直接、国（総務省消防庁）に報告するものとする。

災害情報等報告取扱要領

市町村長は、災害時、次の定めるところにより災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）を所轄振興局長に報告するものとする。

１　報告の対象

災害情報等の報告の対象は、おおむね次に揚げるものとする。

(1) 人的被害、住家被害が発生したもの。

(2) 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの。

(3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの。

(4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で当該市町村が軽微であっても振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの。

(5) 地震が発生し、震度４以上を記録したもの。

(6) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの。

(7) その他特に指示があった災害。

２　報告の種類及び内容

(1) 災害情報

災害時、別表１の様式により速やかに報告すること。

この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。

(2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。但し、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く）については除くものとする。

ア　速　報

被害発生後、直ちに別表２の様式により件数のみ報告すること。

イ　中間報告

被害状況が判明次第、別表２の様式により報告すること。

なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告すること。但し、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示によること。

ウ　最終報告

応急措置が完了した後、15 日以内に別表２の様式により報告すること。

(3) その他の報告

災害の報告は、(1)及び(2)によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

３　報告の方法

(1) 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線等により迅速に行うものとする。

(2) 被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。

振興局においては、管内市町村分を別表３の集計表によりとりまとめ、道（危機対策課）に報告するものとし、市町村から報告のあった別表２の写しを添付するものとする。

４　被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、別表４のとおりとする。

災害情報等報告取扱要領

別表１

※災害時、本様式により速やかに報告すること。

災　害　情　報				
報告時限	月　日　時現在		発受信日時	月　日　時　分
発信機関 （総合振興局又は振興局・市町村名等）			受信機関 （総合振興局又は振興局・市町村名等）	
発信者 （職・氏名）			受信者 （職・氏名）	
発生場所				
発生日時	月　日　時　分		災害の原因	
気象等の状況 雨量 河川水位 潮位波高 風速 その他				
ライフライン関係の状況 道路 鉄道 電話 水道（飲料水） 電気 その他				
(1)災害対策本部等の設置状況	（名　称） （設置日時）　月　日　時　分設置 （名　称） （設置日時）　月　日　時　分設置			
(2) 災害救助法の適用状況	地区名	被害棟数	り災世帯	り災人員
	（救助実施内容）			

応急措置の状況	(3) 避難の状況		地区名	避難場所	人数	日時
		自主避難				
		高齢者等避難				
		避難指示				
	(4) 自衛隊派遣要請の状況					
	(5) その他措置の状況					
	(6) 応急対策出動人員	(ｱ) 出動人員		(ｲ) 主な活動状況		
		市町村職員	名			
		消防職員	名			
		消防団員	名			
		その他（住民等）	名			
		計	名			
その他	(今後の見通し等)					

注）欄に記載しきれない場合は、適宜別葉に記載し報告すること。

別表２

被　害　状　況　報　告（速報　中間　最終）

月　日　時 現在

災害発生日時				月　日　時　分		災害の原因					
災害発生場所											
発信	機関(市町村)名					受信	機関(市町村)名				
	職・氏名						職・氏名				
	発信日時			月　日　時　分			受信日時			月　日　時　分	
項目				件数	被害金額(千円)	項目				件数等	被害金額(千円)
①人的被害	死　者		人		※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、補足資料で報告	⑤土木被害	道工事	河　川	箇所		
	行方不明		人					海　岸	箇所		
	重　傷		人					砂防設備	箇所		
	軽　傷		人					地すべり	箇所		
	計		人					急傾斜地	箇所		
②住家被害	全　壊		棟数					道　路	箇所		
			世帯					橋　梁	箇所		
			人					小　計	箇所		
	半　壊		棟数				市町村工事	河　川	箇所		
			世帯					道　路	箇所		
			人					橋　梁	箇所		
	一部破損		棟数					小　計	箇所		
			世帯				港　湾		箇所		
			人				漁　港		箇所		
	床上浸水		棟数				下水道		箇所		
			世帯				公　園		箇所		
			人				崖くずれ		箇所		
	床下浸水		棟数								
			世帯				計		箇所		
			人			⑥水産被害	漁船	沈没流出	隻		
	計		棟数					破　損	隻		
			世帯					計	隻		
			人				漁港施設		箇所		
③非住家被害	全壊	公共建物	棟				共同利用施設		箇所		
		その他	棟				その他施設		箇所		
	半壊	公共建物	棟				漁具(網)		件		
		その他	棟				水産製品		件		
	計	公共建物	棟				その他		件		
		その他	棟				計				
④農業被害	農地	田 流出・埋没等	ha			⑦林業被害	道有林	林　地	箇所		
		田 浸冠水	ha					治山施設	箇所		
		畑 流出・埋没等	ha					林　道	箇所		
		畑 浸冠水	ha					林産物	箇所		
	農作物	田	ha					その他	箇所		
		畑	ha					計	箇所		
	農業用施設		箇所				一般民有林	林　地	箇所		
	共同利用施設		箇所					治山施設	箇所		
	営農施設		箇所					林　道	箇所		
	畜産被害		箇所					林産物	箇所		
	その他		箇所					その他	箇所		
								計	箇所		
	計						計		箇所		

災害情報等報告取扱要領

項目				件数	被害金額(千円)	項目				件数	被害金額(千円)
⑧衛生被害	水　道		箇所			⑪社会教育施設被害			箇所		
	病院	公　立	箇所			⑫社会福祉施設等被害		公　立	箇所		
		個　人	箇所					法　人	箇所		
	清掃施設	一般廃棄物処理	箇所					計	箇所		
		し尿処理	箇所			⑬その他	鉄道不通		箇所		
	火　葬　場		箇所				鉄道施設		箇所		
	計		箇所				被害船舶(漁船を除く)		隻		
⑨商工被害	商　業		件				空　港		箇所		
	工　業		件				水　道		戸		
	その他		件				電　話		回線		
	計		件				電　気		戸		
⑩公立文教施設被害	小学校		箇所				ガ　ス		戸		
	中学校		箇所				ブロック塀等		箇所		
	高　校		箇所				都市施設		箇所		
	その他文教施設		箇所				計				
	計		箇所			被害総額					
公共施設被害市町村数			団体			火災発生	建　物		件		
罹災世帯数			世帯				危険物		件		
罹災者数			人				その他		件		
消防職員出動延人数			人			消防団員出動延人数			人		

災害対策本部の設置状況	道(振興局)			
	市町村名	名　称	設置日時	廃止日時

災害救助法適用市町村名	

補足資料(※別葉で報告)

〇災害発生場所
〇災害発生年月日
〇災害の種類概況
〇人的被害(個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因)→個人情報につき取扱い注意
〇応急対策の状況
・避難の勧告・指示の状況
・避難所の設備状況
・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
・自衛隊の派遣要請、出動状況
・災害ボランティアの活動状況　ほか

別表４

被害区分		判断基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。 (1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。 (2) Ａ町のものが隣接のＢ町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、Ｂ町の死亡者として取り扱う（行方不明、重傷、軽傷についても同じ。）。 (3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。 (1) 死者欄の(2)(3)を参照。
	重傷者	災害のため負傷し、１ヶ月以上医師の治療（入院、通院、自宅治療等）を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1) 死者欄の(2)(3)を参照。
	軽傷者	災害のため負傷し、１ヶ月未満の医師の治療（入院、通院、自宅治療等）を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1) 死者欄の(2)(3)を参照
住家被害	住家	実現に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 (1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。 (2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊１、商工被害１として計上すること。 (3) 住家は社宅、公宅（指定行政機関及び指定公共機関のもの）を問わず全てを住家とする。
	世帯	生活を一つにしている実際の生活単位。寄宿舎、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舎等を１世帯とする。 (1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、２世帯とする。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価とし、家財道具の被害は含まない。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損害が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	一部破損	全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。

災害情報等報告取扱要領

被害区分		判断基準
住家被害	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで推積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。 (1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床下浸水	住家が床上浸水に達しないもの。 (1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
非住家被害	非住家	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 (2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (3) 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に付随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 (4) 被害額の算出は、住家に準ずる。
農業被害	農地	農地被害は、耕土の流失、土砂の流入、埋没、沈下、隆起又はき裂により耕作に適さなくなった状態をいう。 (1)流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ 10%以上が流出した状態をいう。 (2)埋没とはその筆における流入土砂の平均の厚さが、粒径 1mm 以下にあっては 2cm、粒径 0.25mm 以下の土砂にあっては 5cm 以上、土砂が堆積した状態をいう。 (3)被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、耕作を維持するための最小限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
	農作物	農作物が農地の流出、埋没等及び浸冠水、倒伏によって生じた被害をいう。 (1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間（24 時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 (2) 倒伏とは、風のため相当期間（24 時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、農業用道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農作物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	畜産被害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	その他	上記以外の農業被害、家畜、果樹（果実は含まない）草地畜産物等をいう。

被害区分		判断基準
土木被害	河川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	海岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂防施設	砂防法第１条に規定する砂防設備、同法第３条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	地すべり防止施設	地すべり等防止法第２条第３項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第２条第２項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第２条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第２条の道路を形成する橋が流出又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	港湾	港湾法第２条第５項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	漁港	漁港法第３条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	下水道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	公園	都市公園法施行令第３１条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く。）で、都市公園法第２条第１項に規定する都市公園に設けられたもの。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
水産被害	漁船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。 (1) 港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 (2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価格又は復旧額とする。
	漁港施設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。 (1)被害額の算出は、再取得価格又は復旧額とする。
	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設、干場、船揚場等をいう。 (1)被害額の算出は、再取得価格又は復旧額とする。
	その他施設	上記施設で個人（団体、会社を含む。）所有のものをいう。 (1)被害額の算出は、再取得価格又は復旧額とする。
	漁具（網）	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。 (1)被害額の算出は、再取得価格又は復旧額とする。
	水産製品	加工品，その他の製品をいう。 (1)被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。

被害区分		判断基準
林業被害	林地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林産物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特殊林産物等をいう。 (1)被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をいう。 (1)被害額の算出は、再取得価格又は復旧額とする。
衛生被害	水道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	病院	病院、診療所、助産所等をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	火葬場	火葬場をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
商工被害	商業	商品、原材料等をいう。 (1)被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	工業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。 (1)被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額及び再取得価格又は復旧額とする。
公立文教施設被害		公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、特別支援学校、幼稚園等をいう（私学関係はその他の項目で扱う）。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
社会教育施設被害		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
社会福祉施設等被害		老人福祉施設、身体障がい者（児）福祉施設、知的障がい者（児）福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者（児）社会復帰施設等をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
その他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	被害船舶（漁船除く）	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	空港	空港法第４条第１項第５号及び第５条第１項の規定による空港をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	水道（戸数）	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話（戸数）	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。

被害区分		判断基準
その他	電気（戸数）	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス（戸数）	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	都市施設	街路等の都市施設をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。

別紙　被害調査表

年　　月　　日

被　害　調　査　表

発生　　（１の１）

住　　所				職業	
世帯主氏名		（　　才）		世帯人員数	人
住家被害	世　帯　種　別	身障・老人・母子・その他		電話	
	家屋の所有区分	持家・借家・間賃・社宅・公宅		家屋の所有者	
	被害の判定	全壊・半壊・一部破損	家屋の種類	木造・簡耐・耐火	
	家屋の区分	一戸建・二戸建・アパート・その他			
	家屋の面積	平家建・二階建	面積１階　　㎡　２階　　㎡		

家屋の被害状況（倒壊、浸水状況）

被害額　　推定

人身被害の状況

別紙　被害調査表

（１の２）

世帯人員の状況					
人員	続　柄	氏　　名	年齢	性別	職　　業
１				男・女	
２				男・女	
３				男・女	
４				男・女	
５				男・女	
６				男・女	
７				男・女	
８				男・女	
９				男・女	
１０				男・女	

	品　名	数量	被害金額	品　名	数量	被害金額
家財の被害	和ダンス					
	整理ダンス					
	洋服ダンス					
	鏡　台					
	本　棚					
	食器棚					
	げた箱					
	照明器具					
	じゅうたん					
	石油ストーブ					
	冷蔵庫					
	洗濯機					
	テレビ					
	ステレオ					
	時　計					
	障　子			合　計		

＊上記品名以外は、追加して記入して下さい。（連絡先：平取町まちづくり課　TEL 2-2222）

第４　災害広報

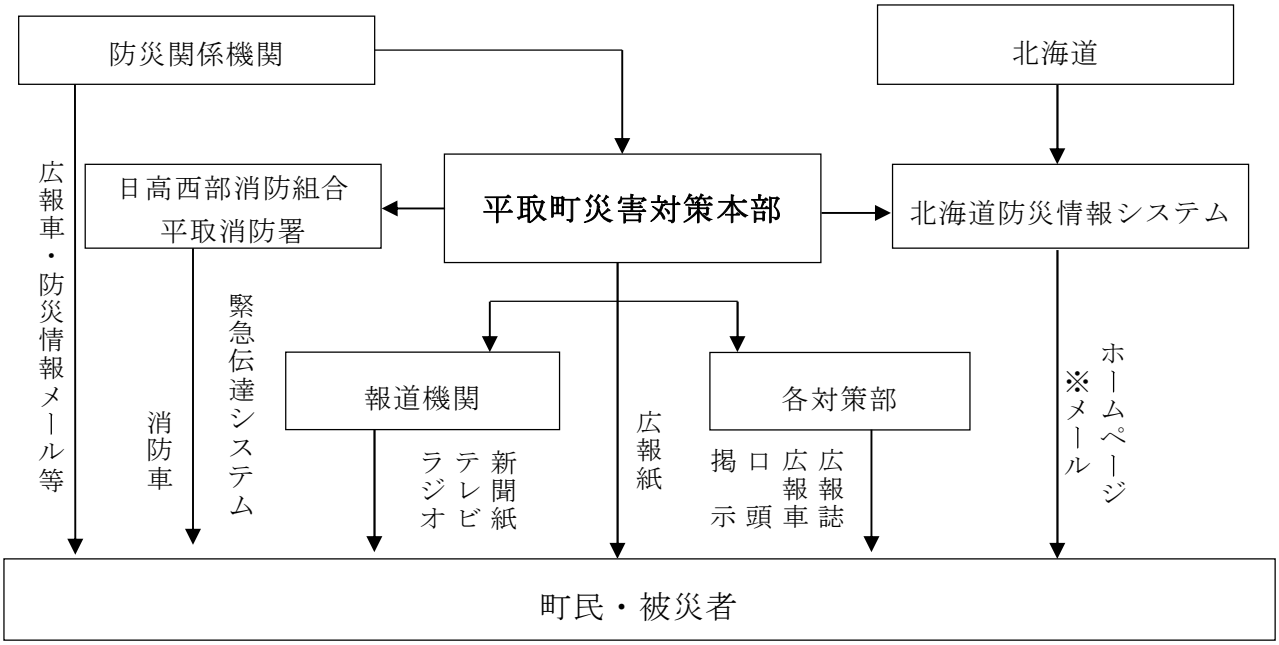
災害発生時の避難情報の発令や、災害発生後の被害の状況、復旧の見込み、生活関連情報等、災害の種類に応じた情報を町民に提供する必要があり、広報すべき情報の種類、広報の手段、記者会見への対応等については、次のとおりとする。

1. 住民に対する広報等の方法

町及び防災関係機関等は、地域の実情に応じ、報道機関（ラジオ、テレビ、新聞）への情報提供をはじめ、消防団緊急伝達システム、登録制メール、広報車、インターネット・掲示板・印刷物など、あらゆる広報媒体を組み合わせ、迅速かつ適切な広報ものとし、誤報等による混乱防止に万全を期するものとする。また、Ｌアラート（災害情報供給システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

項　　目	内　　容	担　　当
町の広報	避難広報	総務対策部 日高西部消防組合平取消防署
	避難所・住民・事業所への広報	民生対策部、総務対策部
	報道機関への広報の要請及び対応	総務対策部
他機関の広報	防災関係機関の広報	門別警察署、北海道電力、北海道電力ネットワーク、NTT 東日本、交通機関、その他

〈　町民・被災者への広報の流れ　〉



2. 避難広報

災害時、各担当部は次のとおり避難広報を実施する。

(1) 広報車等での広報

広報部は広報車、日高西部消防組合平取消防署は消防車等により避難広報を実施する。

(2) 平取町防災情報メール及び平取町公式 SNS でのの広報

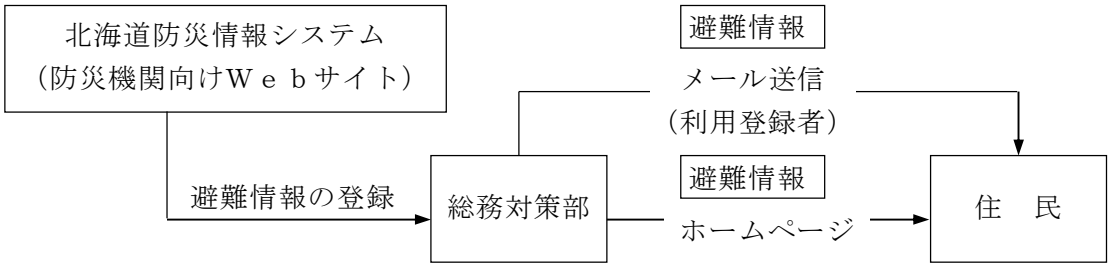
総務対策部は、平取町防災情報メール及び平取町公式 SNS により避難広報及び避難所開設状況の広報を実施する。

(3) 緊急伝達システムでの広報

平取消防署は、緊急伝達システムにより必要に応じてサイレン等を吹鳴し避難広報を実施する。

(4) 北海道防災情報システムによる広報

総務対策部は、北海道防災情報システムの防災機関向けＷｅｂサイトにログインして住民向けの情報を登録し、住民に対して避難情報（高齢者等避難、避難指示、自主避難、解除）の送信を行う。



3. 避難所・住民・事業所への広報

避難所及び住民に対して状況に応じた手段で広報を行う。

担　当	手　段	内　　容	備　　考
総務対策部	広報車	○ 応急活動の状況、復旧の見通し ○ 給水、食料供給の情報 ○ その他	必要に応じて実施
民生対策部	避難所掲示板・口頭	○ 避難所生活の注意事項 ○ 住民サービスの情報等 ○ バスの運行	避難所入口に掲示
総務対策部	広報紙の作成配布	○ 被害の状況 ○ 復旧の状況 ○ 仮設住宅の入居等について ○ 罹災証明、住民サービスの情報等	必要に応じ作成し、避難所、本部、支部で配布

4. 報道機関への広報の要請及び対応

(1) 広報の要請、依頼

総務対策部は、応急対策に必要な広報を報道機関に要請する。

(2) 広報内容の受付け

総務対策部は、各部から報道機関へ依頼すべき広報内容を受付ける。

(3) 記者会見の実施

総務対策部は、必要に応じて記者会見を行い情報の提供を行う。

発　表　者	記者会見場	内　　容
総務対策部部長 （まちづくり課長）	役場庁舎内	・　災害の種別、発生場所、日時、状況 ・　災害応急対策の状況

(4) 取材活動自粛の要請

総務対策部は、報道機関に対し、次の場所での取材活動の自粛を要請する。

○　災害対策本部内
○　災害対策支部内
○　避難所内

5. 防災関係機関の広報

防災関係機関は、災害が発生した場合、以下の広報内容及び手段で、応急活動の状況及び復旧の見通しについて広報活動を行う。

機　　関	広　報　内　容　及　び　手　段
日高西部消防組合 平取消防署	火災、避難、救護を消防車等で広報
門別警察署	避難、交通規制、二次災害発生防止を広報車で広報
北海道電力 北海道電力ﾈｯﾄﾜｰｸ	電力設備の被害や復旧の状況を広報車等で広報
ＮＴＴ東日本	通信の途絶、利用の制限、災害用伝言ダイヤルの利用等を広報
交通機関	被害状況、復旧情報、運行情報をテレビ、ラジオ、情報板等で広報

第５　応急・派遣要請と受入れ

大規模災害が発生した場合で自衛隊、北海道、他市町村、各種団体等の応援が必要なときの要請の方法、応援の受入れ等については、次のとおりとする。

項　　目	内　　容	担　　当
応援要請	自衛隊の派遣要請	総務対策部
	自治体への要請	総務対策部
	北海道広域消防総合応援隊及び緊急消防援助隊派遣要請	消防部
	応援協定先への要請	各担当部
	民間企業等への協力要請	各担当部
応援の受入れ	自衛隊、応援隊の受入れ	総務対策部

1. 自衛隊派遣要請

災害により、人命又は財産保護のため必要がある場合、自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 83 条の規定に基づき部隊等の災害派遣の要請を日高振興局に依頼する。

(1) 派遣要請の方法

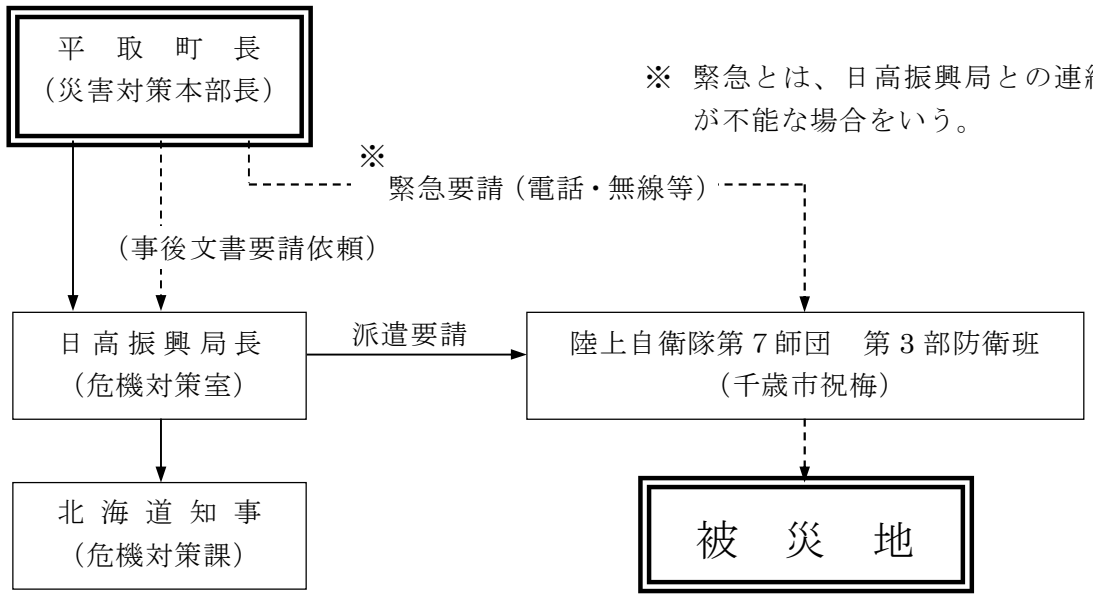
総務対策部は、文書にて要請内容を明確にして日高振興局に依頼する。ただし、緊急を要する場合は電話で直接要請し、後日、速やかに文書を送付する。

要　　請　　先	電　　話　　番　　号
日高振興局（危機対策室）	電話（ダイヤルイン）　0146-22-9075
〈 緊急時 〉	
陸上自衛隊第 7 師団	電話　0123-23-5131（内線 2275：当直 2208）
第 3 部防衛班（千歳市祝梅）	
第 7 特科連隊	電話　〃　（内線 4410）
第 7 特科連隊第 4 特科大隊	電話　〃　（内線 2483）

要 請 伝 達 方 法	文書各 1 部（緊急の場合は電話等で行い、後日文書送付）
要　請　内　容	ア　災害の状況及び派遣を要請する事由 イ　派遣を希望する期間 ウ　派遣を希望する区域及び活動内容 エ　派遣部隊が展開できる場所 オ　派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

※ 資料編　自衛隊派遣・撤収要請の様式

〈　自衛隊派遣要請の流れ　〉



(2) 活動内容

自衛隊の災害派遣時における支援活動は、次のとおりである。

○　被害状況の把握	○　避難の援助
○　遭難者の捜索活動	○　水防活動
○　消防活動	○　道路又は水路の啓開
○　応急医療、救護及び防疫	○　人員及び物資の緊急輸送
○　炊飯及び給水	○　物資の無償貸付又は譲与
○　危険物の保安及び除去	○　その他

(3) 経費の負担区分

次の経費は、町が負担する。

○　資材費及び機器借上料	○　電気料	○　汲取料
○　電話料及びその施設費	○　水道料	

その他必要経費については、自衛隊と協議して決定する。

派遣部隊は、関係機関又は民間からの宿泊、給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができる。

2. 自治体への要請

(1) 北海道（日高振興局）への要請

総務対策部は、道知事に対し、「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に基づき、応援の要請又は職員派遣の要請を行う。ただし、緊急の場合は自衛隊派遣要請と同様、電話、無線で直接要請し、後日、速やかに文書を送付する。

要　請　先	日高振興局長（危機対策室）　電話（ダイヤルイン）0146-22-9075 北海道総合行政情報ネットワーク　6-610-2191	
要請伝達方法	文書各１部（緊急の場合は電話、無線で行い、事後文書送付）	
応援の要請書記載内容	○ 災害の種類及び状況 ○ 応援を必要とする理由 ○ 応援を希望する物資等の品名、数量 ○ 応援場所及び応援場所への経路 ○ 応援の期間　その他必要な事項 ○ 災害活動に必要な車両等の種類,規格及び台数 ○ 職員の職種別人員 ○ その他必要な事項	災害対策基本法 第 68 条
職員派遣・斡旋要請書記載内容	○ 派遣の斡旋を求める理由 ○ 職員の職種別人員数 ○ 派遣を必要とする期間 ○ 派遣される職員の給与その他勤務条件 ○ その他必要な事項	派遣：災害対策基本法 第 29 条 斡旋：災害対策基本法 第 30 条

(2) 道内市町村への要請

他の市町村への要請は、「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に基づき、北海道への要請と同様に行う。

(3) 近隣町村への派遣要請

当町に隣接している近隣の町村への要請は、別途締結した「災害時相互応援に関する協定」により、災害対策本部長の判断により総務対策部が応援要請を行うものとする。

(4) 北海道消防防災ヘリコプターの要請

地震や大規模災害が発生した場合には、広域的・機動的に活動できるヘリコプターを有効活用するため、「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」による応援要請を行う。

ア．運航体制

ヘリコプターの運航は、「北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱」「北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領」「ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領」の定めるところによる。

イ．活動内容

○　災害応急対策活動	○　救急活動	○　救助活動
○　火災防ぎょ活動	○　広域航空消防防災応援活動	○　その他

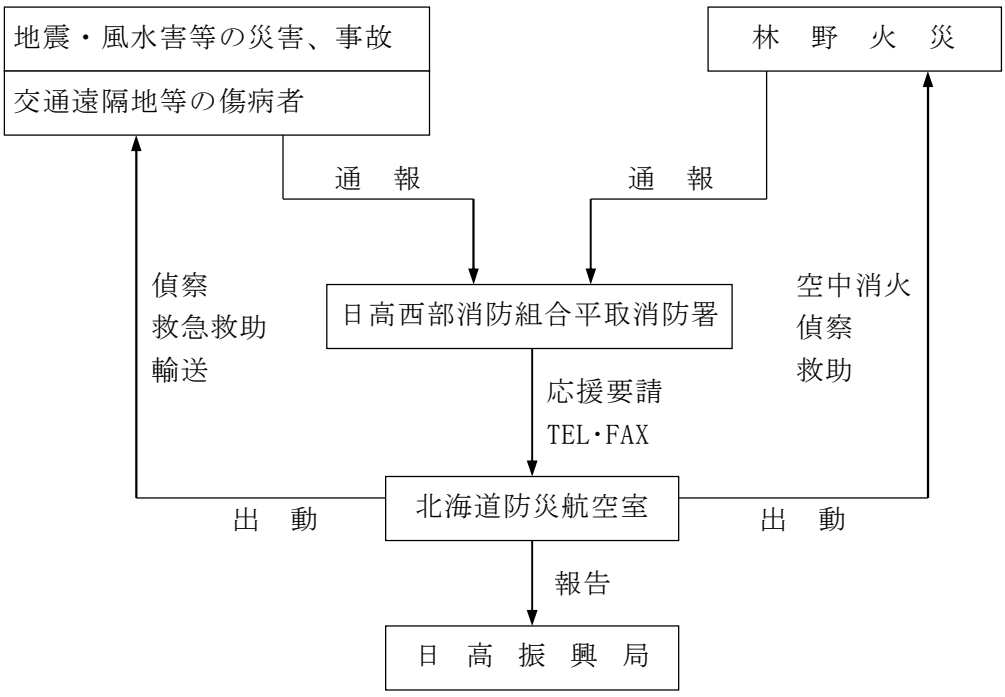
ウ．要請

要請は、電話により次の事項を明らかにして行うとともに、速やかにＦＡＸにより北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票を提出する。

○災害の種類
○災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
○災害現場の気象状況
○災害現場の最高指揮者の職・氏名及び災害現場との連絡方法
○消防防災ヘリコプターの離着陸場の所在地及び地上支援体制
○応援に要する資機材の品目及び数量
○その他必要な事項

※ 資料編　北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る様式

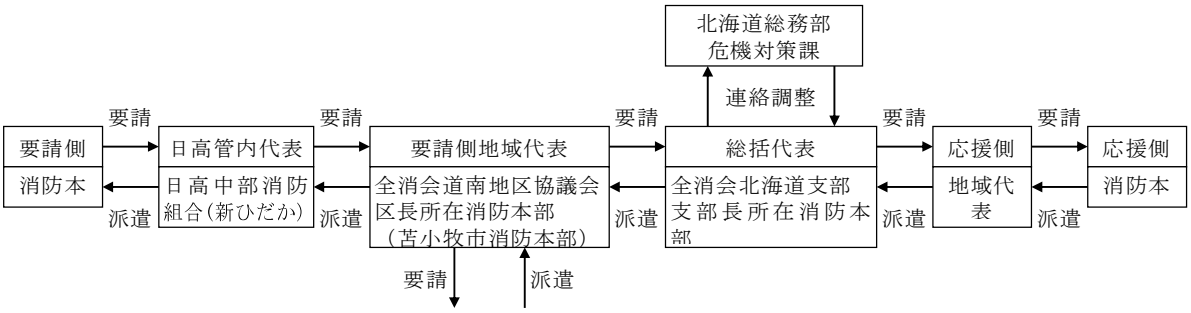
〈　北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要請の流れ　〉



(5) 消防の広域応援要請

日高西部消防組合平取消防署は、地震等による大規模災害が発生し、市町村の応援を必要とする場合は、北海道広域消防相互応援協定に基づき、応援要請を行う。

〈　広域応援要請の流れ　〉



(応援要請の方法)

(1) 陸上応援要請

ア．第１要請

町長が、隣接の市町村等に対して行う応援要請

イ．第２要請

町長が、道南地域内の他の市町村等に対して行う応援要請（第１要請を除く）

ウ．第３要請

町長が、道南地域外の市町村等に対して行う応援要請（第１要請を除く）

(2) 航空応援要請

航空隊の応援を必要とする応援要請

〈　北海道広域消防相互応援隊及び緊急消防援助隊宿営地としての施設　〉

No.	施設名称	住所	面積（㎡）	施設管理者
1	紫雲古津小学校	字紫雲古津 38-5	4,000	平取町教育委員会
2	紫雲古津生活館	字紫雲古津 34-1	2,000	平取町役場
3	荷菜多目的研修センター	字荷菜 73-9	1,650	平取町役場
4	平取中学校	本町 116-3	15,300	平取町教育委員会
5	平取町営球場	本町 113	12,070	平取町教育委員会
6	平取町中央公民館	本町 88-1	2,425	平取町教育委員会
7	平取町民体育館	本町 88-1		平取町教育委員会
8	二風谷小学校	字二風谷 28-2	4,160	平取町教育委員会
9	二風谷ファミリーランド	字二風谷 92-4	8,740	平取町役場
10	長知内ふれあいセンター	字長知内 38-5	5,320	平取町役場
11	振内鉄道記念館	振内町 151-45	5,080	平取町役場
12	振内町民センター	振内町 28-11	1,530	平取町役場
13	振内青少年会館	振内町 28-11		平取町教育委員会
14	岩知志ふれあい館	字岩知志 55-9	3,100	平取町役場

※ 資料編　大規模災害時における北海道広域消防相互応援隊及び緊急消防援助隊宿営地としての施設の使用に関する覚書　参照

みどりが丘町民総合グラウンドは、本町地区で自衛隊主力が使用できる施設となっているため、同時に派遣される場合は、その他施設を利用することで調整する。

3. 応援協定先への要請

関係する各担当部は、応援協定に基づく応援要請を行う。

〈協定の締結内容〉

協　　定　　名	締　　結　　先
災害時相互応援に関する協定	日高町
災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定	北海道・北海道市長会・北海道町村会
災害発生時における平取町内郵便局と平取町の協力に関する協定	平取町内郵便局
防災情報の共有に関する協定	北海道開発局
北海道地方における災害時の応援に関する申合せ	北海道開発局
映像情報の提供に関する協定	室蘭開発建設部
災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定	北海道コカ・コーラボトリング株式会社
災害等の発生時における平取町と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定	北海道エルピーガス協会災害対策協議会
災害時における協力業務に関する協定	平取町建設協会
災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	株式会社共成レンテム富川営業所
日高地域災害時の医療救護活動に関する協定	社団法人　日高医師会
日高地域災害時の歯科医療救護活動に関する協定	社団法人　日高歯科医師会
日本水道協会北海道地方支部道南地区協議会災害時相互応援に関する協定	日本水道協会北海道地方支部道南地区協議会
日高管内における災害時相互応援協定	日高町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町、日高振興局
緊急時における輸送業務に関する協定	室蘭地区トラック協会沙流川支部
災害時における応援生活物資の供給に関する協定	びらとり農業協同組合
災害時等におけるガソリン等燃料の供給に関する協定	株式会社　オアシス石油 有限会社　丹野商店 室蘭石油株式会社　平取営業所
陸上自衛隊第７師団第７特科連隊との大規模災害時の情報共有要領及び生活救助等に関する協定	陸上自衛隊第７師団第７特科連隊
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社
災害時等相互応援に関する協定	北海道平取養護学校
災害発生時における応急生活物資の供給に関する協定者	合同容器株式会社
沙流川水系（沙流川）治水協定	北海道開発局、北海道胆振総合振興局、日高町、北海道電力株式会社、ほくでんエコエナジー株式会社
地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定書	国土交通省国土地理院

地理空間情報の活用促進のための協力に関する確認書	国土交通省国土地理院地理空間情報部
災害時における施設等の利用に関する協定	独立行政法人国立青少年教育振興機構　国立日高青少年自然の家
避難行動要支援者名簿等の提供に関する協定	陸上自衛隊第７師団第７特科連隊
避難行動要支援者名簿等の提供に関する協定	日高西部消防組合平取消防署
避難行動要支援者名簿等の提供に関する協定	平取町民生児童委員会
避難行動要支援者名簿等の提供に関する協定	札幌方面門別警察署
避難行動要支援者名簿等の提供に関する協定	平取町社会福祉協議会
大規模災害時における相互協力に関する基本協定	北海道電力株式会社 北海道電力ネットワーク株式会社苫小牧支店
大規模災害時における樹木・土砂などの障害物（電力設備を除く）の除去作業の支援に関する細目協定	北海道電力株式会社 北海道電力ネットワーク株式会社苫小牧支店
大規模災害時における道路の通行に支障となる電力設備等の除去作業の支援に関する細目協定	北海道電力株式会社 北海道電力ネットワーク株式会社苫小牧支店
大規模災害時における北海道広域消防相互応援隊及び緊急消防援助隊宿営地としての施設の使用に関する覚書	日高西部消防組合
災害時における物資供給に関する協定書	NPO 法人　コメリ災害対策センター
避難行動要支援者名簿の提供に関する協定	川向自治会、紫雲古津自治会、去場自治会、荷菜自治会、本町自治会、小平自治会、二風谷自治会、荷負自治会、貫気別自治会、芽生自治会、長知内自治会、振内自治会岩知志自治会、豊糠自治会長
災害時における福祉用具等物資の供給協力に関する協定	一般社団法人　日本福祉用具供給協会
災害時における応急仮設住宅（移動式木造住宅）の建設に関する協定書	**一般社団法人　日本ムービングハウス協会**
平取町災害ボランディアセンターの設置運営等に関する協定書	社会福祉法人　平取町社会福祉協議会
災害発生時における門別警察署災害警備本部移転先施設使用に関する協定	札幌方面門別警察署

※ 資料編　応援協定及び北海道における防災関係協定締結一覧

4. 民間企業等への協力要請

各担当部は、次のとおり民間企業等へ協力要請を行う。

要請先（流通備蓄）	内　　容
卸売業者、スーパー、 仕出し組合等	食料、生活必需品
企業	食料、飲料水、資材置場
農業・水産団体	野菜類、穀物、魚貝類など生鮮品
企業・団体	車両、防災資材、医療品、仮設住宅、応急復旧資機材等

※資料編　食料協力先一覧

5. 自衛隊、応援隊の受入れ

(1) 自衛隊の受入れ

自衛隊の派遣が確定したときは、次のとおり部隊の受入体制をとる。

連絡窓口	○　総務対策部が担当とする。 ○　派遣自衛隊からは、連絡員の派遣を要請し、連絡窓口を一本化する。
作業計画	○　応援を求める作業について、速やかに作業計画を立てる。 ○　必要な資機材を確保する。 ○　作業に関係する施設の管理者の了解をとる。 ○　ヘリポートの開設
受入場所	○　役場２階ミーティングルーム・役場１階ロビー ○　役場庁舎裏敷地 ○　平取町営球場 ○　貫気別小学校 ○　振内交通公園

(2) 応援隊の受入れ

応援隊の派遣が確定したときは、次のとおり応援隊の受入体制を準備する。

連絡窓口	○　総務対策部が担当とする。 ○　応援隊から連絡員の派遣を要請し、連絡窓口を一本化する。
作業計画	○　応援を求める作業について、速やかに作業計画を立てる。 ○　必要な資機材を確保する。
受入場所	○　宿舎、屋内施設

(3) 撤収要請

本部長は、派遣要請の目的を達成したとき又はその必要がなくなったときは、すみやかに文書をもって災害派遣部隊の撤収要請を行う。

第６　消防活動

大規模災害により、火災や危険物の漏えい事故が発生した場合の消火活動、火災原因調査等については、次のとおりとする。

項　　目	内　　容	担　　当
消火活動	消火活動	日高西部消防組合平取消防署、平取消防団
	火災のパトロール	日高西部消防組合平取消防署、平取消防団
	火災原因の調査	日高西部消防組合平取消防署、平取消防団

1．消火活動

(1) 基本方針

大規模災害や地震による同時多発火災に対応するため、基本事項を次のように定める。

○町民、自治会、自主防災組織及び事業所は、自ら出火防止活動及び初期消火活動を実施する。
○危険物を取扱う事業所では、二次災害の防止に努める。
○消防隊は、多数の人命を守ることを最重点とした消火活動を行う。

(2) 消防隊の活動

情報の収集	○　延焼火災の状況 ○　消防車の状況及び通行可能な道路 ○　消防水利等の利用可能状況
消防活動時の留意事項	○　風向き、建物分布等を考慮し、効率的な消火活動の実施 ○　延焼火災が少ない地区の集中消火による安全地区の確保 ○　延焼火災の多い地区は住民避難のため、避難路の確保 ○　病院、避難地、幹線道路、防災拠点等施設を優先的に消火 ○　火災現場近くに下敷者がいる場合の優先救出

なお、消防隊の活動の詳細は、日高西部消防組合平取消防署作成の消防計画によるものとする。

※ 資料編　消防計画

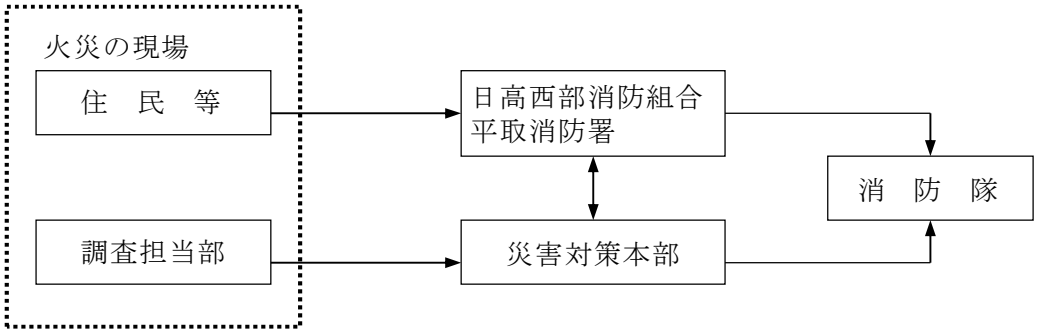
(3) 町民、自治体、自主防災組織及び事業所の活動

火　気　の　遮　断	○ ガス栓、プロパンガスのバルブ等を閉止する。
初　期　消　火　活　動	○ 火災が発生したときは、消火器、くみおき水、可搬ポンプ等を活用して消火活動を実施する。
初　期　救　出　活　動	○ 近隣に軽微な下敷者を発見した場合は、防災機関に連絡するとともに、近所の人と協力して救出に努める。

(4) 連絡の流れ

被災地で火災を発見した場合は、次の連絡系統で消防隊の出動を要請する。

〈　出動要請の流れ　〉



2. 火災のパトロール

日高西部消防組合平取消防署、平取消防団は、自治会、自主防災組織、事業所等と協力して町内の火災パトロールを行う。

○　ガス使用開始時の火災の警戒
○　停電復旧時の通電火災の警戒
○　消火後の再燃警戒
○　放火等の防止

3. 火災原因の調査

日高西部消防組合平取消防署は、発生した火災について、その原因、被害等の調査のため現場検証を行う。

第７　救助・捜索

土砂災害、出水等により負傷者や要救出者が発生した場合、各機関は連携して救出にあたるものとし、その活動については、次のとおりとする。

項　　目	内　　容	担　　当
救出・捜索活動	救出要員の編成	日高西部消防組合平取消防署、平取消防団、民生対策部
	救出資機材の確保	日高西部消防組合平取消防署、平取消防団、民生対策部
	救出・捜索活動の実施	日高西部消防組合平取消防署、平取消防団、民生対策部
	行方不明者リストの作成	総務対策部
傷病者の搬送	救護所（病院）への傷病者の搬送	日高西部消防組合平取消防署、民生対策部、医療対策部

1. 救出要員の編成

救出要員は、原則として３人一組で編成する。また、付近の住民に呼びかけ、地域状況に精通した者の協力を求める。

災害直後の編成	日高西部消防組合平取消防署、平取消防団、民生対策部		３人一組
応援部隊到着後	日高西部消防組合平取消防署 平取消防団 民生対策部	１人＋（応援部隊）２人	

2. 救出資機材の確保

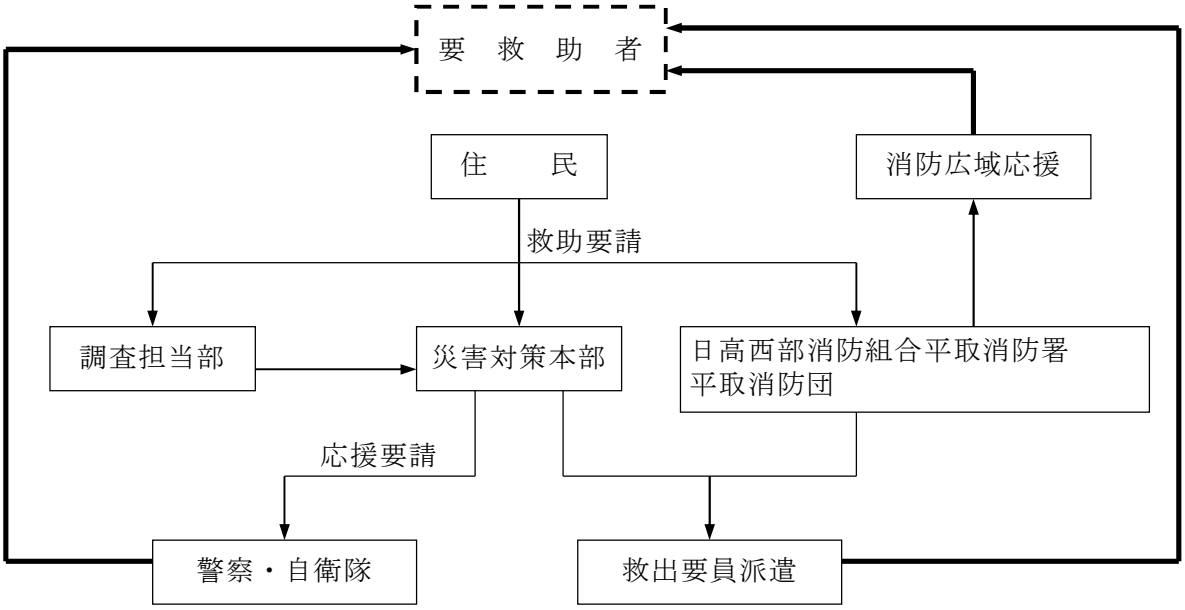
○初動活動期における救出資機材は、原則として関係機関が保有するものを活用する。
○救出資機材等に不足が生じた場合は、民間業者から調達する

3. 救出・捜索活動の実施

(1) 救出活動の実施

日高西部消防組合平取消防署、平取消防団、民生対策部は、災害により生命、身体が危険となった住民の救助救出にあたるが、救助力が不足し対応しきれない場合は、門別警察署、自衛隊等に救出要員の派遣を要請し、救出活動を実施する。

〈　救出活動の流れ　〉



(2) 捜索活動の実施

捜索活動は、行方不明者リスト（総務対策部が作成）に基づき、民生対策部と日高西部消防組合平取消防署が、門別警察署、自衛隊等に協力を要請し実施する。

○捜索活動中に遺体を発見した時は、本部及び門別警察署に連絡する。
○発見した遺体は、発見日時、場所、着衣、特徴等と発見者名を記載したメモを添え、身元を確認する。
○捜索の実施期間は、災害発生の日から原則として 10 日以内とする。

救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲において、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受け、都道府県知事が、これを定める。

4. 行方不明者リストの作成

所在の確認のできない町民に関する問い合わせや行方不明者の捜索依頼・届出の受付は、総務対策部が次のとおり行う。

○総務対策部は、役場内に「行方不明者相談所」を開設し、届出窓口とする。
○届出を受けた時は、行方不明者の
①住所　②氏名　③年令　④性別　⑤身長　⑥体重　⑦着衣　⑧その他の特徴について、可能な限り詳細に聞き取り記録する。
○「届出」については、まず避難者名簿で確認し、不明者については、「行方不明者リスト」を作成する。
○「行方不明者リスト」については、門別警察署長宛に 1 部送付する。

※ 資料編　行方不明者の捜索受付の様式

5. 救護所への傷病者の搬送

次のとおり救護所等へ傷病者の搬送を行う。

緊急搬送	○救護所への傷病者の搬送は、救急処置を要する者を優先とする。 ○搬送は、日高西部消防組合平取消防署・民生対策部、医療関係等の車両によるほか、必要に応じ防災ヘリコプター等により行う。 ○救護所等から後方医療施設への移送を行う。
傷病者多数発生時の活動	○多数傷病者発生時の救急活動マニュアルに基づき、応急活動を実施するものとする。 ○災害の状況などを判断し、安全で活動容易な場所に現場救護所を設置し、救出隊、医療対策部と連携を図り、救護活動を行う。 ○救護能力が不足する場合は、救護所、医療機関への輸送協力を求め、効率的な活動を行う。 ○平取町国保病院は、職員（医師、看護師）を召集し、傷病者の受入れ体制を整える。 ○各対策部は連携を図り、町有バスの要請、保健師の確保、傷病者の氏名の確認、マスコミの対応等を行う。

※ 資料編　多数傷病者発生時の救急活動マニュアル

6. 警察署による活動

次のとおり救出及び緊急搬送を行う。

原則	対応措置
救出及び緊急搬送	○救出救護活動は、倒壊家屋の多発地帯及び病院、学校等多人数の集合する場所を重点に行う。 ○救出した負傷者は、応急処置を施したのち、救護所に引き継ぐか、車両等を使用して医療機関に搬送する。

7. 救出・捜索における被害者救出状況について

※ 資料編　被災者救出状況記録簿の様式

第８　応急医療救護

大規模災害において、多数の負傷者に対する医療救護活動と避難生活が長期化した場合の避難者の健康管理、精神ケアなど、必要となる応急医療については、次のとおりとする。

項　　目	内　　容	担　　当
応急救護	医療救護チームの編成	保健福祉対策部、医療対策部
	医薬品・資機材の調達	保健福祉対策部、医療対策部
	救護所の設置	保健福祉対策部
	救護所の活動	保健福祉対策部、医療対策部
	後方医療体制の確立	保健福祉対策部、医療対策部
	後方医療施設への搬送	保健福祉対策部、医療対策部、日高西部消防組合平取消防署
	町外医療施設への搬送	保健福祉対策部、医療対策部、総務対策部、日高西部消防組合平取消防署
	透析患者への対策	保健福祉対策部、医療対策部
	歯科医療救護活動	保健福祉対策部
避難所での医療	健康管理と心のケア対策	保健福祉対策部、医療対策部

1. 救護医療チームの編成

(1) 救護医療チーム

保健福祉対策部、医療対策部は、医師、看護師その他の職員をもって救護医療チームを編成する。

(2) 要請及び出動

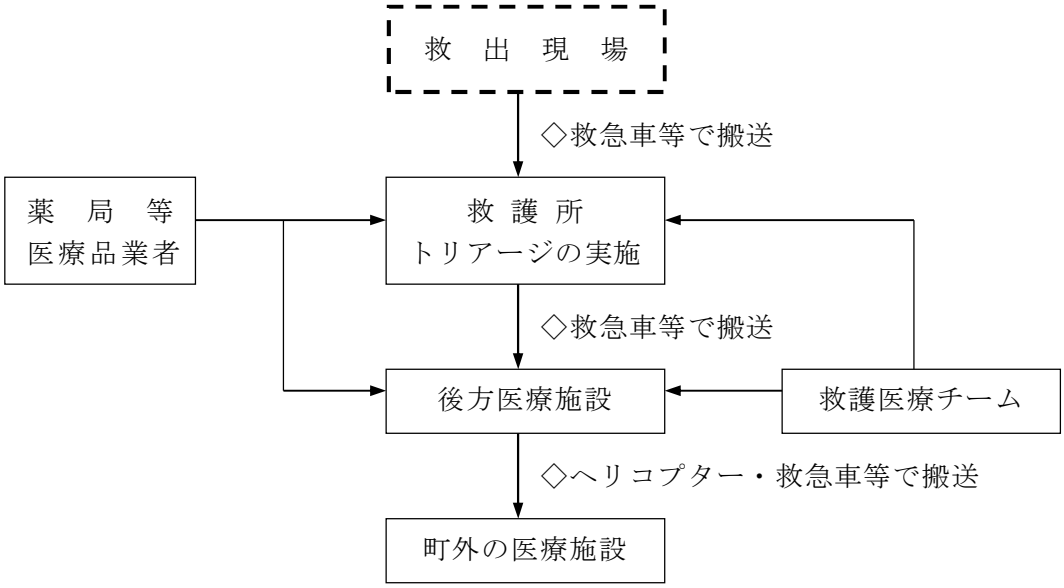
保健福祉対策部は、必要により次のように救護医療チームの出動を要請する。

状況	要請・出動
災害により多数の傷病者が発生したとき	○町内在住の医師にチームの出動を要請する。 ○日高医師会（事務局）に対し、災害医療救護隊（班）の出動要請を行う。 ○災害の状況に応じ知事に対して必要な措置を要請する。

北海道により編成される医療救護チーム	編　成
○日赤救護班　○他医師会救護班　○道立病院救護班 ○国立医療機関救護班　○その他公的医療機関救護班	医師、看護師、 その他補助職員

専門的支援	編成
○ＪＤA-ＤＡＴ（災害栄養支援チーム） ○ＤＰＡＴ（災害派遣精神医療チーム） ○ＤＭＡＴ（災害派遣福祉チーム） ○ＤＨＥＡＴ（災害時健康危機管理支援チーム） ○ＪＲＡＴ（大規模災害時ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ支援関連団体協議会）	医師会、看護師、保健師、 災害支援ナース 薬剤師、 ロジスティック

(3) 応急医療のシステム



注）トリアージ　　災害発生時などに多数の傷病者が大量に発生した場合、傷病者の緊急度や重症度に応じて、適切な処置や搬送を行うために傷病者の治療優先順位を決定することをいう。

トリアージタッグ　トリアージの際に用いるタッグ（識別票）をいう。災害現場で救助された傷病者は、トリアージ区分され、タッグが付けられる。その識別に基づき、後方医療機関に運ばれ、必要な処置、治療を受けることになる。

トリアージの実施については、多数傷病者発生時の救急活動マニュアルによるものとする。

※ 資料編　多数傷病者発生時の救急活動マニュアル

2. 医薬品・資機材の調達

(1) 医薬品、医療用資機材の調達方法

医薬品、医療用資機材等の確保は、原則として次のとおり行う。

○保健福祉対策部、医療対策部において調達するが、不足する場合等には道へ供給要請し、卸売業者より供給を受ける。
○町の要請で出動した医療救護チームが使用する医薬品等は、町で調達したもので対応する。又、不足し、自己が携行したものを使用した場合、費用は町が実費弁償する。
○飲料水や洗浄、医療用の給水は、建設対策部に要請する。

(2) 輸血用血液の確保

輸血用血液が必要な場合は、日赤道支部（道赤十字血液センター）に供給を依頼する。又、必要に応じて町民へ献血の呼びかけを行う。

3. 救護所の設置

保健福祉対策部は必要に応じ、救護所を設置する。また、各病院と協力して救護所の環境を整えるものとする。

設置場所		本町	振内町	貫気別
名称		中央公民館	振内町民センター	貫気別生活館
収容能力		100名	100名	100名
構成人員	医師	3名	1名	1名
	看護師	10名	3名	3名

なお、必要に応じ災害現場に近い民家、バス等を救護所とする。

4. 救護所の活動

救護医療の活動及び内容は、原則として保健福祉対策部、医療対策部が救護所で次のとおり実施する。又、災害の状況によっては、被災地等で救護医療活動を実施する。

○負傷者の傷害等の程度の判別　（トリアージタッグ）
○後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
○中等傷者以上に対する応急措置及び転送困難な患者に対する医療の実施
○死亡の確認
○助産

5. 後方医療体制の確立

保健福祉対策部は、町内の一般病院・医院等の被災状況と収容可能ベッド数を速やかに把握し、救護所から搬送される重傷病者を収容する収容医療機関を確保する。

なお、町外への転送が必要な場合は、振興局又は近隣市町へ要請する。

6. 後方医療への搬送

救護所で治療できない重傷病者は、次のとおり後方医療施設へ搬送する。

重傷病者の搬送体制	○救護所から後方医療施設への搬送については、消防署が道及びその他関係機関の協力を得て行う。
搬送の方法	○各救護所から消防署に搬送を要請する。 ○重傷病者が多数の場合は、警察署、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て担架、バス等で搬送する。 ○ヘリコプターにより搬送する。

7. 町外医療施設への搬送

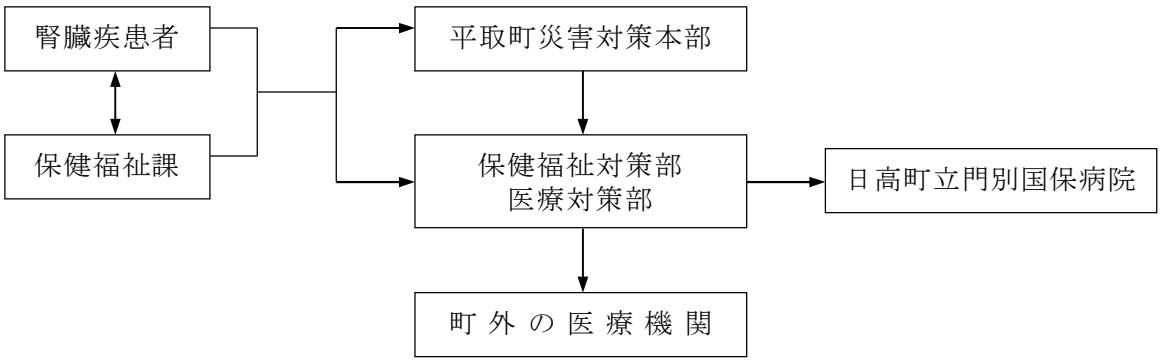
保健福祉対策部、医療対策部は、重傷者を町外医療施設へ搬送する場合、総務対策部に道・自衛隊への要請を依頼する。

8. 透析患者への対策

透析患者は、人工透析器、大量の医療用水が必要で、患者の様態に応じた対応が必要なため保健福祉対策部、医療対策部は次により透析患者対策を実施する。

○施設のある日高町立門別国民健康保険病院へ要請する。 ○患者や患者の家族と絶えず連絡をとり、透析の必要な患者の透析スケジュールを作成する。 ○患者が透析中は、患者の看護のため家族やボランティア等の協力を得る。

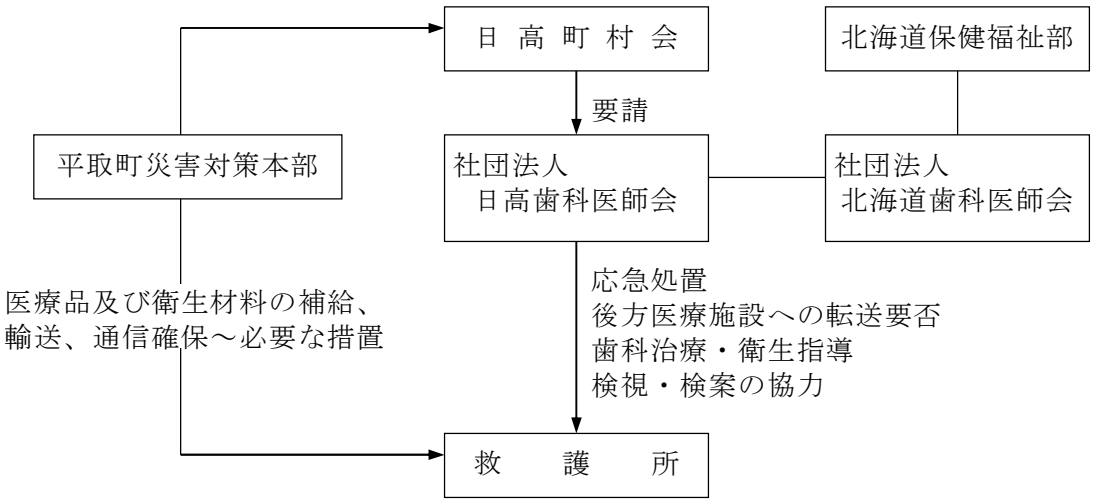
《透析患者受入れの流れ》



9. 歯科医療救護活動

保健福祉対策部は、災害時に歯科医療救護活動を実施する必要が生じた場合、日高町村会を経由して、社団法人日高歯科医師会に対し、救護班の編成及び派遣を要請する。

《歯科医療救護活動の流れ》



10. 心のケア対策

大規模災害発生後 48 時間以上経過すると、災害にかかわった人たちの心のケアを含めた多彩な対策が必要となる。

対象者例	○ 被災した子供、老人、避難所生活者 ○ 復旧活動の従事者、ボランティア、カウンセラー等
対策の方法	○ 病院等に精神科救護所を設置し、カウンセリング等を実施 ○ 避難所等を巡回診療し、心のケアの必要な人の選び出し ○ 災害相談所で心のケアについて対応 ○ 心的外傷に関する広報活動の実施 ○ 専門ボランティアの受入れ

11. 救護活動状況の記録について

※資料編　救護班活動状況の様式
※資料編　病院診療所医療実施状況の様式
※資料編　助産台帳の様式

第９　警戒区域の設定・避難活動・避難所運営

災害時において、危険箇所から逃れるための迅速な避難活動と避難所における避難者の把握、物資等の供給、衛生条件の確保、災害時要援護者への対応等必要な対策については、次のとおりとする。

避難に関する情報及び被害想定等については、避難情報の発令判断・伝達マニュアル及び防災ガイドマップを参照するものとする。

項　　目	内　　容	担　　当
避難活動	警戒区域の設定	門別警察署、日高西部消防組合平取消防署、平取消防団、総務対策部
	避難指示・誘導	門別警察署、日高西部消防組合平取消防署、平取消防団、総務対策部
避難所の開設・廃止	避難所の開設	民生対策部
	避難所の統合・廃止	民生対策部
避難所の運営	避難所の運営	民生対策部
	飲料水、生活用水の供給	建設対策部
	食料、生活必需品の供給	建設対策部
	避難者への配慮	保健福祉対策部

1.　警戒区域の設定

災害時において、住民の生命を守るため、特に必要があると認めるときは警戒区域を設定し、災害応急対策従事者以外の立入りを制限し、又は禁止し、若しくは退去を命ずる。

発令者	設定の要件	根拠法令
本　部　長	○災害時において、町民の生命、身体に対する危険を防止するために特に必要と認めるとき。	災害対策基本法 第 63 条
警　察　官	○上記の場合において　、町長又はその委任を受けた町職員が現場にいないとき、もしくは町長から要求があったとき。	災害対策基本法 第 63 条
自　衛　官	○災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官においては、町長若しくはその委任を受けた町職員が現場にいない場合で、他に職権を行う者がいないとき。	災害対策基本法 第 63 条
消　防　職　員・団員	○災害の現場において、消防活動の確保を図るため必要なとき。	消防法第 28 条において準用する

なお、警戒区域を設定する場合は、次の要領で行う。

○時機を失することのないよう、迅速に実施する。
○設定範囲は災害現象の規模や拡大方向を考慮して的確に決定し、不必要な範囲まで設定しないよう留意する。
○対象区域の住民に設定理由を周知する。（解除時も同様）
○区域は、道路、河川、町名等で設定する。

2.　避難実施責任者及び措置内容

風水害、火災、山（崖）崩れ、地震等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときには、町長等避難実施責任者は、次により避難情報を発令する。

特に、町は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、避難行動要支援者、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を発令する必要がある。

なお、避難指示等を発令するにあたり、必要な助言を求めることができるよう、国や道の関係機関との間でホットラインを構築する等、災害時における連絡体制を整備するほか、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難・避難指示の発令に努めるものとする。

(1) 市町村長（基本法第 60 条）

①　市町村長は、災害時、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために必要があると認めるときは、直ちに必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、次の指示を行う。

ア 避難のための立退きの指示

イ 必要に応じて行う立退先としての指定緊急避難場所等の避難場所の指示

ウ 緊急安全確保措置の指示

②　市町村長は、避難のための立退きの指示、避難場所の指示、近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示を行うことができない場合は、警察官にその指示を求める。

③　町長は、上記の情報の指示を行ったときは、その旨を速やかに振興局長を通じて知事に報告する（これらの指示を解除した場合も同様とする。）。

(2) 避難情報の発令周知

町長は、避難情報を迅速かつ確実に住民に伝達するため、避難情報の発令に当たっては、消防機関等関係機関の協力を得つつ、次の事項について、生命や身体に危険が及ぶおそれがあることを認識できるように避難情報の伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動について、住民にとって具体的でわかりやすい内容とするように配慮し、消防団緊急伝達システム、北海道防災情報システム、Ｌアラート（災害情報共有システム）テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能、平取町防災情報メール含む）等のあらゆる伝達手段の特徴を踏まえた複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努め、住民の迅速かつ円滑な避難を図る。

【資料編】「避難情報の発令判断・伝達マニュアル」参照

発令者	避難情報の発令要件	根拠法令
本　部　長 （　町　長　）	○町民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、指示を行う。	災害対策基本法 第 60 条
警　察　官	○町長から要請があったとき。 ○町長が避難の指示をできないと認められ、しかも指示が急を要するとき。 ○人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、指示が急を要するとき。	災害対策基本法 第 61 条 警察官職務執行法 第 4 条
自　衛　官	○災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官においては、危険な事態が生じ、かつ警察官がその場にいないとき。	自衛隊法第 94 条
知　事　又　は 知事の命を受けた　職　員 （洪水等は防水管理者を含む）	○地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域内の居住者に対して立ち退くべきことを指示する。 ○洪水等により著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域内の住民に対して立ち退くべきことを指示する。	地すべり等防止法 第 25 条 水防法 22 条
消 防 職 員	○消防長又は消防署長が、火災の拡大又はガスの拡散等が迅速で人命の危険が著しく切迫していると認めるとき。	消防法 第 23 条の 2

なお、避難情報を発令する場合は、次の事項を目安とする。

○地震災害や風水害等の拡大により、住民に生命の危険が及ぶと認められるとき。
○崖崩れ等の地変が発生し、また発生するおそれがあり、付近住民に生命の危険が認められるとき。
○有毒ガス等の危険物質が流出拡散し、またそのおそれがあり、住民に生命の危険が認められるとき。
○その他災害により町長（本部長）が必要と認めるとき。

また、避難情報の発令の周知については、消防機関等の関係機関の協力を得て、地域住民に対して、速やかに次の事項について周知徹底を図る。

○避難情報の発令の理由及び内容
○避難場所及び経路
○火災、盗難の予防措置等
○携帯品等その他の注意事項

(3) 危険地帯の避難誘導

危険地帯の避難誘導は、次のように行う。

○保健福祉対策部は、避難情報の発令後、あらかじめ指定する避難所にそれぞれ複数の町職員を派遣する。
○派遣された職員は、警察官、消防署員・団員、自治会、自主防災組織等の協力により町民等を危険地域から安全な地域への避難誘導に努める。
○学校、幼稚園、保育所、事業所等多数の人が集まる施設における避難誘導は、その施設の責任者、管理者が行う。
○避難時の周囲の状況等により、指定避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「付近の安全な場所」への避難や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民が取れるように努めるものとする。

(4) 避難者の携帯品

避難時の携帯品は、次のものとし、避難時に呼びかける。

○家族の名札（住所、氏名、生年月日、血液等を記載したもの）
○一人２食分位の食料、2～3 ﾘｯﾄﾙの飲料水、タオル、常備薬、救急医療品、懐中電灯、携帯ラジオ等
○動きやすい服装、帽子、頭巾、雨具類、必要に応じ防寒具

(5) 避難の誘導方法

避難誘導の方法は、次のように行う。

○避難の誘導は、病人、高齢者、幼児、障がい者その他単独で避難することが困難な人を優先する。
○状況が許す限り指示者があらかじめ経路の安全を確認し、徒歩により避難する。
○自動車による避難及び家財の持出し等は危険なので中止させる。

3.　避難所の開設

(1) 指定避難所の開設

①　町は、災害時は、必要に応じ、指定避難所を開設するとともに、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

なお、開設にあたっては、施設の被害の有無を確認するとともに、施設の構造や立地場所など安全性の確保に努めるものとする。

また、要配慮者のため、必要に応じて指定福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設するほか、国や独立行政法人が所有する研修施設やホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーションなどの多様な手段を活用して周知するように努めるものとする。

※　災害の状況により、緊急に開設する必要がある時は、施設の責任者・勤務職員が実施する。

勤務時間外（夜間・休日）に避難所を開設する場合は、民生対策部、文教対策部が行う。

②　町は避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。

また、避難所内を良好な生活環境とするため開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるものとする。

③　町は避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

④　町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難場所が著しく不足し、特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときには、避難所の設置についてスプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用除外措置があることに留意する。

⑤　町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉部局が連携して、必要な場合にはホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

⑥　町は避難所の運営における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとし、道においては、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保についての指針を示すなど、市町村に対する助言・支援に努めるものとする。なお、家庭動物のためのスペースは、特に冬期を想定し、屋内に確保することが望ましい。

また、町は、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

⑦　町は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備等による指定避難場所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。

⑧　市町村は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・ＤＶの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・ＤＶについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

⑨　町は、やむを得ず指定避難場所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報提供等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。

⑩　道及び町は、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。

⑪　町は、被災地において感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

⑫　市町村は、指定避難所における感染症対策のため、避難者等の健康状態を確認するとともに、十分な避難スペースを確保し、定期的に換気を行うなど避難

所の衛生環境を確保するよう努めるものとする。

⑬　避難所において感染症が発生又はその疑いがある場合の対応については、感染者の隔離や病院への搬送方法など、事前に総務対策部と保健福祉対策部が連携して、適切な対応を検討しておくものとし、感染者又は感染が疑われる者が現れた場合は、専用スペースを確保し、他の避難者とは区域と動線を分けるなど必要な措置を講じる。

⑭　指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保及び福祉的な支援の充実のために、道や市町村、医療・保健関係者等は連携して段ボールベッドの早期導入や、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレ、キッチンカー等の設置に配慮するように努めるとともに、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

⑮　町は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所 ID を適切に道に報告し、道は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。

【資料編】「地域別避難所一覧」参照

(2)　開設の手順

① 電話、無線等により避難所開設を施設の管理者（学校長、生活館等の管理受託者）に要請する。又、夜間・休日は地域指定職員が行う。
② すでに避難者がある時は、とりあえず広いスペースに誘導する。
③ 災害時要援護者専用スペースを確保し、案内する。
④ 避難者収容スペースの決定・誘導を行う。

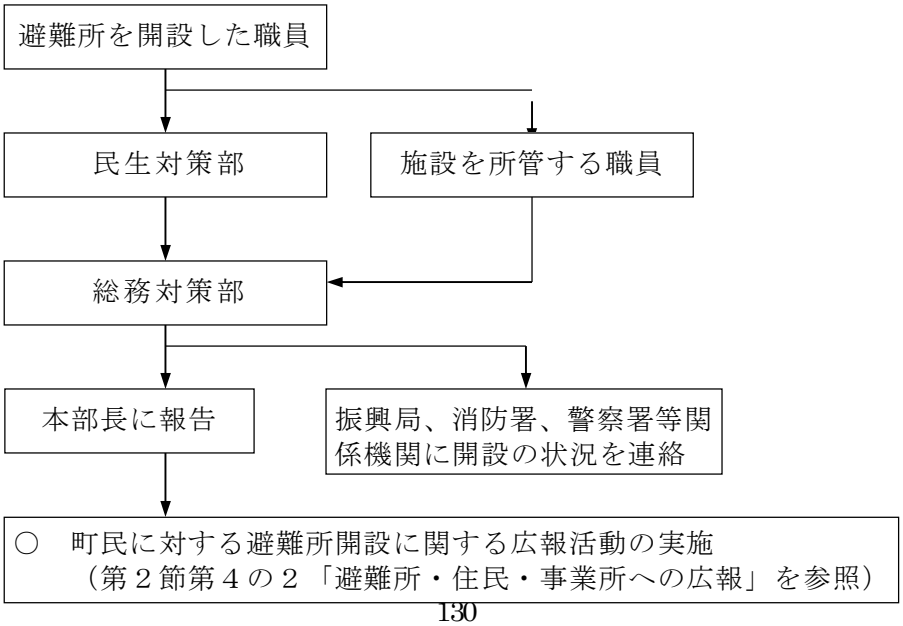
(3)　避難所内事務所の開設

避難所内に事務所を開設し看板を掲げて､避難所運営の責任者の所在を明らかにする。

なお、事務所には要員を常時確保し、避難者カード、事務用品等を準備する。

(4)　避難所開設の報告

避難所開設の報告は、次のように行う。



4. 広域避難

(1) 広域避難の協議等

町は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合は、広域避難に係る協議等を行う事ができるものとする。

(2)道内における広域避難

町は、道内の他の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、当該市町村に対して直接協議を行うものとする。

(3) 道外への広域避難

① 町は、他の都府県の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、道に対し当該他の都府県との協議を求めるものとする。

② 市町村は、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、①によらず、知事に報告した上で、自ら他の市町村に協議することができるものとする。

(4) 避難者の受け入れ

町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

(5) 関係機関の連携

① 道、市町村、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

②道及び関係機関は、避難者のニーズや避難施設の希望を十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

5. 避難所の運営

(1) 運営の担当者

避難所の運営は、避難所運営マニュアルを参照するものとし、民生対策部が派遣する複数の職員（うち１人を責任者）が担当し、避難者の取りまとめ等の運営は、避難者の代表と連携をとり、自主運営の形でボランティア、自治会、自主防災組織とも協力して運営を行う。

(2) 運営の手順

避難所に派遣された職員は、次の事項を行う。

① 避難者カード・名簿の作成
② 居住区域の割振り
③ 食料、生活必需品の請求、受取り、配給
④ 運営状況の報告（毎日、その他適宜）
⑤ 運営記録の作成
⑥ 生活ルールの作成

【資料編】「避難所運営マニュアル」参照

(3) 運営上の留意事項

ア. 避難者カード・名簿の作成

避難所の職員は、避難者カードを配り世帯単位に記入するよう指示し、集まった避難者カードを基にして避難者名簿を作成し保管するとともに､民生対策部は、各避難所の避難者名簿をまとめて、その写しを総務対策部に送付する。

イ．避難所運営状況及び運営記録の作成

避難所の職員は、次のように避難所の状況について報告、記録する。

○ 責任者となる職員は、避難所の運営状況について、1 日 1 回保健福祉対策部へ報告する。 ○ 傷病人の発生等、特別の事情がある時は必要に応じ報告する。 ○ 避難所の運営記録として、避難所状況報告書を作成する。

※ 資料編　避難所運営の様式

ウ．避難者代表の役割

避難者代表の役割は、概ね次のとおりである。

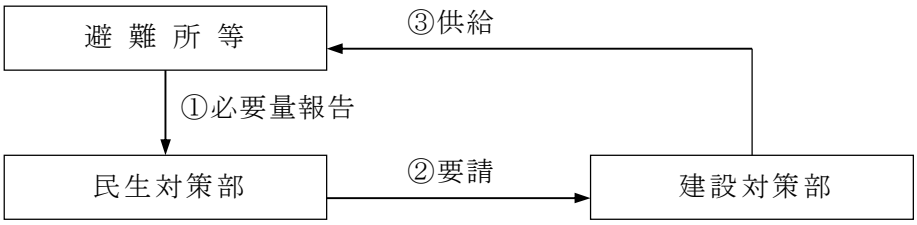
○ 各担当部から避難者への指示、伝達事項の周知 ○ 物資の配布活動等の補助 ○ 居住区域の避難者の要望・苦情等の取りまとめ ○ 防疫活動等への協力 ○ 施設の保全管理

6.　飲料水、生活用水の供給

避難所職員より飲料水、生活用水の必要量の報告を受けた民生対策部は、建設対策へ調達を要請する。又、避難所職員は、給水方法、秩序づくりにも考慮する。

飲料水、生活用水の供給については、第 2 節第 13 の「飲料水、生活用水の給水」を参照のこと。

〈飲料水、生活用水の供給の流れ〉



7.　食料、生活必需品の供給

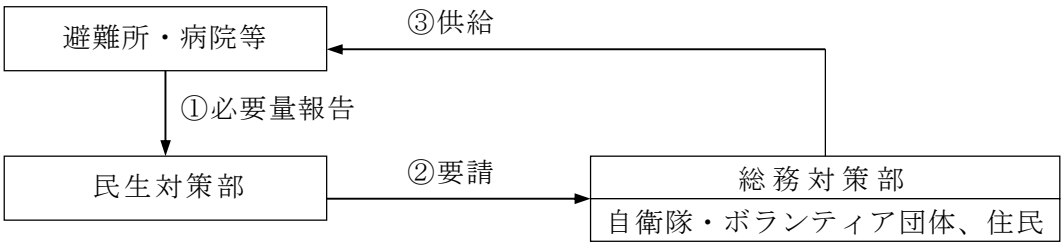
避難所職員は、食料、生活必需品その他物資の必要数をまとめ、民生対策部へ報告し、総務対策部より調達を受ける。

食料や物資を受取った時は、その都度、救助の種目別物資受払状況に記入のうえ、配給を行う。なお、食事については食物アレルギーについて配慮することとする。

食料、生活必需品等の供給については、第 2 節第 13 の「食料の供給」、「炊出しの実施」、「生活必需品の確保」を参照のこと。

※ 資料編　救助の種目別物資受払状況の様式

〈食料の供給の流れ〉



8.　避難者への配慮

(1) 避難長期化への対応

避難生活の長期化に備え、次の対策を実施する。

対　　策	配　慮　す　る　事　項
長期化対策	○ たたみ、布団、毛布、暖房器具、洗濯機の調達 ○ 報道機関等の取材、立入りの制限 ○ 防犯に努める他、被災者の精神安定の配慮 ○ 衛生管理（医療、トイレ、清掃、ゴミ） ○ 食事メニューの多様化や栄養バランスを考慮
災害時要援護者対策	○ ボランティアによる健康診断や相談業務、介護等の協力 ○ 避難スペースの優先的割当て、福祉仮設住宅への入居

(2) 避難者の移送、受入れ

本部長は、被災者の移送、受入れに関して、次のとおり行う。

移送・受入れ	状　　況	対　　処
被災者の他地区への移送	被害が甚大なため、町の避難所に被災者を収容しきれない場合	振興局に対して､他市町村等への移送を要請する。
他地区からの被災者の受入れ協力	振興局から他地区からの被災者を受入れるための避難所の開設の指示を受けた場合	道の計画の定めるところにより行う。

(3)　車中泊避難への配慮

車中泊による避難を受け入れる場合は、トイレの確保や医療・保健関係者等と連携して、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒等への予防対処策の周知、冬期間の寒さ対策など健康への配慮を行うものとする。

9.　避難所の統合・廃止

民生対策部は、災害の復旧状況や避難所の人数等により、避難所の統合及び廃止を行う。

10.　災害時孤立地区対策

町は災害により孤立地区が発生した場合、防災関係機関と連携して、救出救助等の応急対策活動が円滑に行えるよう、予め孤立が予想される地区名、地区人口、避難所の有無などの情報を共有し、不断に更新に努めるものとする。

第１０　　遺体の処理・埋葬

大規模災害が発生した場合､多数の犠牲者への対応として必要となる遺体の検視･処理、納棺資材の確保、遺体の安置、埋葬等については、次のとおりとする。

項　　目	内　　容	担　　当
遺体の処理	納棺用品等資材の確保	民生対策部
	遺体の検案、処理	民生対策部
	遺体の安置	民生対策部
遺体の埋葬	埋葬	民生対策部

注）検案：死因等の医学的な検査

1. 納棺用品等資材の確保

遺体を納めるための「棺」や保存のためのドライアイスは、町内葬儀業者から確保する。また、捜索、収容、火葬に必要な人員並びに処理のための施設の確保を行う。

2. 遺体の検案、処理

警察の検視及び医師による遺体の検案を受けた後、遺体の処理を引き継ぐこととする。

○警察が検視した遺体を検案場所へ搬送する。
○遺体の検案は、死亡診断のほか洗浄、縫合、消毒等の必要な処理を行うとともに検案書を作成する。
○身元が判明しており、かつ遺族等の引取りがある場合は遺体を引渡す。
○身元不明者については、警察官が遺体及び所持品を証拠写真に撮り、併せて人相、所持品、着衣その他の特徴等を記録し、遺留品を保管する。
○検案を終えた遺体は、関係部、各機関の協力を得て、本部長が指定する遺体収容所（安置所）へ搬送する。

注）検視：変死者の死体を取り調べること。

3. 遺体の安置

検案を終えた遺体については、門別警察署の協力を得て、身元確認と身元引受人の発見に努めるとともに、以下のとおり収容・安置するものとする。

○付近の寺院の承諾を得て遺体収容所（安置所）を開設する。なお、適当な既存建物が確保できない場合は、広場、避難所等へ仮設安置所を設置する。
○遺体の検案書を引継ぎ、遺体処理台帳を作成する。
○遺族その他より遺体引取りの申出があった場合は、遺体処理台帳に記入のうえ、引渡す。
○遺体の埋火葬許可証の発行を求める。

※ 資料編　遺体処理台帳の様式

4. 埋葬

遺族等が遺体の埋葬を行うことが困難な場合、又は遺族がいない場合は、応急的な遺体の埋葬を実施する。

○遺留品は包装し、氏名札及び遺留品処理票を添付し、保管所に一時保管する。
○遺体が多数のため霊葬場で処理できないときは、近隣市町の霊葬場に協力を依頼する。
○火葬した遺骨は一時寺院に安置し、埋葬台帳を作成する。
○遺族等から遺骨、遺留品の引取希望があるときは、遺骨及び遺留品処理票により整理のうえ、引渡す。
○遺骨の引取人がない場合は、本部長が指定する墓地に仮埋葬する。
○埋葬期間は、原則として災害発生の日から 10 日以内とする。

※ 資料編　埋葬台帳の様式

第１１　　交通対策・緊急輸送

大規模災害が発生した場合、負傷者の搬送、生活物資の輸送、応急対策資機材・要員の輸送等の交通対策が、応急対策の生命線となる。交通規制や緊急輸送路の確保、トラック・船舶・ヘリコプター等輸送手段の確保については、次のとおりとする。

項　　目	内　　容	担　　当
交通対策	交通規制	門別警察署、総務対策部、建設対策部
	緊急輸送路の確保	門別警察署、総務対策部、建設対策部
輸送対策	緊急的な輸送	門別警察署、総務対策部
	緊急輸送車両の確認	総務対策部
	緊急輸送	総務対策部
	輸送拠点の設置	総務対策部

1. 交通規制

(1) 実施機関の交通規制

次の機関は、交通の混乱を防止し緊急輸送路を確保するため、交通検問所を設置するなど交通規制を実施する。

実施機関	交通規制を行う状況	根拠法令及び内容
公安委員会の交通規制	道路における危険防止その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められる場合。	道路交通法(昭和35年法律第105号)第4条 歩行者、車両等の安全確保
	道内に災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で災害応急対策上必要があると認めるとき。	災害対策基本法第76条 緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限
警察署長の交通規制	道路における危険防止その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められる場合。	道路交通法第5条又は第114条の3 歩行者、車両等の安全確保
警察官の交通規制	車両等の通行が著しく停滞し、混雑した場合に交通の安全と円滑を図るためやむを得ないと認めるとき	道路交通法第6条又は第75条の3 災害対策基本法第76条の3第1項 車両等の通行の禁止、制限
	通行禁止区域において、車両等が緊急通行車両の通行の妨害となるとき。	当該車両の移動その他必要な措置を命じることができる。 災害対策基本法第76条の3第1項及び第4項
自衛官及び消防吏員の交通規制	通行禁止区域において、車両等が緊急通行車両の通行の妨害となるとき。	警察官がその場にいない場合に限り、職務の執行ができる。 災害対策基本法第76条の3第3項及び第4項
道路管理者の交通規制	道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合	区間を定めて通行を禁止、又は制限 道路法（昭和27年法律180号）第46条

(2) 交通規制情報の収集

総務対策部は、門別警察署に連絡し、交通規制の実施状況、交通の状況等を収集し、各部へ伝達する。又、交通規制の実施の報告を受けたときは、直ちにその内容を報道機関の協力を得て周知に努める。

2. 緊急輸送路の確保

(1) 道路の確保順位

建設対策部は、土砂災害や、出水、地震等による被災後の緊急輸送活動を円滑に実施するために、緊急輸送路を確保する。

○ 本部長（町長）の指示に基づき、主要な路線から確保する。 ○主要な路線を確保することが困難な場合は、代替路線を確保する。

(2) 道路確保作業の内容

○ 道路の被害状況の調査 ○ 緊急輸送路の決定（応急・復旧） ○道路管理者、警察への復旧・交通規制の要請及び通報

3. 緊急的な輸送

(1) 緊急輸送の実施

総務対策部は、災害直後の緊急的な輸送として、次の輸送を実施する。

○備蓄食料・備品	○　救助資機材	○　重傷者

(2) 緊急輸送の方法

緊急輸送は、町有車両で行う。又、重傷者等の緊急又は長距離の輸送が必要な場合は、ヘリポートを指定し、道又は自衛隊にヘリコプターによる輸送を要請する。

4. 緊急輸送車両の確認

(1) 緊急輸送車両の範囲

緊急輸送車両として確認される車両は､災害対策基本法第 50 条第 2 項に定める災害応急対策の実施責任者(本部長)又はその委任を受けた者が使用する車両とする。

(2) 緊急通行車両の確認

緊急輸送車両であることの確認、標章、証明書の交付は、道知事（日高振興局長）又は北海道公安委員会（門別警察署長）に対し所定の書類をもって要請する。

(3) 緊急通行車両の使用

総務対策部は、緊急通行車両として使用する場合、各車両に「緊急通行車両確認証明書」､「通行標章」の交付を受ける。

「通行標章」は、車両の助手席側ウインドガラスの上部の前面から見やすい箇所に貼付する。証明書は必ず携行し、警察官から提示を求められたときは、これを提示する。

(4) 緊急通行車両の事前届出

公安委員会は、町が保有する車両等で、災害対策基本法第 50 条第 1 項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両に該当するかどうかを審査し、届出済証を交付する。

総務対策部は、届出済証の交付を受けた車両については、門別警察署に当該届出書を提出し、確認審査を省略して標章及び確認証明書の交付を受ける。

※ 資料編　緊急通行車両確認証明書の様式

5. 緊急輸送

(1) 輸送方法

ア．陸上輸送

陸上輸送は、町有車両の他、沙流川地区トラック事業協同組合に応援を要請する。

イ．航空輸送

道の消防防災ヘリコプター、自衛隊のヘリコプターを要請する。

(2) 輸送の範囲

輸送の範囲は、概ね次のとおりとする。

○　負傷者	○　災害時要援護者等の被災者	○　避難者
○　災害対策要員	○　各資機材	○　水、食料、生活必需品
○　救助物資	○　遺体	○　その他

(3) 車両・燃料の調達

総務対策部は車両の借上げ、燃料の調達について、次のとおり行う。

ア．町有車両の把握

調達可能な町有車両の状況について把握する。

イ．車両の借上げ

町有車両では対応が困難な場合は、輸送業者等から借上げる。費用については別途協議する。

ウ．燃料の調達

各担当部の使用する車両用燃料については、町内の取扱業者より調達する。

※ 資料編　燃料の調達依頼先一覧

(4) 配車手続き等

各担当部の配車手続きの方法、配分は、次のとおりとする。

○ 総務対策部は、町有車両を総合的に調整し、各担当部に配分する。
○ 各担当部の要請に基づき、車両関係団体の協力を得て、総合的に調整し配車する。
○車両の運行に必要な人員は、原則として各部の要員をあてる。

(5) 輸送対象の優先

輸送対象の優先順位は、概ね次のとおりとする。

① 負傷病者、災害時要援護者等の被災者
② 被災者の避難のための対策要員の輸送
③ 医療救護における対策要員、資機材の輸送

④ 被災者救出のための対策要員、資機材の輸送
⑤ 公共施設の応急復旧のための人員及び資機材の輸送
⑥ 飲料水の供給のための物資輸送
⑦ 救助物資の輸送
⑧ 遺体の捜索及び処理のための物資輸送
⑨ 埋葬のための物資の輸送
⑩ その他災害対策に必要な人員及び物資の輸送

6．輸送拠点の設置

(1) 集積場所

総務対策部が調達した物資や他県市町村等からの救援物資を受入れ、保管し、配布するための集積場所は、役場庁舎及び両支所とする。又、ふれあいセンターびらとりを補完施設とする。

(2) ヘリコプター離着陸場

ア．指定離着陸場

施　設　名	所在地	広さ（m²）	施設管理者及び電話番号
平取町営球場	本　町	12,070	教育委員会　2-2619
振内小学校	振　内	8,525	学校長　3-3224

イ．離着陸可能地

施　設　名	所在地	広さ（m²）	施設管理者及び電話番号
紫雲古津小学校	紫雲古津	5,859	学校長　2-2781
平取小学校	本　町	13,847	学校長　2-2425
平取中学校	本　町	24,932	学校長　2-2415
親水公園駐車場	本　町	495	平取町　2-2221
ニ風谷小学校	ニ風谷	2,806	学校長　2-2572
ニ風谷ファミリーランド	ニ風谷	61,168	3-3280
旧荷負小学校	荷　負	4,794	教育委員会　2-2619
貫気別小学校	貫気別	18,863	学校長　5-5245
長知内ふれあいセンター	長知内	2,120	平取町　2-2221
振内中学校	振　内	13,979	学校長　3-3054
岩知志ふれあい館	岩知志	3,600	平取町　2-2221
旧豊糠小中学校	豊　糠	19,834	平取町　2-2221
芽生生活改善センター	芽　生	14,598	平取町　2-2221
旭生活館	旭	4,600	平取町　2-2221

ウ．ヘリコプター離発着に支障が生じないための必要な措置、地上の支援体制を講じることとする。

※ 資料編　ヘリコプター離発着場の設置方法

7．輸送記録について

※ 資料編　輸送記録簿の様式

第１２　　災害時の警備対策

災害の発生時、犯罪の予防と防止のため必要となる被災地や避難所等で行う治安維持と警備については、次のとおりとする。

項　　目	内　　容	担　　当
災害時の警備	災害警備体制の確立	門別警察署
	被災地・避難所の警備	門別警察署

1. 災害警備体制の確立

災害が発生した場合、門別警察署は関係機関と連携し、警備体制を確立して、災害情報を収集し、また、町民の生命、身体及び財産を保護し、被災地域における社会秩序を維持する。

(1) 災害情報の収集及び伝達

災害時の警備活動に必要な情報を収集するとともに、収集した情報を必要により関係機関に伝達する。

(2) 避難の指示等

警戒区域の設置及び避難指示については、町と連携して行う。なお、詳細については、第２節第９の１「警戒区域の設定」、第９の２「避難指示、誘導」を参照のこと。

2. 被災地・避難所の警備

犯罪の予防及び取り締り等のため、被災後の無人化した住宅、商店街におけるパトロールを強化し、定期的な巡回を行う。

第１３　　生活救援対策

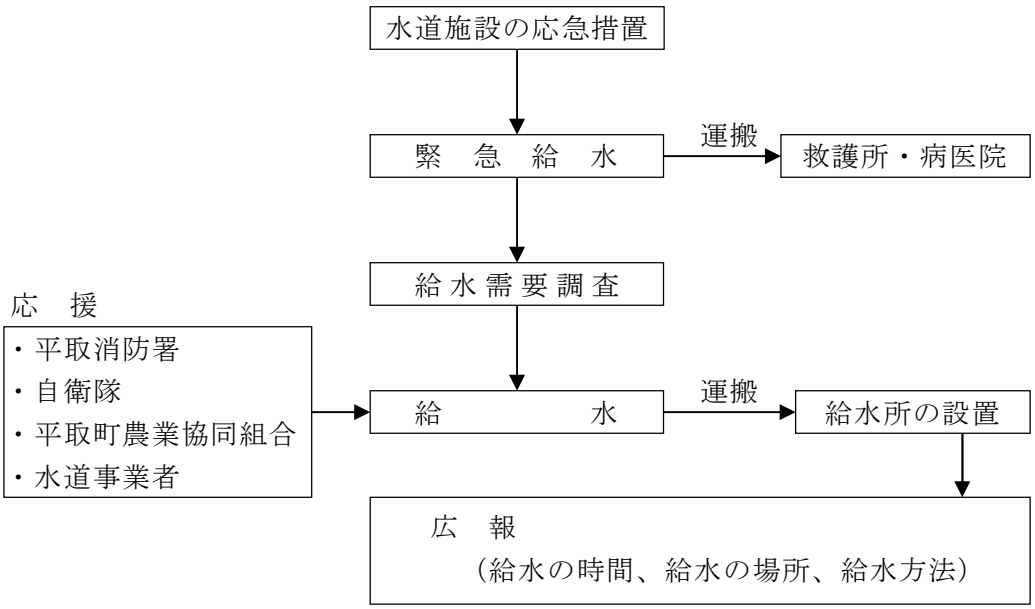
大規模災害が発生し、ライフラインや流通機構が機能しなくなった場合、被災者に対する飲料水、食料、生活必需品の供給を行うのに必要な需要の把握、物資等の確保、被災者への供給方法等については、次のとおりとする。

項　　目	内　　容	担　　当
飲料水、生活用水の供給	緊急給水	建設対策部
	飲料水、生活用水の給水	建設対策部
	生活用水の給水の拡大	建設対策部
食料の供給	備蓄食料の供給	総務対策部
	食料需要の把握	総務対策部
	食料の確保	総務対策部
	食料の供給	総務対策部
	炊出しの実施	民生対策部
生活必需品の供給	備蓄品の供給	総務対策部
	生活必需品の需要の把握	総務対策部
	生活必需品の確保	総務対策部
	生活必需品の供給	総務対策部
救援物資の受入れ	救援物資の受入れ	保健福祉対策部

1. 緊急給水

災害が発生し、水道施設の破損等により水の供給が停止した場合、建設対策部は直ちに被害状況を把握し、緊急措置の後、重要施設へ緊急給水を実施する。

〈　給水の流れ　〉



(1) 緊急給水先

緊急給水は、次の優先順位とする。

①　救護所	②　病・医院	③　社会福祉施設
④　避難所	⑤　断水地域	⑥　その他

(2) 給水方法

建設対策部は、各関係機関の協力を得て、所有する資機材・車両を用い、給水を行う。

ア．飲 料 水 ― 消防署、自衛隊の協力を得て行う。

イ．家　　畜 ― 平取町農業協同組合の協力を得て行う（ミルクローリー)。

2. 飲料水、生活用水の給水

(1) 給水源の確保

○災害発生後、直ちに水源地、配水ポンプ及び連絡管等の異常を調査し、漏水を確認した時はバルブ操作により給水源を確保する。
○共同井戸や、家庭の井戸を利用する。
○受水槽等を補給給水源として使用する場合、ろ水機、薬剤投入を施す。
○復旧に時間を要する地域や多量の水を必要とする医療機関等の断水に対しては、応急仮配管による応急給水を行う。
○災害時の生活用水の水源として、地域住民や企業が有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として使用するための登録制度等の整備により、災害用井戸や代替水源による生活用水の確保に努める。

(2) 給水の需要調査

建設対策部は、災害が発生し給水機能が停止した場合は、給水の必要な地域、給水活動の規模を決定するため、需要の調査を実施する。

○　復旧の見込み	○　給水機能停止区域、世帯、人口	
○　給水班編成状況	○　応急給水開始時期	○　給水所の設置場所

(3) 応急給水の必要量

災害発生から２～３日以内は､飲料水､それ以降は飲料水と生活用水を給水する。

○災害発生直後から２～３日：　１人１日　　３リットル（飲料水）
○２～３日後以降　　：　１人１日　２０リットル（飲料水＋生活用水）

(4) 応急給水用資機材の確保

応急給水活動に使用する車両及び資機材は、町が所有するものを用いる。不足する場合は、自衛隊、他市町村の水道業者に応援を要請する。ポリタンクなどは、町内の業者から調達する。

自衛隊、他市町村への応援要請の詳細については、第２節第５「応援・派遣要請と受入れ」による。

(5) 給水所の設置

給水は、給水所を設定し、給水車による拠点給水方式で行う。

給水所の設置は､避難所とするが､必要に応じて被災地等にも給水所を設置する。

また、給水所の設置場所には「給水所」の看板等を掲示する。

(6) 周知・広報

給水所を設定した時は、総務対策部に給水に関する広報を要請し、住民への周知を図る。

○給水の時間	○　給水所の場所	○　給水方法

(7) 給水の方法

ア．給水所への運搬

飲料水等の給水所への運搬は、建設対策部及び支援機関が水源地から給水車、トラック等の車両及び給水容器等を使用して行う。

イ．給水所での給水

給水所での給水は、避難所に派遣された職員、地区の消防団、自主防災組織等の協力を得て、町民が自ら持参した容器により行う。

(8) 給水の記録

※ 資料編　給水等の供給簿の様式

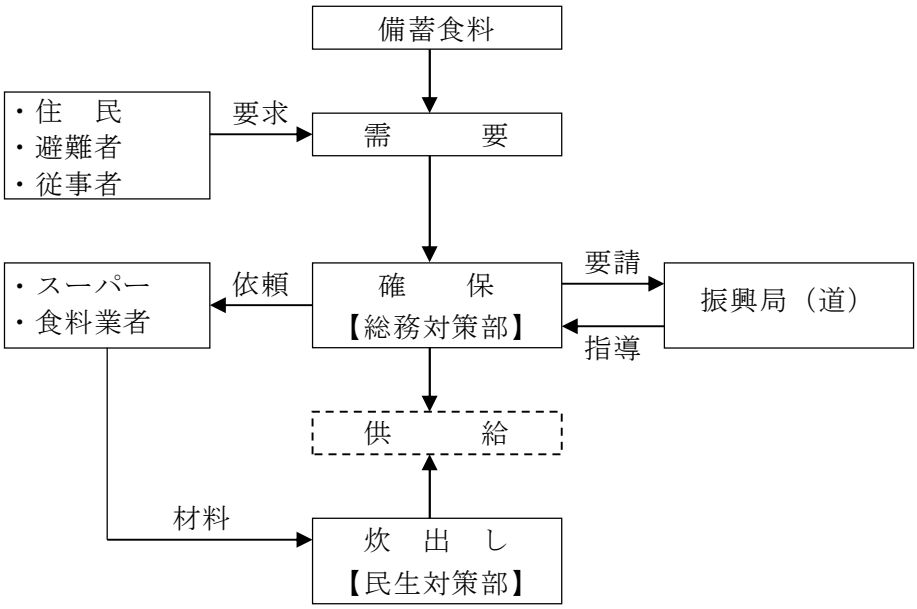
3. 生活用水の給水の拡大

災害発生から１週間後を目安に洗濯や風呂等に使用する生活用水の需要を把握し、給水の拡大を行う。

4. 備蓄食料の供給

災害が発生した場合に総務対策部は、備蓄食料の保管場所を確認して、民生対策部を通じて備蓄食料を避難所に運び、避難者へ供給する。

〈　食料供給の流れ　〉



5. 食料需要の把握

総務対策部は、次の方法で食料の需要を把握する。

○避難所の必要数は、避難所の責任者が把握する。 ○住宅の残留者は、自治会等の住民組織の協力を得て報告する。 ○災害応急対策活動の従事者の数は、各部から収集する。

また、社会福祉施設に対し、災害時要援護者に対する食料供給の安定のため、食料の備蓄を促進するよう、啓発を行う。

6. 食料の確保

(1) 町の食料確保

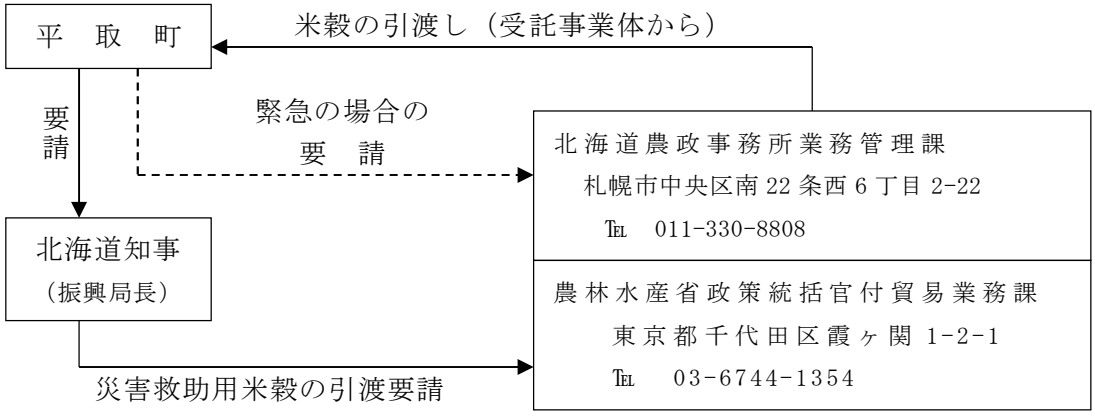
総務対策部は、食料加工業者、スーパー等から即席めん、パン、弁当、副食品、炊出し用の米穀、野菜等を調達する。

※資料編　食料協力先一覧

(2) 道からの米穀等調達

炊出し等の給食に必要な応急用米穀を確保できない時は、知事（振興局長）に要請する。その際、知事（振興局長）は「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、農林水産省政策統括官に災害救助用米穀の確保を要請する。

また、緊急の場合は、町が直接、農林水産省政策統括官又は北海道農政事務所に要請することができる。



7. 食料の供給

(1) 供給対象者

食料の供給対象者は、原則として次のとおりとする。

○避難指示等に基づき、避難所に収容された人
○住家が被害を受け、炊事の不可能な人
○住家が被害を受けたため一時縁故先へ避難する人
○旅行者、町内通過者等で他に食料を得る手段がない人
○災害応急対策活動従事者
○米穀の供給機能が混乱し、通常の供給を受けることが不可能となった人

(1) 供給活動の実施

ア．食料の輸送

食料供給に関する輸送業務は、供給業者により行うが、必要な場合は総務対策部が行う。

総務対策部は、町が調達した食料及び道等から支給を受けた食料の輸送を総括する。

イ．食料の集積場所

食料の集積場所（保管場所）は、災害の状況によって、避難所、交通及び連絡に便利な公共施設その他の適当な場所とする。

ウ．供給する食料

供給する食料は、備蓄食料、米飯の炊出し又は弁当・パン等により行う。又、乳幼児に対しては、粉ミルクを供給する。

8. 炊出しの実施

民生対策部は、避難所で炊出しの実施を行う。炊出しは、自衛隊、日赤奉仕団、自治会、自主防災組織、婦人団体などに協力を要請し実施する。

(1) 炊出しの記録

※ 資料編　炊出し給与状況の様式

9. 生活必需品の需要の把握

生活必需品の需要の把握については、「5.食料の需要の把握」を準用する。

10. 生活必需品の確保

生活必需品の確保については、「6.食料の確保」を準用する。

11. 生活必需品の供給

生活必需品の供給については、「7.食料の供給」を準用する。また、生活必需品の供給内容については、次のとおりとする。

○寝　　具	……	就寝に必要な最小限度の毛布等
○衣　　類	……	上着、下着、防寒着衣
○身回り品	……	タオル、手拭い、運動靴、傘等
○炊事用具	……	鍋、釜、包丁、食器類、コンロ、バケツ等
○日 用 品	……	石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯磨き等
○光熱材料	……	マッチ、ロウソク、灯油等

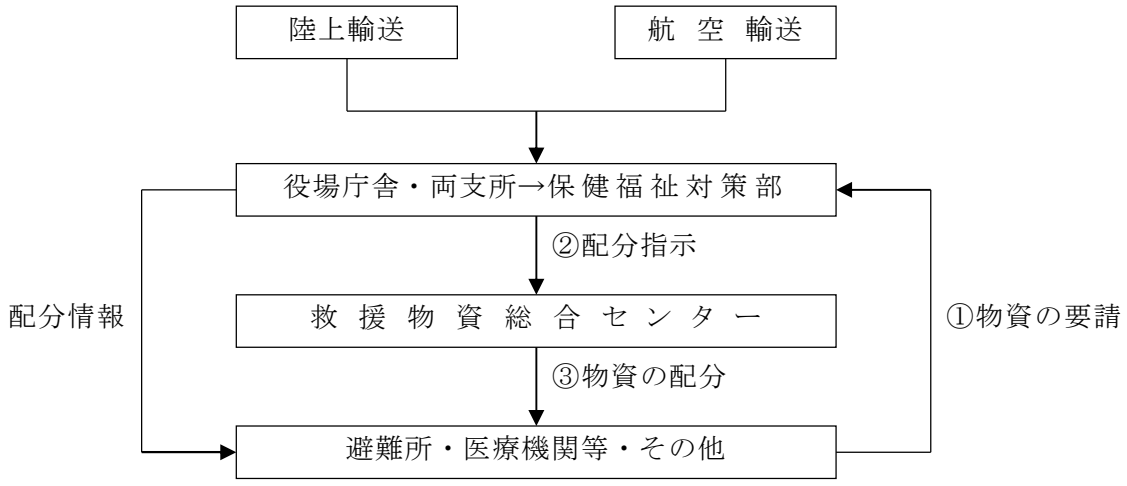
(1) 生活必需品供給の記録

※ 資料編　生活必需品の給与状況の様式

12. 救援物資の受入れ

保健福祉対策部は、救援物資の集中管理を行う。

〈　救援物資の流れ　〉



第１４　　建物対策

災害により、住家が損壊した被災者への、住宅修理や応急仮設住宅の供給等の実施については、次のとおりとする。

項　　目	内　　容	担　　当
応急仮設住宅の設置	応急仮設住宅の需要の把握	建設対策部、総務対策部
	応急仮設住宅の用地の確保	建設対策部、総務対策部
	応急仮設住宅の建設	建設対策部、総務対策部
	応急仮設住宅の管理及び入居者の選定	建設対策部、総務対策部
被災住宅の修理	被災住宅の修理	建設対策部、民生対策部
住宅の確保	公営・民間住宅の確保	建設対策部、総務対策部
	公営・民間住宅の入居者の選定	建設対策部、総務対策部

1. 応急仮設住宅の設置

(1) 需要の把握

建設対策部、総務対策部は、災害発生後７日以内に応急仮設住宅の入居希望者を把握する。調査方法は、入居の資格基準及び該当者を広報で周知した後、希望者を避難所で受付ける。なお、被災時に町内に居住していれば、住民登録の有無は問わない。

また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。

(2) 入居の資格基準

応急仮設住宅の入居希望者は、次の基準を原則とする。

①　住居が全焼、全壊又は流出したものであること。
②　居住する住家がない者であること。
③　自らの資力をもっては、住宅を確保することのできない者であること。
　○生活保護法の被保護者並びに要保護者
　○特定の資産をもたない失業者
　○特定の資産をもたない寡婦、母子世帯
　○特定の資産をもたない老人、病弱者、身体障害者
　○特定の資産をもたない勤労者
　○特定の資産をもなたい小企業者
　○上記に準ずる経済的弱者

(3) 用地の確保

応急仮設住宅の建設地は、以下の条件を考慮し、建設対策部、総務対策部が用地を確保する。

○浸水、崖崩れ等の危険がないこと。
○飲料水が得やすく、かつ保健衛生上良好なこと。
○児童、生徒の通学やその他生活の立直し上の便宜を考慮し、可能な限り被災者の生活圏内にあること。
○交通の便がよいこと。
○公有地であること。
○敷地が広大であること。

(4) 応急仮設住宅の建設

ア．建設実施の決定

応急仮設住宅建設実施の決定は、本部長が行う。

なお、事業の内容については、災害救助法の規定に準じて行う。

イ．災害救助法適用後

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅建設の実施は、原則として北海道知事が行う。ただし、救助法第 30 条第１項により委任された場合は本部長が行う。

委任された場合の工事については、建設対策部が所管し、建設業者に協力を要請する。

また、設戸数は本部長が決定し、道に要請する。

ウ．建設の実施

(ｱ) 建設の基準

標準規模は、一戸につき 29.7 平方メートルを基準とする。構造は、原則として軽量鉄骨組立方式による５連以下の連続建て若しくは共同建てとし、その仕様は、「応急仮設住宅仕様基準」のとおりとする。但し、被害の程度やその他必要と認めた場合は、一戸建て又は木造住宅により実施する。

(ｲ) 存続期間

応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事を完了した後、３月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、２年以内とすることができる。

但し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るために特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に期間を延長することができる。

(5) 応急仮設住宅の管理及び入居者の選定

ア．入居の資格基準及び該当者

入居の資格基準及び該当者については、「(1)需要の把握」並びに「(2)入居の資格基準」を参照する。

イ．入居者の選定

入居者の選定は、建設対策部、総務対策部が所管し、入居希望の条件を十分調査し、本部員会議において決定する。なお、災害時要援護者を福祉仮設住宅に入居できるよう配慮する。

ウ．応急仮設住宅の管理

建設対策部、総務対策部は、応急仮設住宅の管理を行い、応急仮設住宅入居を円滑に進める。

(6) 費用について

費用については、関係機関と別途協議することとする。

※ 資料編　応急仮設住宅台帳の様式

2. 被災住宅の修理

(1) 応急修理実施の決定

ア．対象者

応急修理の実施の対象者は、次の全ての条件に該当する者とする。

①　住家が半壊、半焼などの被害を受け、当面の日常生活を営むことができない状態にある町民
②　自らの資力では、住家の修理ができない町民
③　修理により、とりあえずの日常生活を営むことのできる町民

イ．応急修理の内容

応急修理は、居室、炊事場、便所などの日常生活に欠くことのできない部分について、必要最小限において、実施（給付）するものとする。

(2) 修理対象住宅の選定

修理対象住宅の選定は、応急仮設住宅入居者の選定に準じ、災害救助法の定める実施戸数の限度内で行う。

(3) 修理の実施

修理の実施については、災害救助法の規定による。

(4) 公営住宅の応急修理

公営住宅の応急修理については、建設対策部が調査を行い、修理の必要度の高い住宅から実施する。

(5) 応急修理の記録

※ 資料編　住宅応急修理記録簿の様式

3. 住宅の確保

建設対策部、総務対策部は、公営住宅、民間住宅の空き家の確保を行う。

(1) 公営住宅の確保

公営住宅は、被災者の家族単位で多人数世帯向け住宅、少人数世帯向け住宅として確保に努める。

(2) 民間住宅の確保

民間の賃貸住宅を借上げ、応急仮設住宅に準ずるものとして確保する。

(3) 公営・民間住宅の入居者の選定

公営・民間住宅の入居者の選定については、「1.応急仮設住宅の設置　(5)応急仮設住宅の管理及び入居者の選定」を準用する。

第１５　　清掃・防疫

大規模災害の発生により、浸水等の被害が発生した場合の感染症等の発生を予防するため必要な、衛生・防疫対策、し尿対策、ごみの収集等については、次のとおりとする。

項　　目	内　　容	担　　当
衛生・防疫対策	食中毒の予防	民生対策部
	被災者等の保健衛生	民生対策部、保健福祉対策部
	被災地の防疫活動	民生対策部、産業対策部
し尿対策	仮設トイレの設置	民生対策部
	し尿の処理	民生対策部
清掃対策	生活ごみの処理	民生対策部
	生活廃棄物処理の計画・実施	民生対策部

1. 衛生・防疫対策

(1) 食中毒の予防

食中毒が発生しやすい時期は、住民に広報等で注意を呼びかける。また、日高振興局保健環境部静内地域保健室（静内保健所）と協力し、食料調達業者等に対し食中毒の防止を指導する。

(2) 被災者等の保健衛生

ア．衛生活動

(ｱ) 被災者に対する衛生指導

民生対策部は、避難所収容者や地域住民に対し、広報等を通じて台所、トイレ等の衛生管理、消毒、手洗い等を指導する。

(ｲ) 検病検査等

民生対策部は、検病検査及び健康診断を日高振興局保健環境部静内地域保健室（静内保健所）と協力して行う。

イ．保健活動の実施

民生対策部、保健福祉対策部及び日高振興局保健環境部静内地域保健室（静内保健所）は、避難生活の長期化やライフラインの長期停止により、被災者及び災害対策従事者の健康が損なわれることのないよう、次のとおり保健活動を実施する。

○医師会、保健所との連携の下に、避難所の巡回による被災者の健康状態の把握・栄養指導・精神保健相談等の健康管理を行う。
○被災者の健康状態を良好に維持するため、入浴施設に係る情報提供を行う。
○食中毒等の予防のため、被災者等への食料衛生知識の普及や避難所等における食料衛生指導及び検査の徹底を図る。
○被災者及び災害対策従事者の精神保健等の健康管理を行う。

(3) 被災地の防疫活動

ア．防疫チームの編成

民生対策部は、防疫活動を行うため、防疫チームを編成する。

イ．防疫用薬剤・資機材の確保

防疫活動に使用する薬剤・資機材は、町が保有するもの又は町内の薬局より確保して使用するが、不足する場合は、道に協力を要請する。

ウ．消毒の実施

民生対策部は、次のようなときに地域の床下、汚染した溝・井戸、その他不潔な場所等を消毒する。

○感染症が発生したとき。
○水害により道路側溝等、家屋周辺が不衛生になったとき。
○汚染の恐れ、あるいは疑いのある井戸のあるとき。
○家屋の倒壊等により、消毒を必要とするとき。
○土壌還元による「し尿」処理を行うとき。
○鼠、害虫等が大量に発生したとき。
○廃棄物の処理が間に合わず、路上に堆積されたとき。

エ．感染症対策

民生対策部は、感染症患者、又は保菌者が発見された時には、速やかに日高振興局保健環境部静内地域保健室（静内保健所）に連絡する。また同時に、その内容を本部に報告する。

感染症への対策は、次のとおりとする。

○被災地及び避難所における感染症患者、保菌者の早期発見。
○必要に応じて、感染症の感染者、保菌者の指定医療機関への搬送、入院措置、報告。
○手指の消毒等必要な指導及び消毒剤の配付。
○感染症発見箇所の消毒の実施。資料編「コロナウイルス感染症発生時の消毒マニュアル」参照
○広報の依頼。
○重度の感染症患者が発見された場合には、日高保健福祉事務所静内地域保健部（静内保健所）との連携により、適切な対応を図る。

また、感染症法第 27 条第２項の規定に基づく知事の命令があったときは、感染症法施行規則第 14 条及び平成 11 年 3 月 31 日、健医感発第 51 号「一類感染症、ニ類感染症、三類感染症の消毒・滅菌に関する手引きについて」の規定に基づき薬剤の所要量を確保し、速やかにこれを実施するものとする。

オ．水質・大気汚染の監視

民生対策部は、被災地及び避難所周辺の水質・大気汚染について監視し、汚染された場所については、周辺への周知と消毒を行う。

カ．死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は、所有者が行うものとするが、所有者が不明であるか、又は被災者であって、なおかつ自力で処理できない場合は、産業対策部が馬、牛、豚等の家畜の死体の処理を行う。

民生対策部は、野生鳥獣等の収集及び死体処理が必要となったときは、特別班を編成して収集し、処理する。

死亡獣畜の処理にあたっては、「化製場等に関する法律」など関係法令に従い、適正に処理を行う。

キ．飼養動物の取扱い

(ｱ) 動物の管理者は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成 13 年条例第 3 号、以下「条例」という）に基づき、災害発生時においても、動物の愛護及び適切な管理を行うものとする。

(ｲ) 動物の避難は、条例第６条第１項第４号の規定により、動物の管理者が、自己責任において行うものとする。

(ｳ) 放浪犬は、民生対策部が、捕獲・収容をするなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、放浪犬等の収容について周知を図るものとする。

2. し尿対策

(1) 被害調査

民生対策部及び建設対策部は、被災後直ちに施設（雑排水処理施設、公共施設等における浄化槽）の調査を行う。

(2) 仮設トイレの設置

民生対策部は、避難所トイレ等に簡易トイレを設置し、大規模災害が発生した場合、仮設トイレを設置する。仮設トイレは、リース会社等から調達するが、町が調達できない場合は道（日高振興局）に要請する。

○仮設トイレの設置場所は避難場所等の関連施設とする。
○仮設トイレの設置目標は１０人に１基とする。

(3) し尿の処理

民生対策部は、収集・処理の体制を確立し、貯留したし尿収集・処理計画を策定する。

し尿の収集・処理は、避難所の仮設トイレ及び病院等を優先して行う。

3. 清掃対策

(1) 生活ごみの処理

民生対策部は、以下の点に注意しながら、生活ごみを処理車、ダンプ、トラック等で搬送し、ごみ処理場で焼却又は埋立ての方法により処理する。

○住民に自治会単位によるごみの収集を呼びかける。
○生ごみ等腐敗しやすい廃棄物は、早急に収集・搬送・処理する。
○処理量を上回るごみが発生したときは、ごみの一時集積場所を指定する。
○一時集積場所については定期的に消毒を実施する。

(2) 災害廃棄物処理の計画・実施

民生対策部は、災害時に道路等に排出された廃棄物を一時集積場所に車両で搬送し、集積されたごみは、焼却・破砕処分し最終処分場に搬出する。

なお、町のみでの処理が困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め実施するものとする。

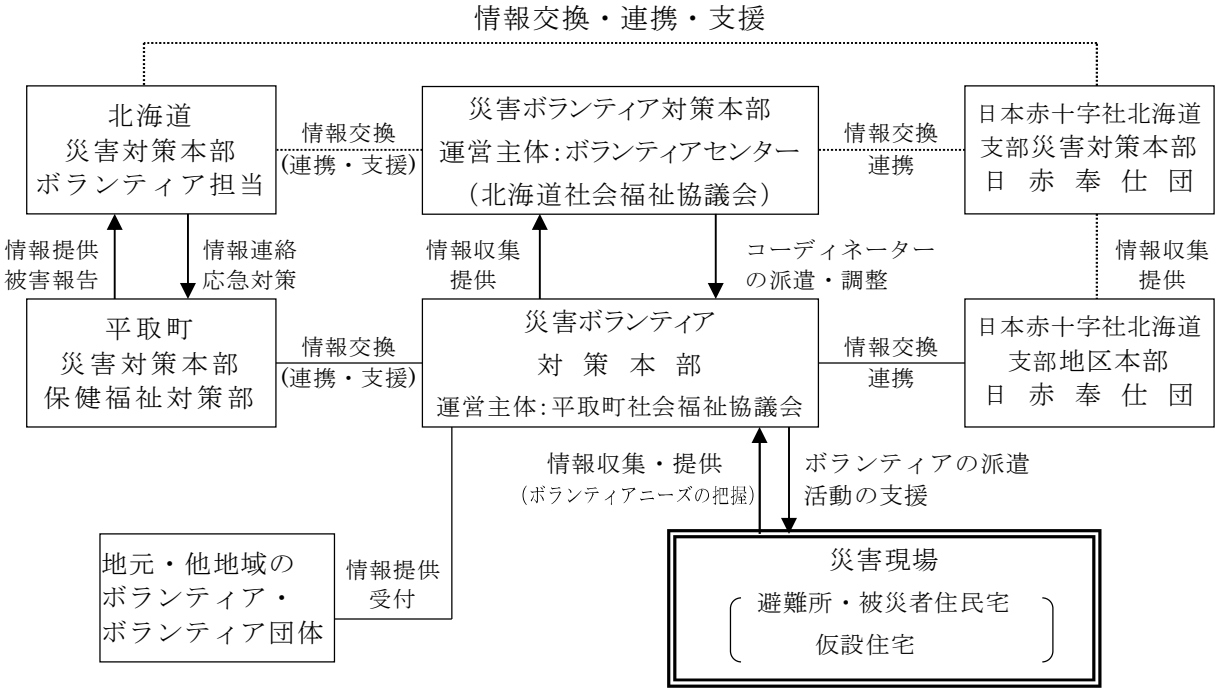
第１６　　災害ボランティアの活用

大規模災害発生時には、全国から各種団体・個人ボランティアの申し出があり、これらを効果的に活用することが被災者等の負担の軽減と早期復旧につながる。

ボランティアの活動範囲、受入れ・支援体制等については、次のとおりとする。

項　　目	内　　容	担　　当
ボランティア	ボランティアへの対応	保健福祉対策部
	災害ボランティア対策本部の設置	社会福祉協議会
	ボランティアの活動	保健福祉対策部、社会福祉協議会

〈　ボランティア活動の体制・流れ　〉



1. ボランティアへの対応

町に災害対策本部を設置した場合、ボランティアに関することについては、保健福祉対策部があたるものとする。

○災害ボランティア対策本部等との連絡調整、情報提供
○ボランティアニーズとボランティア活動状況の把握
○ボランティア活動の支援、要員の派遣、活動に必要な資機材の調達
○ボランティアへの活動要請
○他市町村へのボランティア支援要請

2. 災害ボランティア対策本部の設置

災害ボランティア活動に関する情報を収集、管理し、ボランティアの活動を円滑に実施するため、社会福祉協議会は災害ボランティア対策本部を設置する。

なお、ボランティアの受付や活動内容の割振りなどの活動を災害ボランティア対策本部に委ねる。

(1)災害ボランティア対策本部の活動内容

各担当部からのボランティア活動による支援要請は、保健福祉対策部でまとめ、災害ボランティア対策本部の代表者と行う、毎日１回の活動内容等の打合せの中で調整する。

○町との連絡調整
○被災状況等の情報収集及び提供と被災者のニーズや活動状況の把握
○ボランティア活動の企画・実施等のコーディネート
○災害ボランティアの受入・登録と保険の加入
○ボランティア活動の支援、必要な資機材の調達
○ボランティア登録者への活動要請
○各関係機関、報道機関に対する情報提供、広報
○ボランティア活動の記録管理

(2)災害ボランティアの活動情報

各担当部からのボランティア活動による支援要請は、保健福祉対策部でまとめ、災害ボランティア対策本部の代表者と行う、毎日１回の活動内容等の打合せの中で調整する。

3. ボランティアの活動

ボランティア活動は、概ね次の事項とする。

○災害情報、安否情報、生活情報の収集・伝達
○炊出し、その他の災害救助活動
○高齢者、障害者等の介護、看護補助
○清掃及び防疫
○災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
○被災建築物の応急危険度判定
○応急復旧現場における危険を伴わない軽微な作業
○災害応急対策の事務の補助

4. 町内のボランティア団体

※ 資料編　平取町ボランティア団体一覧

第１７　　義援金の保管及び配分

災害による被災者を救護するための災害見舞金の保管及び配分は次のとおりとする。

１　義援金の受入と保管

町に送付された義援金は、保健福祉対策部で受付、記録されたものを出納室が一括して指定金融機関へ預け入れ、保管する。

また、義援金に関する報道機関等の照会に対応するため、持参分、現金書留分、銀行振り込み分等の件数、金額の集計書類を作成する。

日本赤十字社に委託された義援金は、日本赤十字社北海道支部及び町において受け付ける。

２　義援金の配分

義援金の配分にあたっては、義援金配分委員会を組織し、被災者数、被災者世帯数、被災状況等（【資料編】「罹災証明書」統一様式活用）を考慮して義援金の配分を決定する。道に義援金配分委員会が設置された場合は、その基準に従う。

日本赤十字社義援金も災害義援金配分委員会の協議によって配分される。

第１８　　災害時要援護者への対応

災害発生時の障害者・高齢者・乳幼児・外国人等の災害時要援護者に対する被災直後の安全確認、避難所での生活支援等の対策については、次のとおりとする。

項　　目	内　　容	担　　当
災害時要援護者への対応	災害時要援護者の安全確認	民生対策部
	避難所の災害時要援護者の援護	保健福祉対策部
	巡回ケア・広報・相談窓口の設置	保健福祉対策部、総務対策部
	災害時要援護者への福祉仮設住宅供給及びケア対策	建設対策部、保健福祉対策部

1. 災害時要援護者の安全確認

民生対策部は、次のように災害時要援護者の安全確認をする。

○　自主防災組織、自治会その他福祉関係団体等と協力し、災害時要援護者の安全確認を行う。
○　それぞれの災害時要援護者を避難所、救援所等へ誘導する。

2. 避難所の災害時要援護者の援護

(1) 介護支援者リストの作成

避難対策担当者は、避難所の災害時要援護者を把握し、次の内容のリストを作成し保健福祉対策部に送付して、必要な措置を要請する。

○　必要となる介護、介護要員の種別・規模
○　車椅子・つえ等介護用具の要否、手話通訳要員の要否等

(2) 応急ケアサービス

災害時要援護者への応急的なケアとして、次のサービスを実施する。

○　健康診断や各種相談業務
○　ボランティア等による介護
○　避難スペースの優先的割当て
○　聴覚障害者向け掲示板等の設置
○　段差の解消、簡易ベッドの確保、専用トイレの整備

(3) 福祉避難所の整備

災害時要援護者の収容施設として、次の施設を確保する。

○　老人保健施設、障害者福祉施設、病院等の確保
○　老人ホーム等、町の施設を専用避難所として指定・確保

3. 巡回ケア・広報・相談窓口の設置

各担当部は、災害時要援護者に対し、次の活動を実施する。

○　保健福祉対策部による生活相談窓口及び外国人向け相談窓口の開設
○　ケースワーカーやカウンセラー等による生活相談業務
○　医療救援チームによる健康チェック
○　ヘルパーやボランティアの派遣による生活介助の実施
○　総務対策部等による災害時要援護者向け広報活動の実施（外国人、聴覚障害者への伝達等）

4. 災害時要援護者への福祉仮設住宅の供給及びケア対策

(1) 福祉仮設住宅の供給計画

建設対策部は、災害時要援護者向け住宅として、福祉仮設住宅を供給する。

○　災害時要援護者の住宅仕様別のニーズの把握
○　災害時要援護者の優先的な入居の配慮

(2) 福祉仮設住宅の災害時要援護者向け対策

保健福祉対策部は、福祉仮設住宅の入居者に対し、次のようなケアを行う。

○　福祉仮設住宅集会施設等への「スタッフ詰所」の設置・運営
○　医療ボランティア等の協力による健康チェック・心のケア対策

第１９　　公共機関・施設の応急対策

災害発生時、水道・電気・電話・ガスの各公共機関・施設の管理者は、それぞれの「防災業務計画」等に基づいて、被害状況の把握と応急復旧対策について、次のとおり行うものとする。

項　　目	内　　容	担　　当
水道・雑排水施設	水道・雑排水施設の応急・復旧対策	建設対策部
電気・電話・ガス	電気・電話・ガスの応急・復旧対策	北海道電力、北海道電力ﾈｯﾄﾜｰｸ、NTT 東日本、日高ｶﾞｽ救急ｾﾝﾀｰ
道路・橋梁	道路・橋梁の応急・復旧対策	建設対策部
河川・指定地	河川・指定地の応急・復旧対策	建設対策部
その他の公共施設	その他の公共施設の応急・復旧対策	各施設管理者

1. 水道・雑排水施設

(1) 水道施設

建設対策部は、上水道施設が被災し、機能停止した場合、次のような機能回復作業を行う。

ア．応急対策

(ｱ) 被害調査

○配水管の被害調査を重要幹系統、連絡系統、給水拠点系統の順で安全確認を行う。
○緊急配水調整として、配水池、配水設備、連絡管を調査する。

(ｲ) 応急対策

○漏水を確認した時は、バルブ操作により飲料水を確保する。
○配水管の破損に対しては、区間断水を行う。
○配水管などの被害のない地区でも必要最小限に給水を制限する。
○原水から給水栓に至るまでの水質監視を強化する。

イ．復旧対策

(ｱ) 資機材、車両、人材の確保

資機材等は、基本的に町所有のものを使用する。又、必要に応じて民間工事業者、他市町村の水道業者の協力を得る。

(ｲ) 災害時の広報

町民に対し、破損個所、注意事項、復旧作業の状況を広報する。

(ｳ) 各復旧対策順位

○施設は、取水・導水・浄水施設、送水・配水施設、給水装置の順で行う。
○管は、送水管、配水管の順で行い、破裂折損を優先して、給水可能区域の拡大を図る。
○配水管は、水源地から給水拠点までの配水管、病院、学校等、緊急給水施設の順で行う。
○給水装置は、配水管の通水機能に支障を及ぼすもの、主要道路で発生した路上漏水、建築物その他の施設に大きな被害を及ぼすおそれのあるものの順で行う。

(2) 雑排水施設

建設対策部は、雑排水施設が被災し、機能停止した場合、次のような機能回復作業を行う。

ア．応急対策

(ｱ) 被害調査

被災後、建設対策部は、直ちに施設の被害調査を行う。

(ｲ) 応急対策活動

○汚水管渠は、汚水のそ通に支障のないよう移動式ポンプを配置する。
○合併浄化槽等が停電した場合には、直ちに非常用発電装置で対応を図る。
○汚水処理施設が破損し漏水が生じた場合には、土のうにより漏水を阻止し破損個所の応急処理を行う。
○多量の塵芥等により管渠の閉塞又は流下が阻止されないよう、マンホール等に流入防止等の応急措置を行う。

イ．復旧対策

(ｱ) 資機材、車両、人材の確保

○資機材等は、基本的に町所有のものを使用する。
○工事施工中の箇所は、施工者に対し、被害を最小限にとどめるよう状況に　応じた措置をとることを指示する。

(ｲ) 災害時の広報

町民に対し、破損個所、排水禁止区域、排水できない場合の措置を広報する。

2. 電気・電話・ガスの応急・復旧対策

(1) 電気施設

災害により電気の供給が停止するか、又は停止するおそれがある時は、北海道電力**及び北海道電力ネットワーク**が電気設備の応急・復旧対策の措置を講ずる。

ア．応急対策

病院、避難所、平取町役場、門別警察署、日高西部消防組合平取消防署、その他重要な施設に対しては、優先的に送電する。

イ．復旧対策

(ｱ) 復旧計画の策定

次により、復旧にあたる。

○復旧要員及び資機材の確保
○復旧作業内容の確定と作業工程の計画

(2) 電話施設

災害時、NTT 東日本が定める防災業務計画により、応急・復旧対策の措置を講ずる。

ア．応急対策

東日本電信電話㈱北海道事業部に災害対策の本部を設置し、次の応急対策活動にあたる。

○設備、資機材の発動準備及び点検
○最小限の通信の確保
○非常用可搬型交換装置の設置
○特設用公衆電話の設置
○臨時回線の作成
○通信の利用制限
○非常電話、緊急電話の優先

イ．復旧対策

次のような復旧計画を策定し、復旧にあたる。

○災害救助、秩序の維持等の緊急社会活動のため必要と認められる最小限の回線
○災害救助、秩序の維持、交通、通信、電力の供給確保及び災害情報の収集等社会活動等のため必要と認められる回線
○公衆電話及び平常の通信サービスを維持するに必要と認められる回線

(1) ガス施設

災害が発生した場合は、北海道エルピーガス協会日高支部の協力により応急・復旧対策の措置を講ずる。

ア．応急対策

北海道エルピーガス協会日高支部に災害対策本部を設置し、次の応急対策活動にあたる。

○ガス出入り弁の遮断
○放出されたガスの拡散
○その他状況に応じた適切な措置

イ．復旧対策

次のような復旧対策を策定し、復旧にあたる。

○災害対策本部の指示に基づき、各担当部は有機的な連帯を保ちつつ、施設の応急復旧にあたる。
○施設を点検し、機能及び安全性を確認する。

3．道路・橋梁の応急・復旧対策

災害が発生した場合、道路管理者は、それぞれ所管する道路、橋梁について、被害状況を速やかに把握し、応急・復旧対策の措置を講ずる。町が管理する道路は、次のとおり応急・復旧対策を行う。

(1) 応急対策

ア．被害状況の調査

建設対策部は、災害が発生した場合に被害状況、道路上の障害物の状況を調査し、その状況を本部長に報告する。

イ．道路管理者への通報

建設対策部は、町道以外の道路が損壊等により通行に支障をきたす場合は、その道路管理者に通報し、応急対策の実施を要請する。

ウ．交通規制

建設対策部は、通行が危険な路線・区間について門別警察署に通報し、通行止め、交通規制等の措置を講ずる。

(2) 復旧対策

ア．道路応急復旧

建設対策部は、被害を受けた町道について町内建設業者等の協力により、復旧対策を実施する。

又、道路の応急復旧が困難な場合は、総務対策部を通じて北海道知事（日高振興局）、自衛隊に対し応援を求める。

イ．仮設道路の設置

建設対策部は、町道が破損し復旧が不可能で他に交通の方法がない場合は、関係機関と協議のうえ、仮設道路を設置する。

4. 河川・急傾斜地等指定地の応急・復旧対策

(1) 河川

ア．応急対策

建設対策部は、災害が発生した場合に河川の被害状況を調査し、その状況を本部長に報告する。

イ．復旧対策

建設対策部は、護岸等の被害について調査し、速やかに復旧対策を要請する。

(2) 急傾斜地等指定地

ア．応急対策

建設対策部は、次のような応急対策を行う。

○各施設の管理者は、地すべり、急傾斜地等の指定地の被害状況を調査し、その状況を本部長に報告する。
○がけ崩れが発生した箇所では、周辺の住民等と協力して人命救助を最優先で行う。さらに、がけ崩れが拡大するおそれがある場合には避難を指示する。
○宅地周辺では、自然がけ地、道路の造成に伴うがけ地・擁壁の崩壊、倒壊の被害状況に応じて住民の避難、警戒を行う。

イ．復旧対策

建設対策部は、二次災害防止のため、被害状況に応じて、応急的な危険防止策を講ずる。

5. その他の公共施設の応急・復旧対策

災害が発生した場合、各施設の管理者は、次のような応急措置を講ずる。

○ 避難対策の実施	○ 混乱の防止	○ 施設入所者の人命救助
○ 本部への通報	○ 施設が被災した場合、安全確保のため立入禁止措置	
○ 施設の応急復旧活動の実施		

第２０　　文教対策

災害発生時には、学校等の施設では、幼児・児童・生徒の安全確保を行う。また、避難所開設への協力といち早い教育活動の再開に向けた活動については、次のとおりとする。

項　　目	内　　容	担　　当
応急教育対策	学校の災害直後の措置	文教対策部
	児童・生徒、教職員の安否の確認	文教対策部
	応急教育の実施	文教対策部
応急保育対策	保育所の災害直後の措置	保健福祉対策部
	幼児、職員の安否の確認	保健福祉対策部
	応急保育の実施	保健福祉対策部
避難所支援対策	避難所開設への支援	文教対策部

1．応急教育対策

(1) 学校の災害直後の措置

ア．災害が発生した場合の措置

災害が発生した場合、学校長は次の措置を行うとともに、文教対策部を通じて本部長に報告する。

(ｱ) 勤務時間内

学校長	○状況に応じ緊急避難の指示を行う。 ○児童、生徒を学校にて保護者に引渡すか、教員の引率により、集団下校させる。 ○災害の規模、校舎等の被害状況を把握する。
教職員	○応急教育の実施及び校舎の管理のための体制を確立する。

(ｲ) 勤務時間外

学校長	○参集した教職員の所属、職、氏名を確認する。
教職員	○所属の学校に参集する。

イ．町が災害に関する情報を受けた場合の措置

本部長は、災害に関する情報を文教対策部を通じて、学校長へ伝達する。

学校長	○災害に関する情報を、速やかに教職員に伝達する。 ○ラジオ、テレビ、防災行政無線の屋外拡声機・戸別受信機で被害状況を収集する ○児童、生徒への伝達には、混乱防止の配慮をする。 ○状況に応じ児童・生徒の集団下校、休校等適切に措置する。
教職員	○気象状況その他の災害に関する情報に注意する。 ○災害発生のおそれがある場合は、学校と協力して応急教育体制に備える。

(2) 児童・生徒、教職員の安否の確認

文教対策部は、学校長を通じて児童・生徒・教職員の安否の確認を行う。

学 校 長	○児童・生徒・教職員の安否をまとめ、文教対策部に報告する。
教 職 員	○児童・生徒の安否を確認し、学校長に報告する。

(3) 応急教育の実施

ア．施設・職員等の確保

(ｱ) 応急教育の実施場所の確保

学校長は、避難所との兼合いを踏まえつつ、応急教育の実施場所を確保する。

災害の程度	応急教育の実施場所
校舎の一部が被害を受けた場合	○特別教室 ○屋内体育館 ○２部授業の実施
校舎の全部が被害を受けた場合	○公民館等の公共施設、隣接学校の校舎
特定の地域について、大きな被害を受けた場合	○避難先の最寄りの学校、公民館、公共施設 ○応急仮設校舎

(ｲ) 応急教育の実施

文教対策部及び学校長は、応急教育のため学級編成を行うなどに努め、速やかに児童、生徒及び保護者に周知する。

(ｳ) 教職員の応援

文教対策部は、教職員の不足により応急教育の実施に支障がある場合は、学校間における教職員の応援等必要な措置を講ずるほか、被災地学び支援派遣等枠組み（D-EST）による教職員等の派遣を要望し、応援教職員等による応急教育の実施を行う。

(ｴ) 応急教育の内容

応急教育における指導内容、教育内容については、概ね次のとおりとする。

〈生活に関する指導内容〉

健康・衛生に関する指導	○飲み水、食物、手洗等の飲食関係の衛生指導 ○衣類、寝具の衛生指導 ○住居、便所等の衛生指導 ○入浴等身体の衛生指導
その他の生活指導	○児童・生徒のそれぞれの発達段階に応じて事態の認識と復興の意欲を持たせ、具体的にできる仕事をさせる。 ○児童・生徒相互の助け合いや協力の精神を育て、集団生活の積極的な指導の場とする。

〈学習に関する教育内容〉

○教具、資料を必要とするものはなるべく避ける。
○健康指導、生活指導、安全教育に直接、間接に関係する科目、例えば、体育や理科の衛生等を主として指導する。

(ｵ) 学用品の調達及び給与

学用品については、次のとおり調達及び給与を行う。

給与の対象	災害により住家に被害を受け、学用品を失い又はき損し、就学上支障がある児童生徒に対し、被害の状況に応じて教科書（教材も含む）、文房具及び通学用品を支給する。
給与の期間	災害救助法が適用された場合の支給期間は、災害発生の日から教科書は１ヶ月以内、文房具及び通学用品については、１５日以内と定められている。
調達の方法	災害救助法の適用の有無にかかわらず、本部長が文教対策部長に指示する。文教対策部は、指定業者から調達する。
費用の限度	被害の実情に応じて、災害救助法の定める範囲内で現物給付をもって行う。
給与の記録	学用品の給与状況について記録する。

※詳細については災害救助法の規程による。
※ 資料編　学用品の給与状況の様式

(ｶ) その他の留意事項

○施設内における児童・生徒の救護は原則として、当該学校医、歯科医、養護教諭等があたる。重傷者がある場合は、病院に搬送する。
○学校給食については、原則として一時中止する。給食施設及び給食物資搬入業者の被害状況を迅速に把握し、学校給食の再開計画を策定する。

2. 応急保育対策

(1) 保育所の災害直後の措置

保健福祉対策部は、保育所の災害直後の措置について、「1.応急教育対策 (1)学校の災害直後の措置」を準用して行う。

(2) 幼児、職員の安否の確認

幼児、職員の安否の確認については、「1.応急教育対策 (2)児童・生徒・教職員の安否の確認」を準用する。

(3) 応急保育の実施

保育所の所長は、次のとおり応急保育を実施する。

○職員を掌握して保護者及び幼児の被災の状況を把握する。
○保育所の被害状況の把握を行い、応急保育実施のための準備を行う。
○応急保育は、受入れ可能な幼児について、保育所において保育を行う。

(4) その他の留意事項

ア. 幼児の避難時の注意事項

○避難所を確認する。
○左手で右腕を軽くおさえ、順に避難する。
○前の人を追い越さず、話をしないで避難する。
○保育士は、室内を確認して幼児とともに避難する。
○避難所に到着した順に整列し、人員点呼を行う。
○指示があるまでその位置を離れない。

イ．幼児の保護

施設内の幼児の救護は原則として、平取町国保病院、医師会等に協力を求める。

ウ．幼稚園における応急保育

幼稚園における応急保育は、「保育所」のものを読替えるものとする。

3. 避難所開設への支援

避難所に指定されている学校の教職員は、避難者が避難してきた場合、体育館等を解放して避難者の収容に協力する。又、施設の利用等については、避難所に派遣された役場職員と協議し、運営に協力する。ただし、教職員は、避難所の運営要員としては、協力者の立場とする。

(1)　衛生管理対策

学校が避難所として使用される場合は、次の点に留意をして保健管理をするものとする。

①　校舎内、特に水飲場、トイレは常に清潔にして消毒に万全を期すこと。
②　校舎の一部に被災者を受け入れて授業を継続する場合、受入場所との間をできるだけ隔絶すること。
③　受入施設として使用が終わったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うとともに便槽のくみ取りを実施すること。
④　必要に応じて児童生徒の健康診断を実施すること。

4.　文化財保全対策

文化財保護法、北海道文化財保護条例及び平取町文化財保護条例等による文化財（有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群）の所有者並びに管理者は常に当該指定物件の保全、保護に当たり、災害が発生したときは、所轄する教育委員会に被害状況を連絡するとともに、その復旧に努めるものとする。

第２１　　農林業対策

災害発生時には、農作物や家畜等への対応も必要であり、家畜の飼料確保や農林業施設への対応策については、次のとおりとする。

項　　目	内　　容	担　　当
農林業対策	農林業の被害の調査	産業対策部
	飼料の確保	産業対策部
	農林業施設の防疫	産業対策部

1．農林業対策

(1) 農林業の被害の調査

産業対策部は、「災害情報等報告取扱要領―別表４　被害状況判定基準」に基づき、農林業被害の調査を行う。

○畜産物	○農作物	○農林地	○農林業用施設
○共同利用施設	○営農林施設	○その他	

(2) 飼料の確保

産業対策部は、家畜飼料の不足が予想される場合、各農家の飼料の確保に協力する。

また、町で被災農家の家畜飼料等の確保ができないときは、応急飼料、転飼別所及び再播用飼料作物種子のあっせん区分により、下記の事項を明らかにした文書をもって振興局長を通じ道農政部長に応急飼料のあっせんを要請することができる。

飼　　料 （再播用飼料作物種子を含む）	○家畜の種類及び頭羽数 ○飼料の種類及び数量（再播用種子については、種類、品質、数量） ○購入予算額 ○農家戸数等の参考となる事項
転　　飼	○家畜の種類及び頭数 ○転飼希望期間 ○管理方法（預託、附添等） ○転飼予算額 ○農家戸数等の参考となる事項

(3) 農林業施設の防疫

ア．農林業施設の防疫活動

産業対策部は、次のような農林業施設の防疫活動を促進する。

○農作物及び家畜の伝染病の予防
○被災施設の防疫
○災害地の林野の病害虫の防疫

イ．死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理については、第２節第１５「清掃・防疫」の中の「死亡獣畜の処理」を参照のこと。

第２２　　災害救助法の適用

大規模災害が発生した場合の災害救助（各応急対策）は、災害救助法により国の責任において行われることとなっている。災害救助法の適用基準、災害救助の内容、手続きの方法等については、次のとおりとする。

項　　目	内　　容	担　　当
災害救助法の適用	災害救助法の適用基準	
	災害救助法の適用手続き	総務対策部
	災害救助法による救助の内容等	
	救助業務の実施者	総務対策部、関係各部

1. 災害救助法の適用基準

(1) 災害救助法の適用

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令（昭和２２年政令第２２５号）第１条第１項１～４の規定による。

〈災害救助法の適用基準〉

指標となる被害項目	滅失世帯数	該当条項
①　町内の住家が滅失した世帯の数	町 40 世帯以上	第１項の１
②　道内の住家が滅失した世帯の数そのうち町内の住家が滅失した世帯の数	道 2,500 世帯以上 かつ町 20 世帯以上	第１項の２
③　道内の住家が滅失した世帯の数そのうち町内の住家が滅失した世帯の数	道 12,000 世帯以上 かつ町の多数の世帯	第１項の３
④　災害が隔絶した地域で発生したものである等被災者の救護が著しく困難である場合	多数の世帯 ※	第１項の３
⑤　多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合	※	第１項の４

注１）※印の場合は、道知事が厚生労働大臣と事前協議を行う必要がある。

注２）④に係る事例

ア．有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのため特殊の技術を必要とするものであること。

イ．被害世帯を含む被害地域が他の集落から隔離又は孤立等のため生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とするものであること。

注３）⑤に係る事例

住家被害の程度に係わらず、多数の者の生命、身体に被害を及ぼす災害が社会的混乱をもたらし、その結果、人心の安定及び社会秩序維持のために迅速な救助を必要とする場合に相当する。

ア．交通事故あるいは船舶の沈没により多数の者が死傷した場合

イ．有毒ガスの発生等のため多数の者が危険にさらされている場合

ウ．群集の雑踏により多数の者が死傷した場合

エ．山崩れ、がけ崩れ等により、多数の住家に被害の発生や多数の者が死傷した場合

(2) 被害状況の判定基準

町における被害程度の判断は、「災害情報等報告取扱要領―別表４ 被害状況判定基準」によって行うものとする。

〈住家被害程度の認定〉

被害の区分	認定の基準
住家の滅失 （全壊、全焼、流失）	住家の損壊、焼失もしくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のもの。
住家の半壊半焼等	損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のもの。
住家の床上浸水等	床上まで浸水又は土砂等が床上まで推積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。

注）「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ「１住家」として取扱う。

(3) 滅失世帯の算定基準

住家が滅失した世帯の数の算定は、住家の「全壊（全焼・流失)」した世帯を基準とする。ただし、半壊等については、災害救助法施行令第１条第２項の規定により以下のとおり、みなし換算を行う。

	住家被害状況	算定根拠
滅失住家１世帯	全壊（全焼・流失）	１世帯
	半壊（半焼）	２世帯
	床上浸水等	３世帯

(4) 世帯の判定

ア．生計を一にしている実際の生活単位をいう。

イ．寄宿舎、下宿等に宿泊するもので共同生活を営み、各個人の生計の独立性が認められないものは、その寄宿舎等の全部をもって１世帯とする。

ウ．旅館の住込従業員等単身で他の家族と同居し、その者の生計の独立性が認められない場合は、当該家族と同一の世帯員とする。

2. 災害救助法の適用手続き

(1) 災害救助法の適用要請

災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、町長は直ちにその旨を日高振興局長を経由して知事に報告する。その場合には、次に掲げる事項について、口頭又は電話をもって要請し、後日文書によりあらためて要請する。

①　災害発生の日時及び場所
②　災害の原因及び損害の状況
③　適用を要請する理由
④　適用を必要とする機関
⑤　既にとった救助措置又はとろうとする救助措置
⑥　その他必要な事項

(2) 適用要請の特例

災害の事態が急迫して、知事による救助の実施の決定を待つことができない場合には、町長は、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、直ちに知事に報告する。その後の処理に関しては、知事の指示を受ける。

(3) 特別基準の適用申請

災害救助の対象数量及び期間については、特別な事情のある場合、特別基準の適用を申請できる。適用申請は知事に対して行うが、期間延長については救助期間内に行う必要がある。

3. 災害救助法による救助の内容等

※ 資料編　災害救助法による救助の概要

4. 救助業務の実施者

災害救助法の適用後の救助業務は、知事が実施者となり、町長は、知事の行う救助の実施に関する事務の一部を委任された場合は、自らの判断責任において実施する。

〈知事が行う救助のうち、町長が補助する救助の種類〉

①　収容施設（応急仮設住宅を含む。）の給与
②　炊出し、その他による食品の給与及び飲料水の供給
③　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
④　医療及び助産
⑤　災害にかかった者の救出
⑥　災害にかかった住宅の応急修理
⑦　生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
⑧　学用品の給与
⑨　埋葬
⑩　前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの

救助の実施にあたっては、各種帳簿の作成業務があるので、総務対策部は、各担当部に関係書類の作成を指示し、整理を実施する。又、これを北海道災害対策本部（日高振興局）に報告する。

第２３　　水防対策

洪水等による災害を防ぐために必要な監視、警戒、情報伝達、水門等の操作、関係機関との協力体制と資機材の整備と運用に関することは、平取町水防計画によるものとする。

1. 平取町水防計画

平取町水防計画は、水防法第３３条の規定に基づき、洪水やその他による水害を警戒及び防ぎょし、これによる被害を軽減するため、防御区域に対する水防上必要な予報・警報・監視・通信の確保連絡、水防のための関係機関等の活動、各団体間の相互協力及び応援並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備と運用について、以下の大綱を定めているものである。

1　総則
2　水防組織
3　予報及び警報
4　水位等の観測、通報及び公表
5　水防管理者等の情報収集
6　ダム・水門等の操作
7　通信連絡
8　水防施設及び輸送
9　水防活動
10　水防信号、水防標識及び身分証票
11　協力及び応援
12　費用負担と公用負担
13　水防報告等
14　水防訓練
15　浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保
16　水防協力団体

※別冊「平取町水防計画」

第２４　　障害物除去計画

水害、山崩れ等の災害によって、道路、住居又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等で著しい障害を及ぼしているものの除去については、次のとおりとする。

項　　目	内　　容	担　　当
障害物の除去	道路河川の障害物除去	建設対策部、 室蘭開発建設部日高道路事務所、 室蘭建設管理部門別出張所
	住宅又はその周辺	建設対策部

1. 障害物除去の対象

○ 住民の生命財産等を保護するために速やかにその障害の排除を必要とする場合
○ 障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要な場合
○ 河川における障害物の除去は、それによって河川の流れを円滑にし、溢水の防止と護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合
○ その他公共的立場から除去を必要とする場合

2. 障害物除去の方法

実施責任者は、自らの応急対策資機材を用い、又は土木業者の協力を得て行うが、状況に応じて自衛隊の派遣を要請して行うものとする。

障害物除去の方法は、原状回復ではなく応急的な除去に限るものとする。

3. 除去した障害物の集積場所

除去した障害物は、それぞれの実施機関において付近の遊休地を利用し集積する。

4. 障害物除去の記録

※ 資料編　障害物除去の状況の様式

第３節　　災害復旧計画

第１　　町民生活安定のための緊急措置

項　　目	担　　当	
被災者の生活確保	総務対策部、民生対策部、保健福祉対策部	その他の関係機関
農林業関係対策	産業対策部	
中小企業関係対策	産業対策部	
義援金の受入れ・配分	保健福祉対策部、総務対策部	

1．被災者の生活確保

(1) 災害弔慰金等の支給

保健福祉対策部は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和４８年法律第８２号)の規程に基づき制定された平取町災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年条例第 24 号。以下「平取町条例」という。）により実施する。

ア．災害弔慰金

災害弔慰金の支給、手続等については、平取町条例に定めるほか、施行に関し必要な事項は、平取町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和 50 年規則第 11 号。以下「平取町規則」という。）による。

イ．災害障害見舞金

災害障害見舞金の支給、手続等については、平取町条例、平取町規則で定める。

ウ．災害援護資金

災害援護資金の貸付、限度額等については、平取町条例、平取町規則で定める。

エ．日赤による災害救援金（品）の支給

日赤北海道支部では、日赤各地区からの申請に基づき、被災した者に対し、災害救援金（品）の配付を行うこととなっている。

(2) 被災者住宅再建等支援金の交付

総務対策部は平取町被災者住宅再建等支援金交付要綱に基づき、自然災害により、住宅に著しい被害を受けた町民に対し、災害救助法が適用になった場合、支援金の交付を行う。

(3) 援護資金・住宅資金等の貸付

ア．生活福祉資金

北海道社会福祉協議会が実施している生活福祉資金貸付制度の中で、災害を受けた低所得世帯に貸付を行う制度である。なお、平取町条例に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付対象とならない。

イ．住宅復興資金

住宅金融公庫が住宅金融公庫法に基づき行う被災者向け低利融資制度で、災害により住宅に被害を受けた場合に、北海道と協力・連携し迅速かつ円滑に行う。

ウ．被災者生活再建支援金

国及び北海道は、被災者生活再建支援法（平成１０年法律第６６号）に基づき、自然災害により、生活基盤に著しい被害を受けた者であって経済的理由等により、その生活を再建することが困難な者に対し、その自立した生活の開始を支援するために行う。

〈事業の対象となる災害〉

○自然災害により災害救助法施行令第１条第１項第１号又は第２号のいずれかに該当する被害（同条第２項の規定により同条第１項第１号又は第２号のいずれかに該当することとなるものを含む。）が発生した市町村の区域に係る当該自然災害 ○自然災害により 10 以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る当該自然災害 ○自然災害により100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る当該自然災害

エ．その他関係機関が行う被災者の生活確保に関する対応

機関名	生　活　確　保　の　取　扱
国 （北海道労働局）	○労働保険料等の徴収の猶予 被災した労働保険適用事業主に対し、関係法令に基づき、労働保険料の納入期限の延長等の措置を講ずることとする。 ①　納期限の延長 災害により、労働保険適用事業主が、納期限内に労働保険料を納付することが困難となった場合、その申請に基づき１年以内の期間に限り、納期限を延長する。 ②　制度の周知徹底 市町村及び労働保険事務組合等関係団体に対しても、該当適用事業主に対する制度の周知を要請するものとする。
国 （公共職業安定所）	○証明書による失業の認定 災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書により事後に失業の認定を行い、失業給付を行うものとする。 ○　激甚災害による休業者に対する基本手当の支給 激甚災害に指定された場合は、災害による休業のため、賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働保険者は除く）に対して、失業しているものとみなし基本手当を支給するものとする。 ○雇用調整助成金の特例適用 次の休業等をさせる場合、休業手当に係る賃金負担の一部を助成できるよう厚生労働省へ要請する。 ①　被災地域の事業主が労働者を休業させる場合 ②　被災地域以外の災害関連下請け事業所が労働者を休業させる場合 ③　被災地域の事業主が新卒者等の内定取消の回避を図る場合
日本郵政㈱	○被災者に対する通常葉書・郵便書簡の無償交換 ○被災者の差出す郵便物の料金免除 ○被災地あて救助用郵便物の料金免除 ○被災者救援用寄付金送付のための郵便振替料金免除 ○郵便貯金関係 取扱局、取扱期間、取扱業務の範囲を指定して、払戻し等の便宜処置を行う。 ○簡易保険・郵便年金関係 取扱局、取扱期間、取扱業務の範囲を指定して、保険金・貸付金等の支払い、保険料等の払込みの際、適宜処置を行う。
日本放送協会	○ＮＨＫ厚生文化事業団との協力により、被災者の各種相談等の実施。又、医療団、防災班の派遣等の奉仕を図る。 ○被災者の受信料免除 ○状況により避難所へ受信機を貸与する。
㈱NTT 東日本	○避難指示により実際に電話サービスを受けられない契約者の基本料金の減免（避難指示の日から同解除の日まで） ○災害による建物被害により、仮住宅等へ電話を移転する契約者の移転工事費の免除
北海道電力㈱ 北海道電力ﾈｯﾄﾜｰｸ㈱	○救援活動に必要な活動拠点等への電力供給 ○救援活動に必要な施設等への電力供給

(4) 罹災証明書の発行

罹災証明書の発行事務は、総務対策部が担当する。

ア．発行の手続

総務対策部は「被災者台帳」を作成し、被災者の「罹災証明書」発行申請に対し、被災者台帳で確認のうえ、発行する。なお、被災者台帳で確認できないときでも申請者の立証資料をもとに客観的に判断できるときは「罹災証明書」を遅延なく発行する。

イ．証明の範囲

災害対策基本法第２条第１号に規定する災害で、次の事項について証明するものとする。

住家	①全壊（全焼）　②流失　③半壊（半焼）　④床上浸水　⑤床下浸水
人	①死亡　②行方不明　③負傷
その他	家財、車両等について

ウ．その他

住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影 した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

なお、罹災証明については、証明手数料を徴収しない。

※ 資料編　罹災証明願の様式

(5) 租税の徴収猶予及び減免等

ア．町税

町民税等の減免、納税延期及び徴収猶予は、民生対策部が担当する。

(ｱ) 納税期限の延長

町税条例（昭和２５年条例第１２号）第１１条の２に基づき災害により、納税義務者等が期間内に申告その他の書類の提出又は町税を納付若しくは納入することができないと認めるときは、当該期限の延長を行う。

(ｲ) 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が町税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、１年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに１年以内の延長を行う。（地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第１５条）

（ｳ） 減免

被災した納税（納付）義務者に対し、該当する各税目等について、次により減免を行う。

税　　目	減　免　の　内　容
個人の町民税 （個人の道民税を含む。）	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。
固定資産税	災害により著しく価値が減じた固定資産について行う。
国民健康保険税	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。
軽自動車税	

イ．国税・道税

国及び道は、被災者の納付すべき国税及び道税について、法令及び道条例の規程に基づき、申告、申請、請求、その他の書類の提出若しくは納付又は納入に関する期限の延長、徴収猶予、滞納処分の執行の停止若しくは減免の措置等を災害の状況により実施する。

(4) 職業の斡旋

産業対策部は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、以下の措置を行い、離職者の早期再就職の斡旋を行う。

○被災者のための臨時職業相談窓口の設置
○巡回職業相談の実施
○職業訓練受講指示又は職業転換給付金制度等の活用

(5) 災害相談の実施

総務対策部は、災害の発生等により、町民から問合わせが多数となった場合は、役場内に災害相談窓口を開設し、社会福祉協議会の協力を得て実施する。

災害相談窓口においては、行方不明者の受付、罹災証明、税の減免、仮設住宅への入居申請、応急修理の申請、医療相談、生活相談等の町役場の実施する災害対策業務の受付案内等を行うほか、金融、保険等の相談を実施する。

また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害 ケースマネジメント(一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に 対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組)の実施等により、見守り・相談の機会や被災者 台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる 環境の整備に努めるものとする。

２．農林業関係対策

(1) 融資

産業対策部は、道の協力のもと、農業協同組合等の協力を得て被災した農林業関係者に対して、次の災害復旧融資制度の広報と適用促進を行う。

○天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の規定に基づき、指定された天災に基づく被害を受けた農林漁業者に必要な資金融資（農業協同組合、金融機関）（農林漁業金融公庫）
○農林漁業金融公庫による復旧資金融資（農林漁業金融公庫）
○自作農維持資金融通法に基づく資金融資（農業協同組合、金融機関）

2. 中小企業関係対策

(1) 基本方針

産業対策部は、国・道に対して、災害により被害を受けた中小企業が再建と経営の安定を図るため、復旧に必要な資金及び事業費の融資を促進する。

○政府系金融機関及び道保証協会、一般金融機関の融資及び中小企業近代化資金等の貸付 ○信用保証協会による融資の保証

(2) 資金需要の把握と連絡通報

総務対策部及びその他の関係機関は、中小企業関係の被害状況について調査し、道へ連絡通報する。

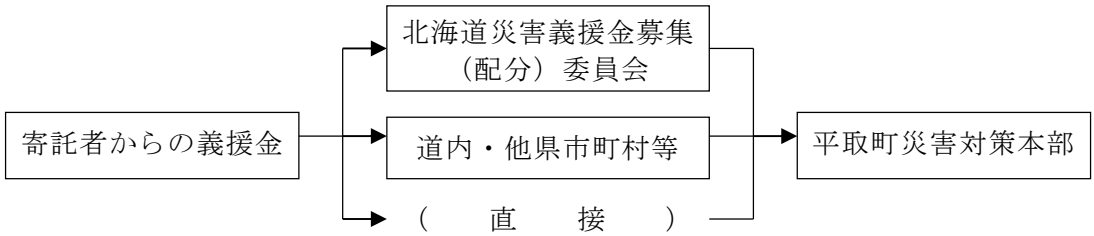
3. 義援金の受入れ・配分

(1) 義援金の受入れ

義援金の受入れは、平取町に直接寄託された分も含め、保健福祉対策部が受付及び配布を担当し、総務対策部が保管する。

なお、義援金の受付に際しては、義援金受付窓口を設置し、受付記録を作成して保管の手続きを行うとともに、寄託者に受領書を発行する。

〈義援金の流れ〉



(2) 義援金の保管

義援金については、被災者に配分するまでの間、平取町指定金融機関に「災害に関する義援金受付専用口座」をつくり、受払簿を作成し管理・保管する。なお、北海道災害義援金募集（配分）委員会（以下「委員会」という。）が設置された場合は、委員会に引き継ぐ。

(3) 義援金の配分

配分方法の決定	委員会が協議のうえ決定する。
配分の実施	町は、委員会において決定された義援金の配分方法により被災者に対し迅速かつ適正に配分する。
配分の公表	委員会は、被災者に対する義援金の配分結果について、報道機関等を通じて公表する。

注）道に委員会が設置されない場合については、町に委員会を設置し行う。

(4) 義援品の受入れ

義援品については、原則として委員会では取扱わないので、町で受入れた後、被災者に適正に配分する。

※ 資料編　義援金品領収書の様式

第２　災害復旧事業

対　　策	担　　当
復旧事業計画	総務対策部、関係各部
激甚法による災害復旧事業	総務対策部、関係各部
その他の法律による災害復旧事業	総務対策部、関係各部

1．復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

ア．河川
イ．砂防設備
ウ．林地荒廃防止施設
エ．地すべり防止施設
オ．急傾斜地崩壊防止施設
カ．道路
キ．生活雑排水施設
ク．公園

(2) 農林水産業施設災害復旧事業計画

(3) 簡易水道災害復旧事業計画

(4) 住宅災害復旧事業計画

(5) 社会福祉施設災害復旧事業計画

(6) 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画

(7) 学校教育施設災害復旧事業計画

(8) 社会教育施設災害復旧事業計画

(9) その他災害復旧事業計画

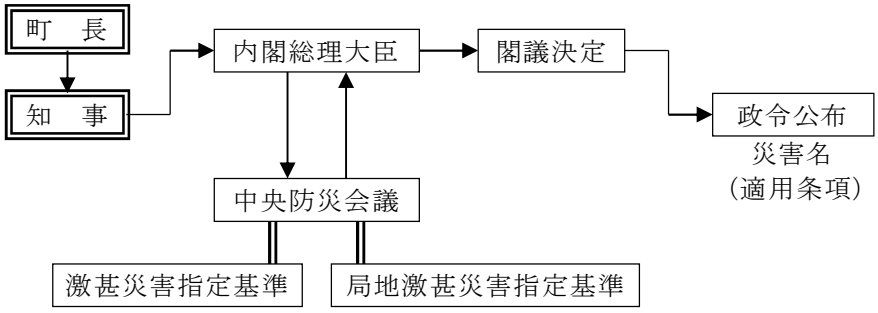
2．激甚法による災害復旧事業

甚大な災害が発生した場合には、地方公共団体の経費負担の軽減を目的として、激甚災害に対するための特別の財政援助等に関する法律（昭和３７年法律第１５０号、以下「激甚法」という。）が制定されており、激甚災害に指定された場合は、この法律に基づいて復旧事業を行う。

(1) 激甚災害指定の手続

激甚災害が発生した場合は、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

〈激甚災害指定の手続きの流れ〉



(2) 激甚災害に関する被害状況等の報告

ア．被害状況等の報告

町長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害状況等を知事に報告する。被害状況等の報告は、災害が発生した時から当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行う。

○　災害の原因
○　災害が発生した日時
○　災害が発生した場所又は地域
○　被害の程度（災害対策基本法施行規則別表第１に定める事項）
○　災害に対しとられた措置
○　その他必要な事項

イ．激甚災害指定の基準

激甚災害には、「激甚災害指定基準」（昭和３７年１２月７日・中央防災会議決定）と、「局地激甚災害指定基準」（昭和４３年１１月２２日・中央防災会議決定）の２つの指定基準がある。

ウ．特別財政援助の交付手続

町長は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けた時は、速やかに関係調書等を作成し、道各部局に提出し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

なお、激甚災害に係わる財政援助措置の対象は、以下のとおりである。

助成区分	財政援助を受ける事業等
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	○公共土木施設災害関連事業 ○公立学校施設災害復旧事業 ○公営住宅災害復旧事業 ○生活保護施設災害復旧事業 ○児童福祉施設災害復旧事業 ○老人福祉施設災害復旧事業 ○身体障害者更正援護施設災害復旧事業 ○知的障害者援護施設災害復旧事業 ○婦人保護施設災害復旧事業 ○感染症予防施設災害復旧事業 ○感染症予防事業 ○堆積土砂排除事業 ○湛水排除事業
農林水産業に関する特別の助成	○農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 ○農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 ○開拓者等の施設災害復旧事業に対する補助 ○天災による被害農林漁業者に対する資金の融資に関する暫定措置の特例 ○森林災害復旧事業に対する補助 ○森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助 ○土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
中小企業に関する特別の助成	○中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 ○中小企業近代化資金等助成法による貸付金等の償還期限等の特例 ○事業共同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助 ○中小企業に対する資金の融資に関する特例
その他の財政援助及び助成	○公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 ○私立学校施設災害復旧事業に対する補助 ○市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 ○母子福祉法による国の貸付の特例 ○水防資材費補助の特例 ○罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例 ○産業労働者住宅建設資金融通の特例 ○小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 ○雇用保険法による求職者給付に関する特例

3. その他の法律による災害復旧事業

国が激甚法以外の法律により財政援助を行う場合の事業等及び根拠法令は、概ね次のとおりである。

根　拠　法　令	財政援助を受ける事業等
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	河川、道路の復旧事業
公立学校施設災害復旧費国庫負担法 公営住宅法	公立学校施設の復旧事業公営住宅及び共同施設（児童公園、共同浴場集会所等）の復旧事業
土地区画整理法	災害により急を要する土地区画整理事業
感染症予防法	感染病院等復旧事業、感染症予防事業
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	災害により特に必要となった廃棄物の処理
予防接種法	臨時に行う予防接種法
農林水産施設災害復旧費国庫補助の暫定措置に関する法律	農地、農業用施設、共同利用施設の復旧事業
水道法	上水道施設の復旧事業
下水道法	下水道施設の復旧事業
道路法	道路の復旧事業
河川法	河川の復旧事業
生活保護法	生活保護施設復旧事業
児童福祉法	児童福祉施設復旧事業
身体障害者福祉法	身体障害者更正援護施設復旧事業
老人福祉法	老人福祉施設復旧事業
知的障害者福祉法	知的障害者援護施設復旧事業
売春防止法	婦人保護施設復旧事業

第３　災害復興事業

対　　策	担　　当
災害復興事業の推進	まちづくり課、関係各課

1. 災害復興事業の推進

(1) 復興体制

大規模災害が発生した後は、町長を本部長とする「平取町災害復興本部」を設置し「災害復興基本計画」を策定するとともに、災害後復興事業実施の総合調整を行う。

災害復興事業については、復興のためのまちづくりをはじめとし、経済復興や町民生活の再建など、町民生活すべてにわたる分野を対象とする。

(2) まちづくりによる復興の推進

災害復興事業は、平常時から進めるまちづくり計画を生かしながら、被害状況を的確に事業計画に反映することができるよう被害状況の早期把握に努めるとともに、被害状況や基盤整備状況などの地域特性に応じた復興計画を策定し、速やかな事業の実現を図る。

また、被災後に速やかな復興まちづくり事業を行えるよう、町は防災関係機関との適切な連携等により、被災地域の特性や被災状況等を勘案した、事前復興まちづくり計画等の復興事前準備に努める。

事業の実施にあたっては、必要に応じて関連諸制度を活用しながら、良好な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

第４章　震災対策

本章は、地震による災害予防と発生時に備えた情報伝達、避難体制、応急対策等について定めたものである。

第１節　災害予防計画

「避難のための環境整備」、「消防・救急体制の整備」等、災害全体を通じて予防対策として共通するものについては、第３章「風水害等対策」に準ずるものとする。

第１　地震に強いまちづくり

地震が発生しても被害を最小限にとどめるため、町及び防災関係機関は建築物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設など構造物、施設等の耐震性を確保し、地震に強いまちづくりを推進する。

内　　容	担　　当
被害の想定	建設水道課
市街地の整備	建設水道課、まちづくり課
建築物の災害予防	建設水道課
道路・橋梁の整備	建設水道課
河川の整備	建設水道課
ライフライン施設の整備	建設水道課、北海道電力㈱、北海道電力ネットワーク㈱、㈱NTT 東日本、各関係施設
危険物の安全対策	建設水道課、 日高西部消防組合平取消防署、各関係施設

1. 被害の想定

2018 年 9 月 6 日、厚真町を震源とするマグニチュード 6.7 の北海道胆振東部地震が発生し、平取町においても観測史上最大の震度 6 弱の震災となり大きな被害を受けた。また、十勝沖から択捉島沖の太平洋に横たわる千島海溝で、マグニチュード 9 級の超巨大地震が今後 30 年以内に 7～40%の確率で起きるとの予測が公表されており、今後の地震活動にも注意が必要である。

尚、地震により日高町の海岸地域に津波が発生した場合、近隣の避難場所の開放や支援の受入等、災害支援基地の拠点として早期の応援が必要となる。避難者に対しては日高町と連携しながら、当計画に準じて支援するものとする。

2. 市街地の整備

木造老朽建築物が多い地区では出火の危険性が高く、いったん出火した火災は延焼拡大しやすく、消火活動も困難となり、避難活動に支障となることも考えられる。

そこで、建物が密集し火災の危険が予想される地区の防火地域及び準防火地域の指定を行い耐火建築物の建築を検討するほか、防災の観点から地区の居住環境を含めた機能向上を図り、安全な避難路の確保等、災害に強いまちづくりを推進する。

3. 建築物の災害予防

(1) 建築物の耐震性の向上

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）その他の法律に基づき、既存建築物の耐震性向上に向けた耐震診断・改修を促進するため、以下の対策を推進する。

○ 災害時に防災拠点となる施設の耐震改修等を推進する。
○ 建築物については、建設水道課において相談や指導を行い、耐震診断や耐震改修を促進する。
○ 建築技術者等を対象に診断・改修に必要な技術者の育成を促進する。
○ 木造建築物の不燃化対策を推進する。

(2) ブロック塀等の倒壊防止

地震によるブロック塀、石塀、自動販売機等の倒壊を防止するため、ブロック塀等の点検、補強及び設置基準を遵守させる。

(3) 窓ガラス等の落下物対策

道路に面する地上３階以上の建築物の窓ガラス、外装材、屋外広告物で落下のおそれのあるものについて調査し、必要な改善指導を行う。

(4) がけ地に隣接する建築物の防災対策

がけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域における建築物の建築制限と既存危険住宅の安全な場所への移転を図る。

4. 道路・橋梁の整備

(1) 道路の整備

避難所への避難経路、避難所と施設を連携させる道路、応急対策活動の拠点となる公共施設の周辺道路等の整備促進を図る。

また、がけ崩れ等の土砂災害からの保全も併せて行う。

(2) 橋梁の維持・補修

橋梁の点検を実施し、地震による地震動・液状化、津波等による防災対策上の安全性に配慮した橋梁の補強を推進する。

5. 河川の整備

河川については次の施策を推進し、浸水被害を受けやすい市街地の低地帯等の河川改修整備や、被害の防止対策を行う。

施　策	対　策
河川の施策	○ 未改修河川の早期整備 ○ 汚水処理施設整備事業の促進による公共水域の水質保全 ○ 良質な水の長期的な確保と水資源の整備 ○ 生活用水、産業用水の確保と水道施設の充実

6. ライフライン施設の整備

地下埋設管等のライフライン施設が地震により破損した場合は、町の機能がまひするおそれがあり、その防止はきわめて重要な課題である。そこで次のような整備を行う。

施設等	対策
水道施設	地震時には、地盤の液状化等によって埋設管の被害が発生する。過去の地震においては、石綿セメント管、ねじ接合の鋼管の被害が多いため、地震に強い管への交換を推進する。浄水場についても耐震性の向上を推進し、浄水の確保に努める。 また、被災した水道管の応急復旧の迅速化を図るため体制整備を推進する。
雑排水施設 浄化槽施設	雑排水施設及び浄化槽施設は、一旦地震被害が発生すると復旧に長期間を要するため、雑排水施設の耐震性の向上に努めるほか、管渠の点検も行う。 また、町内における浄化槽の面的整備、公共施設の浄化槽が老朽化していることから、防災拠点となる公共施設の浄化槽の整備に努める。
電気設備	電気施設は、過去の地震による対策を基に、設備建設を進める。
電話施設	建築基準法による耐震設計を行っており、耐震設計目標は「震度6に対して軽微な損傷、震度7に対しては倒壊を回避する。又、震度4以上の地震が発生した場合、施設点検を実施する。」となっている。
その他の施設	危険物施設、高圧ガス施設等では、地震による火災の発生などを予防・軽減するための必要な安全措置に努める。

7. 危険物の安全対策

地震発生時には、同時多発的に危険物等の漏えいなどによる災害発生が予想され、その防止のために危険物施設等の査察・指導を行い、事故・火災等の発生の予防に努める。

(1) 事業所に対する指導

○ 事業所に対する設備、保安基準遵守事項の監督、指導の強化
○ 事業所等の監督、指導における防災関係機関の連携強化
○ 危険物等保安責任者制度の効果的活用による保安対策の強化
○ 事業所等における自主保安体制の確立強化
○ 事業所等の間における防災についての協力体制の確立強化

(2) 高圧ガス取扱施設

高圧ガス施設の実態を把握し、立入検査の実施、防災設備の維持管理の指導、災害対策の検討、教訓の徹底を図り、防災管理者等による自主保安体制を確立させる。

○ 警戒宣言等の伝達と保安要員の確保
○ 保安上必要な施設及び設備の点検整備
○ 被害の防止及び軽減措置

(3) 石油等の取扱施設

石油等の危険物施設は、出火や延焼拡大の要因にもなるので、危険物取扱者等に対する震災対策を含めた指導をし、法令に定める保安講習等により出火防止の推進を図る。

○ 貯蔵タンク、サービスタンク等の元バルブを閉める
○ タンクローリーから貯蔵タンクへの移送の中止
○ 操業の制限、停止及び消火設備等の点検
○ 流失拡散防止資機材等の点検、配置
○ 緊急遮断装置の点検、確認

(4) 火薬類の取扱施設

火薬類の保管・取扱いをする施設に対しては、火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）に基づいて安全性の確保について指導する。

○ 警戒宣言等の伝達
○ 保安要員の確保
○ 保安用品及び保安装置の再点検等
○ その他必要な事項

(5) 毒物・劇物保管施設

毒物・劇物保管施設の実態を把握し、立入検査の実施、防災設備の維持管理の指導、災害対策の検討、訓練の徹底を図り、防火管理者等による自主保安体制を確立させる。

営業者及び取扱責任者に対し､登録基準に適合した施設を維持するよう指導する。

○ 警戒宣言等の伝達
○ 発火性、引火性薬品等危険物の安全措置の実施
○ 落下、転倒等による施設の損壊防止のため応急的保安措置
○ 充填作業、移替え作業等の停止
○ 貯蔵施設等の緊急点検・巡視の実施

(6) 化学薬品等取扱施設

化学薬品等を取扱う学校、病院、研究所等の立入検査の実施や保管方法等の適正化を指導する。また、事業所に対しても実態調査や保安対策の指導を推進する。

○ 引火又は混合・融合等に関する防災意識の徹底
○ 転倒、落下、流失拡散防止等の措置

(7) 放射性物質

放射性物質（Ｒ１）使用施設においては、使用を停止し、耐震構造の貯蔵施設に収容し安全管理体制を確立する。

第２節　　災害応急対策計画

第１　　災害応急体制

災害が発生した場合、本計画第２章「防災組織」に基づき、組織・体制を確立するとともに、活動に必要な人員の動員を図り、応急活動及び警戒活動を実施する。

1. 非常配備

非常配備体制時の主な活動内容については、次のとおりとする。

○　地震の情報収集及び連絡 ○　振興局及び関係機関への被害状況伝達

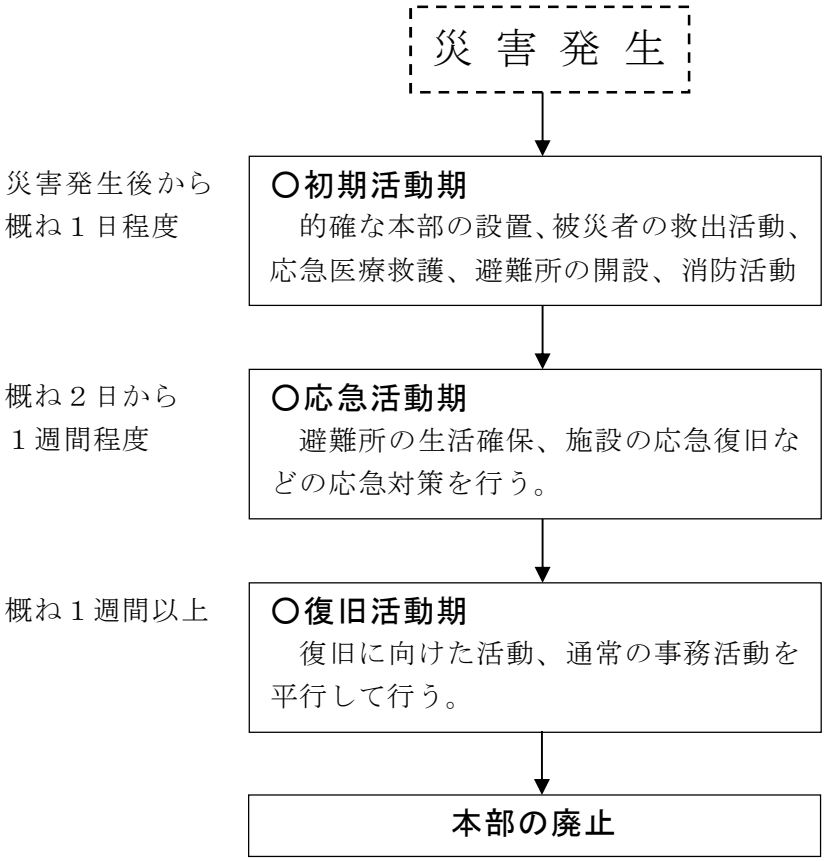
2. 配備基準

職員の参集配備は、原則的に非常配備体制に基づく自動配備とする。

3. 事務分掌

本部の事務分掌は、災害の推移に応じて、次の３段階に区分する。

なお、主な所掌事務は、第２章第１節第２「災害対策本部の組織」の中の、各部の業務分担によるが、被害の状況に応じて柔軟な対応をとる。



第２　地震情報の収集・伝達

地震が発生した場合に、町民や関係機関に対して収集した情報を伝達する。地震情報の種類及び伝達方法は、次のとおりとする。

内　　容	担　　当
地震情報の収集・伝達	総務対策部、日高西部消防組合平取消防署

1. 地震に関する情報

（１）緊急地震速報

①　緊急地震速報の発表等

最大震度５弱以上の揺れが予想された場合または長周期地震動階級３以上の揺れが予想された場合に、震度４以上または長周期地震動階級３以上が予想された地域に対し、緊急地震速報（警報）が発表される。

なお､震度が６弱以上または長周期地震動階級４の揺れを予想した緊急地震速報(警報）は地震動特別警報に位置づけられる。

注）　緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。解析や伝達に一定の時間（数秒程度）がかかるため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所への緊急地震速報の提供が強い揺れの到達に原理的に間に合わない。

②緊急地震速報の伝達

緊急地震速報は、地震による被害の軽減に資するため気象庁が発表し、日本放送協会（ＮＨＫ）に伝達されるとともに、関係省庁、地方公共団体に提供される。

また、放送事業者、通信事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。)、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。)、ワンセグ等を用いて広く伝達されている。

気象庁が発表した緊急地震速報、地震情報、津波警報等は、消防庁の全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）により、地方公共団体等に伝達される。

地方公共団体､放送事業者等は､伝達を受けた緊急地震速報を市町村防災行政無線（戸別受信機を含む。）等を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

地震に関する情報は、次のとおりである。

地震情報の種類	発表基準	内　　容
震度速報	・震度３以上	地震発生約１分半後に、震度３以上を観測した地域名（全国を１８８地域に区分）と震度の揺れの検知時刻を速報。

震源に関する情報	・震度３以上 （津波警報または注意報を発表した場合は発表しない。）	「津波の心配ない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	・震度１以上 ・津波警報、注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード)、震度１以上を観測した地点と観測した地震を発表。それに加えて、震度３以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から１時間半～2 時間程度で発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震源１以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・震度５弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m 四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度１ 以上を観測した地震のうち長周期地震動階級１以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地振動の周期別階級等を発表（地震発生から 10 分後程度で１回発表)。

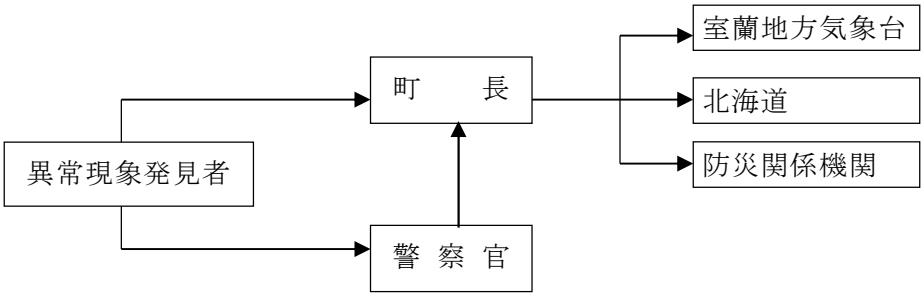
※別紙　気象庁震度階級関連解説表

2. 異常現象を発見した者は、遅滞なくその状況を町長又は警察官に通報しなければならない。

(1) 異常気象

地震に関する事項　　頻発地震、異常音響及び地変

(2) 通報系統図



気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

（1）気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。

（2）地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。

（3）震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の 1 回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。

（4）この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。

（5）この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5 年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。

（6）この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※　気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	－	－
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	－	－
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	－
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

●　木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	―	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	―	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

（注 1）　木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注 2）　この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注 3）　木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

●　鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	―	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

（注 1）　鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注 2）　鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

別紙　気象庁震度階級関連解説表

●　地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
５弱	亀裂※1 や液状化※2 が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
５強		
６弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
６強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。
７		

※1　亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。
※2　地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。
※3　大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

●　ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度５弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度５弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度４程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度６弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度５弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※　震度６強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

●　大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いＯＡ機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※　規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

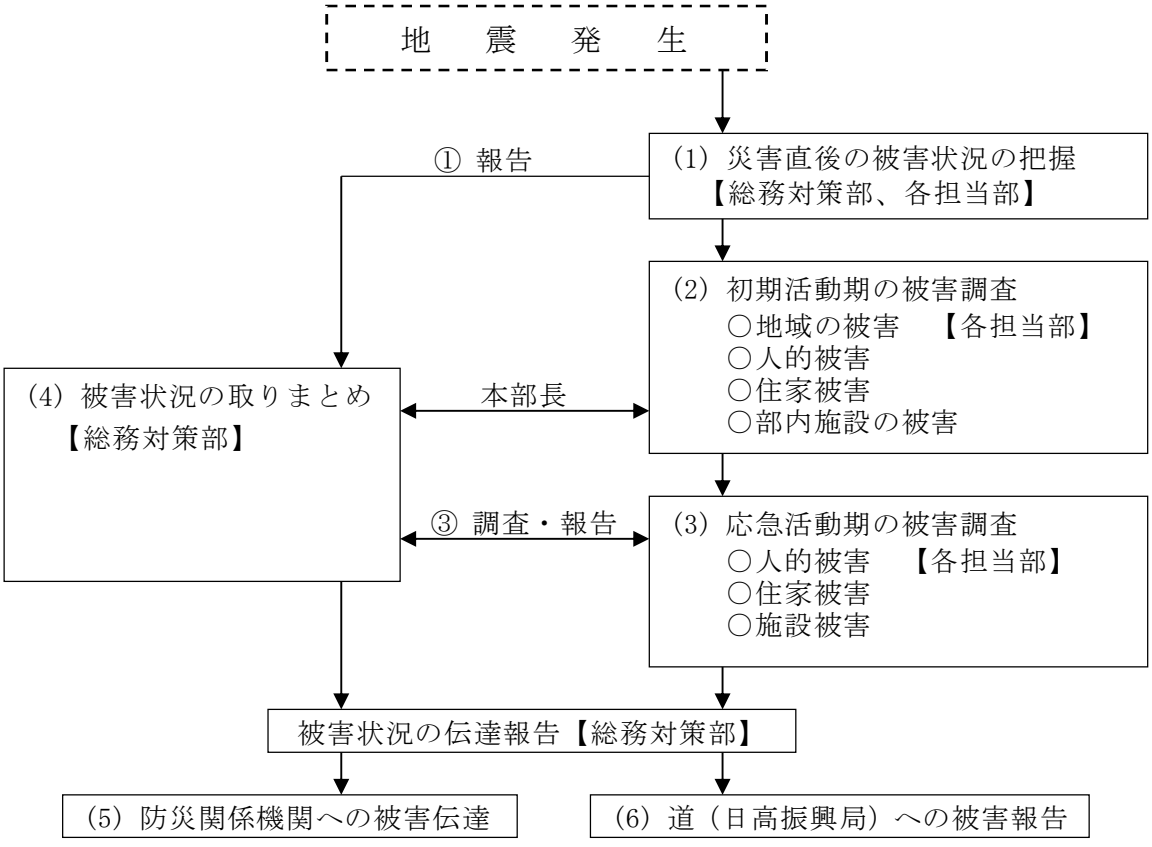
第３　被害情報の収集・伝達・報告

地震発生直後から、効果的な応急対策を実施するためには、正確かつ迅速に被害情報を把握することが必要である。

これは、被害情報の収集、道（日高振興局）への災害報告について定めたものである。

項　目	初期活動期	応急活動期	復旧活動期
被害の調査	災害直後の被害状況の把握 （総務対策部、各担当部）		
	初動活動期の被害調査 （総務対策部、各担当部）		
	被害状況の取りまとめ （総務対策部）	→	→
		応急活動期の被害調査 （各担当部）	→
被害の伝達・報告	防災関係機関への被害の伝達 （総務対策部）	→	→
	道（日高振興局）への被害の報告 （総務対策部）	→	→

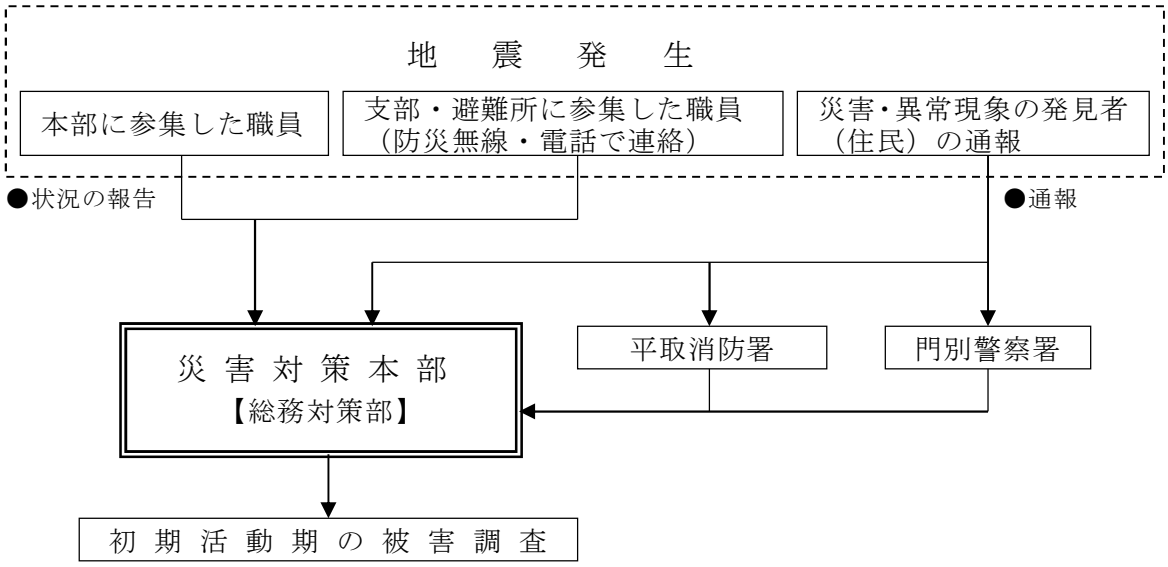
1. 被害の情報収集・伝達・報告



(1) 災害直後の被害状況の把握

災害が発生し、又は、発生するおそれのある異常な現象を発見した場合、以下の連絡系統で被害の状況を把握する。

〈 災害発生直後の連絡系統 〉



(2) 初期活動期の被害調査

ア．調査の流れ

初期活動期の被害調査は、各担当部より職員を派遣するほか、見聞情報を収集し、総務対策部に報告する。

調査担当者	調　査　の　方　法		報　告　先
各 担 当 部	担当区域に派遣		総務対策部
	勤務時間内	初期活動期中に見聞きしてきた内容	
	勤務時間外	職員が参集する際に見聞きしてきた内容	

イ．調査の内容

初期活動期の被害状況の調査内容は、次のとおりとする。

第１順位　　人、住家被害
第２順位　　公立施設被害
第３順位　　農業、土木、商工、林業被害

ウ．調査の報告

初期活動期の調査事項は、急を要する場合は、口頭、電話又は防災無線等で総務対策部へ報告し、その後、文書により速やかに報告する。

※　報告様式　第３章「風水害等対策」第２節 別紙 被害調査表

(3) 応急活動期の被害調査

ア．調査の流れ

応急活動期の被害調査は、各部門を所管する部が実施し、各部において取りまとめる。

イ．調査内容

応急活動期は、各部が所管する事項について詳細な被害状況の調査を行う。

ウ．調査の報告

応急活動期の調査結果は、総務対策部に報告する。

(4) 被害情報の取りまとめ

総務対策部は、各部が調査した情報を次の点に留意して、職員マニュアルの様式「被害の状況」に取りまとめる。

活　動　期	留　　意　　点
初期活動期	○　災害の全体像の把握 ○　現在の被害状況の把握 ○　未確認情報の把握
応急活動期	○　町全体の被害の状況 ○　被害の詳細な内容の整理

(5) 防災関係機関への被害の伝達及び道（日高振興局）への被害の報告

第３章「風水害等対策」の第２節第３「被害情報の収集・伝達・報告」による。

第４　災害広報

地震発生直後の町民に対しては、被害状況、ライフラインの状況・復旧の見込み、生活関連情報等を正確に提供する必要があり、広報すべき情報の種類、広報の手段、記者会見への対応等については、次によるものとする。

又、高齢者、障害者等災害時要援護者への伝達に十分配慮する。

項　目	初期活動期	応急活動期	復旧活動期
町の広報	避難広報 （総務対策部、日高西部消防組合平取消防署）		
		避難所・住民・事業所への広報 （民生対策部、総務対策部、各対策部）	→
	報道機関への広報の要請及び対応 （総務対策部）	→	→
他機関の広報	防災関係機関の広報 （門別警察署、北海道電力㈱、北海道電力ネットワーク㈱、㈱NTT 東日本、交通機関、その他）	→	→

災害広報の詳細については、第３章「風水害等対策」の第２節第４「災害広報」による。

第５　応援・派遣要請と受入れ

地震災害が発生し、自衛隊、北海道、他市町村、各種団体等の応援活動が必要なときの応援要請先、応援要請の方法、応援の受入れ等については、次のとおりとする。

項　目	初期活動期	応急活動期	復旧活動期
応援要請	自衛隊派遣要請 （総務対策部）	→	
	自治体への要請 （総務対策部）	→	
	応援協定先への要請 （各担当部）	→	
	民間企業等への協力要請 （各担当部）	→	
応援の受入れ		自衛隊、北海道広域消防相互応援隊及び緊急消防援助隊、応援隊の受入れ （総務対策部）	→

応援・派遣要請と受入れの詳細については、第３章「風水害等対策」の第２節第５「応援・派遣要請と受入れ」による。

第６　消防活動

大地震発生時には、同時多発的に火災が発生し、延焼拡大などにより、多くの人的、物的被害が発生するおそれがある。

このために、次のとおり住民や自主防災組織等を活用した初期消火及び延焼拡大防止体制を整備するとともに、消防隊は消防計画の定めるところにより活動する。

項　目	初期活動期	応急活動期	復旧活動期
消火活動	消火活動 （日高西部消防組合平取消防署、平取消防団）		
		火災のパトロール （日高西部消防組合平取消防署、平取消防団）	
		火災原因の調査 （日高西部消防組合平取消防署）	→

消防活動の詳細については、第３章「風水害等対策」の第２節第６「消防活動」による。

第７　救出・捜索

地震によって倒壊家屋の下敷き、ガラス・看板等の落下による負傷等、生命、身体の危険な状態になった者の救助救出と行方不明者の捜索等については、次のとおりとする。

項　目	初期活動期	応急活動期	復旧活動期
救出・捜索活動	救出要員の編成 （日高西部消防組合平取消防署、平取消防団 民生対策部）		
	救出資機材の確保 （日高西部消防組合平取消防署、平取消防団 民生対策部）	→	
	救出・捜索活動の実施 （日高西部消防組合平取消防署、平取消防団 民生対策部）		
		行方不明者リストの作成 （総務対策部）	→
傷病者の搬送	救護所への傷病者の搬送 （日高西部消防組合平取消防署、 民生対策部、医療対策部）	→	

救出・捜索の詳細については、第３章「風水害等対策」の第２節第７「救出・捜索」による。

第８　応急医療救護

地震発生時には、混乱のなかで医療体制を確立し、多数の負傷者に対する医療救護活動と避難生活が長期化した場合の避難者の健康管理、精神的ケアなど必要な応急医療について、次のとおり実施する。

項　目	初期活動期	応急活動期	復旧活動期
応急救護	医療救護チームの編成 （保健福祉対策部、医療対策部）		
	医療品・資機材の調達 （保健福祉対策部、医療対策部）	→	
	救護所の設置 （保健福祉対策部）		
	救護所の活動 （保健福祉対策部、医療対策部）	→	→
	後方医療体制の確立 （保健福祉対策部、医療対策部）	→	→
	後方医療施設への搬送 （保健福祉対策部、医療対策部 日高西部消防組合平取消防署）	→	→
	町外医療施設への搬送 （保健福祉対策部、医療対策部、総務対策部）		
	透析患者への対策 （保健福祉対策部、医療対策部）	→	→
	歯科医療救護活動 （保健福祉対策部）	→	→
避難所での医療			健康管理と心のケア対策 （保健福祉対策部、医療対策部）

応急医療救護の詳細については、第３章「風水害等対策」の第２節第８「応急医療救護」による。

第９　警戒区域の設定・避難活動・避難所運営

地震の発生時には、延焼火災等から逃れるための迅速な避難活動と、避難所における避難者の把握、物資等の供給、衛生条件の確保、災害時要援護者への対応等、必要な対策については、次のとおりとする。また、地震により津波が発生した場合は、災害時相互応援に関する協定に基づき、日高町の救援に努めるものとする。

項　目	初期活動期	応急活動期	復旧活動期
避難活動	警戒区域の設定 （門別警察署、日高西部消防組合平取消防署、平取消防団、総務対策部）		
	避難指示・誘導 （門別警察署、日高西部消防組合平取消防署、平取消防団、総務対策部、民生対策部）		
避難所の開設・廃止	避難所の開設 （民生対策部）		避難所の統合・廃止 （民生対策部）
津波発生	自主出動により緊急避難場所及び福祉避難所の開放 世帯数及び人数の確認 （民生対策部･保健福祉対策部）	応援要請に基づき、各避難所へ誘導 （総務対策部）	応援要請に基づき、被災者に対する住宅の提供 （総務対策部） 児童生徒の受入れ （文教対策部）
避難所の運営		避難所の運営 （民生対策部）	→
		飲料水、生活用水の供給 （建設対策部）	→
		食料、生活必需品の供給 （総務対策部）	→
		避難者への配慮 （保健福祉対策部）	→

警戒区域の設定・避難活動・避難所運営の詳細については、第３章「風水害等対策」の第２節第９「警戒区域の設定・避難活動・避難所運営」による。

第１０　　遺体の処理・埋葬

大規模な地震の発生により、多数の犠牲者が発生した場合に必要となる遺体の検視・処理、納棺資材の確保、遺体の安置、埋葬等については、次のとおりとする。

項　目	初期活動期	応急活動期	復旧活動期
遺体の処理	納棺用品等資材の確保 （民生対策部）	→	
	遺体の検案、処理 （民生対策部）	→	→
	遺体の安置 （民生対策部）	→	→
遺体の埋葬		埋葬 （民生対策部）	→

遺体の処理・埋葬の詳細については、第３章「風水害等対策」の第２節第１０「遺体の処理・埋葬」による。

第１１　　交通対策・緊急輸送

地震災害発生時には、負傷者の搬送、生活物資の輸送、応急対策資機材・要員の輸送等の交通対策が、応急対策の生命線となる。

交通規制や緊急輸送路の確保、トラック・船舶・ヘリコプター等輸送手段の確保等については、次のとおりとする。

項　目	初期活動期	応急活動期	復旧活動期
交通対策	交通規制 （門別警察署、総務対策部、建設対策部）	→	
	緊急輸送路の確保 （門別警察署、総務対策部、建設対策部）	→	
輸送対策	緊急的な輸送 （門別警察署、総務対策部）		
		緊急輸送車両の確認 （総務対策部）	
		緊急輸送 （総務対策部）	→
		輸送拠点の設置 （総務対策部）	

交通対策・緊急輸送の詳細については、第３章「風水害等対策」の第２節第１１「交通対策・緊急輸送」による。

第１２　　災害時の警備対策

災害の発生時、犯罪の予防と防止のため、必要となる被災地や避難所等で行う治安維持と警備については、次のとおりとする。

項　目	初期活動期	応急活動期	復旧活動期
災害時の警備	災害警備体制の確立 （門別警察署）		
	被災地・避難所の警備 （門別警察署）	→	→

災害時の警備対策の詳細については、第３章「風水害等対策」の第２節第１２「災害時の警備対策」による。

第１３　　生活救援対策

地震が発生し、ライフラインや流通機構が機能しなくなった場合、被災者に対する飲料水、食料、生活必需品の供給などを行うのに必要な需要の把握、物資等の確保、被災者への供給方法等については、次のとおりとする。

項　目	初期活動期	応急活動期	復旧活動期
飲料水、生活用水の供給	緊急給水 （建設対策部）		
		飲料水、生活用水の給水 （建設対策部）	→
			生活用水の給水の拡大 （建設対策部）
食料の供給	備蓄食糧の供給 （総務対策部）		
		食料の需要の把握 （総務対策部）	→
		食料の確保 （総務対策部）	→
		食料の供給 （民生対策部）	→
		炊出しの実施 （民生対策部）	→
生活必需品の供給	備蓄品の供給 （総務対策部）		
		生活必需品の需要の把握 （総務対策部）	→
		生活必需品の確保 （総務対策部）	→
		生活必需品の供給 （民生対策部）	→
救援物資の受入れ		救援物資の受入れ （保健福祉対策部）	→

生活救援対策の詳細については、第３章「風水害等対策」の第２節第１３「生活救援対策」による。

第１４　　建物対策

地震により被災した建物の、余震等による倒壊及び部材の落下等から生ずる二次災害防止のための危険度判定と、住家が損壊した被災者への住宅修理や応急仮設住宅の供給、被災建物の解体・撤去などの実施については、次のとおりとする。

項　目	初期活動期	応急活動期	復旧活動期
被災建物の応急危険度判定	判定士の確保（建設対策部）		
	判定実施本部（窓口）の設置（建設対策部）		
		応急危険度判定の実施（建設対策部）	→
			建物の解体、撤去（建設対策部）
応急仮設住宅の設置		応急仮設住宅の需要の把握（建設対策部）	
		応急仮設住宅の用地の確保（建設対策部）	
			応急仮設住宅の建設（建設対策部）
			応急仮設住宅の管理及び入居者の選定（建設対策部）
被災住宅の修理			被災住宅の修理（建設対策部、保健福祉対策部）
住宅の確保			公営・民間住宅の確保（建設対策部）
			公営・民間住宅の入居者の選定（建設対策部）

1. 被災建物の応急危険度判定

(1) 判定士の確保

建設対策部は、次のとおり建物の応急危険度判定士の有資格者を確保する。

○ 町内関係団体へ派遣を要請する
○ 北海道（日高振興局)、他市町村へ派遣を要請する
○ ボランティアの募集のための広報を行う

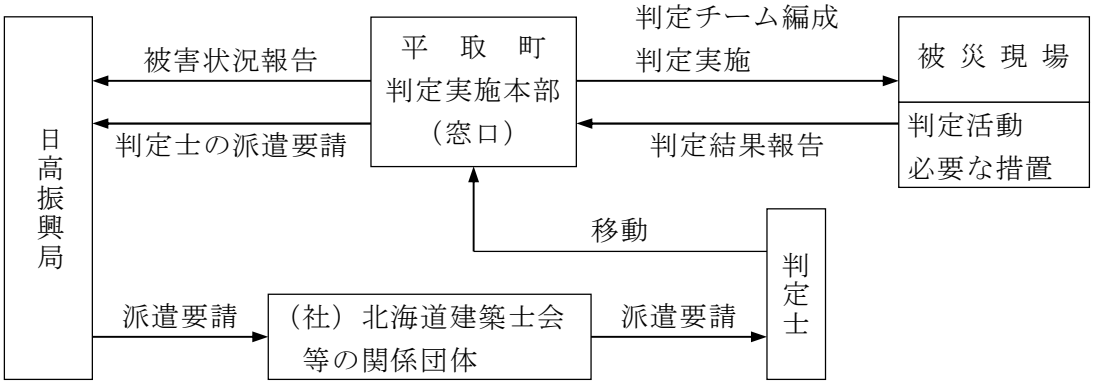
(2) 判定実施本部（窓口）の設置

建設対策部は、応急危険度判定士の受入れ体制及び作業体制を確立するため、判定実施本部（窓口）を設置するとともに、次のことを行う。

○ 判定士の名簿づくり
○ 担当区域の配分
○ 判定基準の資料の準備
○ 立入禁止などを表示する用紙の準備
○ 判定統一のための打合せの実施

(3) 応急危険度判定の実施

判定作業の体制は、次のとおりとする。



ア．判定作業の概要

○ 判定は、全国被災建築物応急危険度判定協議会が作成する「被災建築物応急危険度判定マニュアル」によるほか、別に町が作成する「実施本部業務マニュアル」に従って行う。

○ 調査は主として目視により、被災建築物の危険性について、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査表により行う。

※資料編　応急危険度判定調査表

○ 被災建築物の構造躯体等の危険性を調査し、「危険」「要注意」「調査済」の３段階で判定を行い、３色の判定ステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」）に対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入り口等の見やすい場所に貼付する。

なお、判定の内容は次とおりである。

□ 危　険：建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。

□ 要注意：建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。

□ 調査済：建築物の損傷が少ない場合である。

※ 資料編　判定ステッカー

イ．判定後の措置

判定の結果「危険」とされた建物については、立入り禁止を促す。

ウ．判定の変更

応急危険度判定は応急的な調査であり、余震等で被害が進んだ場合、又は、適切な応急補強が行われた場合には判定結果が変更されることがある。

(4) 建物の解体・撤去

建設対策部は、応急危険度判定により「危険」と判断された建築物を優先して、解体、撤去の措置を促す。

2. 石綿飛散防災対策

被災建築物からの石綿の飛散による二次被害の防止については、次のとおりとする。

（１） 基本方針

各実施主体は、関係法令や「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（第３版）」（環境省）等に基づき、石綿の飛散防止措置を講ずるものとする。

（２） 実施主体及び実施方法

(ア)町

被災建築物等の石綿露出状況等の把握、建築物等の所有者等に対する応急措置の指導・助言及び解体等工事に係る事業者への指導等を行う。

(イ)建築物等の所有者等

建築物等の損壊や倒壊に伴う石綿の飛散･ばく露防止のための応急措置を行う。

(ウ)解体等工事業者

関係法令に定める方法により石綿含有建材の使用の有無に関する事前調査を実施し、調査結果等の写しを当該解体等工事の場所に備え置き、Ａ３以上の大きさで掲示するとともに、全ての石綿含有建材について除去等の作業に係る基準等に従い、解体等工事を行う。

(エ)廃棄物処理業者

関係法令に定める基準等に従い、廃石綿等及び石綿含有廃棄物の処理を行う。

応急仮設住宅の設置、被災住宅の修理、住宅の確保の詳細については、第３章「風水害等対策」の第２節第１４「建物対策」による。

第１５　　清掃・防疫

地震発生時の被害により、ライフライン等の機能は低下し、衛生条件は悪化する。このため必要となる、衛生・防疫対策、し尿対策、ごみの収集等の実施については、次のとおりとする。

項　目	初期活動期	応急活動期	復旧活動期
衛生・防疫対策		食中毒の予防 （民生対策部）	
		被災者等の保健衛生 （民生対策部、保健福祉対策部）	→
			被災地の防疫活動 （民生対策部、産業対策部）
し尿対策		仮設トイレの設置 （民生対策部）	
		し尿の処理 （民生対策部）	→
清掃対策		生活ごみの処理 （民生対策部）	→
			災害廃棄物処理の計画・実施 （民生対策部）

清掃・防疫の詳細については、第３章「風水害等対策」の第２節第１５「清掃・防疫」による。

第１６　　災害ボランティアの活用

地震災害発生時には、全国から各種団体・個人ボランティアの申出があり、これらを効果的に活用することが被災者等の負担の軽減と早期復旧につながる。

ボランティアの活動範囲・受入れ・支援体制等については、次のとおりとする。

項　目	初期活動期	応急活動期	復旧活動期
ボランティア		ボランティアへの対応 （保健福祉対策部）	→
		災害ボランティア対策本部の設置 （社会福祉協議会）	→
		ボランティアの活動 （保健福祉対策部、社会福祉協議会）	→

災害ボランティアの活用の詳細については、第３章「風水害等対策」の第２節第１６「災害ボランティアの活用」による。

第１７　　義援金の保管及び配分

災害による被災者を救護するための災害見舞金の保管及び配分は次のとおりとする。

１　義援金の受入と保管

町に送付された義援金は、保健福祉対策部で受付、記録されたものを出納室が一括して指定金融機関へ預け入れ、保管する。

また、義援金に関する報道機関等の照会に対応するため、持参分、現金書留分、銀行振り込み分等の件数、金額の集計書類を作成する。

日本赤十字社に委託された義援金は、日本赤十字社北海道支部及び町において受け付ける。

２　義援金の配分

義援金の配分にあたっては、義援金配分委員会を組織し、被災者数、被災者世帯数、被災状況等（【資料編】「罹災証明書」統一様式活用）を考慮して義援金の配分を決定する。道に義援金配分委員会が設置された場合は、その基準に従う。

日本赤十字社義援金も災害義援金配分委員会の協議によって配分される。

、

第１８　　災害時要援護者への対応

地震発生時の障害者・高齢者・乳幼児・外国人等の災害時要援護者に対する被災直後の安全確認、避難所での生活支援等の対策については、次のとおりとする。

項　目	初期活動期	応急活動期	復旧活動期
災害時要援護者への対応	災害時要援護者の安全確認 （民生対策部）		
		避難所の災害時要援護者の援護 （保健福祉対策部）	→
		巡回ケア・広報・相談窓口の設置 （保健福祉対策部、総務対策部）	→
		災害時要援護者への福祉仮設住宅供給及びケア対策 （建設対策部、保健福祉対策部）	→

災害時要援護者への対応の詳細については、第３章「風水害等対策」の第２節第１７「災害時要援護者への対応」による。

第１９　　公共機関・施設の応急対策

大地震発生後、水道・電気・電話・ガス・鉄道等の各公共機関・施設の管理者はそれぞれの「防災業務計画」等に基づいて、被害状況の把握と応急復旧対策について、次のとおり行う。

項　目	初期活動期	応急活動期	復旧活動期
水道･雑排水施設	水道･雑排水施設の応急対策 （建設対策部）	→	
		水道･雑排水施設の復旧対策 （建設対策部）	→
電気・電話・ガス	電気・電話・ガスの応急対策 （北海道電力、NTT 東日本、北海道電力ネットワーク、日高ガス緊急センター）	→	
		電気・電話・ガスの復旧対策 （北海道電力、NTT 東日本、北海道電力ネットワーク、日高ガス緊急センター）	→
道路・橋梁	道路・橋梁の応急対策 （建設対策部）	→	
		道路・橋梁の復旧対策 （建設対策部）	→
河川･急傾斜地等指定地	河川・指定地の応急対策 （建設対策部）	→	
		河川・指定地の復旧対策 （建設対策部）	→
その他の公共施設	その他の公共施設の応急対策 （各施設）	→	
		その他の公共施設の復旧対策 （各施設）	→

公共機関・施設の応急対策の詳細については、第３章「風水害等対策」の第２節第１８「公共機関・施設の応急対策」による。

第２０　　文教対策

地震発生時、学校等の施設では、幼児・児童・生徒の安全確保を行う。又、避難所開設への協力といち早い教育活動の再開に向けた対策については、次のとおりとする。

項　目	初期活動期	応急活動期	復旧活動期
応急教育対策	学校の災害直後の措置 （文教対策部）		
		児童・生徒、教職員の安否の確認 （文教対策部）	
		応急教育の実施 （文教対策部）	→
応急保育対策	保育所の災害直後の措置 （保健福祉対策部）		
		幼児、職員の安否の確認 （保健福祉対策部）	
		応急保育の実施 （保健福祉対策部）	→
避難所支援対策	避難所開設への支援 （文教対策部）		

文教対策の詳細については、第３章「風水害等対策」の第２節第１９「文教対策」による。

第２１　　農林業対策

地震災害発生時には、農作物や家畜等への対応も必要となり、家畜の飼料確保や農林業施設等への対策については、次のとおりとする。

項　目	初期活動期	応急活動期	復旧活動期
農林漁業対策		農林業の被害の調査 （産業対策部）	
		飼料の確保 （産業対策部）	→
			農林業施設の防疫 （産業対策部）

農林業対策の詳細については、第３章「風水害等対策」の第２節第２０「農林業対策」による。

第２２　　災害救助法の適用

大規模災害が発生した場合の災害救助（各応急対応）は、災害救助法により国の責任において行われることとなっている。災害救助法の適用基準、災害救助の内容、手続きの方法等については、次のとおりとする。

項　　目	内　　容	担　　当
災害救助法の適用	災害救助法の適用基準	
	災害救助法の適用手続き	総務対策部
	災害救助法による救助の内容等	
	救助業務の実施者	総務対策部、関係各部

災害救助法の適用の詳細については、第３章「風水害等対策」の第２節第２１「災害救助法の適用」による。

第３節　　災害復旧計画

第１　町民生活安定のための緊急措置

項　　目	担　　当	
被災者の生活確保	総務対策部、民生対策部	その他の関係機関
農林業関係対策	産業対策部	
中小企業関係対策	産業対策部	
義援金の受入れ・配分	保健福祉対策部、総務対策部	

町民生活安定のための緊急措置の詳細については、第３章「風水害等対策」の第３節第１「町民生活安定のための緊急措置」による。

第２　災害復旧事業

対　　策	担　　当
復旧事業計画	総務対策部、関係各部
激甚法による災害復旧事業	総務対策部、関係各部
その他の法律による災害復旧事業	総務対策部、関係各部

災害復旧事業の詳細については、第３章「風水害等対策」の第３節第２「災害復旧事業」による。

第３　災害復興事業

対　　策	担　　当
災害復興事業の推進	まちづくり課、関係各課

災害復興事業の詳細については、第３章「風水害等対策」の第３節第３「災害復興事業」による。

第５章　　事故災害対策

本章は、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災など大規模な事故による被害（事故災害）についての予防及び応急対策等について定めたものである。

第１節　　災害予防計画

第１　　道路災害の予防

道路構造物の被災等により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされている災害（以下「道路災害」という。）を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

内　　容	担　　当
道路災害の予防	道路管理者 日高西部消防組合平取消防署、平取消防団、 門別警察署

【 平取町における道路管理者 】

国の管理する道路	室蘭開発建設部日高道路事務所
道の管理する道路	室蘭建設管理部苫小牧出張所 室蘭建設管理部門別出張所
町の管理する道路	平取町建設水道課

1. 道路災害の予防

(1) 体制の整備

ア．道路施設や橋梁等の点検体制を強化し、施設等の現況の把握に努めるとともに異常を迅速に発見し、速やかな応急体制を図るために情報の収集、連絡体制の整備を図るものとする。

また、異常が発見され、災害が発生する恐れがある場合に、町民及び道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

イ．道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るとともに、道路施設の安全を確保するため必要な体制の整備に努めるものとする。

ウ．道路災害を未然に防止するため、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施するものとする。

エ．職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。

(2) 防災訓練等の実施

防災訓練等の実施については、第３章「風水害等対策」の第２節第６「組織・人づくり」によるほか、道路災害等の情報伝達、活動手順等について徹底を図るとともに、必要に応じ体制の改善等の必要な措置を講ずるものとする。

(3)資機材等の整備

道路災害時に、施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、予め体制、資機材を整備するものとする。

(4)防災知識の普及・啓発

町民及び道路利用者に対して道路災害時の対応等の防災知識の普及・啓発を図るものとする。

(5)再発防止対策

道路災害の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その成果を踏まえ再発防止対策を実施するものとする。

(6)道路交通の安全対策

道路交通の安全のための情報収集を図るものとし、異常が発見され、災害が発生するおそれのある場合には、通行の禁止など必要な措置を行い、町民及び道路利用者に周知するとともに、被災現場及び周辺地域等において、交通安全施設の点検を実施するなど必要な措置を講ずるものとする。

第２　危険物等災害の予防

危険物等災害の発生を未然に防止するため、危険物等の貯蔵・取扱い等を行う事業者（以下「事業者」）及び関係機関の必要な予防対策は次のとおりとする。

内　　容	担　　当
危険物等災害の予防	事業者、日高西部消防組合平取消防署、 門別警察署

1．危険物等災害の予防

(1) 危険物等災害予防

危　険　物	消防法（昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号）第２条第７項に規定されているもの	例：石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）など

ア．事業者は、消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規定の作成、従業者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ．危険物関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の策定等の実施に努めるものとする。

ウ．事業者は、危険物の流出その他の事故が発生したときには、直ちに、流出及び拡散の防止、危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急の措置を講じるとともに、消防機関、警察へ通報するものとする。

エ．日高西部消防組合平取消防署は、消防法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

オ．日高西部消防組合平取消防署は、事業者の自主保安体制確立を図るため、予防規程の作成、従事者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導するものとする。

カ．門別警察署は、必要に応じ、危険物の保管状態、自主保安体制等実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動措置体制の確立を図るものとする。

(2) 高圧ガス災害予防

高　圧　ガ　ス	高圧ガス保安法（昭和 26 年 6 月 7 日法律第 204 号）第２条に規定されているもの	例：液化石油ガス（LPG)、アセチレン、アンモニアなど

ア．事業者は、高圧ガス保安法の定める整備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ．事業者は、高圧ガスの製造施設等が危険な状態になったときは、高圧ガス保安法で定める応急措置を講じるとともに、高圧ガスについて災害が発生したときは、日高振興局又は門別警察署に届け出るものとする。

ウ．門別警察署は、人の生命、身体又は財産に対する危害を予防するため特に必要があるときは、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動措置体制の確立を図るものとする。

エ．門別警察署は、高圧ガスの製造施設等が危険な状態となったとき、又は災害が発生したときの届出があったときは、速やかに北海道警察本部に連絡し、道知事に通報するものとする。

オ.日高西部消防組合平取消防署は、火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防施設等の保守管理、防火管理者等により自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

第３　大規模な火事災害の予防

死傷者が多数発生する等大規模な火事災害の発生を未然に防止するため、それぞれの組織を通して相互に協力し、予防対策を実施するものとする。

内　　容	担　　当
大規模な火事災害の予防	まちづくり課、建設水道課、 日高西部消防組合平取消防署

1．大規模な火事災害の予防

(1) 大規模な火事災害に強いまちづくり

延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の不燃化、空地・緑地等の連続的な配置による延焼遮断地帯の形成等、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。

(2) 火災発生、被害拡大危険区域の把握

災害応急対策の円滑な実施を図るため、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握のうえ、被害想定を作成するよう努める。

(3) 予防査察の実施

多数の人が出入りする、公共施設、病院、事業所等の防火対象物に対して、消防法（昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号）に基づく消防用設備等の整備促進、保守点検の実施及び適正な維持管理について指導する。

(4) 防火管理者制度の推進

防火管理者に関する講習会を開催し、防火管理者の知識向上を図るとともに、防火管理者を定めるべき防火対象物における自衛消防対策の強化を図るため、防火管理者の選任及び消防計画の作成、消防訓練の実施等について指導する。

(5) 防火思想の普及

火災予防運動等を通じて、町民の防火思想の普及、高揚を図る。また、高齢者宅の防火訪問を実施する等、災害時要援護者対策に十分配慮する。

ア．火災予防対策実施期間

春の火災予防運動	4 月 20 日から 4 月 30 日まで
秋の火災予防運動	10 月 15 日から 10 月 31 日まで
歳末特別警戒	12 月 15 日から 12 月 31 日まで

イ．防火思想の普及

○　ポスター、チラシ等の配布及び広報の発行
○　広報車、宣伝車の運行
○　各学校の生徒協力

(6) 自主防災組織の育成強化

自主防災組織の育成強化については、第３章「風水害等対策」の第１節第６「組織・人づくり」による。

(7) 消防体制及び消防水利の整備

消防体制及び消防水利の整備については、第３章「風水害等対策」の第１節第８「消防・救急体制の整備」による。

(8) 防災訓練の実施

防災訓練の実施については、第３章「風水害等対策」の第１節第６「組織・人づくり」による。

(9) 火災警報

火災警報の発令については、第２章「防災組織」の第２節第２「注意報、警報及び火災気象通報」による。

なお、火災警報発令条件は次によるものとする。

振　興　局　名	警　報　発　令　条　件
日　　高	４月、５月及び９月から 11 月までは 実効湿度 73%以下にして、最小湿度 50%以下となり、最大風速 15m/s 以上のとき。 １月から３月まで及び 12 月は 実効湿度 70%以下にして、最小湿度 45%以下となり、最大風速 15m/s 以上のとき。

第４　林野火災の予防

林野火災の発生原因の殆どが人為的によるものであるので、日頃から入林者に対する林野火災の予防意識の向上を図ることが大切であり、林野火災の警戒・注意等の計画の実施及び指導については、次のとおりとする。

内　　容	担　　当
林野火災の予防	まちづくり課、産業課、振内支所、 貫気別支所 日高西部消防組合平取消防署、 日高北部森林管理署

1．林野火災の予防

(1) 林野火災予消防対策協議会

構　成　機　関	平取町、日高北部森林管理署、平取消防団、沙流川森林組合、栄林会、国有林野火災予防日高協力会
協　力　機　関	日高振興局、日高西部消防組合、日高振興局森林室、日高農業改良普及センター、門別警察署、室蘭開発建設部、室蘭建設管理部、 平取町農業協同組合、沙流土地改良区、北海道電力ネットワーク㈱、道南バス㈱、平取町商工会、猟友会沙流川支部、町内各郵便局、 町内各小中高等学校

(2) 林野火災予防対策

ア．林野火災予防対策実施期間

実　施　期　間	4月1日から6月10日まで
林野火災予防強調期間	4月1日から5月31日まで
無　煙　の　日	4月10日、20日、30日、5月10日、20日、30日

イ．一般入林者対策

登山、ハイキング、山菜採取、魚釣等の入林者への対策として、指導・取り締りを行う。

○　タバコ、たき火の不始末による出火の危険性の周知
○　入林の許可・届出等についての指導
○　火災警報発令又は気象条件の急変による入林の制限
○　観光関係者による予防知識の啓発

ウ．火入対策

林野火災予防対策実施期間中の火入れは極力避けるようにするとともに、火入れを行うものに対して指導する。

○　火入れ方法の指導
○　火災警報発令又は気象条件の急変時の火入れ中止
○　火入れ跡地の完全消火の徹底
○　火入れに該当しないたき火等の焼却行為についての指導

エ．予防思想の普及

○　ポスター、チラシ等の配布及び広報の発行 ○　広報車、宣伝車の運行 ○　各学校の生徒協力

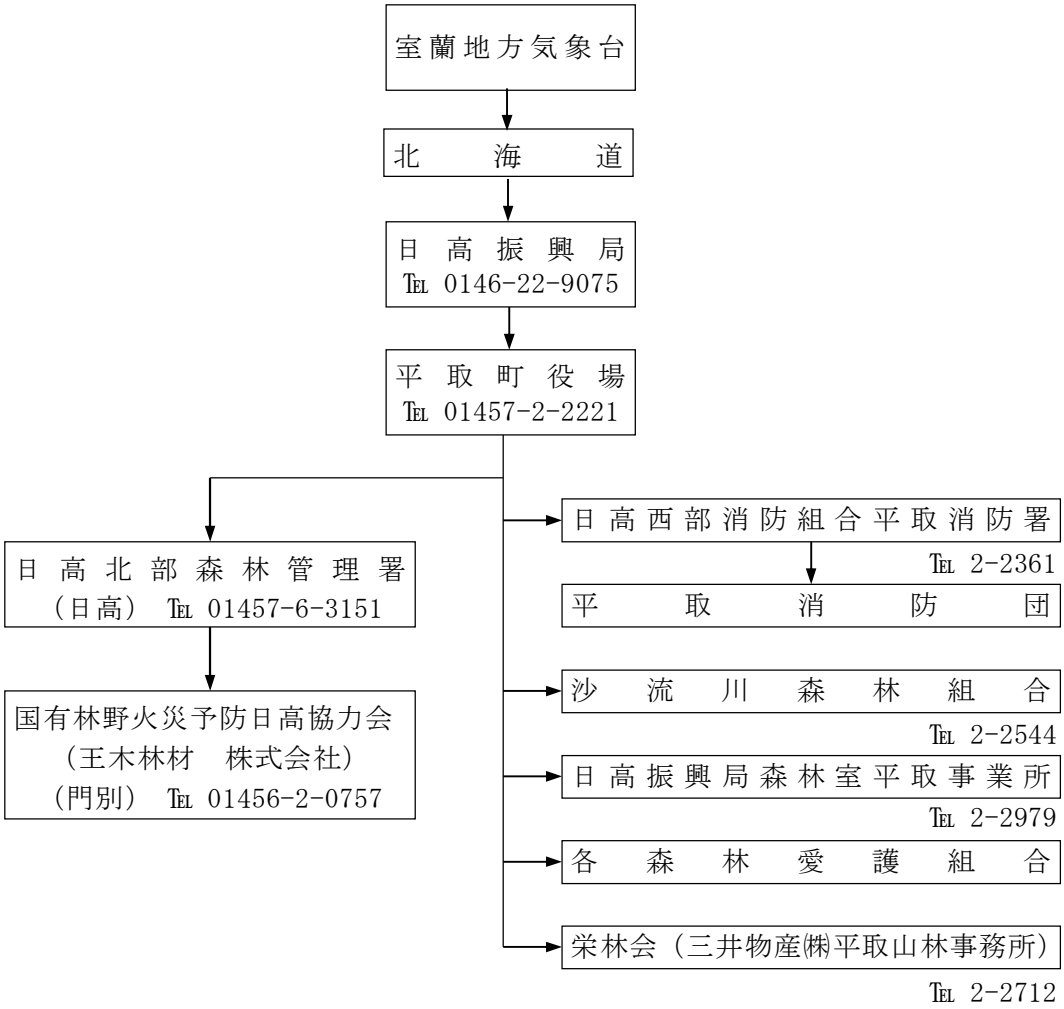
オ．消火資機材等の整備

○　地域に適合した機材の配備 ○　空中消火剤の備蓄

(3) 林野火災気象通報

林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として行い、その伝達系統は次のとおりである。

なお、町長は通報を受けた時又は気象の状況が火災の予防上であると認めるときは、条例に基づく林野火災注意報のほか、消防法（昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号）第 22 条第 3 項の規定に基づく火災に関する警報のうち、林野火災の予防を目的とした林野火災警報を発することができる。



※資料編　森林愛護組合連絡先一覧

第２節　　災害応急対策計画

第１　　道路災害対策

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の対策は、次のとおりとする。

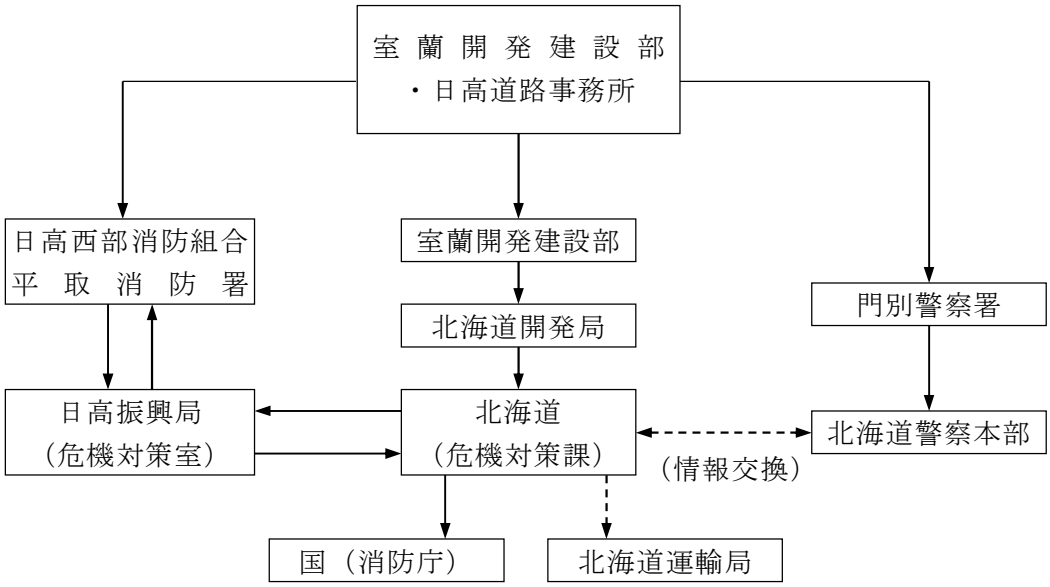
項　　目	内　　容	担　　当
道路災害対策	道路災害発生の連絡系統	道路管理者、総務対策部、 日高西部消防組合平取消防署、門別警察署
	災害広報	道路管理者、総務対策部、民生対策部、 日高西部消防組合平取消防署、 門別警察署、その他関係機関
	応急活動体制	各担当部
	救助救出活動	道路管理者、日高西部消防組合平取消防署、 平取消防団、民生対策部、医療対策部
	医療救護活動	道路管理者、保健福祉対策部、医療対策部、 日高西部消防組合平取消防署
	消防活動	道路管理者、総務対策部、 日高西部消防組合平取消防署、 平取消防団、門別警察署
	行方不明者の捜索及び死体の収容等	民生対策部、総務対策部、 日高西部消防組合平取消防署、平取消防団
	交通規制	道路管理者、門別警察署、 総務対策部、建設対策部
	危険物流出対策	各関係部
	自衛隊派遣要請	総務対策部
	広域応援	総務対策部、各担当部

1. 道路災害発生の連絡系統

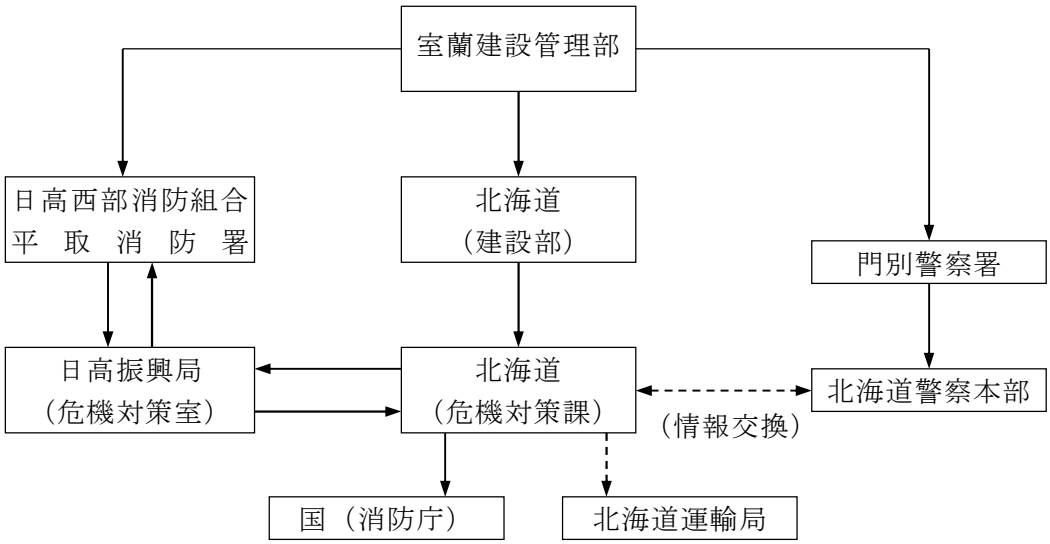
関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保し、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡して、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

また、道路災害発生の連絡系統は次のとおりとする。

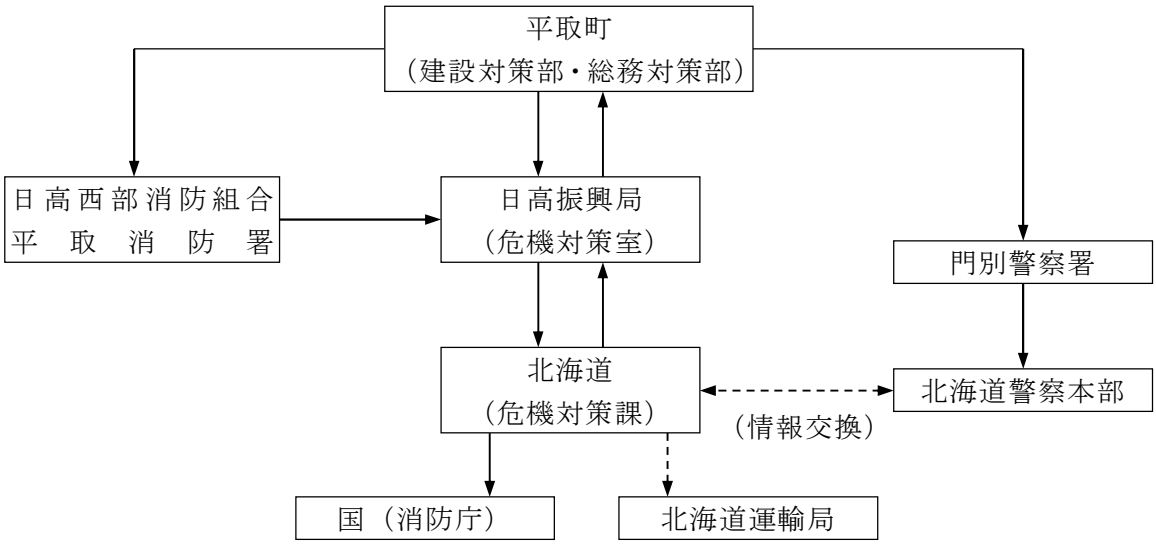
(1) 国の管理する道路



(2) 道の管理する道路



(3) 町の管理する道路



2. 災害広報

道路利用者及び被災者家族等、並びに町民に対して行う広報は、第３章「風水害等対策」の第２節第４「災害広報」によるほか、道路管理者、総務対策部、及び門別警察署は、次の広報を行うものとする。

(1) 被災者家族等への広報

被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく適切に提供するものとする。

○　道路災害の状況
○　家族等の安否情報
○　医療機関等の情報
○　関係機関等の災害応急対策に関する情報
○　その他必要な事項

(2) 道路利用者及び町民への広報

報道機関、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

○　道路災害の状況
○　被災者の安否情報
○　医療機関等の情報
○　関係機関等の災害応急対策に関する情報
○　施設等の復旧状況
○　避難の必要性等、地域に与える影響
○　その他必要な事項

3. 応急活動体制

町長は、道路災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、その状況に応じ、第２章「防災組織」の第１節第３「職員の動員配備」により応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

4. 救助救出活動

道路災害時における救助救出活動については、道路管理者が行う初期救助活動のほか、第３章「風水害等対策」の第２節第７「救助・捜査」により実施する。

5. 医療救護活動

道路災害時における医療救護活動については、第３章「風水害等対策」の第２節第８「応急医療救護」によるほか、道路管理者も、関係機関による迅速、かつ、的確な救護の初期活動が行われるよう協力するものとする。

6. 消防活動

(1) 道路管理者

道路災害による火災の発生に関しては、消防機関による迅速、かつ、的確な初期消火活動が行われるよう協力するものとする。

(2) 日高西部消防組合平取消防署

道路災害時における消防活動については、第３章「風水害等対策」の第２節第６「消防活動」によるほか、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて第３章「風水害等対策」の第２節第９「警戒区域の設定・避難活動・避難所運営」により、消防警戒区域を設定するものとする。

7. 行方不明者の捜索及び死体の収容等

道路災害時における行方不明者の捜索及び死体の収容等については、第３章「風水害等対策」の第２節第７「救助・捜査」及び、第３章「風水害等対策」の第２節第１０「遺体の処理・埋葬」により実施するものとする。

8. 交通規制

道路災害時における交通規制については、第３章「風水害等対策」の第２節第１１「交通対策・緊急輸送」によるほか、次により実施するものとする。

(1) 門別警察署

道路災害発生地に通じる道路及び周辺道路等において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行うものとする。

(2) 道路管理者

自己の管理する道路において、災害の拡大防止及び交通の確保なため必要な交通規制を行う。

9. 危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、又はその恐れがある場合は、第５章「事故災害対策」の第２節第２「危険物等災害対策」により速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

10. 自衛隊派遣要請

災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第３章「風水害等対策」の第２節第５「応急・派遣要請と受入れ」により、自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

11. 広域応援

災害の規模により、北海道、各市町村、各種団体等の応援が必要な場合は、第３章「風水害等対策」の第２節第５「応急・派遣要請と受入れ」により、応援を要請するものとする。

第２　危険物等災害対策

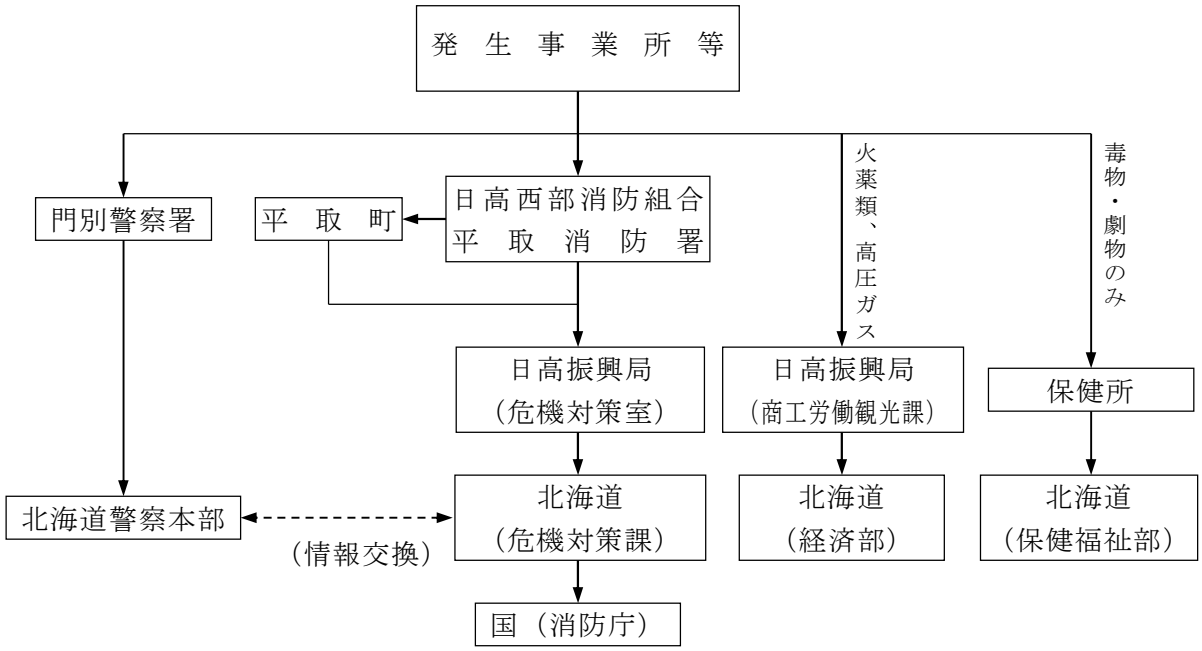
危険物等の漏洩、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生する等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の対策は、次のとおりとする。

項　　目	内　　容	担　　当
危険物等災害対策	危険物等災害発生の連絡系統	日高西部消防組合平取消防署、総務対策部、門別警察署
	災害広報	事業者総務対策部、民生対策部、 日高西部消防組合平取消防署、門別警察署、その他関係機関
	応急活動体制	各担当部
	災害拡大防止	事業者
	消防活動	事業者、日高西部消防組合平取消防署、平取消防団、 門別警察署、総務対策部
	避難措置	総務対策部、民生対策部、日高西部消防組合平取消防署、 平取消防団、門別警察署
	救助救出及び医療救護活動等	民生対策部、医療対策部、総務対策部、 日高西部消防組合平取消防署、平取消防団
	交通規制	門別警察署、総務対策部、建設対策部
	自衛隊派遣要請	総務対策部
	広域応援	総務対策部、各担当部

1. 危険物等災害発生の連絡系統

関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保し、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡して、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

また、危険物等災害発生の連絡系統は次のとおりとする。



2. 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者家族等及び町民に対して行う広報は、第３章「風水害等対策」の第２節第４「災害広報」によるほか、事業所及び総務対策部は次の広報を行うものとする。

(1) 被災者家族等への広報

被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく適切に提供するものとする。

○　災害の状況
○　家族等の安否情報
○　危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
○　医療機関等の情報
○　関係機関等の実施する応急対策の概要
○　その他必要な事項

(2) 町民への広報

報道機関、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

○　災害の状況
○　被災者の安否情報
○　危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
○　医療機関等の情報
○　関係機関等の実施する応急対策の概要
○　避難の必要性等、地域に与える影響
○　その他必要な事項

3. 応急活動体制

町長は、危険物等災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、災害応急対策を円滑に実施するため、必要に応じ第２章「防災組織」の第１節第３「職員の動員配備」により応急体制を整え、町に係る災害応急対策を実施するものとする。

4. 災害拡大防止

事業者は、災害の拡大防止を図るため、爆発性・引火性・有毒性等の危険物等の性状を十分に把握し、的確な応急措置等を講じるものとする。

5. 消防活動

(1) 事業者

消防機関の現場到着までの間に、自衛消防組織等によりその延焼拡大を最小限度に抑える等消防活動に努めるものとする。

(2) 日高西部消防組合平取消防署

危険物等災害における消防活動については、第３章「風水害等対策」の第２節第６「消防活動」によるほか、次により行う。

ア．事業者との緊密な連携を図り、化学消防車、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等を活用し、危険物等の性状に合った適切な消防活動を実施するものとする。

イ．消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて第３章「風水害等対策」の第２節第９「警戒区域の設定・避難活動・避難所運営」により、消防警戒区域を設定するものとする。

6. 避難措置

人命の安全を確保するため、第３章「風水害等対策」の第２節第９「警戒区域の設定・避難活動・避難所運営」により、爆発性・引火性・有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施するものとする。

7. 救助救出及び医療救護活動等

危険物等災害における救助救出及び医療救護活動、並びに行方不明者の捜査、死体の収容、埋葬等は、第３章「風水害等対策」の第２節第７「救助・捜査」、第３章「風水害等対策」の第２節第８「応急医療救護」、第３章「風水害等対策」の第２節第１０「遺体の処理・埋葬」により実施するものとする。

8. 交通規制

門別警察署は、第３章「風水害等対策」の第２節第１１「交通対策・緊急輸送」により、必要な交通規制を行うものとする。

9. 自衛隊派遣要請

災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第３章「風水害等対策」の第２節第５「応急・派遣要請と受入れ」により、自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

10. 広域応援

災害の規模により、北海道、各市町村、各種団体等の応援が必要な場合は、第３章「風水害等対策」の第２節第５「応急・派遣要請と受入れ」により、応援を要請するものとする。

第３　大規模な火事災害対策

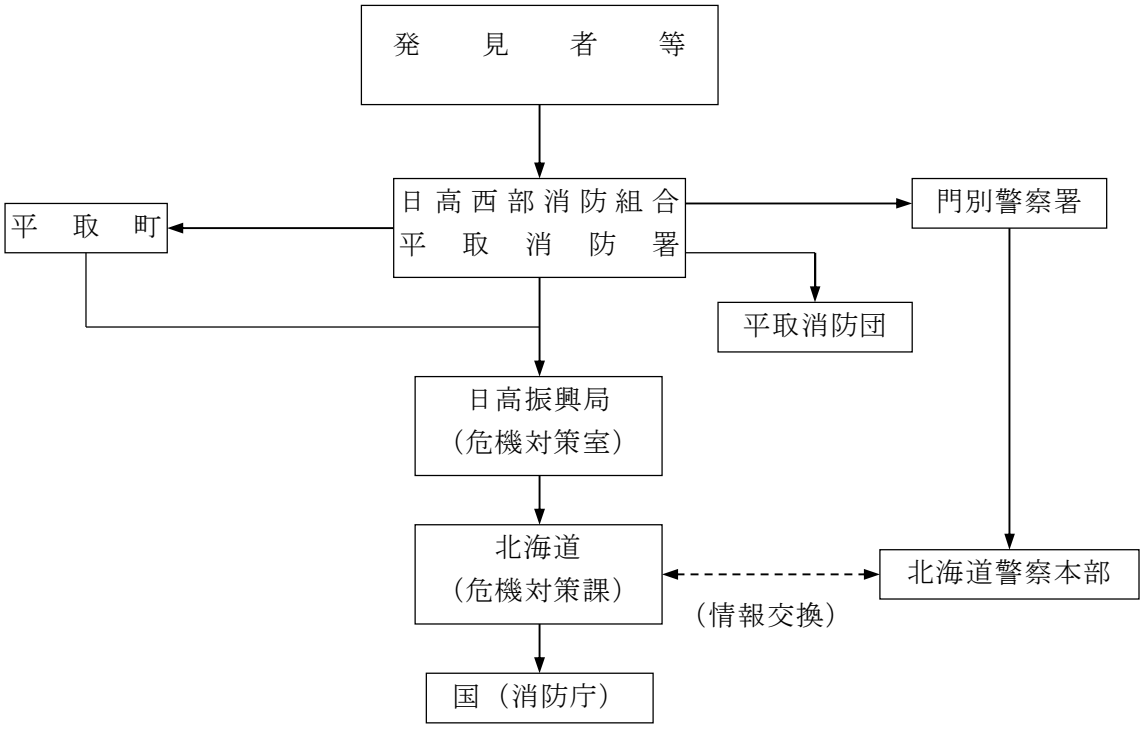
死傷者が多数発生する等大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るための対策は、次のとおりとする。

項　　目	内　　容	担　　当
大規模な火事災害対策	大規模な火事災害発生の連絡系統	日高西部消防組合平取消防署、平取消防団、総務対策部、門別警察署
	災害広報	総務対策部、民生対策部、日高西部消防組合平取消防署、門別警察署、その他関係機関
	応急活動体制	各担当部
	消防活動	日高西部消防組合平取消防署、平取消防団
	避難措置	総務対策部、民生対策部、日高西部消防組合平取消防署、平取消防団、門別警察署
	救助救出及び医療救護活動等	民生対策部、医療対策部、総務対策部、日高西部消防組合平取消防署、平取消防団
	交通規制	門別警察署、総務対策部、建設対策部
	自衛隊派遣要請	総務対策部
	広域応援	総務対策部、各担当部

1. 大規模な火事災害発生の連絡系統

関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保し、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡して、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

大規模な火事災害発生の連絡系統は次のとおりとする。



2. 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者家族等及び町民に対して行う広報は、第３章「風水害等対策」の第２節第４「災害広報」によるほか、総務対策部は次の広報を行うものとする。

(1) 被災者家族等への広報

被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく適切に提供するものとする。

○　災害の状況
○　家族等の安否情報
○　医療機関等の情報
○　関係機関等の実施する応急対策の概要
○　その他必要な事項

(2) 町民への広報

報道機関、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

○　災害の状況
○　被災者の安否情報
○　医療機関等の情報
○　関係機関等の実施する応急対策の概要
○　避難の必要性等、地域に与える影響
○　その他必要な事項

3. 応急活動体制

町長は、大規模な火事災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、災害応急対策を円滑に実施するため、必要に応じ第２章「防災組織」の第１節第３「職員の動員配備」により応急体制を整え、町に係る災害応急対策を実施するものとする。

4. 消防活動

大規模な火事災害における消防活動については、第３章「風水害等対策」の第２節第６「消防活動」によるほか、次により行う。

(1) 現場活動情報等の連絡調整を行い、速やかに火災の状況を把握する。

(2) 避難場所・避難通路の確保及び重要かつ危険度の高い箇所・地域を優先しながら活動を実施する。

(3) 消火、飛火警戒等においては、近隣住民、自主防災組織等の協力を得て、効果的な活動を実施する。

5. 避難措置

人命の安全を確保するため、第３章「風水害等対策」の第２節第９「警戒区域の設定・避難活動・避難所運営」により、必要な避難措置を実施するものとする。

6. 救助救出及び医療救護活動

大規模な火事災害における救助救出及び医療救護活動、並びに行方不明者の捜査、死体の収容、埋葬等は、第３章「風水害等対策」の第２節第７「救助・捜査」、第３章「風水害等対策」の第２節第８「応急医療救護」、第３章「風水害等対策」の第２節第１０「遺体の処理・埋葬」により実施するものとする。

7. 交通規制

門別警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第３章「風水害等対策」の第２節第１１「交通対策・緊急輸送」により必要な交通規制を行うものとする。

8. 自衛隊派遣要請

災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第３章「風水害等対策」の第２節第５「応急・派遣要請と受入れ」により、自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

9. 広域応援

災害の規模により、北海道、各市町村、各種団体等の応援が必要な場合は、第３章「風水害等対策」の第２節第５「応急・派遣要請と受入れ」により、応援を要請するものとする。

第４　林野火災対策

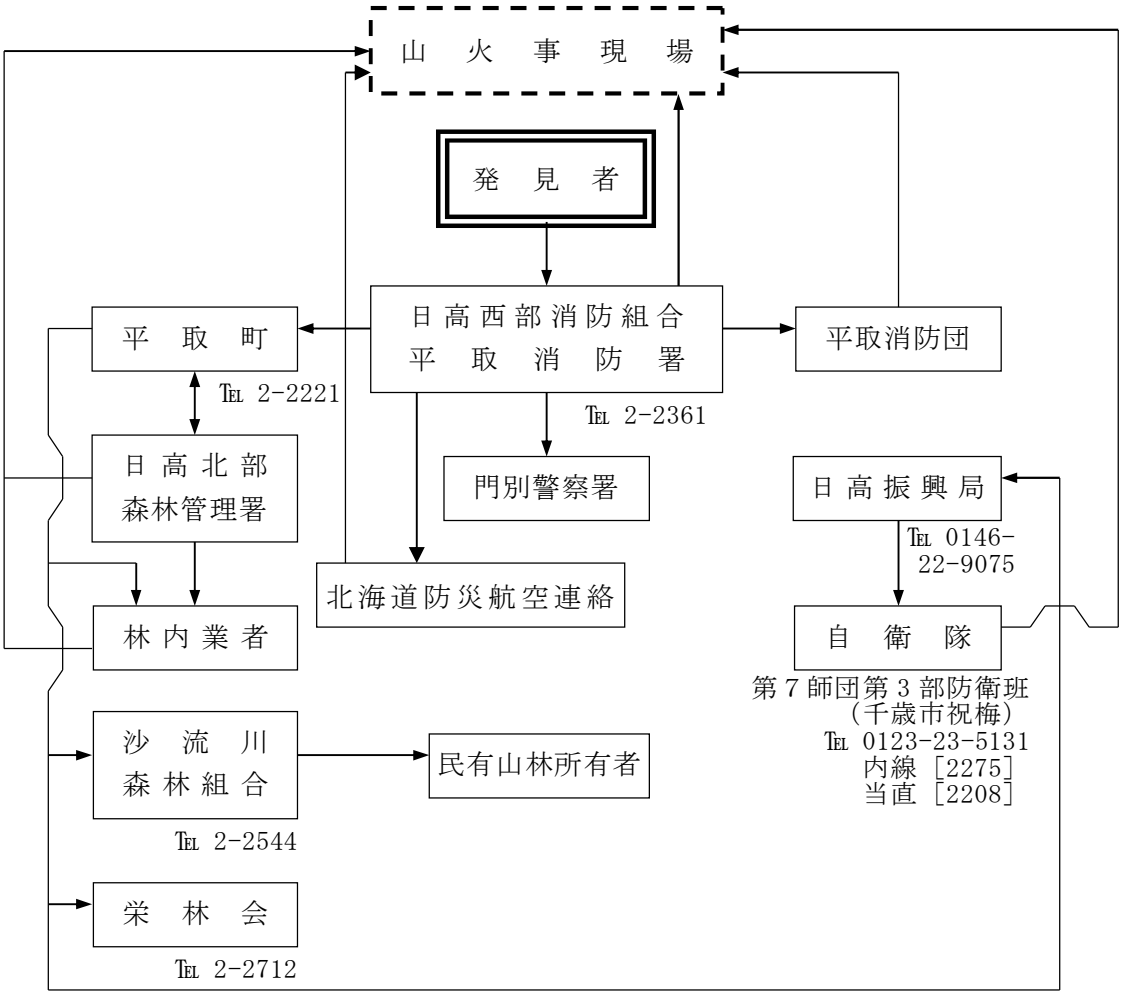
林野火災等の対策については、情報の連絡体制の確立と消火体制の強化を図ることが重要であり、関係機関相互の通報・連絡、消火体制については、次のとおりとする。

項　目	内　容	担　当
林野火災対策	林野火災発生の連絡系統	日高西部消防組合平取消防署、平取消防団、総務対策部、門別警察署
	災害広報	総務対策部、民生対策部、日高西部消防組合平取消防署、門別警察署、その他関係機関
	応急活動体制	各担当部
	消防活動	日高西部消防組合平取消防署、平取消防団、日高北部森林管理署
	避難措置	総務対策部、民生対策部、日高西部消防組合平取消防署、平取消防団、門別警察署
	交通規制	門別警察署、総務対策部建設対策部
	自衛隊派遣要請	総務対策部
	広域応援	総務対策部、各担当部
	原因の調査報告	産業対策部

1. 林野火災発生の連絡系統

林野火災発見者は迅速に通報することとし、関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保し、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡して、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

また、林野火災発生の連絡系統は次のとおりとする。



2. 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者家族等及び町民に対して行う広報は、第３章「風水害等対策」の第２節第４「災害広報」によるほか、総務対策部は次の広報を行うものとする。

(1) 被災者家族等への広報

被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく適切に提供するものとする。

○　災害の状況
○　家族等の安否情報
○　医療機関等の情報
○　関係機関等の実施する応急対策の概要
○　その他必要な事項

(2) 町民への広報

報道機関、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

○　災害の状況
○　被災者の安否情報
○　医療機関等の情報
○　関係機関等の実施する応急対策の概要
○　避難の必要性等、地域に与える影響
○　その他必要な事項

3. 応急活動体制

町長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、必要に応じ第２章「防災組織」の第１節第３「職員の動員配備」により応急体制を整え、町に係る災害応急対策を実施するものとする。

4. 消防活動

林野火災における消防活動については、第３章「風水害等対策」の第２節第６「消防活動」によるほか、次により行う。

(1) 適切な消火部隊の配置、森林愛護組合等の出動協力等により、効果的な地上消火を行うものとする。

(2) 町及び日高北部森林管理署は、消火活動について関係機関と協力し実施するが、消火が困難な場合には、第３章「風水害等対策」の第２節第５「応急・派遣要請と受入れ」により、ヘリコプターの要請等により空中消火を実施する。

(3) 地上消火にあたっては、滑落や落石、火煙に囲まれる危険性等の山間地特有の安全管理を周知徹底するものとする。

空中消火にあたっては、消防機関及び関係機関との情報共有を十分に行い、連携の円滑化及び安全性の確保を図るものとする。

【自衛隊出動の場合の消火剤等輸送体制】

① 胆振東部森林管理署（℡ 0144-82-2161）
胆振東部森林管理署で消火剤と技術者派遣
② 石狩森林管理署（℡ 011-563-6111）
石狩森林管理署で消火剤と技術者派遣
③ 日高森づくりセンター（℡ 0146-22-2451）
日高森づくりセンターで消火剤と技術者派遣

5. 避難措置

人命の安全を確保するため、第３章「風水害等対策」の第２節第９「警戒区域の設定・避難活動・避難所運営」により、必要な避難措置を実施するものとする。

6. 交通規制

門別警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第３章「風水害等対策」の第２節第１１「交通対策・緊急輸送」により必要な交通規制を行うものとする。

7. 自衛隊派遣要請

災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第３章「風水害等対策」の第２節第５「応急・派遣要請と受入れ」により、自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

9. 広域応援

災害の規模により、北海道、各市町村、各種団体等の応援が必要な場合は、第３章「風水害等対策」の第２節第５「応急・派遣要請と受入れ」により、応援を要請するものとする。

10. 原因の調査報告

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）及び消防法に基づき林野火災の発生原因の調査を行う。又、調査結果は振興局に報告する。

第３節　　災害復旧計画

第１　　事故災害の復旧

対　　策	担　　当
事故災害の復旧	関係各課

1. 事故災害の復旧

事故災害の復旧については、第３章「風水害等対策」の第３節「災害復旧計画」によるものとする。

また、町の管理する道路災害の復旧については、下記の事項に留意して迅速な道路施設の復旧に努めるものとする。

○ 道路の被災に伴う障害物の除去、仮設等の応急復旧を迅速、かつ、的確に行い、早期の道路交通の確保に努めるものとする。
○ 関係機関と協力し、予め定められた物資・資材の調達計画、人材の応援計画等を活用するなどして、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行うものとする。
○ 類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。
○ 災害復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明確化するよう努めるものとする。